今宿内小土呂、砂子、新宿、久根崎四ヶ町にわかてり。相傳ふ、昔は今の宿内の地大抵砂子、久根崎二村の地なりしが、御打入の後長谷川七左衞門長綱承りにて、町の地割を改め人馬の役を命ぜり。此時土地のさま大に古を變ぜり。されど其頃の町家は今の砂子、久根崎の二町のみにて、南の方小土呂町と砂子、久根崎の間新宿町の地とは猶繩手なり。此時よりして人馬の役ありといへども、それも神奈川、品川二宿の間往來の人馬を僅に給するのみにて、旅宿などはあらざりしが、この二宿の間五里の行程を隔てゝ、とかく旅人の便あしければとて、寛永四年命ありてつひに宿驛とは定められき。ときに宿の戸數乏しくして役にたへず。願上げて小土呂、新宿の二村をも宿内へ加へしより、今の如く四ヶ町となりしと。これによれば御打入より前に宿内の地、四ヶ村なりしを寛永年中より合せて一宿とせしといはんか。按ずるに川崎の地名は古きものに見えたるもあれど、四ヶ村の名は多く見えず。恐らくは古來四ヶ村を總て川崎郷と唱へしを、後に其内の小名を以て砂子村、小土呂村などとは唱へたりけん。それを一旦四ヶ村に分ちたれど、後に又合せて一宿とせしなるべし。文明十三年太田左衞門大夫入道道灌が平安紀行に『河崎と云ふ海近き宿にて使など跡にやりて、こゝにてしばしやすらへば長光寺の日耀上人、くだものなど僧にもたせて贈りたまひぬ。馬むけんと立物するに洲崎にかさゝぎ立てりければ、(朝ぼらけ霞うながす川崎に波と見るまでたてるしらさぎ)。』とあり。今宿内旅宿四十四軒、總軒別百五十一烟なり。地子免の地三町三段三畝十歩にして、其左右に耕地あり。其四至は東の方大師河原、堀之内の二村に隣り、南は渡田、小田の二村にて、東南の隅には中島及び大島の二村に接し、西は南河原、矢向の村々にて、西南は纔に市場村に交はれり。北は南河原、小向の二村、東北は荏原郡八幡塚村にて、多くは多磨川を界とせり。東西三十町、南北は二十七八町に及べり。海道は南の方市場村より入りて、北の方八幡塚村に達す。長二十四町三十六間、此内多磨川の幅百五間、家々軒を竝べたる所十四町二十四間、竝木の間五百九間、道幅は三間半より五間に至れり。往還の西側に十五ヶ所の横町あり。東側にも又十六ヶ所の横町あり。宿内を始めとして耕地に至るまで、總て平地にして土性は多く眞土なり。宿内宗三寺の傳によれば、鎌倉右大將頼朝時代、佐々木四郎左衞門高綱當所を領せしと云ふ。東鑑文應二年弘長元年なり。五月十三日、佐々木壹岐前司泰綱、澁谷太郎左衞門尉武重と口論の條に泰綱の云『先祖佐々木判官定綱。奉逢于右大將軍草創御代。抽度々勳功。兄弟五人之間。令補十七箇國守護職云々。』是を以て考ふるに宗三寺の傳へ據るあるに似たり。遙の後小田原北條氏分國の頃は、その家人間宮豐前守信盛、當所を領してこゝに住せり。永祿二年の役帳には信盛が孫、豐前守康俊六十六貫九百七十六文を領せしこと及び鵜田新三郎が知行當所の内萬秀院及び六郷の内にて二貫八百五十文、其餘大珠寺分五貫文、これ又川崎に伏すと記せり。萬秀院、大珠寺は今二寺ともに廢せしにや詳ならず。御打入の時久保田藤五郎吉政へ當所を賜はりしが、慶長六年より總て御料所となり、小泉次太夫吉次支配せり。其後伊奈半十郎忠治が御預所となり、子孫世々支配せしが寛政四年より大貫次右衞門光豐支配せり。

高札場 砂子町の内西側にあり。

小土呂町 宿の南の方なり。昔は此町の邊は多く砂子村の地にして、小土呂の地先僅に犬牙せしと云ふ。其頃は居村も渡田村の方へよりて住居せしが、寛永四年宿驛となりし時、此町竝へ移住せしと云

ふ。往還長さ三町十四間あり。

教安寺 西側にて往還より三十二間程奥の方にあり。一乘山究竟院と號す。淨土宗江戸芝增上寺の末寺なり。開山僧教安。寂年詳ならず。現在までの世數十七代に及ぶと云ふときは。開闢の年歷も推して知るべし。本堂七間に六間半。東南へ向へり。本尊は三尊彌陀。木の座像なり。長三尺ばかり。脇士は長二尺ばかりにて立像なり。　鐘樓 一間四方。鐘の徑一尺五寸。第三世の僧在住の頃天正十八年七月四日鑄しよしを刻するのみにて銘文はなし。　天神、稻荷合社 門を入りて左にあり。小社なり。　地藏堂 同じ竝びにあり。　觀音堂 是も同じ竝びにあり。僅なる堂なり。

砂子町　小土呂町の北に續けり。當所宗三寺の緣起を閲るに、此地名の起りは延暦年中本尊藥師出現の時、此邊すべて海濱にて然るべき家もなかりしかば、砂子をかき寄せて其上に安置せり。是より打續きて土地繁昌せしにより、終に砂子村と號すといへり。されど古き世の事なれば、實に然りとも云ひ難し。其後の事は總て傳ふる所なし。たゞ太田道灌が平安紀行に『いさこと云ふ所にて、(かもめいるいさこの里を來て見れば遙にかよふ奥津浦風)。』とよみしこと見えたり。されど總ての地名は川崎と號して、砂子と云ふは小名なること勿論なるべし。今往還の長さ四町二十三間、左右に人家軒を連ねたり。

佐々木社 東側にて養光寺の南に隣れり。宿内宗三寺の記錄を閲るに鎌倉將軍家の時。佐々木四郎左衞門高綱。近鄕山王社修造の奉行たりし時。先祖の靈をこゝに祀りしと云ふ。按ずるに沙々貴神社は江州蒲生郡に座す式内の神にて。佐々木氏世々の氏神なれば。高綱遙拜のために勸請せしなるべし。又宗三寺の傳によれば後に高綱の靈をも合せ祀りて佐々木大明神と號せりといへり。近き頃までも神體はなかりしを元祿十二年。宗三寺の檀越問宮勒負信常寶劍一口を納めしよりつひに是を神體とせり。此劍に佐々木大明神の六字を鐫れり。社は九尺四方許にして宮作なり。前に鳥居をたつ。例祭は年々九月十九日なり。宗三寺持。　末社　稻荷、秋葉合社 本社に向ひて左にあり。

養光寺 佐々木社の北に隣れり。海榮山と號す。禪宗曹洞派にて宿内宗三寺の末山なり。本堂四間四方。本尊藥師は木の座像にて長三尺。行基菩薩の作なりと云ふ。此藥師は延暦六年海中より波に打ちよせられしを土人取上げて安置せり。それより遙に年を經て宗三寺の本尊として安ぜしが。當所町割の時の事にかありけん。別に當所へ堂を作りて安置し。宗三寺より僧を置きて守らしめしが。彼寺第七世僧指月造營して一寺とせり。故に是を開山とす。此指月は明和元年に寂せしと云ふときは一寺となりしはいと近き世の事なり。門に雨華臺の三字を扁す。

善養寺 是も同じ竝びにて往還より二十四間程奥にあり。淨土宗宿内教安寺の末寺なり。報恩山功德院と號す。開山冬譽は寛文五年七月十八日寂せり。本堂四間四方。西向なり。本尊彌陀。木の座像にて長二尺餘。當寺にて五香散と云ふ藥を製して世に弘む。これ夢想によりて製しはじめし所にして諸病に驗ありといへり。　稻荷社 本堂に向ひて右にあり。　**大德寺** 同じ竝びにて是も往還より二十六間程奥の方にあり。金砂山寶池院と號す。淨土宗江戸芝增上寺の末寺なり。開山深譽。延寶三年七月十六日寂せり。本尊は彌陀。木の立像にて長二尺五寸許。惠心僧都の作と云ふ。客殿五間四方。　金毘羅社 門を入りて右にあり。神體は畫像なり。

宗三寺 北側にて小土呂町の境にあり。往還より奥の方三十二間程に表門たてり。瑞龍山と號す。禪宗曹洞派にて郡中末吉村寶泉寺の末寺なり。寺傳を閲するに鎌倉右大將頼朝の時代。僧領室玄統の開闢する所にして。初めは臨濟宗鎌倉建長寺の末山なり。これよりさきも庵室にて久しく藥師堂を別當せしと云ふ。其藥師は已に前に出せし教安寺の本尊是なり。然るに佐々木四郎左衞門高綱此邊を領せしとき。寺を菩提寺と定め。砂子一村を寄附せしゆゑ頗る寺門繁昌せしと云ふ。按ずるに其頃のことは寺傳にも詳にいはざれば。山號寺號ともに傳はらず。因に云ふ今上總國望陀郡奈良輪村坂戸明神の社頭に古鐘一口あり。其銘文を見るに此河崎庄内勝福寺と云ふ寺の鐘にして。檀越佐々木壹岐守泰綱が名を彫りたればかたゞよしあるに似たり。されど牽強して當寺の舊號とするにあらざれど。しばらく其文を左に記せり。

武州河崎莊內勝福寺鐘銘

蓋聞洪鐘之響者。羅洞之莊嚴。法之聲者。禪侶之知識也。是以勸五千有餘之人。鑄三尺寸餘之鐘。廻向之趣非他。大檀那禪定比丘十阿。幷從五位上行壹岐守源朝臣泰綱。大勸進僧賴俊。想結緣之諸衆除災與樂。現住南山之載保百二十之籌。當生□之寶刹三三品之蓮矣。

合數輩力。鑄一口鐘。響穿庭地。聲滿夏冬。飛禽亡北。走獸轉蹤。佛閣吐月。松房開窮。

弘長三年癸亥二月八日

當寺院主僧隆祖

鑄物師　源有貞

是にても川崎の地佐々木に所緣あること證すべし。又寺傳に『後四百年の星霜を歷て法燈もたえ〻なりしに。天正の頃小田原北條氏の家人間宮豐前守信盛此地に住して近鄕を領せし時。高綱が子孫たるを以て當寺へ八町四方の地を寄附し。己が領地の寺院郡中末吉村寶泉寺第四世僧自山を中興開山とせしとぞ。信盛が法號を瑞龍院雲谷宗三と號す。寺號山號は此法諡の字をとりし。』と云々。按ずるに此寺傳によれば昔の寺は一旦廢して僅に藥師堂及び佐々木社などの存せしを。信盛寺域を寄進して起立せしならん。又信盛を天正年中の人といひ。佐々木高綱が子孫なりと云ふものは誤なり。信盛は高綱が父秀義の兄成賴が庶流にて。北條早雲及び氏綱へ仕へたれば永正。大永の頃の人なるべし。もと佐々木と同族なればゆかりにつきて當寺を起立せしならん。御打入の後宿內地割ありし時。境內もせばまりて今の如くなりしと云ふ。本堂は七間に五間。本尊は釋迦の座像なり。側に中興開基間宮豐前守信盛及び其子豐前守盛賴が法名をしるせし位牌を安ず。　鐘樓　門を入りて右にあり。鐘の銘に云ふ。

蓋有土處無非寺。在寺處不非鐘矣。夫鐘者爲法器之長。得以非可爲外者。其是乎。武城之海南。橘樹郡川崎鄕沙子村。瑞龍山宗三禪刹者。智濟之和上自山之開場也。其前雖在金鐘。今也破焉。嗚乎法者非鐘不行將。其非爲鐸耶。故予刻於志而因以乞於戶戶集手。激門門片錢。而積而以已鐘生故。

銘曰

法器長物　發佛本根　羅云打此　慶喜示痕　一扣如語　再擊欲言　妙音無方　美響雷奔

一聽除惑　普聞破昏　宜顯興化　因是吐吞

時延寶七己未大臘月吉祥日

瑞龍山宗三二世現住比丘昨寅叟謹誌

觀音堂　本堂に向ひて左にあり。三間四面の堂なり。寺傳に云ふ此觀音は佐々木高綱の守本尊なりと。十三年に一度開帳して人に拜せしむ。今近鄕札所三十四番の一なり。　中興開基間宮豐前守信盛墓　本堂の西南に當れる樹下にあり。碑面に『當寺開基雲谷宗三居士』と刻し。左右に『宇田天皇皇子敦實親王拾六代佐々木間宮豐前守入道源康信』とあり。側面に『天和三癸亥年三月廿九日。施主間宮孫兵衞盛重同金五郎盛正』と彫る。この盛重。盛正は父子にてともに大御番衆なりしが。盛正後に亂心して家廢せり。こゝに豐前守が名乘を康信と記せしは誤なり。信盛が玄孫を三郎右衞門康信と云ひしなり。　**觀行院**　北向にあり。天台宗にて往原郡品川宿常行寺の末寺なり。敎主山定相寺と號せり。寺傳に慈覺大師の開基なりといへど疊束なし。客殿三間に二間半。本尊彌陀　木の立像にして長二尺許。又辨天の木像あり。弘法大師の作なりと云ふ。長一尺ばかりの立像なり。　**地藏堂**　門の側にあり。二四方の塗籠なり。地藏は長四尺ばかりの立身にて銅像なり。正德年中に鑄しと云ふ。　**辨天塚**　客殿の後にあり。二間四方ほどの塚なり。塚上に古木あり。社はなし。

妙遠寺　南側にて往還より三十八間程奥にあり。長經山と號す。小杉村妙泉寺より起立せし寺なればかの寺の山號を用ゆと云ふ。日蓮宗にて安房國平郡吉濱村妙本寺の末寺なり。開山日順。寬文八年五月十八日寂せり。本堂五間に六間。西北に向へり。本尊は日蓮の像にて長一尺五寸許の座像なり。　**稻荷社**　堂の後にあり。

川崎壘跡　宗三寺境內の邊なりと云ふ。これ間宮豐前守信盛が住居せし所なり。前にもいへる如くしば〻變革せし地なれば。其

詳なる事は今より知るべからず。

新宿町　砂子町の北の續きなり。是も寛永四年より宿の内へ入りし町なりと云ふ。新宿と云ふは久根崎の宿に對して起りし名なりと云ふ。さればもとより久根崎の端村などにてやありけん。長さ五町十間なり。

一行寺　北側にあり。往還より一町許奥の方にあり。專修山念佛院と號す。淨土宗にて京都知恩院の末寺なり。開山僧顯譽。萬治元年二月廿六日寂せり。客殿五間四方。南向なり。本尊彌陀。木の立像にて長二尺五寸許。慈覺大師の作なりとも行基菩薩の作なりともいへり。　閻魔堂　門を入りて左にあり。九尺に二間。閻魔は木の座像にて長二尺許。

眞福寺　東の側にあり。昔は六郷の渡頭にありしが洪水の時。境内川中へ崩れ入りて其地を失ひしにより今の地に移れりと云ふ。新義眞言宗神奈川宿金藏院の末寺にて瑠璃光山金剛院と號せり。又東照坊とも稱す。客殿五間に七間。本尊藥師。木の座像にて長六寸許。左右に日光月光の二菩薩及び十二神の像あり。各立像にて長六寸許。共に行基菩薩の作なりと云ふ。相傳ふ此藥師は聖武天皇。孝謙天皇御二代の御守護佛として崇敬したまひし所なりと云ふ。其後程なく建立せる寺院なりとぞ。古寺寶に唐佛とも覺しき大日ありて弓削道鏡が崇尊せしと云傳へし尊像なり。又道鏡が所持の獨鈷もありしとぞ。それら皆戰國の時坊舍と同じく回祿にあひて烏有となりしといへり。古記錄も此時失ひしと云ふ。其後至德元年に至りて法印覺眼と云ふ僧再興せしとなり。それより十七世の住持榮譽中興す。此僧は元祿十二年九月廿一日寂せり。　天正社　門を入りて右にあり。　地藏堂　是も同邊にあり。地藏の像は長二尺許。石の立像なり。

久根崎町　新宿町の北の續きにて堤までの間なり。長一町五間あり。此町は砂子町と同じく、宿驛開けしと云ふ。

德泉寺　東側にあり。昔は荏原郡羽田村にありしが。寛永四年の洪水に境内多磨川へ崩れ入りて其地を失ひしにより當所へ移りしと云ふ。淨土眞宗京東六條本願寺の末寺にて羽田山神光院と號せり。開山詳ならず。客殿七間四方。西向なり。本尊彌陀。木の立像にて長二尺。又別に同じ長の彌陀あり。佛師普賢の作なりと云ふ。此像に腹籠りの彌陀の像あり。長一寸八分。是は弘法大師崇敬せし像にて當寺第六世專寥の時當所大師道の神明社にて感得せしと云ふ。

堤外往還　久根崎町より多磨川の涯までの間なり。往還の長さ二十六間。左右の田畑は新宿の地なり。又川の北八幡塚町の續きにも、當所の地少しくかゝれり。

多磨川　村の東北の方を流る。此邊にて或は六郷川とも呼ぶ。是は荏原郡六郷に係る故なり。村の北南河原村より流れ來り東の方堀之内村に達す。潮の滿涸にて川幅替れども大抵百五間より百四十間までなり。洪水の時は二百六十間に至る。　**六郷渡**　大橋跡附東海道往還の内多磨川の渡なり。南の方久根崎堤外の地より荏原郡八幡塚町へ達す。こゝはよほど古き往來にて昔は橋ありしが。永祿十二年武田信玄當國へ働の時。六郷の住人行方彈正が橋をきり落せしこと小田原記に見ゆ。其後久しく再造に及ばざりしを慶長五年命ありて造らしめられ。其後しば〳〵御修造もありしかど。元祿元年七月廿一日の洪水に橋落ちてより永く廢せられて今の如く船渡となれり。猶荏原郡八幡塚村の條に委く出したれば照し見るべし。此渡もとより當宿の持なれば川崎渡とこそ云ふべきをかへりて六郷の名あるは。往昔川崎宿の未ださかりならざる時。八幡塚かへりて賑はひしにより橋も八幡塚の者いろひしゆゑ六郷の名あるべし。八幡塚は六郷の内の一村なり。

高札場　渡の邊往來の北側にあり。渡船の掟を記せし制札をかゝぐ。又川の北八幡塚の接地にも一ケ所あり。是も同制札なり。

小名　田間小名所在及び水利寺社皆宿驛往還外なり。元これ一宿中なれば混同して記す。　西原　宿の南竝木の邊なり。　渡田　同じあたりなり。隣村渡田の接地なれば此名起りしなるべし。　本木　是も同邊なり。　四貫橋　同じ續なり。　中島　新宿町の

裏通なり。　五ケ村砂子小土呂の境をいふ。

川崎用水 市場村の内字三ッ手と云ふ所より流れ來り。村内を過ぎて大島渡田等の村々へ達す。

鵜沼 宿の西にあり。大さ八町九段七畝二十一歩と云ふ。此邊御放鷹の地にて此沼には鵜の多くすめるを以て此名ありといへり。

惡水堀 二　共に水源は鵜沼より流れ出て一流は東の方小土呂砂子の境にあり。石橋の下を流れ長十七町十七間程にて大島村へ入る。一流は砂子町の西裏を流れ長十一町十間にして南河原村に入る。

石埋坈二ヶ所 一ヶ所は砂子町にあり。一は字西原にあり。共に惡水の爲に設く。

掛樋 字五ケ村の内惡水堀の上にあり。長十間横三尺。

堤 南河原村坈より大師河原村坈まで長九百二十間あり。多磨川水除の堤なり。

神明社 小土呂町の耕地にあり。小社にて西南の方に向へり。前に鳥居をたつ。敎安寺の持なり。

稻荷社 是も小土呂町の内にて字本木にあり。小社にて西南に向へり。石の鳥居をたつ。是も同寺の持なり。

稻荷社 砂子町の内なり。此社あるゆゑ字東稻荷とよべり。小社なり。前に木の鳥居をたつ。共に西南に向へり。百姓持。

醫王寺 久根崎町の内東南の耕地にあり。藥王山無量院と號す。天台宗荏原郡品川宿常行寺の末寺なり。開山を春光坊法印祐長とて延暦二十四年二月二十二日寂せし人なりと云ふ。然れば宗祖傳敎大師にまのあたり從ひし人なるにや。此後法燈たえず間宮豐前守信盛が當所に住せし頃祈願所と定めしと云ふ。今本堂七間に六間。本尊藥師。木の座像にて長一尺八寸許。脇士は立像にて長一尺八寸許。其餘十二神將等の像あり。　鐘樓 門を入りて右にあり。二間四方。鐘徑二尺八寸許。高さ五尺程。享保十年十月と彫る。

南河原村 郡の東の方川崎宿の邊にあり。江戸日本橋を距ること四里なり。相傳ふ當村は古多磨川の河原なりしを、荏原郡八幡塚村の農民來りて開墾し、其地勢多磨川の南に當れる處なれば、南河原と名付けしと。されど年代など詳ならず。又其頃は民家も僅二軒なりしに、其後次第に新田を開きて土著せしかば、今は民家九十軒に及びて村内に散在せり。村の四境東より南へかゝりて川崎、堀之内の二村に錯り、西は矢向村、北は戸手、小向の二村及び多磨川を隔てゝ荏原郡八幡塚村なり。東西十二三町、南北四町に餘れり。村内平地にして水田多く陸田少し。此邊は多磨川に傍ひし地なれば水損の患あり。土性は眞土にして砂交れり。御入國の後御料所にして伊奈氏支配し、其後あまた遷替ありて今は大貫次右衞門光豐支配所なり。檢地は元祿十年織田越前守信久糺せり。其後追々新田を開き享保十八年筧播磨守、延享二年神尾若狹守、明和四年辻源五郎、安永二年伊奈半左衞門稅務を定めり。又原野一町三段八畝餘、艮の方多磨川の岸にあり。こゝよりも永錢を貢せり。

高札場 村の東にあり。

小名 河原 村東にあり。　中辻子 村の中程を云ふ。　原辻子 村の西にあり。

多磨川 村の艮にあり。川幅八十二三間。北の方小向村より村内十二町を經て東の方堀之内村にながる。戸手村より入りて水田に沃げり。もと川崎領數村の大用水を近村塚越村にて分水し。其枝流村内にて五筋に分れ流るれば。長幅等一々辨ずるに暇あらず。末は多磨川に入る。

大師河原用水堀 村の艮多磨川堤に傍ひてあり。北の方戸手村と當村との間より村内凡三町を經て堀之内村に至れり。川崎領組合の用水にして。大師河原及び其近村の水田へ沃げるゆゑに此名あり。

用水堀 村の北の方ありて是も戸手村と當村との境なり。村内五百間を經て。多磨川に合せり。

惡水堀 村の北にあること三百間餘にして東の方堀之内村に達す。此堤も戸手及び當村との境なり。

多磨川堤 東北にあり。北の方小向村境より村内に係五間。高さ四尺。川崎領の内十四ヶ町組合にて自普請の所なり。一は長十間。横二間。高四尺五寸。御普請所なり。

坈樋二ヶ所 村の北の方惡水堀にあり。一は長十

女體權現社 村の東南の方にあり。本社六尺に七尺。覆屋二間に一丈。拜殿二間に三間あり。前に石鳥居を建つ。村の鎭守にし

て例祭毎年九月十九日。當村寶藏院持なり。

伊勢宮 村の中程にあり。社四尺に五尺。覆屋七尺に九尺あり。例祭年々正月十六日。是も寶藏院の持なり。

女體社 村の艮の方川除堤の傍にあり。祭神詳ならず。社五尺に七尺。覆屋あり。蓮池女體社とも云ふ。村内寶藏院持なり。

諏訪社 村の西南の方にあり。社地に松樹繁茂せり。本社宮作りにして覆屋あり。當村の鎭守にして例祭年々七月廿七日。千卷陀羅尼を讀誦す。村内本隨寺持なり。

稻荷社 村の艮の方堤外にあり。こゝも社地に松樹多し。本社は宮作りにして覆屋あり。前に木の鳥居を建つ。村民十四軒の鎭守にして村内寶藏院持なり。

道祖神社 村の艮の方にあり。是も同寺の持。

本隨寺 村の東にあり。日蓮宗にて荏原郡池上村本門寺の末。妙光山上光院と號す。開山日現は本門寺世代の内にして永祿四年七月二十一日寂せり。本尊三寶祖師長一尺五六寸なるを安ず。客殿六間四方。南向なり。

七面堂 門を入りて左にあり。

稻荷社 堂の左にあり。前に木の鳥居を建つ。

神明社 門外左にあり。二間半に二間。八幡を相殿とす。境内の鎭守なり。

圓眞寺 村の東にあり。日蓮宗にて安房國小湊誕生寺の末。蓮忠山圓經院と號す。開山は詳ならず。されど天正十八年北條家沒落の時。かの家人齋藤大學助久義といへるもの。此年四月十九日小田原城にて氏直の爲に討死せしを。當寺に於て追善せしよし過去帳に載せたれば。古き世よりの寺なるべし。其後慶長年中蒲田嘉左衞門といへるもの中興開基して今の寺號とせり。是までは圓經院とのみいひしとぞ。嘉左衞門が法號を蓮忠と呼びて寛永七年二月二日死せり。よりて山號とす。今その子孫村民にあり。其時の住職は自證院日詔とよびて元和三年四月十九日寂す。本尊三寶祖師長一尺五寸なるを安ぜり。客殿六間半に七間。南の方に向ふ。

鐘樓 門の左にあり。天明六年の銘文あり。考證に由なければ略せり。

寶藏院 村の西にあり。新義眞言宗にて荏原郡高畑村寶幢院の末。延命山圓明寺と號す。開山開基詳ならず。本尊地藏。座像長一尺あり。客殿六間半に七間なり。南向。

寺寶 普賢畫像一軸。弘法大師筆一軸。晴雨曼陀羅一軸栂尾妙惠の筆なり。寺僧の話に當村旱魃の時。是を出し經を讀誦して雨を乞へば。いかなる旱にも奇特あり。其時農民等頭に龍頭を戴き。笛及び太鼓等の鳴物をまじへて。村内より川崎宿の渡船場にいたり。それより驛中を廻り小土呂町より村内に歸ること例なりと云ふ。

阿彌陀堂 村の西にあり。四間に五間。淨光庵と號して川崎宿敎安寺の持なり。

戸手村　南河原村の竝びにあり。小田原家人所領役帳に小机戸手内とあれば、其頃は小机庄なるべし。江戸日本橋まで行程五里。村の四境東は多磨川堤を境として南河原村なり。南も同村に隣り、西は塚越及び古川の二村に接し、北は矢向及び小向村なり。東西十町程、南北四町許。又小向村の内飛地五六段あり。民家五十六軒。地形東西及び南の三方は平地にして一圓に低く、北の方のみ少く高し。されば、やゝもすれば水損の患あり。土性は眞土にて水田多く陸田は僅なり。此邊農業のいとまに生産の資とするもの梨木を植ゑて其菓實をとり、江戸へ鬻げり。當時開發の年歷は傳へざれど、井上氏、比留間氏のもの初めて開發せりと。今村内に其子孫あり。小田原役帳に『十五貫文。中田加賀守知行、小机戸手内岩本右近分。』とあり。永祿の頃かくいへば古き村名なること知るべし。御入國の後は御料所にて、伊奈半十郎忠治が家にて代々支配し、それより久世大和守領地となれり。其賜ひし年歷は傳はらず。程なく又御料所となり、朝倉半十郎が支配の時、享保二年有章院殿御靈屋料となり、今に彼の御料につけらる。檢地は寛永二十一年八月、伊奈半左衞門糺して貢稅を定めり。

高札場 村の坤の方川除堤の上にあり。

小名　西ノ原 村の西にあり。　下河原 村の艮にあり。　原耕地 是も艮の方にあり。　古川落 村の乾にあり。　遠藤耕地 村の艮の方にあり。

池 村の坤の方にあり。無名の池なり。廣さ七八段あり。當町及び南河原村入會の地なり。

川崎大用水 塚越村内にて分水し。

當村及び南河原村等の水田に沃げり。**大師河原用水** 村の北より東へ屈曲してあり。乾の方古川村より村内十町許を經て巽の方南河原村に貫けり。堀幅九尺。これ川崎領の用水路にして專ら大師河原村邊にて用ゆれば此名あり。されど此用水は當村の用水には引用ひず。**惡水堀** 村の南にあり。西の村境より流れ入り屈曲して東へ至り。水除堤の傍にて大師河原用水堀にあふ。是當村及び南河原の惡水を落せり。堀幅五尺なり。**多磨川堤** 村東にて南河原村の堺なり。北の方小向村より南の方南河原村に貫けり。長さ百間に餘れり。**坑樋** 村の巽の方川崎領組合の用水堀にありて惡水此所より落す。長十四間。横二尺。高さ一尺二寸。自普請所なり。

神明社 字西ノ原にあり。社地には松杉の古樹繁茂せり。社二間四方。春日。八幡の二座を相殿とす。前に木の鳥居あり。村内鎭守にて例祭年々八月十六日。南河原村寶藏院持なり。**女體權現社** 遠藤耕地にあり。是も寶藏院持なり。**稻荷社** 飛地にあり。小なる石の鳥居をたつ。南向なり。南河原村寶藏院持。**稻荷社** 村の西にあり。前に木の鳥居を建つ。村持。

靜應寺 村の坤の方にあり。曹洞宗上末吉村寶泉寺の末。福聚山と號す。當寺は此村の里正鄉右衞門が先祖藏人といへるもの開基せり。かれが法名を靜國翁道閑居士と號し。天正十六年七月二日死せり。開山は識翁と號す。本寺の歷代五世に當れる僧にして慶長十九年十一月晦日示寂す。本尊釋迦座像長一尺一寸なるを安ぜり。客殿六間半に五間半。東向なり。**正敎寺** 字西ノ原にあり。日蓮宗にて荏原郡池上村本門寺の末山なり。顯妙山と號す。當寺は村民三郎右衞門の祖。是も三郎右衞門といひしもの開基せり。此人は氏を比留間とよび。慶長十四年二月十五日死せり。法名を了知院宗察日秀といへり。開山は本寺十四世日詔なり。本尊三寶を安ず。客殿六間に五間半。南向なり。

小向村 川崎宿の西にあり。今鄉庄の唱は失ひたれど、土人或は昔時稻毛領なりとも語り傳ふれば、若くは稻毛の庄の謬りにや。又多磨郡鎌田村の百姓太左衞門が家に藏する永祿元年北條氏康より、彼が先祖石井八太夫に與へし文書に『小机之内北向大道寺一跡二十貫八十文餘之事』とあり。然るに郡内及び都筑郡に小机庄ありて、北向と云ふ地名なし。よりて思ふに古は北向と號せしを、後に『小』の字に改めしにや。はた『北』の字の草書『小』の字に似たれば、誤り書せしこともあるにや。又隣村戸手村は小机に隸せしよし、小田原家人役帳に記したれば、恐らくは當村も古は同庄なるべし。村内なべて平衍にして砂錯りたる眞土なり。大抵東西へ八町、南北四町餘。南は戸手、南河原の二村に接し、西は下平間、古川に竝び、艮は多磨川に限りて川の向は荏原郡高畑、古市場の二村なり。此村開墾を詳にせず。前にいへる氏康の文書あるときは、小田原家人の所領なりしこと論なかるべし。又土人の話に往昔田中、加治、高橋、廣澤、安西、荒井、齋藤、榎本、野崎、石渡などいひしもの、こぞりて此ほとりの荒野を新墾せりと。此中高橋、安西、荒井、齋藤、榎本、石渡等の諸氏は北條家麾下の士に見えたれば、若くは其子孫にや。御入國の後は御料地となりしなるべし。按ずるに正保頃のものには『伊奈半十郎忠治御代官所』と記しあれば、御料所なること知るべし。其後御代官江川太郎左衞門英暉が支配所となり、其子左兵衞英勝ついで支配せし頃、有章院殿の御靈屋料に御寄附ありしより今に替らず。檢地は寛永二十一年、伊奈半十郎がうけたまはりにて租稅の數を定めしと。其後は御靈屋料の地なれば繩入はなかりしと云ふ。家數は六十八軒なり。

高札場 村の北小名上和にあり。

小名 宮脇通 村の西北平間村の接地を云ふ。又此小名の中に將監屋敷と呼ぶ所あり。是は昔將監〔其氏を傳へず〕と云ふもの住せしゆゑ名とすと。いかなる人なることを詳にせず。　宮前通 同じ邊なり。　坊屋敷 是も同じあたりなり。　高畑下 多磨川

向荏原郡高畑村に續きたる飛地を云ふ。

多磨川 長の方兩郡の境を流る。當村にかゝること屈曲して凡四町餘なり。

用水 稻毛用水。川崎用水の二流を引用ゆ。共に隣村下平間より流れ來れり。

八幡宮 村の西北にあり。社の上に覆屋あり。二間に三間半。勸請の年歷は傳へず。寛文七年の棟札もあれど。此時新に建立ありしとも云傳へず。例祭は毎年九月十九日。千卷陀羅尼を讀經す。村内妙光寺持。

妙光寺 村の南にあり。田中山と號す。日蓮宗池上本門寺の末。開基は當村の里正源左衞門が家祖田中和泉といへり。慶長五年十一月三日卒す。開山は妙光院日是と云ふ。俗姓は田中氏にて則ち開基和泉が第二子なり。寛永七年十一月十五日示寂す。其後享保年中。田中休愚右衞門喜古中興して堂宇以下營造せりと。其人の事は下に出す碑銘に見えたり。客殿六間に七間。本尊三寶祖師を安ず。三十番神堂門を入りて左にあり。二間に一間半。

田中喜古墓 客殿の右にあり。法名源心院速成。

日解碑陰の銘に云ふ。

享保己酉冬十二月壬午。故玉川埼玉等知縣。田中氏卒。葬于川崎驛小向邑。田中氏諱丘隅字喜古。以寛文壬寅三月十五日。生武之八王子。蓋此先相人世仕甲之信玄氏。信玄氏之亡也。遷于武考窪島氏。妣委它氏。生二子。昆曰祖道。季卽丘隅。小向田中無男。以女妻之。遂爲嗣。因冒田中氏。田中氏之女生喜乘而卒。繼室淺岡氏生千爲淺岡氏後。丘隅生而偉。及長有經綸天下志慨然慕管敬中之爲人。始在川崎之驛。羸而民散矣。時縣令知丘隅之賢擧而理之。屆一歲民始定矣。三季民始贍。而知縣義乃置田一區爲義田。以救親故及縈獨之急。享保癸卯之春。官召問農政水土事。條上事切事情。命治荒河。累有功。賜秩爲冠帶老人。丙午濬酒勾河。大有效。築堤東西曰文命。建神禹祠。事見于碣之中。己酉擢玉川埼玉等知縣。居數月卒。長子喜乘襲其官秩。丘隅治縣之日。均賦稅而除冗費。省徭役而愛民力。有豫備而不奪時。明利害令無訟。虛僞無所入。姦宄無所施。及沒無不以嘆惜者。所著民間省要行于世。銘曰。良耜旻旻。耕彼南山。以施有政。惟國之幹。

孝子田中喜乘立

古川村 小向村の西多磨川岸にあり。川の北荏原郡の内にも古川村ありて混じ易きにより、土人當村を呼びて戸手古川と云ふ。戸手村のほとりなる古川と云ふ義なるべし。是も郷庄の唱を失ふ。相傳ふ往古多磨川此地を流れしに、其後瀨替りて洲となりしかば、農人其地を開墾して村落をなせり。故に村名も是より起れりと。さればもと川の跡を開きしものなれば、泥田深くして今に至りても耕作に困しめりと云ふ。江戸日本橋を距ること四里半。村の四境東は小向村、南は戸手村に錯はり、西は塚越村、北は下平間村なり。東西三町、南北十町許。民家十四軒、東北の方に連り住せり。土地平なれば水田多く陸田少し。水旱の兩災あれど、たまさかのことなり。土性は黑土及びへな錯りなり。土產とせるもの、近き頃、梨木を栽ゑて其菓實をとり江戸へ鬻げり。檢地は寛永二十一年八月二十五日、伊奈半十郎忠治糺して貢稅を定めり。御入國の後御料所にして伊奈半十郎支配し、其後賜はりし年歷は傳へざれど、久世大和守廣之が領地となりしに、それゝ程なく上地となりて又御料所となり、其後隣村戸出村と同時にや、有章院殿の御靈屋料となれり。

高札場 村の東よりにあり。

小名 鶴見田 村の中央にあり。 **關免** 村の中央より少し西にあり。 **上、下** 上は艮の方。下は巽の方なり。

大師河原用水堀 村の北にあり。下平間村より村内斜に八九町南の方へ流れ戸手村へ至れり。組合の自普請なり。 **惡水堀** 村の北下平間村より村内長十二三町を經て東の方小向村に至れり。

神明社 字鶴見田にあり。稻荷を相殿とす。前に木鳥居あり。例祭年々九月十九日。村民持なり。

庵 村の北の方にあり。臥龍窟と號す。二間に三間の庵なり。一向宗なるよし。今は住僧もなければ何を本山とすることを知らず。本尊彌陀の立像長一尺餘なるを安ず。

舊家百姓九左衞門 今村の里正を勤む。其傳ふる所によれば天正の頃北條左京大夫氏政の愛妾あり。彼はいかなる人の子なることを詳にせず。氏政ことに寵愛しければ懐妊の身となれり。其頃小田原沒落せしにより近きほとりにゆかりの者ありしを賴りて忍びて居れり。いく程なく一子を産せしが。ことに男子なりければ是を力に思ひ。いかにもして一家を起さんことをはかりしに。其事むなしくして日を送りしに。ある時同國の僧郡内下平間村の稱名寺に入院の折しも。かれ又ちなみありしかば。親子共に連れ來りて當所に土著して農民となれりと。此事させる文書等にしるせしものなければ。まさしとも云ひがたし。されど氏政自殺せし時彼婦人に贈りし自詠の歌と國貞の刀一腰及び婦人の所持せし櫛笥なりとて持傳へたり。其さま二巴の紋を散らし。黑塗にて緣に朱の布目ありて内は梨子地なり。内に粧具三あり。實に天正のものなりや。知るべからず。氏政自詠左の如し。

うせなむとするときめなるものゝせの情なきことをなげくをみて

吹とふく風ふうらにそ花ぬはる紅葉のぬこる秋あらハこそ　氏政

北條家譜にも氏政の辭世なりとて歌を載せたり。彼親子其後は全く土民となり。世々此所に居て今に至れり。

矢向村 川崎宿の西を去ること二十町餘なり。鄕庄の名は今唱へざれど、小田原家人所領役帳に、稻毛矢向一貫五百文の地を、太田大膳亮領せし由を記すときは、古へ稻毛庄に隸せしと見ゆ。又村内最願寺の鐘に『橘樹郡稻毛庄矢向鄕』とあり。これ寶永七年の銘なり。此頃もなほ庄名を傳へたること知らる。村の廣狹東西へ七町、南北十町許。東は南河原村、西は江ヶ崎村、北は塚越、戸手の二村に接し、南は鶴見川を界として上末吉村なり。又巽の方にては市場村へも少しく交れり。家數八十二軒。土性は眞土にして、水田多く陸田少く平衍の地なり。村の開けし年歷は詳にせざれど此地にたてる良忠寺は弘安元年草創せし寺といへり。さもあれば此頃既に開けしなるべし。思ふに此村名も矢上矢向と同じ時、名をおひて矢口より出でたるならん。永祿の頃は已に前にも云ふ如く、太田大膳亮が知る所なり。御打入の後は御料地となり、伊奈半十郎が支配に屬し、正保の頃は御料及び松波十右衞門が知行入會なり。其後の事詳ならず。今は松波五郎右衞門、新見出羽守、淺草誓願寺領等入會の地なり。誓願寺領は元祿九年五月、同十六年十月の二度に賜ふ處なり。此餘鶴見川の邊に付きて流作場と唱へ、一段餘の地を闢きて明和年中より租稅を出す。是は御料の地なれば御代官の支配に屬せり。檢地は寛永二十一年ありしとのみ傳へて、糺せし人の姓名を知らず。近村を以て例するに、恐らくは是も伊奈半十郎忠治がうけたまはりなるべし。

高札場三ヶ所 一は村の中程。新見出羽守知行の内。一はそれより少し南の方松波五郎右衞門知行の内。一は誓願寺領にあり。

小名 樋口 村の巽市場村の界を云ふ。今こゝに樋なし。昔は用水此邊を流れしと見ゆ。 **前袋** 同邊なり。 **中袋** 村の南鶴見川の邊にあり。同じ竝び末吉村の小名に上。下袋と云ふあれば。是に對して名付けしと云ふ。 **神田** 村の北を云ふ。 **小橋** 村の中央にあり。

鶴見川 村の南境を流る。當村に係ること川路十町許。 **古川二ヶ所** 共に鶴見川の枝流にして僅なる流れなり。古は鶴見川此所を流れしが水利のよからぬまゝに。後年新川を疏通ありて今の如く流を移したれば。おのづから古川の名は起りしと云ふ。 **用水三ヶ所** 一は川崎用水と云ふ。村の西北塚越。小倉兩村の間より引來り村内處々の水田に沃ぎ。餘水は南河原村に入る。一は矢向用水と云ふ。村の西より引來り是も處々の耕地に沃ぎ。餘水は惡水堀に落入れり。一は南河原用水と云ふ。村の北緣を流れて南河原村に達す。此水は當村に係りたれど水利よからずして。漑灌の用をなさゞれば川崎。矢向の二流のみ引用ゆると云ふ。

山王社 村の東へよりてあり。六尺四方の社にて覆屋を造れり。前に拜殿あり。三間に三間半。語り傳へに往古は社領三千貫文の地ありて。近郷市場。江ヶ崎。塚越。古川。平間等の村までなべて當社を鎭守とせしと。此說もし實ならんには。昔はことに大社にして最も古き宮柱なるべし。されど此事たゞ云傳ふるのみにて。今聊も蹤跡なきときは恐らくはうきたる說なるべし。或云ふ村内神田と云ふ小名は當社領の遺名ならんと。さもありしにや。最願寺持。 **末社** **天神、稻荷合社** 本社に向ひて右の方にあり。 **十二天社** 村の南によりてあり。上に覆屋をたつ。村内正樂寺持。 **伊勢宮** 村の西北江ヶ崎村の境にあり。小祠なれど社地のめぐり二圍餘の古松あるを以て見れば。古き鎭座と見えたり。 **稻荷社** 村の中程にあり。小祠。良忠寺の持。 **稻荷社** 村の西方にあり。小祠。百姓持。

良忠寺 村の中程にあり。記主山然阿院と號す。淨土宗京都知恩院の末山なり。開山は記主禪師にて弘安元年の草創と云ふ。記主の傳は同國足立郡鴻巢宿勝願寺の條に詳なり。當寺古は神奈川宿慶運寺の子院なりしが。四十一世讃譽の時に至り知恩院の直末に屬せり。ゆゑを以て今是を中興の開山となせり。讃譽は寛保二年正月十四日示寂。寺傳に村内に十二天森と呼ぶ所あり。往昔記主禪師鎌倉光明寺に住して。荏原郡鵜木村なる光明寺へ往來の時。かの十二天森の邊にて頻に師を呼ぶものあり。あやしさのまゝつぐの日。土人に命じてあたりを搜るに。鶴見川の淵より一軀の藥師像を得たり。師奇異の思ひをなして假に草庵を構へ。かの像を安置せしが。其後終に靈場となりしかば。卽ち師の名を取りて寺山號となせしと。今の地に移りし年歷は詳ならず。かの藥師は座像の木佛にて長七寸ばかり。龕中に藏して當寺の寶物となせり。客殿七間に六間半。本尊三尊彌陀長二尺許なるを安置す。 寺寶 藥師像一軀 此像の來由前に出す。 **佛舍利七粒。六字名號一幅** 大僧正祐天の筆なり。 袈裟一具 同人の著せし物と云ふ。 善導、圓光兩大師畫像二幅 記主禪師の筆なり。 **記主禪師木像一軀。** 觀音堂 門に入りて左の方にあり。三間半に二間。如意輪觀音の長一尺三寸許なるを安ぜり。往昔村内薔薇の叢生せる下より出現の像なれば。薔薇の觀音と尊稱せりと。今其舊跡を呼びて觀音といへり。薔薇は皆枯れうせてなし。 鐘樓 門に入りて右の方にあり。鐘は明和六年の再鑄にて元祿十七年の古銘を刻す。其文に

當山開祖諱良忠字然阿。謚記主禪師。其盛德載詳于諸傳。不可勝記焉。禪師嘗傳宗轍於鎭西。轉法輪於關東。因時來往當村。示敎利害。偶有一夕感靈相。繇是草創一廬。掛錫日廼斯地是也。其後門葉修飾之。以勅號呼山。以法諱名寺。斯乃欲使其芳跡。后代不變也。曰蔽芾甘棠。勿翦勿敗。召伯所憩。蓋所以慕其德。其意相似也。自後春秋幾乎四百餘載。夕燈晨香。盛衰有異。而靈地無變。豈非開祖名實之德風乎。余住于玆有年矣。普募檀緣。繼其將絕。興其將廢。佛宇僧房廚庫垣墻。皆悉新之。但恨未全法器也。凡釋門法器若干。鐘爲之長。其長未也。可謂一大闕事乎。爰有檀信當所當村椎橋傳兵衞者。謂余曰。拙聞父母慈恩。界天罔極。幸常懷風樹之恨。冀欲鑄華鯨。以終兩親（念譽淨專士清譽妙玄女）及萬靈之冥福。寧可乎。余曰。旨哉言乎。居吾語女。夫鳴鐘之爲妙用也。非啻報六時早晚。告四序昏曉。且降魔退不祥。警衆發深省。抑亦鄕里農家春耕夏耘秋收冬藏。而丞民事者。無待鐘聲。不晨興夜寐。惟非農業之一助乎。因此想之。追薦莫大於焉。吾子勉旃。檀信聞之欣然應諾。於是乎相俱戮力。新鐘此成。將簸之。乃作之銘。

銘曰

山稱記主　寺號良忠　惟師所憩　斯倡宗風　雁塔雖古　鯨鐘未充　檀家戮力　鳧氏成功
其體牢固　厥相玲瓏　聲徹天上　德遍人中　鳥鳴月落　勵農物豐　花散降霜　省衆心通
緇林鎭護　素葉長隆　善哉法器　化用無窮

惟時元祿十七龍集甲申春三月十五日武陽橘樹郡矢向村
記主山良忠寺四十一代
言蓮社讃譽上人法子徹玄謹誌　冶工　木村將監安成

正樂寺 村の中央にあり。重粲山と號す。新義眞言宗神奈川宿金藏院末。開山及び基立の年歷等を傳へず。或は市場村遍照院の中興尊秀。此寺を草創せりともいへり。此事他の記錄に傳へざれば慥ならず。客殿三間に三間半。本尊大日如來を安ず。**最願寺** 良忠寺の東に隣れり。淨土眞宗西本願寺末。延慶山實相院と號す。當寺古は眞言宗にて江戸麻布善福寺の子院なりしと。是誤なり。其事は下に辨ぜり。又寺傳に中興祐源の時に至り始めて淨土眞宗の門に入りて西本願寺に屬せり。故に今是を開山となせりと。祐源は慶長十二年三月朔日寂す。按ずるに往古眞言寺の頃。麻布善福寺の子院なりしと云ふことは誤なり。いかにと云ふに此寺の墓所に延慶二年の古碑ありて。是往古の開山の墳なりと傳へ。山號を延慶といへば其頃の起立なるべし。然るにかの善福寺の眞宗の門に入りしは。親鸞關東教化の頃なるよし同寺にて傳ふる處なれば。延慶以前の事なること明けし。よりて思ふに此寺往古眞言寺の頃の本寺はなかりしにや。改宗の時に至りて始めて善福寺の末寺となり再び本山の直末に屬せしなるべし。寺傳に云ふ處は語り傳への誤りあるならん。客殿五間に六間半。本尊彌陀を安置す。　鐘樓 門に入りて左にあり。寶永七年鑄し鐘にて銘文考證によしなければもらせり。　石碑一基 境內墓所の入口にあり。青石の板碑にて長四尺餘。幅一尺許なり。延慶二年二月九日と記せり。寺傳に往古眞言宗なりし時の開山の墳なりといへり。

褒善者百姓政右衞門 松波五郎右衞門が知行の百姓なり。政右衞門が父先に十一年の間病に臥せしに。政右衞門貧困の身ながら厚く孝養を盡し。なにくれの事に至るまでまめやかに事へしかば。寛政四年五郎右衞門より米錢若干を與へて褒賞せりと。此頃政右衞門四十三歲なり。

江ヶ崎村　郡の北によりてあり。古は稻毛領に屬せりとぞ。何の頃よりか川崎領に屬せり。江戸日本橋より行程五里に餘れり。土人の傳へに、往古此村は矢向と一村なりしと。名義の起りを尋ぬるに矢向は村の形鏡の如く圓く、此村はかの鏡の柄の如くなる處なれば、江ヶ崎と名付しなどいへば『柄』を『江』と書きかへたるにや、覺束なき說なり。村の四境東は矢向村、南は鶴見川を隔てゝ上末吉村に界ひ、西より北へ亙りては小倉、矢向の二村打交り、東西五町、南北へ八町程。民家二十八軒。土性は眞土にて、此邊玉川の水を以て用水となせり。水田多く陸田少し。天正十九年九月、地頭荒川長兵衞が檢地せるよし水帳に見えたれば、此頃より私領の地なりしと見ゆ。それより引續きて知行し、今の八左衞門に至る。

高札場 村の中央なり。
小名　東通り 村の東を云ふ。　西通り 西方なり。　江尻 西のはづれにあり。　堰 北の方なり。
鶴見川 小倉村より入りて矢向村に通ぜり。川幅十五間許。村內を經ること三町半に餘れり。
八幡社 小名東通りにあり。本社に覆屋あり。本地正觀音。座像五寸許。村の鎭守なり。右の方に伊勢稻荷を合祀せり。社前に石の鳥居を建つ。入口の左右に老松二株あり。其外古松多し。村內壽德寺持。
壽德寺 村の東よりにあり。曹洞宗榮松山と號す。郡內上末吉村寶泉寺末。開山は天室良奕と云ふ。寛永二十年十二月十八日寂す。壽德寺持。
第六天社 東の方矢向村の境にあり。南向の小祠。是も

客殿六間に五間半。本尊彌陀の座像長六寸なるを安ぜり。境内に庚申及び地藏の二像石を以て作れるをたてり。寛文年中のものなり。

小倉村　江ヶ崎の隣村なり。郷名の唱へを失へり。庄は古稲毛に屬せし由、小田原家人所領役帳にも『十五貫文。稲毛小倉三橋分太田新六郎知行。』とあれば、此頃は稲毛を唱へしなり。今は其名を失へり。江戸日本橋より行程五里許、東は塚越村に境ひ、南は江ヶ崎村に隣り、又鶴見川を隔てゝ上末吉村にも交れり。西は南加瀨村に及び、北は北加瀨、鹿島田の二村に及べり。東西凡十三町餘、南北二十二餘町。土地總て平かに土性は眞土なり。民戸百八軒。用水は多磨川の分水を引けども、鶴見川の水溢るゝ時は水損の患あり。水田多く陸田少し。此村北條分國の頃は、かの家人の所領なりし事は前に載せたり。御入國の後は御代官所にて伊奈半十郎忠治が支配なり。正保元年に至り同人檢地せし事あり。其後の事は詳ならず。寶永五年村内の地を割きて松下勇次郎に賜はり、其餘は古によりて御料所なりしが、正德三年文昭院殿の御靈屋料に御寄附ありて、今もかの御料と松下勇次郎の知行所なり。

高札場二ヶ所　村の中央にあり。

小名　籠田　東の方村はづれにあり。此邊の田間松樹一株あり。土人一本松と呼ぶ。由來を知らず。　池頭　村の西にあり。池尻　北方なり。　新田　村の東なり。

鶴見川　南加瀨村より入り南の方江ヶ崎村に至る。村内を經ること五町に餘れり。川幅十七間。

末吉橋　土橋なり。鶴見川に架す。長さ十七間。幅二間。御普請所なり。

石橋　塚越村境の用水堀に架す。長さ二間。幅一間。僅なる橋にて村民より修理せり。

用水　村の東の方にあり。僅に二間許の堀なり。鹿島田村より入り江ヶ崎村に通ぜり。

杉山社　村の東北の端にあり。本社に覆屋あり。前に石の鳥居あり。本地不動。長二尺許の立像なり。村の總鎭守なり。無量院持。

八幡社　村の南の方小名下とよぶ處にあり。鎭座の初めを知らず。本社に覆屋あり。前に石の鳥居をたつ。西小名南田にあり。覆屋の内に小社を置く。社地古松多く立てり。是も鎭座の初めを傳へず。なり。是も勸請の年代をしらず。以上の三社は村民の持なり。

無量院　村の西の方にあり。天台宗郡内駒林村金藏寺の末。清水山滿財寺と號す。開闢の年歴を傳へず。中興は法印惠海。永祿五年三月六日示寂。當寺の過去帳に『武州品川の僧壽仙房天文五申年入院云々』と載せたり。是等を以て考ふれば。舊き寺院なるべし。客殿六間に七間。東向。本尊彌陀の座像長二尺なるを置けり。　**觀音堂**　境内の正面にあり。五間四方。千手觀音。立像長一尺八寸。腹籠に金佛一寸二分の觀音あり。山州清水の觀音を摸せし行基菩薩の作なりと。緣起あれど取るべき事實なく。且近き頃なりたるものなれば漏らせり。こゝに一株の松あり。昔より今も龍燈上る事あれば。是を龍燈の松と名づけりと。　**正藏寺**　村の中央小名下にあり。淨土宗郡内小田中村泉澤寺の末。醫王山壽光院と號す。開山の僧を善光と云ふ。永祿二年十月十二日寂せり。中興開山は覺譽善智なり。寛文十一年九月廿八日寂せり。客殿七間に六間。本尊彌陀の座像長一尺なるを安ぜり。傍に座像の藥師あり。此像の銘に『開基善光安置』とあれば舊きものなるべし。此寺今は衰微していつの頃よりか無住なれば總ての事を知らず。

塚越村　其名の起る處を按ずるに村内に古塚ありて其邊を塚ノ越といへり。此塚あるより起りし地名なる事しらる。其地は江戸日本橋を距ること四里半の行程にして、郡の艮の方に當れり。家數四十軒散住す。村の四境は東は戸手村に隣り、南は矢向村にて西は小倉村に界へり。乾は鹿島田村にして、北は下平間村、艮は古川村なり。東西八町許、南北は十町に餘れり。水田多く陸田少し。土地總て平にして土性は黑へな土錯れり。此邊專ら糞芥粕及び干鰯の力をかりて種樹せり。久世大和守が領せし頃、延

寶四年新墾の田一段九畝二十九歩あり。總て田畑ともに水旱の患ありと云ふ。當村御入國の後久しく御料所なりしが、後又御代官所に復したり。元祿四年御代官は山川金右衞門が支配所となり、同七年永田作太夫かはり、同十二年大岡喜右衞門、寶永元年小長谷勘左衞門等遷替せり。今はなべて增上寺御靈屋料なり。檢地は正保元年にて伊奈半十郎忠治糺せり。

高札場 村の中央にあり。此所の字を中郷と云ふ。

小名 田町 村の東の方なり。　下 南の方。　上 中央なり。　中郷 是も中央なり。　袋 村の北下平間村の境にあり。

田町道 村の坤の方なり。古は田町ゝ原といひしが。中古より皆田地となりて後此名起れり。

大師河原用水 村の北の方下平間村の境を一町ばかり流る。**戸手村用水** 乾の方下平間村より入りて村の北にそひ屈曲して東の方戸手村に入る。長三四町。堀幅一間程。**川崎領大用水** 乾の境より西の方小倉村の境を流れ。南の方矢向村へ入る。

用水 村北大師河原用水を引きて村の中央を流れ。東の方戸手村に出づ。長二百八十間。幅一間。深平均二尺。是當時の水田に沃ぐところなり。**用水樋** 五ヶ所あり。一は上平間村境小向村用水堀にあり。下平間村と當村組合にて造る所なり。長四間半。横三尺六寸。高三尺の掛樋なり。一は下平間村の境大師河原用水堀にあり。高三尺。長五間半。横三尺六寸あり。一も同じ竝びにあり。長二間半。横一尺五寸。高一尺五寸なり。其餘二は村の中央戸手村用水堀にあり。御嶽社と東明寺の間に架す。共に長三間。横三尺六寸。高三尺あり。五ヶ所ともに地頭所にて造る所なり。**惡水埋坎** 長五間。高さ横幅ともに一尺。小倉村の方へ惡水を沃ぐために作りし埋樋なり。此餘戸手村の境にもあり。是は長二間半あり。大さは前に同じ。二ヶ所ともに村民の造る所なり。

御嶽社 村の北の方丘上にあり。本社七尺四方。其中に宮造りの社を安ぜり。拜殿二間半に二間。共に東向。前に石階二十級ありて其下に鳥居をたつ。勸請の年代詳ならず。例祭は九月十八日なれども其年を定めず。作物豐稔の年々は祭れりと云ふ。東明寺持。**神明社** 御嶽に向ひて左の丘の下にあり。宮造にて覆屋あり。是も東明寺持にて勸請の年代は詳ならず。小祠。前に木の鳥居をたつ。百姓の持。**荒神社** 村の坤の方字田町通にあり。永祿八年佐野木工之助と云ふもの崇め祀れりと云ふ。今も其子孫村民彌兵衞が持なり。寛文八年の秋木工之助が子孫。時の持主鳥養仁兵衞と云ふもの記し置きし緣起あり。其文によれば永祿二年建立せしとあり。今八年といふものは元祿十四年の春記せし鳥養が家の覺書によれるなり。又彼が家傳によりて按ずるに鳥養氏の當所へ移りしは。天正の後の事なれば。佐野木工之助を彌兵衞が先祖とするは附會なるべし。猶下の舊家の條と照し見るべし。又云ふ天正十八年小田原落城の後。年頃社頭零落してあるにもあらずなりしかば。鳥養が企にて再建せしは遙の後。寛文四年の事なり。其時の社は二間四方なり。それにそへて家を作り。僧を置きて守らしめしと云ふ。今の祠は二間に九尺。東向にして前に鳥居をたつ。昔の神體は極めて靈驗あらたなりしにより。社の右の方へ瘞めて其しるしに梨樹を植ゑしが。近き頃朽ち果てたり。今の神體は長二尺許。不動の形にて弓箭を帶せり。近來彫刻せしよしにて彩色もいとあらたなり。右に觀音を安ず。長六寸許の立像なり。左に辨天の像あり。座像にして長四寸許なり。社地すべて老松多くして古色見るべし。

東明寺 村の北にあり。淨土宗にて江戸芝增上寺の末寺なり。摩取山淨土院と號す。起立の由來を尋ぬるに天正十七年。同領の內下平間村より淨圓と云ふ僧來りて庵を結べり。彼は淨土眞宗なりしがいと寂寥の身にして。僅に幽棲の地としければ定まれる寺號もなく。人呼びてたゞ淨圓坊とのみいへり。かくて二十二年をへて死す。是慶長十五年の事なり。かの跡の庵へは同年淨土宗の僧貞運と云ふもの來りて住せり。此僧は當國足立郡桶川宿の人にて多年增上寺にありて學問せしものなりしとぞ。同十八年の頃東照宮御放鷹の時。領中小杉村西明寺へ渡らせ給ひしに。貞運御前近く侍りて御給仕をつとめし時。いかなるものにやと御尋ねありけるに。貞運が御答に拙僧は此あたりに小庵を結び住めるものにて候よし謹みて啓しければ。其庵室こゝより東に當れば是より東明寺と號せと宣ひしに。貞運謹みて御うけ申して是より山號院號をも定めしとなり。此貞運當寺に住すること僅に五年にして同じき十九年正月十六日寂せり。今是を開山とせり。元和年中二世法譽文明と云ふ僧住せし時。かの東照宮の忝けなき上意を思ひ。增上寺へ其事を告げて末寺となりしより今に至るまで替らず。本尊彌陀。座像にて長二尺五寸許。客殿は六間四方。西向にて向拜を設く。又地藏の畫像あり。絹地にて長三尺三寸程。幅一尺

七寸許。畫樣は蓮華臺の上に立てる像にして。其上下に雲を畫き。上の方には日輪あり。小野道風の筆なりと云傳ふ。いと古色に見ゆ。龕に藏して客殿の右の方に安ず。門は客殿の正面にあり。　**觀音堂** 門に入りて左にあり。九尺に二間。南に向へり。七觀音の像を安ず。中尊は長二尺許。其餘は皆一尺餘。何れも立像なり。

塚 村の北の方にあり。一畝許の間にわだかまれり。高さ一丈餘。此邊をすべて塚ノ腰と云ふ。是によれば今文字は違へど。村名の起りしも此塚より始まりしならんといへり。さもあるにや。

舊家者百姓彌兵衛 鳥養を氏とす。先祖は左衞門次郎明正とて。小田原北條家の家人なり。小田原沒落の後子孫當所に住すとぞ。又云ふ村内荒神を勸請せし佐野木工之助と云ふもの後に氏を鳥養に改めたり。これ彌兵衞が先祖なりともいへり。されど此事は明證あるにあらず。家に延寶三年四月先祖仁兵衞明知が由緒書を藏せり。是もいと麤脫にして詳なることを見るによしなし。其大略をいへば鳥養氏は世々伊豆國の住人にて眞名鶴の地を領せり。北條長氏より氏直に至るまで五代の間勤仕しけるが。天正十八年小田原滅亡の時。左衞門次郎明正落人となりて。男子の十七歲と十五歲とになりし二人を携へて都筑郡長津田村へ來り。岡部の何某と云ふものの家を繼ぎて農家となれり。明正は七十歲餘までながらへて歿せり。かの眞名鶴より携へし二人の子供の内。次男をば當村の人增田何某が聟として鄕左衞門と稱せり。後嫡男の庄左衞門も弟が跡を慕ひ當所に來りて農民となれり。彌兵衞は乃ちその子孫なり。長津田及び相州眞名鶴にも今に一族殘れりと云ふ。

下平間村　郡の北にあり。古は上平間村を通じて一村なりしが、何の頃よりか二村となりたるよし、事は上平間村に辨ず。江戸日本橋より行程五里許。村の四境東は古市場村に接し、巽の方小向村にて、南は古川村に隣り、西は鹿島田村に界ひ、北は上平間村なり。東西八町、南北四町半。民家三十六軒。土地平にして水田多く畑少し。水旱共に患あり。當所は御入國の後より御料所にして、寛永二十一年伊奈半十郎忠治命を奉じて檢地し、此家にて世々預り奉り、それより後年月詳ならず。久世大和守廣之に賜ひ、又何の頃か御料所に復し、夫より增上寺有章院殿御靈屋料に附せらると云ふ。今尙其御料なり。

小名　**本村** 村の北方上平間村の境を云ふ。　**堤外** 是も北の方にて上の續きなり。　**砂場** 東の方より巽の方に至る所を云ふ。**三屋** 西方にて鹿島田村の境なり。

用水 村の乾の方上平間村より入り所々の水田に沃ぎ。村の中央に至りて止る。川幅三間半許。村境よりこゝまで長七百二十間餘。此餘用水二條ありて是も同じく上平間村より來り乾の方を流るれども。一流は小向村の用水にて南の方古川村に落入る。二流共に當村にては用ひざる所なりと云ふ。　**惡水** 村の西の方より來り屈曲して巽の方小向村に入る。幅一間。長五百十間許。　**堤** 村の乾の方より東境にそひて巽の方小向村に達す。長八百二十間。高さ一丈。幅六間許。是川崎用水々溢の爲に備へしものにて公より修理せらると云ふ。　**掛樋** 是も村の乾の方鹿島田村の界にて小向村用水にかく。長四間半。幅三尺六寸。高さ三尺。

天滿宮 村の北の方にあり。前に鳥居をたつ。社前に拜殿あり。神體木の座像にて長一尺二寸餘。社邊に松樹數株あり。例祭九月廿五日。小倉村無量院持。下同。　**稻荷社** 村の北の方にあり。小祠。例祭天滿宮に同じ。

稱名寺 村の中央より少しく北に寄りてあり。淨土眞宗にて東本願寺末。平間山歡喜院と號す。本堂四間四方。東向。本尊彌陀の立像にて長二尺六寸許。本願寺の六世巧如の作なり。當寺古は眞言宗にて開山を圓山と云ふ。應永元年三月廿九日示寂せしこと寺の舊記に見えたれど。古き事なれば詳ならず。殊に明曆年中回祿の災に罹りて舊記までも悉く烏有せしかば。總て寺傳の委しき事を失ふ。然るに本願寺二世如信の時。當寺の住僧某當宗に歸依して本願寺の末となり今の宗に改む。その後東西分派の頃にや。當派に屬せり。　**鐘樓** 本堂に向ひて左の方にあり。九尺四方。鐘の徑二尺二寸餘。寶曆六年二月二十六日の鑄造なり。　**宿願寺** 村の中央より少しく北に寄りてあり。淨土眞宗にて勢州一身田專修寺の末。法輪山と號す。客殿は先年回祿に罹り其後未だ再造せずと云ふ。本尊立像にて長二尺二寸。當寺は古よりありし寺なれども。暫く廢寺となりたれば開山開基詳ならず。先住唯照坊と云ふもの再興せしとぞ。此僧享和元年五月

三日寂せり。**清安寺** 村の中央宿願寺のもよりにあり。淨土眞宗にて京都東本願寺末。日照山と號す。客殿四間四方。西向。本尊彌陀長一尺八寸の立像を安ず。開山を宗圓と云ふ。永正二年寂せり。第七世傳知。延寶年中寂せしより以來暫く廢寺となりたるを元祿二年に至り知山再建せり。ゆゑに是を中興とす。是又示寂の年月を失ふ。

卷百四十一　村里部

久良岐郡　一　郡圖　總說

久良岐は國の東南武相の界、海面にさし出でたり。江戸より坤の方十里にして郡界に至る。稱德記、神護景雲二年六月癸巳、武藏國橘樹郡人、飛鳥部吉志五百國白雉を獲たる時奏して曰『國號武藏郡號久良岐云々。』これ郡名の古書に見えし始めなり。和名抄に『久良』と記し、久良岐と訓す。東鑑『建久十年己未二月六日、左中將源頼家吉書始の時、政所善信、武藏國海月郡事。』と草案せしこと及び『仁治二年辛丑十月二十二日、將軍頼經方違の時、陰陽師泰貞、時賢行向武藏國海月郡』と見え、海月の字はもと假借なれど、久良の唱、始終『くらさ』と唱へ、其語音下濁して『くらげ』に近似たることは察すべし。此後京都將軍足利義詮、貞治四年鶴岡八幡社に出せし文書に『久良郡久友鄕』と記し、慶應六年細川武藏守頼之が鶴岡文書、亦『久良』と書する類此餘儘これあり。其後文明五年、磯子村眞照寺文書及び堀之內村寶生寺、同十年の文書皆久良岐郡と記す。此後は皆久良岐と記する時は大概鎌倉管領の比より唱ありて文字を書添へし事知るべし。郡の地域上古の沿革は得て知るべからず。安閑記に倉樔、立花、多氷、横渟四所に屯倉を置きしこと見ゆ。倉樔は當郡の事ならんと云ふ說あり。按ずるに此四倉、皆多磨の府中より南に在るが如くおもはるれば、倉樔の唱轉訛して、久良岐となりもて來りしも知るべからず。遙の後鎌倉將軍の頃は館を距つる事遠からず、殊に風景の勝地なれば將軍もしば〳〵遊覽ありて、土地の繁

華大方ならず。仁治の頃六浦の切通開けて後は、愈往來の便を得たり。室町將軍の時に至りても、管領鎌倉に在住し、猶此地も賑ひしなれば、故に水戸殿撰述の鎌倉志に此地を相州に附して收入せられしも宜なり。御入國の後江戸を府城と定められしより、行程宿を經るにあらざれば至ることを得ず。故に今邊鄙の地となれり。郡域は西南相模三浦、鎌倉二郡、東は總て海濱にて、艮にさし出でたるは本牧村なり。因りて此浦を本牧浦と呼ぶ。此所より江戸迄船路八里に及ぶと云ふ。西北に彎曲せる所を洲乾湊と云ひ神奈川臺と近く相望む。北の地先は橘樹郡界、乾は都筑郡界に至る。廣さ相州鎌倉郡界より海岸まで二里或は三里袤、鎌倉郡峠村界より橘樹郡保土ヶ谷界に至るまで七里餘。土性赤土多し。連山重疊して陸田山林のみ多く、山間の平地に水田を耕すといへども、動もすれば旱損を患ふ。海濱に至りては漁鹽の利あり。金澤迄は北の郡界保土ヶ谷宿より郡内太田村に入る。行程五里餘にして町屋村に至る。この邊谷津、寺前、町屋、洲崎、寺分、社家分、平分等の村々を總て金澤と稱せり。此邊より鎌倉、浦賀の二道あり。鎌倉街道は寺分村より相州鎌倉郡峠村に達す。浦賀街道は平分村より三浦郡浦郷村に達す。この外洲崎村の内小名野島より乘船し、海上二里を經て三浦郡横須賀村に移れる路あり。これ浦賀への捷逕なり。共に金澤にかゝる。其地の著名なるに由りて金澤道と呼べり。土人の風俗他郡に變る事なしといへども、郡域海道の東に僻在するを以て寒村多く、土民も鄙野樸質なり。されど金澤の邊はおのづから風俗も華奢にならへるは、鎌倉の遺風なるべし。郡域の沿革を考ふるに、和名抄當郡八郷、都筑郡六郷及び餘戸あり。橘樹郡五郷のみなる時は、當時當郡彼の二郡より大郡にて、今の如く褊小なるべからず。且星川、諸岡二郷の如き、今見るに隣郡に地名遺り、又小田原役帳に今の橘樹郡岩間、青木の地

華大方ならず。仁治の頃六浦の切通開けて後は、愈往來の便を得たり。室町將軍の時に至りても、管領鎌倉に在住し、猶此地も賑ひしなれば、故に水戸殿撰述の鎌倉志に此地を相州に附して收入せられしも宜なり。御入國の後江戸を府城と定められしより、行程宿を經るにあらざれば至ることを得ず。故に今邊鄙の地となれり。郡域は西南相模三浦、鎌倉二郡、東は總て海濱にて、艮にさし出でたるは本牧村なり。因りて此浦を本牧浦と呼ぶ。此所より江戸迄船路八里に及ぶと云ふ。西北に彎曲せる所を洲乾湊と云ひ神奈川臺と近く相望む。北の地先は橘樹郡界、乾は都筑郡界に至る。廣さ相州鎌倉郡界より海岸まで二里或は三里袤、鎌倉郡峠村界より橘樹郡保土ヶ谷界に至るまで七里餘。土性赤土多し。連山重疊して陸田山林のみ多く、山間の平地に水田を耕すといへども、動もすれば旱損を患ふ。海濱に至りては漁鹽の利あり。金澤迄は北の郡界保土ヶ谷宿より郡内太田村に入る。行程五里餘にして町屋村に至る。この邊谷津、寺前、町屋、洲崎、寺分、社家分、平分等の村々を總て金澤と稱せり。此邊より鎌倉、浦賀の二道あり。鎌倉街道は寺分村より相州鎌倉郡峠村に達す。浦賀街道は平分村より三浦郡浦郷村に達す。この外洲崎村の内小名野島より乘船し、海上二里を經て三浦郡横須賀村に移れる路あり。これ浦賀への捷逕なり。共に金澤にかゝる。其地の著名なるに由りて金澤道と呼べり。土人の風俗他郡に變る事なしといへども、郡域海道の東に僻在するを以て寒村多く、土民も鄙野樸質なり。されど金澤の邊はおのづから風俗も華奢にならへるは、鎌倉の遺風なるべし。郡域の沿革を考ふるに、和名抄當郡八郷、都筑郡六郷及び餘戸あり。橘樹郡五郷のみなる時は、當時當郡彼の二郡より大郡にて、今の如く褊小なるべからず。且星川、諸岡二郷の如き、今見るに隣郡に地名遺り、又小田原役帳に今の橘樹郡岩間、青木の地

圖版十四　正保年中改定圖

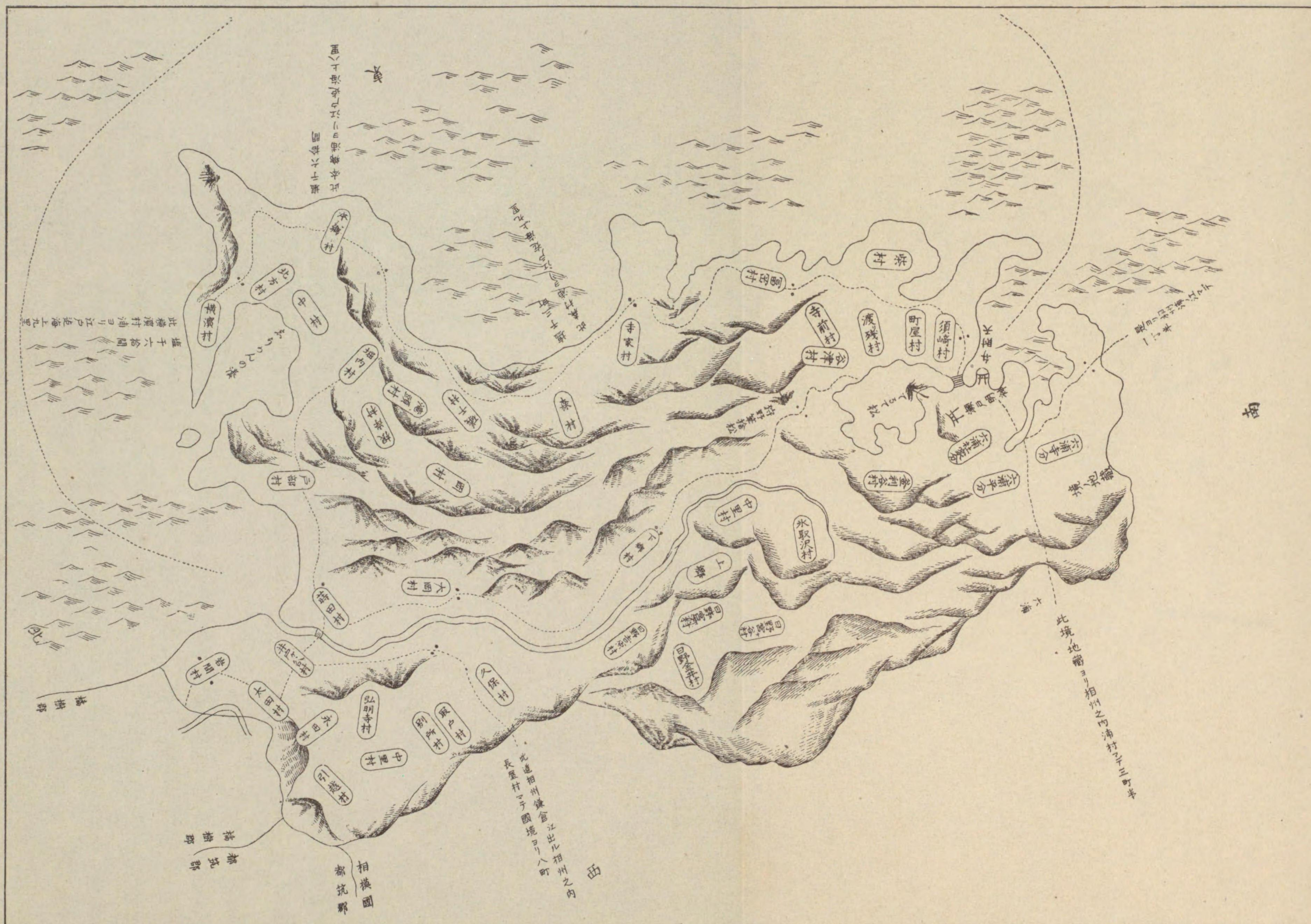

の二道あり。鎌倉街道は寺分村より相州鎌倉郡峠村に達す。浦賀街道は平分村より三浦郡浦郷村に達す。この外洲崎村の内小名野島より乘船し、海上二里を經て三浦郡横須賀村に移れる路あり。これ浦賀への捷逕なり。共に金澤にかゝる。其地の著名なるに由りて金澤道と呼べり。土人の風俗他郡に變る事なしといへども、郡域海道の東に僻在するを以て寒村多く、土民も鄙野樸質なり。されど金澤の邊はおのづから風俗も華奢にならへるは、鎌倉の遺風なるべし。郡域の沿革を考ふるに、和名抄當郡八郷、都筑郡六郷及び餘戸あり。橘樹郡五郷のみなる時は、當時當郡彼の二郡より大郡にて、今の如く褊小なるべからず。且星川、諸岡二郷の如き、今見るに隣郡に地名殘り、又小田原役帳に今の橘樹郡岩岡、青木の邊

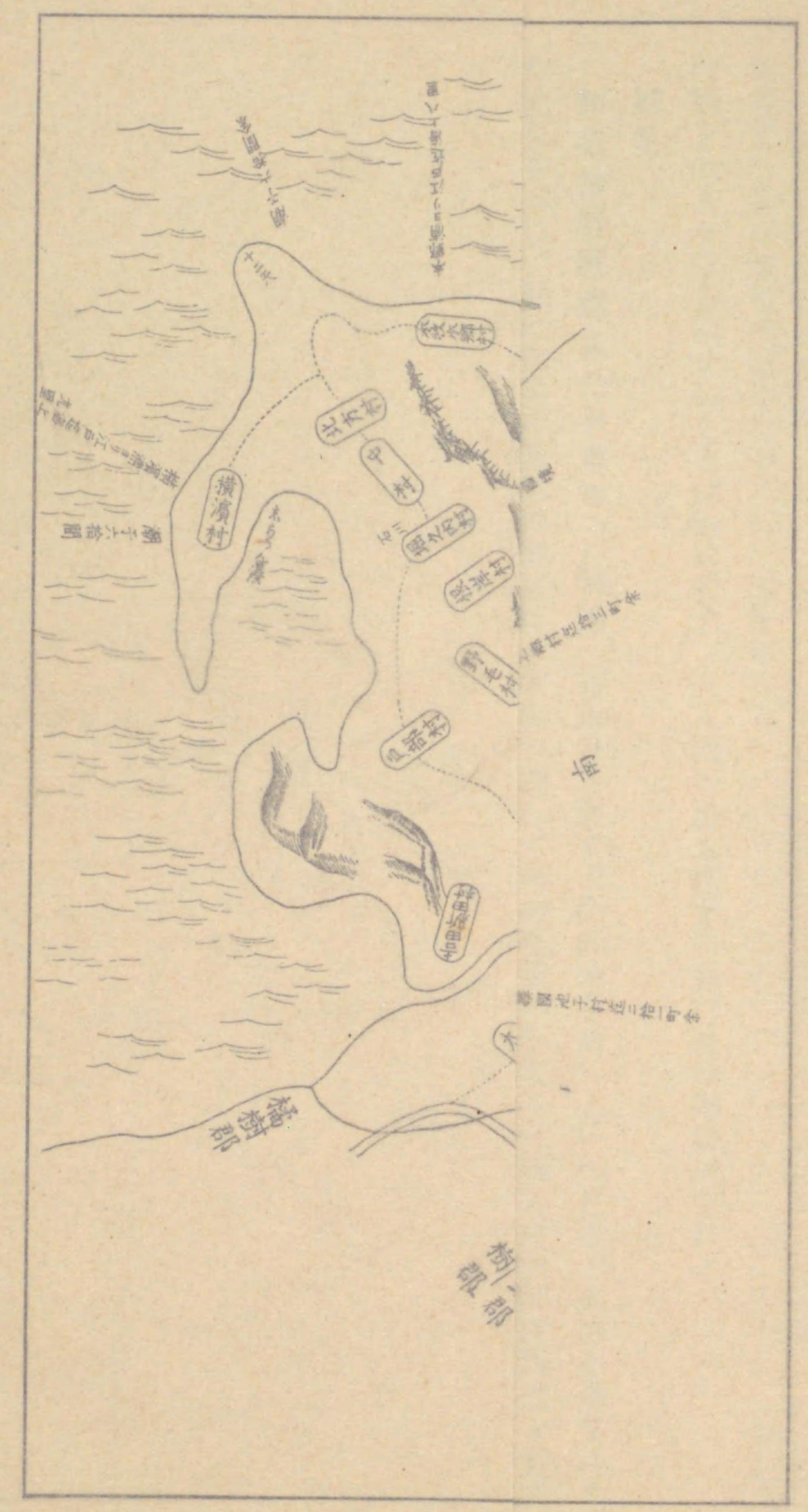

横須村
中村
栃木郡
樹木郡

圖版十五　元祿年中改定圖

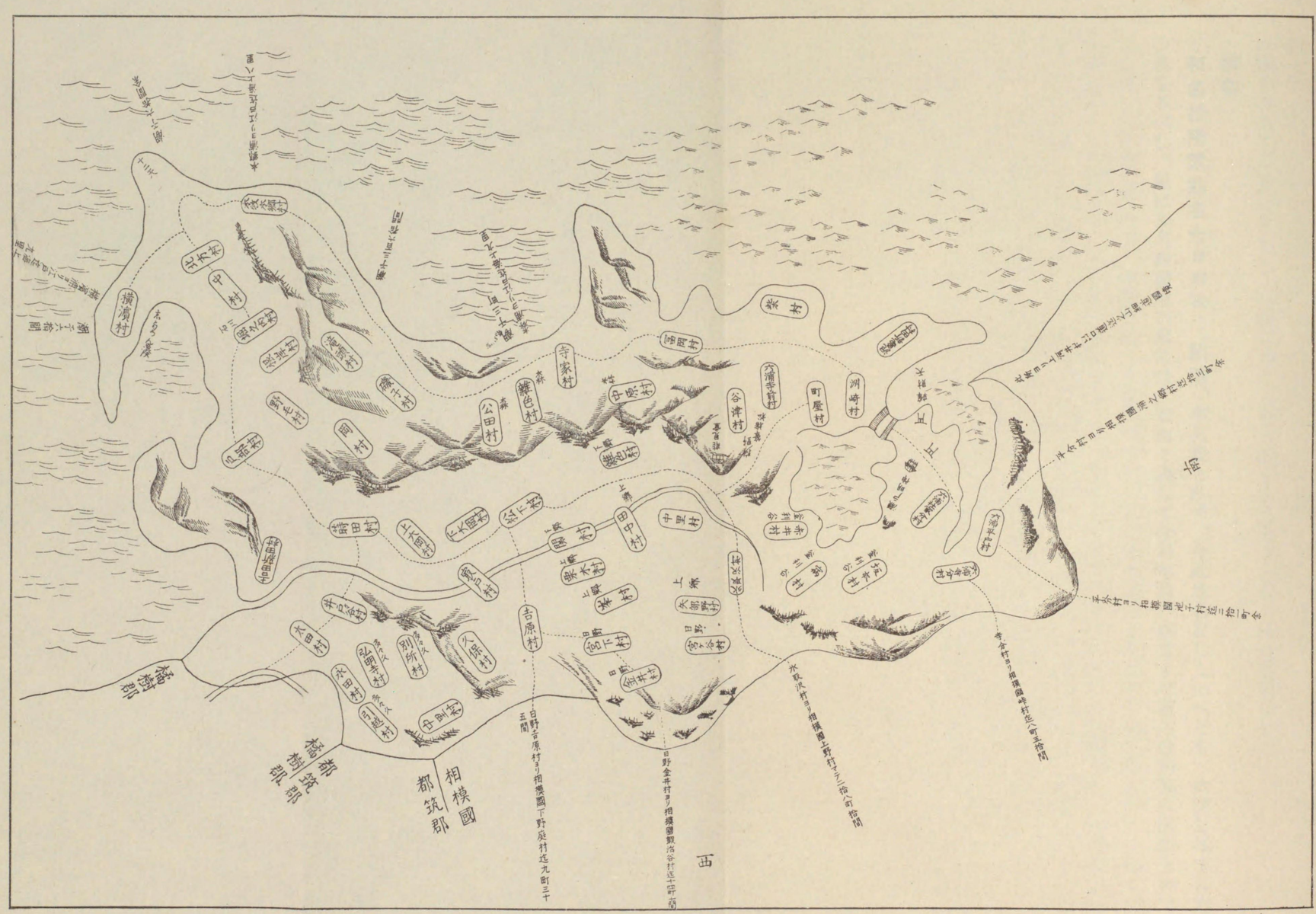

名を載せ、共に傍に久良岐郡と記する類に據れば、後世境界變革して郡域の狹りし事知るべし。此郡鎌倉將軍の時は將軍の領地なるべし。後管領の比は上杉氏などの領地なりしにや。小田原北條氏割據の頃は旗下の人々分ち領せしこと役帳に載す。御入國の後も旗下の知行及び御料所交れり。

郷名

和名抄所載郷名七 並郡家 **鮎浦** 布久良と註す。今此地名なしといへども、次第を推すに六浦の邊なるべし。鮎は和名抄龍魚の部には、安由と訓して今の年魚の事なり。布久は同部に鰛鯸と書す。さらば『鮎』の字『鰛』の字、形近きによりて誤れるか、又布久の訓誤りあるも知るべからず。とかく鮎浦の轉訛して、六浦と唱ふるなるべくおもはる。 **大井** 於保井と註す。今考ふる處なし。 **服田** 波止太と註す。是も考ふる處なし。 **星川** 保之加波と訓す。今都筑郡に上星川村あり。橘樹郡に下星川村あり。共に郡域に近き地なれば、則ち此郷名の村名に變ぜしにて、郡界後に改まりしこと知るべし。 **郡家** 今其所在を傳へず。 **諸岡** 毛呂乎加と訓す。今橘樹郡に師岡村あり。是も星川の類なるべし。按ずるに鶴岡八幡所藏、嘉吉元年十二月二十六日、前下野守某が出せし文書に『鶴岡八幡宮本地護摩公料武藏國師岡保柴關所事云々』と見えたり。此師岡保もしくは此所にや。されど多磨郡にも師岡村あれば、そのまさしき事は知るべからず。 **洲名** 須奈と註す。今考ふる處なし。 **良椅** 與之波之と註す。これも考ふる處なし。

中古所唱 **久友郷** 相州鎌倉鶴岡八幡宮所藏、貞治四年七月二十二日將軍義詮文書に『武藏國久良郡久友郷事故御所一圓御寄附狀分明也云々』と載せ、及び同所藏應安六年四月二十八日、細川武藏守

賴之が出せし狀にも『久良郡久友鄕』とみえたり。今久友の唱村名にも殘らず。**六浦鄕**　郡內稱名寺所藏文永、正慶、正平、康安、應永等の文書には共に六浦庄と記したり。庄名の條幷せ見るべし。又鎌倉圓覺寺塔頭黃梅院所藏、應永三十五年三月十二日安房守某寄進狀に『武藏國六浦鄕瀨崎勝福寺云々』とあり。東鑑にも六浦或は六連とのみ記して、鄕庄等の別なし。既にかの書建久三年二月二十四日丁卯の條『於武藏國六連海邊。囚人上總五郎兵衞尉忠光梟首。義盛奉之云々。』又仁治元年十一月三十日己卯の條『鎌倉與六浦津之中間始可被當道路之由。有議定打丈尺被配分御家人等明春三月以後可造之由被仰付。』とあり。同二年辛丑四月五日『六浦道被造始。是可有急速沙汰之由。去年冬雖被經評議。被始新路爲大犯土之間。明春三月以後可被造之旨。重治定云々。』同年五月十四日『六浦之路造事此間頗懈緩。今日前武州監臨給。以乘馬令運土石給。仍觀者莫不奔營。』建長二年六月三日『山內竝六浦等道路事。先年輙爲令融通鎌倉雖被直險阻。當時又土石埋其閭巷云々。仍如前可被沙汰由。今日被仰下。仍今日前武州令監臨。其所給之間諸人群集。各運土石云々。』又同書是より前、安貞二年四月二十八日『將軍家爲御遊覽渡御六浦云々。』五月一日『將軍家自六浦還御。去夜御止宿六浦云々。』など見ゆれば舊き地名なり。鎌倉大草子『應永四年正月二十四日、小山若犬丸が子ども二人は弱年にてありしを、會津の三浦左京大夫是を召捕、鎌倉へ進上しけるを實檢の後六浦の海に沈めらる云々。』又鎌倉九代記に『田村庄司則義小山若犬丸に與して管領氏滿に叛ける故、鎌倉より攻めければ則義は自害す。其子五歲七歲になりしを生捕りて六面の沖に沈めにぞかけられける。』と云ふ。是等皆當所の事なるべし。**本牧鄕**　郡中石川寶生寺所藏、天文十四年六月三日禁制書に『本牧鄕石河村』と載せ、都筑郡猿山村百姓佐兵衞所藏、天文十九年四月朔日小田原北條家より出せし文書に『五百貫文武州久良岐郡本牧鄕』とみえたり。今は領名となれり。**平子鄕**　この名も石川寶生寺所藏文書の內、應永二十一年五月十三日補任狀に『武州久良郡平子鄕內石川村寶生寺』と載せ、寶德二年七月二日寄進狀に『武州久良郡平子鄕內禪馬之村寶光庵領田九段畠八百文云々』と記し、寬正四年五月九日寄附狀に『平子鄕根岸村三分一云々』又磯子村眞照寺文明五年五月十四日の狀に『武州久良岐郡平子鄕內禪馬根岸兩村三分一之所領』など見えたり。今は庄名にのみ殘れり。事は眞照寺の條に詳なり。**富田鄕**　郡中稱名寺所藏、正慶元年二月十六日武藏守貞時が文書に『六浦庄富田鄕今者稱蒲里谷。』とみえたり。按ずるに『蒲』は蒲字の誤にて『かば』と訓せしならん。同寺所藏、正平二十六年、應永三十一年等の文書に釜里谷、釜利屋など書せり。餘は釜里谷鄕の條に辨ぜり。**杉田鄕**　郡中關村東樹院所藏、天正十八年の禁制書に『武藏國久良岐郡十二鄕內杉內三ヶ村』と載せたり。**釜里谷鄕**或作釜利屋。　稱名寺所藏、正平二十六年二月二十七日寄進狀に『六浦庄內釜里谷金澤兩鄕云々』と記し、應永三十一年五月二日寄進狀に『武藏國六浦庄釜利屋鄕白山堂事任去建武二年六月十一日幷貞和六年二月二十一日寄附之旨云々』と見えたり。此鄕古は富田と稱せしと見ゆ。富田鄕名の條に辨ぜり。

今所唱　釜利谷鄕　說上に出す。村三。**杉田鄕**　同上。村二。**禪馬鄕**　郡中石川寶生寺所藏、寶德二年七月二日寄進狀及び磯子村眞照寺所藏、文明五年五月十四日寄附狀等、共に村名の如く記したれば、古は村名なりし事明けし。猶平子鄕の條幷せ見るべし。今此鄕に屬する村三。**笹下鄕**　村七。**日野鄕**　村四。**多々久鄕**　村七。**大岡鄕**　村一。**森鄕**　村三。**石川鄕**　村二。

庄名

中古所唱　六浦庄　稱名寺文書の内、文永十年四月二日の狀に『六浦庄世戸堤内入海殺生事云々』正慶元年二月十六日武藏守貞時文書に『武藏國六浦庄富田郷云々』正平二十六年二月二十七日及び應永三十一年、同三十二年等の文書に『六浦庄内釜里谷』と見えたり。六浦の名東鑑に出でし等の事は、既に六浦郷の條にいへり。

今所唱　六浦庄　説上に出す。村二十九。**平子庄**（ダヒラコ）　同上。村九。**杉田庄**　同上。村三。**小机庄**　橘樹郡小机庄近き地なれば、其唱の及びしならん。村七。**平之庄**　名義は其村の條に辨ぜり。根岸一村のみ唱ふ。

領名

今所唱　金澤領　村十八。**本牧領**　村三十六。

村數　五十四村。

右件の村は今現在の數なり。正保年間の改めに村數四十三、元祿十五年の改めには十村を增して五十三村となり。其後一村を增して今の數となれり。

山川　附海。

山　郡中多くは山丘のみなれど、數村にかゝりし大山なければ、各村の條下に記せり。

金澤原　郡の東南海邊に傍ひたる町屋、洲崎、寺前の三村入會の原にて、其内畑を開きし所もあり。東西二町半、南北六町許。町屋村に傍ひたる所は町屋原と唱へ、洲崎、寺前の二村及び洲崎村の小名野島等に係る處は、其地名を以て呼べり。

大岡川　新川　天谷川　三川同流なり。たゞ經る所の地によりて名を異にす。水源は宿村より出で、氷取澤村に入り、同村小名宮ノ澤より涌出する清水と落合ひて、一條の流となり、郡の中央を北流すること凡五里、吉田新田の西南に至りて二派に分れ、一は同村と太田、戸部二村の境を流れ、洲乾湊に至りて海に入る。一は蒔、田中の二村に傍ひて吉田新田の界を經、北流して海に入る。此川の源は僅に九尺許。栗木村内にては新川と呼び、田中村にて天谷川と唱へ、又雜色村に至りて再び新川と號す。松本村の邊より川幅次第に廣がり十間程に及ぶ。それより大岡村に至りて大岡川の名起れり。

八幡川　郡内岡根岸等の村より出づる清水、瀧頭村内にて一條となり八幡川と稱す。東流して海に入る。

二俣川　宿村より出づる細流と坂本村小名横手山邊より涌出づる清水、村内小名松橋にて合して一條の川となる。是を二俣川と名付け、下流赤井村を經て六浦の入海に入る。

侍從川　水源相州鎌倉郡峠村より出で、朝比奈切通邊の清水と合し一條と流となり、郡内社家分、寺分、平分三村入會の地を流れ、六浦の入海に注ぐ。川幅四五間なり。鎌倉志に『侍從川は照天姫が乳母侍從と云ふ女、身を投じたる川なりと云ふ俗傳あり。』と記せり。

日野川　宮ヶ谷村の内小名大久保谷より涌出づる清水西流し、同村小名榎戸より出づる清水及び宮下村より出づる細流と合し、金井村に通じて始めて日野川の名を得、同村を過ぐること二十町許にして、吉原、松本等の村々を經て久保村に至り大岡川に合す。

海　當郡南方洲崎村の出先、小名野島の邊より北方本郷村十二天の鼻まで三里餘、夫より西の方都筑

郡の境、尾張屋新田まで凡二里餘が間海に傍へり。東の向は安房、上總の二國に對し、相距ること七八里より四五里に至る。此海岸の村々多くは漁獵を業とし生産の資とす。其内磯子村の邊漁者最も多し。本郷村邊に至りては本牧浦と號して、古より漁獵を業とせしことは天正十五年の文書に見えたり。其文本郷村の條に載す。十二天出崎より西北の向は近くは神奈川の沖につゞき、遠くは荏原郡羽田沖及び品川の海面うち開けたり。

屏風浦　南方富岡村の出崎より本牧浦の邊まで、海岸の樣恰も屏風を立てたるが如くなれば此唱あり。本牧浦は本郷村舊家勘右衞門が所藏、天正十五年の文書既に此名見ゆ。舊き唱なり。此邊より江戸まで海上九里餘。潮干三四町或は五六町。此濱にて夏はかつて綱或は手繰綱など云へるものを以て漁し、冬は『けた』と云ふ繩綱を以て海鼠を得ると云ふ。

金澤廢湊　今其遺跡を失ふといへども、洲崎の邊なるべし。回國雜記に『洲崎の湊といへる所に至る。こは昔賴朝卿の鎌倉に住せたまふ時、金澤、榎戸、浦河とて三の湊なりけるとかや。』と見えたり。おもふに文明の頃は既に此湊廢せしならん。此浦に唐船の著せしなど云ふことよく符合せり。

洲乾湊　郡の北方横濱、戸部二村及び吉田新田の間にあり。古は秀閑或は宗閑とも書せり。其名の起りは土人も傳へざれど、正保郷帳横濱村の高を記せし傍註に『六石一斗五合秀閑寺領』と見ゆれば、當時秀閑寺ありしよりの名なるにや。爰より江戸まで船路八里。古はいと廣き入江なりしが、次第に干潟となり、萬治年中吉田新田を開き、及び横濱に傍へる新田を開きしゆゑ、今は東西十二町、南北四町餘の入江となり、大船の入るべき湊にあらざれば自然に廢せるなり。

産物

鯛　**鳥頰魚**（クロダイ）　**比目魚**（カレイ）　**牛尾魚**（コチ）　**石首魚**（イシモチ）　**あいなめ**　**鱧魚**（セイゴ）　**章魚**（タコ）　**烏賊魚**　**沙噀**（ナマコ）　**水母**（クラゲ）　**牡蠣**　**蛤蜊**（アサリ）　**ばか**　**みるくい**　按ずるに鯛沙噀章魚の類、古より當郡の海にて產せし事は、戸部村に傳ふる小田原北條氏より出せし文書にも見えたり。又北條家より葛綱と云ふものを本牧浦に置きたる由、本郷村民勘右衞門所藏、天正十五年の文書に載せたり。此葛綱と云ふは鯛を獵する綱といへり。今は專ら麥海鼠海鼠腸等、其餘又『ばかのめざし』など云ふものをも多く製出せり。**鹽**　當所の鹽は鐵釜を以て製するゆゑ、其色殊に白からず。行德鹽より亦劣れり。按ずるに當所の鹽濱は古より始まりしにや。稱名寺所藏永和二年六月二十三日の文書に『稱名寺領内外敷地鹽垂場等事。早任觀應三年三月三日御寄進狀之旨。可令領掌。』と載せ、及び同寺所藏康安二年五月二十四日の文書にも鹽場のことと出でたり。

卷百四十二　村里部

久良岐郡　二　金澤領

金澤領は郡の南の方にて、郡域三分の一にわたれり。金澤氏の系圖に金澤五郎實義後實泰。金澤郷を領し、金澤を氏とすと云ふ。又東鑑に『貞顯嘉曆四年四月十六日出家して金澤殿と號す』とあり。此頃專ら是等の人の領知なること知るべし。貞顯が子武藏守貞將六波羅の探題となり、元弘三年五月二十二日、

相州山内にて討死せり。此事諸記にあらはる。されど此後の事蹟は、系圖等に見えざれば詳なることを知らず。又諸家系圖云『島津主水正が男左近大夫某、遠山丹後守直景が婚屬にて江戸に住す。祖父永久よりこのかた武州金澤邊を領せり。』と。今郡内谷津、寺前、町屋、洲崎、寺分、社家分、平分等の村々を概して金澤と稱し、最も勝景の地なり。この外數村の領名にもかゝれり。されば島津氏の領せしは、この邊なる事しるべし。領内の界域、東は海に邊し、西は相模國鎌倉郡に境ひ、南は同國三浦郡、北は郡中本牧領に接す。

社家分村　寺分村　平分村　此三村は古一村にして六浦郷或は六浦庄など稱し、又六浦とのみも唱へしと見ゆ。今の如く三村となりしは、何の頃よりと云ふことを知らず。正保の改めには六浦の二字を冠して、社家分村、寺分村、平分村と各村に分ち、元祿の改めにもしか記せり。今は六浦を庄名のみに唱へて村名には冠らず。土人云ふ社家分村は瀨戸明神の社領たる故名づけ、寺分村は小名大道の常福寺領なりしを以て、平分村は寺社等の領にあらざる故號せりと。按ずるに小田原役帳に六浦を三箇所に載す。其一は『六浦社領六浦に伏神主拘』と記す。是瀨戸明神の社領にて、今の社家分村なるべし。一は六浦大道分とあり。こは大道の常福寺分と云ふことにて、寺分村の事ならん。又一は六浦木暮分とあり。こは其故考ふる所なけれど、平分村にてあるべし。されば永祿の頃未だ三村には分たざるべけれど、既に三區とはなりしとみゆ。六浦の名は古く聞えし所にて、東鑑等の諸書に載せしことは、郡の總說郷名の條に辨ぜり。如此元一村なりし地を分ちし故、境界相雜りて辨別し難し。由りて姑く三村を合せていはゞ、東西の徑り凡三十町、南北二十町餘。東は入江を隔てゝ洲崎村に對し、西は相模國鎌倉郡峠村に隣り、南も同國三浦郡浦郷村に續き、北は本郡宿、赤井、坂本三村に竝び、入江を隔てゝ東北の方泥龜新田なり。土地高低多く土性は砂眞土、赤土砂交り、山は岩石及びへなの處あり。水陸の田相半し旱損の歳多ければ、又潮水の患もあり。村内所々に秣場あり。江戸日本橋より行程十二里餘。民家社家分村は六十軒、寺分村は三十二軒、平分村百四十八軒なり。此邊の海中に水雪（セツク）を産す。これをとりて貢品ともなせり。村内鹽濱あり。耕種の暇には鹽を製して餘業とし、又漁獵をなせるもあり。此村往古の領主は傳へざれど、東鑑寛元五年六月六日の條に『武藏國六浦庄領主陸奥掃除助實時』とみえたり。又同書に六浦三郎、同平藏、同六郎、同七郎など稱せし人あり。是等も六浦の内を領せし人にや。社家分村は中古一圓に瀨戸明神の社領なりしよし、今は其所にて百石の地を附せらる。寺分村は村内常福寺領なりしことは前に云へる如し、御入國の後瀨戸社領の外は皆御料となり、正保の頃の御代官八木九兵衞正重支配し、其子次郎右衞門正明、子源七郎重絲相繼ぎて支配せしが、寛文年中久世大和守廣之に賜ひ、其後又御料に復し、元祿九年米倉丹後守昌尹に賜ひ、今其子孫丹後守昌壽が領知と、瀨戸社領入會の村なり。檢地の年代を詳にせず。村内鎌倉海道係る。東の方洲崎村より入りて、西の方相州峠村に達す。村内を歷ること二十町許、幅三間より五間に至る。こは賴朝治世の頃開きし道と云ふ。東鑑に仁治元年十一月晦日、鎌倉と六浦津の間始めて道路に當てらるゝ由議定ありて、明る二年四月より道造あり、又建長二年六月にも山内幷び六浦等の道を再び造られしとあるは則ち此道の事なるべし。猶郡の總說郷名の條に詳なり。又古海道とて西よりに僅の道あり。是も洲崎村より入り村内金龍院の下より小名渡場と云ふ處までを船にて渡り、それより西へ五六町過ぎ小名大道、川、三艘等の地、三つ股となりし處を歷て

相模國に達す。是朝比奈切通しを開かざる前の道といへり。又中古は東の方より今の海邊を通じ、光傳寺の前にかゝり、諏訪社の東を南に往き、相州滑川に達せしとも云へり。

高札場 社家分の高札は小名六浦にあり。寺分は小名大道にあり。平分は小名川といふ處にたつ。

小名 **六浦** 社家分寺分平分入會の地なり。是六浦郷の由りて起る處なるべし。 **引越** 東北の方社家分にあり。鎌倉物語に『永享十年十一月源持氏滅亡の時海老名尾張入道六浦引越の道場にて自害す。』とあるは則ち當所の事にして。永享の頃既に唱へし地名なることを知るべし。但道場と云ふは何れの寺院なりや未だ考ふる所なし。今引越の内に金龍院。泥牛庵の二ヶ寺あり。何れも永享以前の起立なれば此等は皆始より禪刹なれば其所とも思はれず。 **瀨戸** 同じ方にあり。 **瀨ヶ崎** 是も社家分にて東南の間にあり。鎌倉圓覺寺塔中黃梅院に藏する應永五十三年の文書に『武藏國六浦郷瀨崎勝福寺云々』とあれば。此名も舊く唱へしこと知るべし。勝福寺は後廢せしとみえて今この邊に聞えず。 **大道** 西の方寺分にあり。寺前村稱名寺所藏應永永享等の文書に『六浦庄大道關事云々』とあり。これ當所に關を置きて其關錢を以て彼寺に寄附せしなるべし。文書の全文稱名寺の條に出す。并せ見るべし。 **川** 平分の内なり。西によれり。

三艘 南の方なり。往古唐船三艘來舶せるより斯く名付くといへり。其時載せ來りしとて一切經青磁の花瓶香爐等今に稱名寺にあり。名所和歌物語に越後守實時より顯時貞顯まで父子三代の間相續きて唐船三度爰に著岸せし事見えたり。今に當所の猫は當時舶來猫の子胤なりとて土地にても金澤猫と呼びて珍重す。自餘古昔舶來の猫は背を撫づれば背を低伏す。金澤の種は撫づるほど背を擦ぐるを異とすと。

室ノ木 東寄なり。此二所も平分に屬す。 **荒井** 金龍院の傍にあり。 **渡場** 引越の南の濱邊なり。房總二州より來る。船直ちに此所に著岸せしと云ふ。

四望亭 小名室ノ木にあり。亭とは稱すれど亭舍の義にはあらず。尋常の高山なり。山頂嵩高にして登臨すれば四方ともにいさゝかもさゝふべきものなくして甚だ佳景なり。西は郡中の山々を始めとして遠くは富嶽を眺み。北も郡中の山を越えて江戸の方を見わたし。東は房總にいたり。南は相州の羣山畫きたるがごとく又眼下に野島浦および金澤の八景を一望のうちに聚め。もつとも絶勝の地なり。此

圖版十六　四望亭眺望

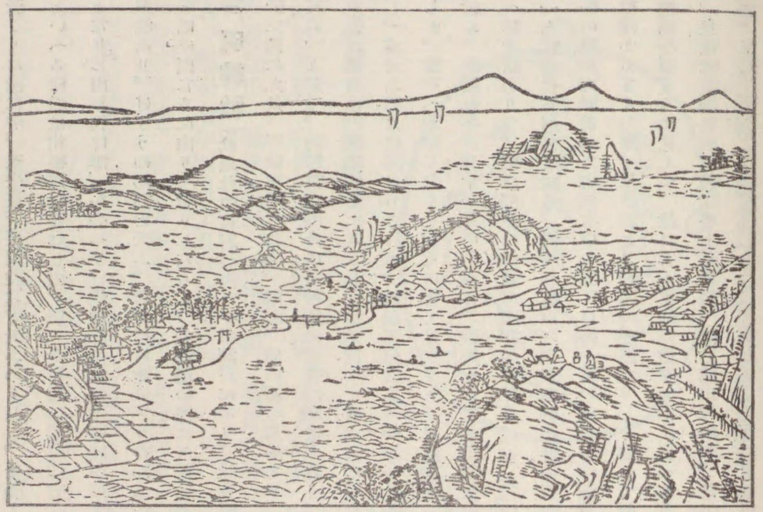

の圖せる處は其東南の方なり。

林 地頭林なり。字かくらにあり。二段許の松林なり。

矢倉 村内所々にあり。山の中腹に設けたる横穴の名なり。大なるは穴中廣さ二十坪餘。入口に門柱を立てし跡あるもみゆ。

海 東の方にあり。入海なり。

侍從川 水源西の方。相州峠村より出て。朝比奈切通邊の清水落合ひて東流の川となり。村内にて入海に合す。川幅四五間。名義詳ならず。鎌倉志云『俗に傳ふ照天姫が乳母侍從と云ふ女身を投じたる川なり。』と。いとうけがたき說なり。 **六浦川** 潮入の小堀なり。六浦の内にあり。この川に架せる橋を六浦橋と呼ぶ。

室ノ木浦 東南の方に傍ひてあり。 **鹽濱** 六浦より三艘までの海濱にあり。當所の鹽は鐵釜にて煮るゆゑ。他の殊に白きものには似ず下品なり。

油堤 六浦橋の南。千光寺の前なる堤を云ふ。鎌倉志云『照天姫の乳母侍從と云ふもの姫が粧具を持ち。此堤まで尋れ來り其行方知れざる事を悲しみ。此所に捨置きて身を投じたる。』となり。

郡署米倉丹後守陣屋 小名六浦。引越の兩所に係

れり。昔こゝに能仁寺。泥牛庵。慶藏院など云ふありしを。元祿九年米倉丹後守昌尹此邊を領地に賜ひし時。彼庵を金龍院の前に移し。慶藏院といへる修驗は相模國に移せし由。則ち今同國三浦郡浦郷村に修驗慶藏院あり。是なり。それ等の蹟に陣屋を構ふと云ふ。能仁寺は廢地となりし由年代は傳へを失へり。鎌倉志に能仁寺舊蹟をのす。又陣屋の前に街道を横ぎれる一間許の小溝あり。そこに架せるわづかなる板橋あり。けざうゐん橋と云ふ。昔爰に修驗けざうゐんといへるありしよりの名なりと。これ前に云ふ慶藏院と同院なるべけれど。けいけと唱の似たるに由りて訛りしならん。此陣屋の内に八幡社あり。鎌倉八幡を勸請すと云ふ。

瀨戸明神社〔社地社領百石の内〕小名瀨戸にあり。鎌倉海道の北側にて江戸の方より瀨戸橋を越えて右にあり。本社二間半に三間。幣殿三間に九尺。拜殿三間に二間。南向。前に石の鳥居あり。『正一位大山積神宮』の八字を扁す。裏面に『延慶四年四月二十六日戊辰沙彌寂尹』と記す。神體幣束のみにて前立に束帶の座像を置く。社傳に『治承四年四月八日將軍頼朝豆州三島明神を勸請す』といへり。されど東鑑に據るに。頼朝鎌倉に入りしは治承四年十月六日の事にて。四月の頃は未だ豆州北條の館にありし時なれば。當社を勸請すべき由なし。或云ふ年月は詳ならざれど。頼朝豆州三島の神を一社勸請せんとて神名を札に錄して海中に投じ。其流著の地に鎭座せんと祈誓ありしが。當所へ著岸したりし故そのまゝ造立すと。又鎌倉志に或人の説として往古此神此地へ飛來り給ふ。今の金龍院の飛石の上に止ると云ふ。例祭毎年四月十一月中の酉日。神輿を琵琶島の辨天社まで渡し。神主衣冠にて供奉す。鎌倉年中行事に云『正月二十九日雪下今宮へ御參詣ありて。直に瀨戸の三島大明神へ御社參。』又云『四月朔。御祝如例三島御精進たる間。合火以下可有斟酌方は不被致出仕。御一家一人爲御代官別て有精進。同八日瀨戸三島大明神臨時の祭禮。公方樣御社參御裝束供奉の樣體前に如記。社家奉行被參御酒數十獻。被申船寄の辨財天神前にて御酒有中の酉には御一家の御代官は瀨戸へ參詣。有下向被參は聽て御精進過也云々。』これ等に據りても足利家にて尊敬淺からざりし事。及び古より社頭の莊嚴なりしも推して知らる。又僧萬里が當社亭壁に題せる詩なりとて世に單行するものあり。梅花無盡藏を閲するに見えず。然れども當時の僧家の手に出づることは疑もなければ姑くこゝに載す。其敍に云『禪居和尙云。瀨戸行宮古最靈。魚龍舞浪海風醒。浙江亭上多疑似。隔岸越山相對青。信毎歎生晚不及。識禪居師。故游名山勝槩。得見其遺蹟。則雖片言隻字皆收而寶之。丁未〔按ずるに長享元年なるべし〕秋九月。予及福鹿兩山諸友志諸古老若干人。偕登斯亭。拜觀禪師泊諸老倡和之什。想見前朝人物之盛。乃屬同遊者。賡歌以告。後來君子庶乎繼逃厥美云。詩曰。禪居妙倡筆通靈。滿壁龍飛霧雨腥。後四十年滄海變。山神猶護舊氈青。』小田原北條家よりも社領の寄附ありしにや。小田原役帳に『六浦社領八十五貫九百五十八文。六浦に伏神主拘。』とみゆ。又天正十九年十一月御朱印の文にも六浦郷の内百石。先規の如く御寄附の由記し給へり。社内に棟札とおぼしきものあり。圖上の如し。

圖版十七　棟札

瀨戸三島社鐘銘

洪鐘新製。寄器海壖。靈神振德。衆人結緣。韻徹遠近。鎔體黃玄。緇素益大。村里聽鮮。開靜動閣。奏敬悲田。驟化世俗。頻敲夜禪。覺煩惑夢。驚生死眠。昏曉淸響。劫々永傳。大戒菩提薩埵僧普川筆。應安七年四月十五日奉鑄之。

神主平胤義。檀那沙彌釋阿。幷十方四衆等。勸進聖義道。大工大和守國盛。

藥師堂 同邊にあり。二間四方。本尊藥師は立像にて長三尺許。土人ほうか僧の藥師と呼ぶ由來詳ならず。古當所にて放下僧復讎せしことあり。この因にて稱するにや。復讎のことは下に載す。三本杉の條に出せり。

末社 稻荷社二宇 本社の後赤壁の中腹に穴ありて其中に造立す。 蛇混柏 本社の東にあり。是古世の神木にて金澤八木と稱する其一なりと云ふ。屈蟠延亙せるさま蛇のわだかま

圖版十八　獅子頭及拔頭面

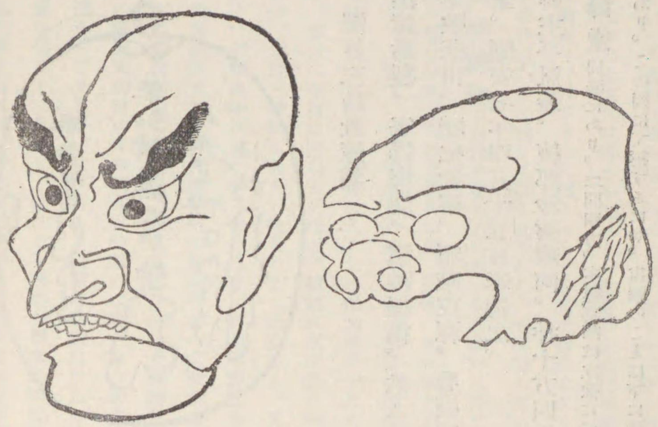

りし如くなれば。蛇混柏といへり。相傳へて將軍頼朝當社草創の時植ゑられしものと云へど。いかゞあらん。僧萬里が詩に『遺廟松園六浦橋。朗吟繫馬石支腰。歸鴉飛破翠屏面。剩被風聲添晚潮。』自註に云『六浦廟前有古柏屈蟠』と。是文明年中の作にして已に古柏と稱すれば古樹なること論なし。その後何の頃よりか立枯となりしを。延寶八年八月六日大風の爲に轉倒せし故。其まゝ注連を引廻して今尙存在す。此柏數百歲の星霜を歷し故にや。香氣馥郁たること宛も伽羅にひとし。延寶八年轉倒せし時剪取りし枝もて社内左右の板羽目となせるもの。猶香氣盛なり。問はずして彼の材なるを知らる。板は堅緻にして潤澤なること。紫檀に類せり。

三本杉　蛇混柏の南にあり。是も古樹なり。三株比生して一株のごとし。鎌倉志に『是放下僧が讎を復せし所なり』と云ふ。謠曲にも『瀨戸の三島』と載せたり。此三本杉も延寶八年風雨の爲に倒れしといへり。按ずるに那須拾遺記に。中昔の事なりし下野國那須郡森田の住人牧野左衞門勝重と云ふ者。上野國伊香保の溫湯に浴せしに。相模國の住人刀禰大膳信俊と云ふものと諍論をなし。劒擊に及びて信俊うちまけ一旦其所を去りしかど。遂に勝重を殺害せり。勝重に男子二人あり。兄を次郎丸と云ふ。弟を小次郎と呼ぶ。此兄弟父の仇を討たんため武藏國に立越え。身をやつして兄は行脚の姿となり。弟は放下僧となりて同國瀨戸の三島にて信俊を討取りし由を載せたり。

神主　千葉司胤香神

圖版十九　拔頭面裏及陵王面

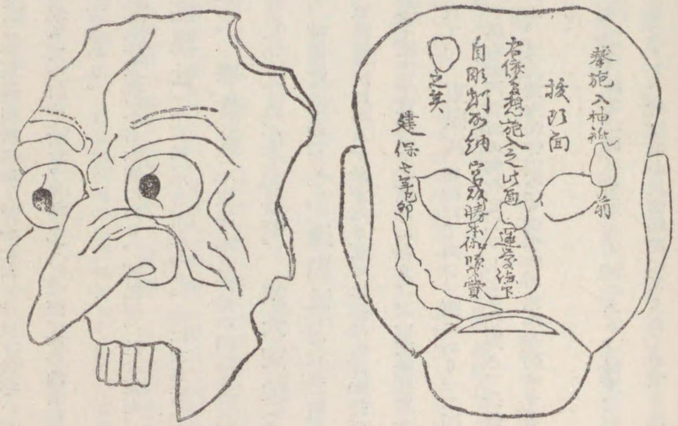

祇伯白川家の配下なり。古くより唯一神道なりといへど。金澤稱名寺に藏する源持氏の文書に。瀨戸社頭に於て彼寺僧本地護摩を修せし由を載せ。又社内に藏する棟札にも住持と記し。且境内鐘銘僧普川など彫り。又六浦嶺松寺は司の先祖豐前某が開基など傳ふる類。古くは唯一にあらざりしことしらる。今も社地に藥師堂あり。

下社家　佐野掃部。

柳田右京。八乙女　杉尾植草。

辨財天社　瀨戸社の前海中に一町餘出てたる嶼あり。其形琵琶に似たり。中央に社建てり。湯戸辨天とも琵琶島辨天とも稱す。嶼中に至る道に橋二を架す。其道の左右は混柏の竝木なり。此柏も延寶八年風雨の後枯れしとて今は幹のみ殘りたれど。木理堅緻にして一枝も朽ちしものなし。相傳ふ當社は頼朝の御臺平政子。竹生島辨財天の寫しを爰に勸請す。柏の竝木も其時植ゑさせられしものと云ふ。小社にして東に向ふ。鳥居は竝木の所にたてり。瀨戸橋の方より琵琶島に行く道の傍に福石と云ふ石あり。金澤四石の一なり。

社寶　寶珠石三顆。

第六天社（年貢地）小名三艘の山上にあり。小社。東向。鳥居二基を立つ。寶樹院持。

熊野社（年貢地）小名室ノ木にあり。一丈に一丈五尺の社にて西北に向ふ。社地の入口に石鳥居を立つ。石燈籠あり。例祭九月十一日。善應寺持。此社地は元石山を剪闢きしものとみゆれど。巖石のさまいと古

色にして後世の鎭座とはおもはれず。紀州熊野かんの倉と云ふ所を寫せしなりと土人云傳ふ。

稻荷社〔年貢地〕同所にあり。小社なり。以下數宇いづれも小社なり。西向。前に木の鳥居あり。村民持。此所に室ノ木と稱せる枯樹あり。朽壞ちて今何の木たるを知らず。是室ノ木の地名の由りて起る處なりと云へば故ある木と見えたり。又此木の後に玉楠と云ふ大木及び榎の古木あり。

太神宮〔年貢地〕小名六浦にあり。村民持。社は東向。下同じ。前に木の鳥居を立つ。例祭六月十六日。

日光權現社〔年貢地〕小名川にあり。前に木鳥居を立つ。村民持。例祭九月十九日。　**諏訪社**〔年貢地〕同所山の中腹にあり。木鳥居を立つ。　**春日社**〔年貢地〕小名六浦の西南の方にあり。南向。村民持。　**天王社**〔年貢地〕是も六浦にあり。　**稻荷社**〔年貢地〕同邊にあり。此二社上行寺持。　**第六天社**〔年貢地〕室ノ木の內山上にあり。小社。善應寺持。　**秋葉社**〔年貢地〕小名三艘にあり。村民持。下おなじ。　**淺間社**〔年貢地〕同所にあり。　**稻荷社**〔年貢地〕小名大道にあり。長島稻荷と號す。　**山王社**〔年貢地〕同所にあり。此傍なる窟中に弘法大師加持せしと云ふ淸水あり。

圓通寺〔境內年貢地〕小名瀨戶にあり。天台宗淺草東光院末。日輪山と號す。客殿東向。本尊觀音を安ず。開山僧高榮。寛文二年二月二十六日寂す。　**東照宮**客殿にて向ひて西にあり。二間に二間半の御宮にて三間半に二間の拜殿を立つ。此地は元石山なりしを萬治年中。八木次郎右衞門當所の御代官たりしとき切開きて造營し奉りし故。御宮の後は今も三丈許の巖石なり。其頃御供料十七石餘を寄附し奉ると云ふ。又久世大和守廣之も御供料の地を奉納せりと。こは寛文二年二月金澤領本牧領の內五千石の御加恩ありし故。其頃寄附し奉れるならん。

金龍院〔境內除地二段五畝〕小名引越にあり。臨濟宗相州鎌倉建長寺末。昇天山と號す。相傳ふ往古當寺に於て硯の中より龍昇天せし故起れる名なりと。橘樹郡小机雲松院にてもかくの如き傳へあり。もつとも疑ふべし。一に飛石山とも云ふ。本堂五間に七間。西向。本尊正觀音。座像長二尺許。開山僧方崖元圭。永德三年九月十六日寂す。　**飛石**本堂の後背小高き所にあり。形蒐に似たるより蒐石と稱す。飛石の字を用ゆるは誤なりと云ふ。此石文化中の地震に轉倒して。元の形狀は闕損して失へり。前に鳥居を建つ。又瀨戶明神此石の上に飛び來りしと云ふ話ありしよし。鎌倉志に見ゆ。　**九覽亭**本堂の後の丘上なり。亭はあらず。中服に僅の四阿を設く。丘山より金澤八景の外富嶽を合せて一見せらるゝを以て。九覽の名を得たりと云ふ。最も絕勝なれど。前に出せる四望亭の眺望と相似たるを以て其圖を略す。

上行寺〔境內除地三段〕小名六浦にあり。法華宗下總國中山法華寺末。六浦山と號す。本堂七間半に六間餘。南向。本尊三寶を安ず。開山日祐應安七年五月示寂す。日祐は千葉宗胤の孫胤貞の子にて本山法華經寺第三祖なり。開基は荒井平次郎光吉なり。入道して妙法と稱し。日祐の弟子となりて當寺を開基せり。此妙法を法華經寺の記には六浦上人と載せ。身延山にては日荷上人と稱すといへり。且當所は建長六年宗祖日蓮。富木五郎と船中問答ありし舊跡なりと云傳ふ。村內小名引越切通の南の濱邊を里俗渡場と唱へ。房總より直に此所に著岸せし處なりなどいへり。されど杉田村妙法寺及び町屋村安立寺にても。各船中問答の舊跡の由を傳へたれば。何れを實蹟とすべきや詳にせず。又金龍院の傍に小名荒井と云ふ地あり。そこに百姓等常に用ゆる井あり。荒井と呼ぶ。形は四角にて石にて疊みしなり。徑三尺程。深さ凡一丈許。底は岩にてたとへば摺鉢の形の如し。其傍に荒井妙法と彫付あり。今は苔むして文字も見えず。妙法は荒井光吉なる事は前に見ゆ。鎌倉志に『上行寺堂の前に六浦妙法と云ふ法師の石塔あり。文和二年六月十三日と刻る。』と。今は此碑なし。近き年造りし『中山富木殿荒井平次郎光吉入道舊跡』と記せる碑を立つ。　**寺寶**　**消息一幅**日蓮上人筆。　**大曼荼羅一幅**日祐上人筆。　**妙法上人木像一軀。同遺骨。龍鱗一枚**日祐上人龍女を得脫の時殘せし鱗なりと云ふ。　**柄香爐一箇**瓜の紋を鑄出す。此餘玉眼一顆を藏す。こは金澤稱名寺山門にありし仁王の玉眼なり。彼の像を光吉入道讓を得て身延山に納むる時過ちて脫せし物と云ふ。　**日祐上人讓狀一通**應安六年卯月八日。日祐の記せし物なり。　**祖師堂**本堂の西方にあり。三間に三間半。祖師は二尺餘の座像なり。中老僧日法及び本寺開基日常二人の作にて日蓮三十三歲の時。船中問答の姿を摸せし像なりと云傳ふ。　**三十番神堂**本堂に向ひて左の方なり。岩山の崖の穴中に立つ。前に鳥居あり。　**山王社**東の山上にあり。　**鐘樓**門を入りて右にあり。鐘銘なし。　吉

田兼好寓居蹟 境内東の山上なり。兼好五六年の程こゝに住せしと云ふ。兼好法師行狀に云『武藏國金澤と云ふ所にこもり居てけり。明くれたゞ都の空のみ戀しくて。ありしことなど夢に見てうち驚かれたるに。かたり合はすべき人しなければ。なく〳〵「さめぬれどかたるともなき曉の夢のなみだに袖ぞぬれつゝ。」』又家集に『むさしの國かれ澤と云ふ所にむかしすみしに。家のいたふあれたるにとまりて。月あかき夜「故郷のあさぢが庭の露の上にとこは草葉と宿る月影。」』などあるは當所にてよめるなるべし。徒然草に『甲香はほら貝のやうなるがちひさくて。口のほどのほそながにして出たる貝のふたなり。武藏國金澤といふ浦にありしを。所のものはへなたりと申侍るとぞいひし。』とあるも此所寓居の時のことならん。甲香は海螺の厭にて製して燒物に和するものなり。野槌に云『一本「はへ」とあり。「ばい」を云ふにや。覺束なし。今金澤にて尋ぬれば「ばい」と云ふ。又「つぶ」とも云ふなり。兼好が時には「へなたり」と云ひけるにや。「ばい」に似て少し大にして口のほそながき貝あり。それを「へなたり」と云ふか。』とあり。一說に「へなたり」は都にて「よなき」とも「なかにし」とも云ふといへど。「よなき」「なかにし」など呼ぶものは蓼螺なるよし小野蘭山いへり。今此邊の土人「ばい」に似て細長き貝を拾ひ「へなたり」とて販ぐものあり。

嶺松寺〔境内瀨戸明神領内〕小名六浦にあり。禪宗臨濟派鎌倉建長寺末。金剛山と號す。本堂三間四方。本尊正觀音。座像長一尺許。此邊札所第十三番なり。瀨戸明神の神職千葉司の先祖豐前某が開基と云ふ。開山は詳ならず。或云ふ僧月窓元曉なりと。此僧は貞治元年十月二日寂す。

長生寺〔境内除地二畝〕當寺も六浦にあり。淨土眞宗京都西本願寺末。壽樂山と號す。本堂三間半に四間。東向。本尊彌陀の立像を安ず。相傳ふ古は壽樂寺と號し眞言宗なりしが。蓮如上人安房國より相模國三浦に往來せし時。其船の檝取洲崎村の民由右衞門がすゝめにより當寺の住僧頓乘。蓮如にまみえて感悟することありて。則ち改宗し蓮如の弟子となり。寺號も今の如く改めしと云ふ。されど蓮如は明應八年に示寂し。頓乘は天正三年八月十六日寂すとはいへば年代違ふに似たり。

千光寺〔境内除地八畝〕小名川にあり。淨土宗町屋村天然寺末。日光山と號す。本堂四間半四方。東向。本尊千手觀音。照天姫の身替佛と云ふ。祕佛なり。前立の像立身長六尺許。照天姫のことは泥龜新田いぶし島の條にしるす。

善照寺〔境内除地三畝〕同所にあり。法華宗村内上行寺末。海中山と號す。本堂五間に四間。北向。本尊三寶を安置す。開山日得。天正六年寂す。

光傳寺〔境内除地四畝〕同所なり。淨土宗鎌倉光明寺末。常見山無量院と號す。本堂六間四方。南向。本尊彌陀を安ず。開山得蓮社忍譽空公靈傳。文祿四年七月二十四日寂す。開基は當村の民長野を氏とせる六右衞門の先祖なり。當寺に伽羅にて彫刻せる長六寸許の辨財天。宇賀神の像あり。共に蛇形にて二體相まとへる像なり。故に土人兩頭の辨天と稱す。こは近き年三艘浦の民太郎兵衞と云ふものの宅地より掘出せしを寄附すと云ふ。

天神社 堂後の山にあり。小社。此社地二畝は除地なり。

地藏堂 堂に向ひて右にあり。三間四方。此堂にも三畝の除地あり。

鐘樓 門を入りて右にあり。元祿十四年鑄造の鐘を掛く。

寶樹院〔境内年貢地〕小名大道にあり。古義眞言宗洲崎村龍源寺末。高榮山高照寺と號す。本堂六間半に五間半。東向。本尊大日。長四尺餘。春日作。開山詳ならず。中興の僧永叫。萬治元年五月十八日寂せり。

常福寺〔境内年貢地〕同所に在り。眞言律宗金澤稱名寺末。大道山と號す。足利持氏の祈願所にて古は寺分の地一圓に當寺領なりしと云ふ。金澤稱名寺に藏する應永廿九年の文書に『六浦庄の内常福寺云々』とあれば。古刹なることは論なし。又北條役帳に『六浦大道分』とあるは則ち當寺の領せし所を云ふなるべし。後年次第に衰廢して寺領も皆失ひ。今は領主より阿彌陀免として鹽六斛づゝを寄附せるのみなり。本堂三間四方。東向。金澤札所第十五番と云ふ。本尊彌陀を安ず。座像長三尺許。行基作。脇士觀音。勢至共に長三尺許。開山審覺。永和三年八月十五日寂す。

辨天社 本堂の後にあり。小社。

大寧寺〔境内除地二畝〕小名瀨ヶ崎にあり。禪宗臨濟派鎌倉建長寺末。古は藥師寺と號し。眞言宗なりしが何の頃か改宗せりと云ふ。海藏山と號す。本堂二間四方。北向。本尊藥師。立身五尺許。へそ藥師と云ふ。十二神共に運慶作。鎌倉志に當寺勸進帳を引きて云ふ。昔伏見帝永仁年中此村に貧女あり。父母の忌日にあたれども家貧うして佛に供養すべきやうなし。常に絲をくりへそとして是をうりて。父母忌日の佛餉に供へんとおもふ。然れどもたやすく買人なし。或時童子一人來りてこれを買ふ。其價を以て父母忌日の供養を勤む。不

思議のおもひをなせし所に。此藥師の前に其へそ多くあり始めて知りぬ。如來貧女純孝の志を感じて然ることを。しかりしより以來へそ藥師と云ふと。開山は千光國師なり。元亨釋書云『國師名は榮西明庵と號す。備の中州の人。其日先賀陽氏薩州刺吏貞政の曾孫なり。永治元年四月二十日生れ。建保元年七月五日寂云々。』開基は三河守源範頼にて〔鎌倉志〕範頼菩提寺なりと云ふ。大寧寺殿道悟大禪定門と法諡す。相傳ふ建久四年蒲冠者範頼伊豆國修善寺に於て打死と稱し。窃に遁れて相州浦郷村に蟄居せしが。いつまで斯くてあるべきにもあらず。北向の寺に行きて自殺せんとて。農民平次左衞門及び今一人某に命じて舟に乘り當寺に至りて終に生害に及べり。其時彼二人に苗字〔其唱詳ならず〕與へし由。今も浦郷村に其子孫ありと云ふのみ。此說あへて信ずべきにあらざれど姑く傳のまゝを載す。猶下に載する範頼墓の條併せ見るべし。

寺寶　**三河守範頼畫像一幅**　束帶の像にて遊素齋と云ふ者の筆なり。讃あり。其文左に載す。『三河守範頼公建久四年八月。故有りて武州六浦庄金澤瀨ヶ崎海藏山大寧寺にてうせたまひぬ。名のみ殘りて皆人悲み。今に絕ゆる事なし。爰に杉若氏景秀。道に心よせし人なれば。此寺に詣來りてふりにし蹟を尋れ侍るに。墳墓は苔に埋もれて其所とも見えず。彌淚を催し思ひ捨て難くて畫像を納め奉るとて。予に發句を請はれぬ。誠に哀れめてて愚なる志を起し。尊靈の手向草とならざらめかも「遠世も殘る御影や秋の月」玄祥法橋。』按ずるに是によれば此像は杉若景秀なる者の納めしなり。此遊素齋と云へるは則ち景秀が事にや。又別人なりや詳ならず。

和歌一軸　古人の和歌を範頼の書せし物なり。

圖版長二十刀

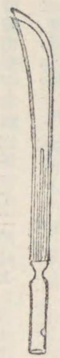

長刀一振　範頼の所持なり。無銘にて直燒刄なり。長一尺四寸。黑漆塗の箱に納む。その蓋の銘に『親頼嘗祇役東都其歸也過相瀨崎。詣大寧寺。此所葬吾大祖範頼之地也。因謁範頼神位暨畫像。而歷年悠久矣。裝飾頗壞深患之。而中途匆々不遑脩焉。玆文化庚午之夏遣家人黑田頼久脩之遂其志焉。範頼二十一世之嫡子。吉見就親屬。長門侯淮公族稱毛利親頼其七世之孫也。聊追遠致才衷。以記其事爾。長門毛利親頼謹識。』

御幣杉　本堂の後の山にあり。高三丈餘。中ほどより次第に枯葉の如くなり。五輪の石塔立てり。文字もありしならん。年を歷てみえず。前に云ふ如く。範頼當所にて自害すと云ふは固より信ずべからず。異本盛衰記に據るに『範頼伊豆國修善寺にありけるを。梶原景時父子五百餘騎にて押寄せければ。範頼自ら矢を發ちて防戰し。終に坊に火を放ちて自害す。景時範頼の燒首を取りて鎌倉に歸り頼朝に獻ぜし。』と見ゆ。且修善寺に其墓あれば遺骨を葬りしは彼寺なること論なし。但首を鎌倉にて實檢の後當寺に送葬せしにや。又範頼に因みあるもの遙拜の爲に建てしもしるべからず。足立郡石戸宿村にも範頼の墓あり。

泥牛庵〔除地三畝〕小名引越にあり。臨濟宗鎌倉圓覺寺末。吼月山と號す。六間半に七間の庵なり。巽向。本尊正觀音。立像長二尺許。行基作。こゝも札所の一なり。開山は圓覺寺第十七世南山士雲和尙なり。建武二年十一月七日寂す。當庵古は能仁寺と云ふ寺の塔中にて。今の米倉丹後守の陣屋構の內にありしが。能仁寺は既に廢寺となり。當庵は陣屋取立の時こゝに移されしと云ふ。能仁寺の事は陣屋の條下に附記す。

翠積庵〔年貢地〕小名瀨ヶ崎の內山腹にあり。江戸麻布天眞寺の隱居所なり。當所の山を富士見山と云ふ。北に入海ありて爰も風景佳なり。庭中に「じやぼん」と呼ぶ木あり。其實じやがたら蜜柑に似て最も大なり。周圍尺餘のものあり。三四月の頃花咲き霜後に至りて實熟す。此實の皮を干固め器物に製すべしと云ふ。是朱欒なるべし。朱欒を「ざぼん」と云へば是を誤りてじやぼんと呼べるならん。

文殊堂〔除地二畝〕小名三艘にあり。三間に二間半の堂なり。文殊は座身。長一尺八寸許。古へ唐舶來の時渡りたる像と云ふ。相州三浦郡浦郷村良心寺持。

觀音堂〔年貢地〕小名室ノ木にあり。四間に三間半。室木庵と號す。觀音は一尺三寸許の立身にて此邊札所の九番なり。堂中に彌陀の像あり。大寧寺持。堂後に枯樹一株あり。老木と見ゆ。

地藏堂〔除地六畝〕小名六浦にあり。三間四方の堂にて地藏は二尺許の座像なり。泥牛庵持。

玉世姫墓　堂に向ひて左の山腹にあり。五輪塔なり。苔むして文字は有れども知れず。由來を詳にせず。側に墓印の松あり。此塔に手を觸るれば必ず瘧を病むとて近づくものなし。

洲崎村　郡の南にあり。庄名江戸よりの行程前村に同じ。戸數百八軒。東は町屋村、西は入海を隔てゝ社家村、北は町屋、寺前の二村なり。四方二町程、土地平かに砂地なり。用水は谷々の清水を引き多くは天水を仰げり。されど陸田に比すれば水田は多く、旱損あれどたまゝ津波の患に罹ることもあり。町屋村より當村にかゝる道二條あり。一は相州浦賀への往來にて、小名野島浦より相州三浦郡横須賀村に通船す。一は鎌倉道にて社家分村に達す。こは鎌倉古海道なりと云ふ。土人農業の暇にはあさり或は蛤やうのものを取り、近郷に鬻ぎ且は糞培のたすけともなせり。村の南方なる入海の邊、堤の内に鹽燒場あり。稱名寺の傳へによれば、この地元はかの寺の領にて、夫より前は金澤氏所領なるべしと云ふ。御打入の後御料所及び村内龍源寺領交れり。後倉橋内匠が先祖に賜はり、今も倉橋内匠知行なり。

高札場　瀨戸橋の東にあり。

小名　野島浦　南の方にあり。土人此所を濱方と云ふ。名主をも別に定めて濱名主と稱し。自ら別村の如くなれど。全く村内の小名にして地形廣く亙りたれば。其内に東西洲ノ崎等の名あり。土人の話に野島浦の内民戸百軒に滿れば必ず災ありと。鎌倉志には『百軒に過ぐれば災あり。故に百軒島とも呼ぶ。』といへり。當所南の方は紀州大納言頼宣卿の鹽風呂の舊地あり。

八面　居村の邊を云ふ。

西　瀨戸橋の方を云ふ。則ち村の西なり。

東　これも唱の如し。

乙鞆浦　當村と町屋村にかゝりて金澤原に續けり。

ちとせヶ浦　入海にそひ瀨戸橋の方より龍源寺の下までをいふ。

金澤原　東方なり。當所にて洲崎原と云ふ。小名野島浦にては野島原と呼び。町屋。野島入會の處なり。

瀨戸橋　村の西の方にて社家分村小名瀨戸に通ずる所の橋なり。通船のため橋の杭をたてず。中間に上臺を築き兩方に二つの橋を架せり。洲崎橋とも呼ぶ。共に長六間。幅九尺。修理は地頭にて司れり。古は橋一つにて元より橋杭をなさず。角橋なりしと云ふ。相傳ふ慶長四年六月十五日。此邊東照宮御遊覽ありしなりしも。彼角橋を御覽ありて御詠ありしと土人の口碑にのこり。左に載す。「岩たゝく波のよろ〳〵來て見れば月さへわたる瀨戸の角橋。」

第六天社　〔年貢地〕小名八面にあり。二間に三間。南向。前に石の鳥居あり。華藏院持。

天王旅所　〔年貢地〕龍源寺前潮水の傍なり。町屋村牛頭天王の旅所なり。則ち當村の鎭守なれば爰に小社を建つ。龍源寺の持。又其邊に同寺持の稻荷の小社及び地藏堂あり。

稻荷社　〔年貢地〕南方小高き處にあり。二間に三間。善應寺の持。

稻荷社　〔年貢地〕東方なり。小社。持前に同じ。

龍源寺　當村と町屋村の間潮水の傍にて村内に屬せり。古義眞言宗京都仁和寺の末。檀林所なり。知足山彌勒院と號す。寺領五石は村内にて賜へり。本尊大日は運慶の作なり。始め龍華寺と稱し後今の寺號に改む。開山辨譽寂年を傳へず。中興開山融辨。大永四年八月朔日寂す。當寺略緣起云『知足山龍源寺者人王八十代高倉院御宇。治承年中鎌倉右大將頼朝。伊豆國三島大明神を崇敬ありて武州金澤の瀨戸に勸請し。社頭御造營の後常に法味を進め奉らん事を請ひて。伽藍建立の淨願を發して。文覺上人と共に志を合して文治年中。六連の山中に精舍佛閣を建立して彌勒菩薩を安置し。都率の四十九院になぞらへ。四方に六人の僧坊を構へ淨願寺と號し。數多の庄園を寄せて佛像靈寶を納めたまふ。則ち中將姫の繡繪の曼荼羅。大師自彫の愛染明王是等の中に於て秀逸たり。堂舍甍を置きて彩壁の月の光を移し。伽藍博敞にして丹柱星の林をなせり。禪觀の席には衆僧法衣の袖をつらね。說法の庭には貴賤肩を摩して群をなす。正嘉年中に南都の忍性律師當山に住して戒を弘め。弘長二年には東寺の能禪法印此寺に於て住持辨譽阿闍梨のために堂上護摩を修行す。後文明年中法印融辨住持をして。印融僧都の附屬に寄りて光德寺を兼帶せらる。然りといへども寺院精舍火災にかゝり。殊更兩院の寺料時々の亂世に奪はれ。漸く殘れる庄園も他所に展轉して。さしもの勝地既に荊棘の野となりなんとせしに。明應八年に至りて融辨退轉せんことを歎き痛み。本尊に祈りて深く冥助を願はれしかば。感應顯然として菅原の朝臣中務丞資方篤信を發し。辨師と力を合せ伽藍を再興せんと企つる所に。本尊彌勒大士夢中に白毫より金色の光を放ちて。辨師に告げ給ひしは。長に當りて彼所に移して三密の法燈を挑ぐべしと。夢さめて其所を伺はるゝに新燈の奇瑞あり。辨師本尊の敎に從ひ。此所に來り二町四方結界して兼帶の二箇寺を一寺となし。兩院の僧房を一列

として後土御門院の勅命を蒙り「知足山龍華寺」と號し。廣澤の法水を酌みて佐々目の一流を味ひ。師資相傳の本尊聖敎を納めて善融法印に附屬す。又融師享祿五年には東寺寶菩薩院亮惠僧正を請じて傳法灌頂を受く。天文十二年には古尾谷中務少輔平重長を檀越として洪鐘を鑄改む。境内には古木高く聳え。鳥樹の粧をしめし綠の竹綠の色をなし。〔此間缺〕本堂の檀主太田道灌居士。不動明王まで寄附す。〔此間缺〕東照宮御入國の初。天正十九年の冬當寺に入御ありて寺號を御尋の時。奏者龍華寺を誤りて龍源寺と言上す。神君聞しめして此をりから此寺號を以て。執奏する立源氏といへる音の響あり。吉兆の寺號感應通ずとて御感悅のあまり。御修復の經營幷に御朱印下し置かれて是より改めて龍源寺と名付けはべりぬ。』と云ふ。按ずに前に載せたる緣起中『天文十二年古尾谷云々』と云ふ。後の鐘銘に據ればこれ訛にて天文十年なるべし。又元和以前龍華寺を改めて今の寺號となりし傳へはいかゞあらん。正保年間のもの龍華寺領と記し。鎌倉志又龍華寺とのせたれば。此後改めし寺號なるべし。鎌倉志にも當寺は太田道灌修覆せらる故に道灌の位牌あり。表に『春苑道灌庵主靈』裏に『文明十八丙午七月二十六日』と見ゆ。

寺寶　兩界曼荼羅二幅 唐畫なり。　涅槃像一幅 是も唐畫なり。　十三佛繡像一幅 中將姫製すと云ふ。　八祖畫像一幅 弘法大師の筆とも願行の筆なりとも云ふ。　不動畫像一幅 弘法大師の筆なり。表褙の裏書に『太田道灌寄進』とあり。寺僧の云ふ東照宮御覽ありて修復したまふ。その時十三佛の繡像も修復したまふとなり。　愛染明王木像一軀 弘法五指量の作と云ふ。こは木像の長大師一握の長さに限れるを云ふとなり。　鳳凰頭二箇 運慶作。　龍頭十箇 同作。此二種ともに木にて作る。金箔を置ける物なり。灌頂の時幡を掛くる具なり。　鈴一箇 弘法大師所持と傳ふ。　鐘樓 堂に向ひて左にあり。銘文左に載す。

大日本國。武州六浦庄。金澤鄉知足山龍華寺唱鐘知職文。
夫滄海者鱗甲所潛。泰岳者翔蹄所集。則知智池者忿塵所浴。靈鐘者苦類所息。然則洪鐘隆鼓焉。非但留吒王之望劒。兼亦蘇灰河之難獄。故經云一打鐘聲。當願衆生。脫三界苦。得見菩提。
菩薩勝惠者　乃至盡生死　恒作衆生利　而不趣涅槃　般若及方便　知度悉加持　諸有及諸法
一切皆淸淨　慾等調世間　令得淨除故　有頂及惡趣　調伏盡諸有　如蓮體本染　不爲垢所染
諸慾性亦然　不染利群生　大慾得淸淨　大安樂富饒　三界得自在　能作堅固利
天文十年辛丑五月五日　當寺住持法印權大僧都善融
檀那古尾谷中務少輔平重長法名道傳

八幡社 堂に向ひて右にあり。境内の鎭守なり。小社。　**稻荷社** 同じ竝びにあり。これも小社なり。　**塔頭**　**華藏院** 門を入りて左にあり。水照山と號す。本尊不動。　**福壽院** 門を入りて右のとりつきにあり。本尊正觀音。弘法大師母堂の作と云ふ。德海山と稱す。　**引攝院** 福壽院につゞけり。本尊大日。海藏山と號す。開山義辨。永正四年九月二十日寂せり。　**光德寺** 堂に向ひて右にあり。龍燈山と稱す。本尊三尊の彌陀は信濃國善光寺の寫。關東四十八靈佛の內と云ふ。二尺許の立像なり。

正學院 〔除地〕小名野島浦の內洲崎にあり。古義眞言宗龍源寺の末。多照山と號す。開山の名を傳へず。本堂五間四方。西向。本尊大日。二尺餘の座像。外に荒神あり。作物とのみ傳ふ。祕して拜することを許さず。

善應寺 〔除地〕小名野島浦にあり。同じ末。野島山と號す。當寺古は野島山の頂にありしが。南風のをりから堂舍を破損せし故。この地に移れる由。今も彼の頂に善應寺屋敷の名殘れり。本堂は六間に五間。本尊觀音は八寸許の立像なり。古は愛染を本尊とせしが火災に罹りし後改む。札所の內第八番なり。世代の內永祿九年三月十七日に寂せし源朝と云ふあり。これより舊きを傳へざればこれ開山なるべしといふ。　**什寶**　**不動一軀** 臺座共に三尺許の座像。聖德太子の作。　**愛染一軀** 五寸許の座像。弘法大師の作。　**井** 裏門の入口にあり。觀音水又閼伽の井とも云ふ。水いと淸冷なり。側に野島山上より引移せし天神社ありしが。今は廢し神體は本堂に安ず。一尺餘の座像にて春日の作なる四寸許の像を腹籠となせり。この像殊に古物に見ゆ。

圓明院 〔年貢地〕廢寺となり。今その蹟は善應寺大門の傍に殘れり。これも龍源寺末。本尊藥師一尺五寸の座像は本寺にて預れり。作佛とのみ傳ふ。

地藏堂〔年貢地〕瀨戸橋の東にあり。堂三間四方。地藏は長四尺の座像。金澤山稱名寺と彫れり。昔この邊まで稱名寺境内にて。爰に大門ありし由かの寺にて傳へり。引攝院の持。

舊家者百姓太右衞門 山口氏なり。村中にては世々將監と通稱す。先祖は越後守某と稱し。北條氏の家人にて商船の事を承りしよし。當時房州里見氏より與へし文書を家にをさむ。其文に

分國中江商賣之船可乘事何之於津邊も諸役等赦免之い爲其印判被下者也仍如件
房州里見義頼朱印あり
天正七年己卯九月廿六日　山口越後守かたへ

按ずるに北條五代記に。當時相州海岸の村々は敵國境半手と號して。年貢も小田原へ半。房州へ半を收め。夫役も敵味方の差別なく命ずるに從ひてこれを勤むと云ふ。越後守も此例にて房州の船役をも勤めしなるべし。御當代となりても安房上總の國より此浦に著する所の船を改むることを承れり。今猶しかりと云ふ。

泥龜（デイキ）新田 廢金澤新田。　內河の西北の崖に添へる地にて、天水を待ちて耕す。江戸日本橋よりの行程前村に同じ。民戸三軒。相傳ふ當所は寛文八年長島泥龜といへるもの、己が財を費して新墾せり。此人儒を以て擢られ後に醫師となり、食祿五百石を賜ふ。晩に其祿を弟長島道仙に讓り、己は爰に退隱して此所を開墾し、終に農家となる。今の里正團右衞門は其子孫なり。元より少許の新田なれば、村役、助郷等のことは公より免除せらる。村內に相州浦賀に至る往還あり。町屋村より來り村を經て洲崎村に達す。後享保二年十二月、御代官坪井次右衞門檢地して十五石の高入となると云ふ。此間は見取にて貢務を收められしなるべし。廢金澤新田は明神祠前の橋より北の方にて、則ち泥龜新田の地につゞきしなり。天明五年岸彥十郎公へ願ひ上げ己が財を用ひ、內川の入江を埋めて田圃となし、明る六年、御代官江川太郎左衞門檢地せり。同じき秋の洪水にさしも新墾ありし田圃は、悉くおし流され元のさまとなりしを、土地の里正團右衞門己が黃金を費し、再び開墾せしに、猶潮浸し入りて入海となれり。名に聞えたる金澤の望も一度其樣を失ひしが、次第に復して今は元の風景となれり。

小名　平方

野島山 南方なり。高さ五六丈。洲崎村內野島浦に接せり。

いぶし島 內川の東南瀨戸橋の北なり。纔に三坪許の地なり。爰に昭天松と云ふあり。姫小松とも呼ぶ。古木はかれて若木なり。土人云ふ古照天姫をふすべし所なりと。鎌倉志にも『照天姫をふすべし時の松の木の跡故に姥が燒さしの松とも云ふ。延寶庚申の大風に吹折れて根株のみ存す。』とあり。照天姫が事世俗の云傳ふる說たしかならず。鎌倉大草紙『應永三十年常陸國小栗の城沒落せし後。小栗小次郎ひそかに關東にありしが。相州權現堂と云ふ所へ行くとて其道にして。强盜の爲め毒酒を以て害せられんとす。其夜酌に立ちける照姫と云ふ遊女。此間小栗に逢ひなれしによりこれを哀み。ひそかに毒酒のことを告げゝる故。小栗は酒を飲むやうにもてなして更に飲まず。隙を伺ひて藤澤の道場へ落行きたり。强盜等小栗の家人幷に遊女の醉ひふしけるを河水に流しけれども。遊女は醉ひける體にもてなしてもとより酒を飲まざりければ。河下より匐上りて助りける。其後永享の頃小栗三州より來り。彼遊女を尋出て種々の寶を與へし。』由見えたり。今爰に云傳ふる照天姫とは此照姫がことなるにや。

內川 入海なり。里人爰にて漁獵をなせり。

町屋村　郡の南にあり。六浦庄に屬す。元は稱名寺大門内にて、民戸軒を連ね住せし故この名を負へり。御入國の後稱名寺領も狹りしより、今の如く一村となれり。江戸日本橋よりの行程前に同じ。民戸六十軒。この地は金澤遊覽の徒、憩息に便りよき地にして詞人墨客等、多く爰に宿をかれば自ら家居も少からず。物商ふ屋も許多ありて頗る賑へり。里民居村の四隣東は海面に傍ひ、其邊を乙鞆と云ふ。西は内川の入江にて、北は寺前村、西北は谷津村なり。東西へ四町餘、南北五町。田圃の地は洲崎、寺前、谷津、富岡、柴等の村々に大牙せり。村内平夷眞土砂交り、水田の方多く陸田は少し。水旱共に患あり。土人鹽を燒きて生産の資とす。相州鎌倉及び浦賀への往還あり。寺前村より洲崎村に通ず。村にかゝること凡五町、幅三四間、則ち鎌倉古街道なり。又街道の中程傳心寺のわきより州崎村の小名野島浦の邊に通ずる道は浦賀への捷徑なり。當村は金澤領の内十三村持の驛場にて、浦賀への往來は東海道保土ヶ谷宿より、相州三浦郡浦郷村に達す。又船にては此地より州崎村の内、小名野島浦まで繼送り、相州三浦郡横須賀村に通船す。鎌倉への往來は同所雪ノ下村に達せり。古は驛場を定めず領中十三村にて繼送りしが、近き頃より當村を驛に定め、前の村々より定助を勤め、又相州三浦郡の内三十一ヶ村よりも加助を出せり。往古は稱名寺領なり。御入國の後御領所にて正保の頃は八木次郎右衞門支配し、元祿年中倉橋内匠、杉浦八郎五郎等が先祖に賜ひ、今もしかり。檢地は御代官原田佐左衞門改めりと、年代は傳へず。

高札場　街道の内。北の方寺前村によりてあり。

小名　上　街道の内。北の方なり。　下　これも街道の内。南を云ふ。　能見堂　谷津村能見堂の下を云ふ。　染井　赤井村の方に入會へり。　白方　谷津村の北なり。　關入　能見堂の北なる山間を云ふ。　カタブキ　東北なり。　六段目　同じつゞき。　行田　これも同じ邊なり。　乙鞆　東方の海邊を云ふ。八景の内なり。乙鞆原又乙艫浦とも云ふ。

町屋原　東方海道乙鞆の續き洲崎村と當村入會なり。惣名金澤原と唱ふ。

牛頭天王社　〔除地二十二歩〕街道の西下分にあり。社は二間四方。東向。拜殿二間餘に二間。例祭は六月六日より十三日に及べり。瀬戸明神の下社家來りて祭れり。村持。小名上下の鎮守なり。　末社　稻荷社　二　小社。

諏訪社　〔年貢地〕街道の西にあり。安立寺の持なり。今廢して再建ならず。

天然寺　〔除地〕街道の中程にあり。淨土宗相模國鎌倉光明寺の末。法爾山と號す。本堂七間半四方。東向。本尊阿彌陀。立像三尺許。春日の作。開山法蓮社然譽。永祿七年二月廿六日寂す。傳燈總系譜『禪芳法蓮社然譽。住武州品川願行寺爲第三世。次住鎌倉光明寺。又相州芹澤來迎寺。金澤天然寺。三浦長安寺開山云々。』と見ゆ。　什寶　不動畫像一幅　弘法大師の筆と云ふ。この外の什物もありしが今は失へり。　鐘樓　門を入りて右にあり。中古廢せられし御船安宅丸の鎖を以て鑄しものなりといへど定かならず。

傳心寺　〔除地一町四方〕街道の中程にて東横町にあり。禪宗曹洞派相模國小田原香雲寺の末。大永峯嗣法山と號す。本堂はなく本尊釋迦の座像は假堂に置けり。開山養拙宗牧。開基は北條左京大夫氏直。大永元年の起立と傳ふれど。大永元年は氏直未生の時なり。其頃は左京大夫氏綱の代なれば。此人の開基なるも知るべからず。　鐘樓　門を入りて右にあり。寛永十八年洲崎村に住せし窪寺檢校格翁宗越居士が發願にて鑄しものなり。後破壞しければ寶暦十二年改鑄せしことを銘に載す。　白山權現社　これも門を入りて右にあり。小社なり。

安立寺　〔除地六段餘〕村の中程にあり。福船山と號す。法華宗相州鎌倉比企谷妙本寺の末。古は下總國葛飾郡中山法華經寺の末なりしが。三百年前中興日譽の時。今の末となれり。相傳ふ當寺は往古修驗にて安立坊と稱せり。宗祖日蓮。富木五郎胤繼と船中問答の時。

當寺に來りて猶又問答ありしを。安立坊傍にありて聞きしより。日蓮を深く信仰して遂に改宗せり。故に當寺船中問答の舊跡なりと云ふ。されど六浦上行寺及び杉田村妙法寺にても船中問答の舊蹟なるよし傳ふれば。何れか其實蹟を知らず。本尊三寶を安ず。外に日蓮の像あり。草鞋をはき腰を掛けし像なり。こは船中問答の時姿を富木胤繼彫刻し。日蓮に請ひて開眼せしめ。安立坊に與へしものなりと云ふ。

鐘樓 門を入りて右にあり。享保元年の鐘銘あり。

稲荷 本堂に向ひて右にあり。小社なり。

觀音堂 〔年貢地〕道の東傍にあり。二間半に二間。西向。觀音は三四寸の立像。傳教の作。六浦三分の内小名瀨戸圓通寺の持。

地藏堂 〔年貢地〕寺前村境西側にあり。二間に三間。東向。地藏は一尺五寸許の座像なり。十王も安ず。龍源寺の持。

入定塚 小名乙鞠にあり。百二三十年前傳海といへる行者が入定せし處と云ふ。土俗傳海を訛りてけんかい坊など云ふ。

古蹟千光院蹟 傳心寺の向ひにありて洲崎村龍源寺の末なりし由。いつしか廢して今は田圃となれり。

陣屋跡 小名上下の境にあり。御代官所たりし頃は爰に陣屋ありし由。

舊家者百姓作兵衞 世々當村の民にて鍛冶を業とせり。小田原北條氏よりも鍛冶のことを命ぜし由。其時の文書四通を藏す。其文左の如し。

三河守屋敷依望其方ニ□□年貢如本封夏秋可出候役年貢半右衞門へ出候不可致無沙汰者也仍如件

丁卯十月十五日　花押

□かち書立

かち縫殿助とのへ

一ほと　金澤

一ほと　かまりや

一ほと　ひの又五郎

一ほと　青木之彌四郎

以上四ほと

此外

六浦之番匠小三郎

以上

右之かち番匠御急用ハ間おーたて於浦賀大草左近大夫江可相渡ハ傳馬之印判遣ハ廿日ニ必浦賀へ可來ハ一人も無沙汰之者有之者奉行人可爲曲事ハ由被仰出者也仍如件

北條氏虎印
卯七月十九日

愛洲兵部少輔殿

傳馬一疋早々可出之鍛冶二ほと番匠被召寄ハ用也仍如件

卯七月十八日　印あり　按ずるに北條氏傳馬指揮の朱印なるべし。

金澤より浦賀まで宿中

伊東新左衞門御預ケ船被成修覆御用五日可被召仕伊在所罷越可致□□□□ハ候伊東前可出者也仍如件

北條氏虎印
寅四月三日

遠山□□□□

金澤　鍛冶

卷百四十三　村里部

久良岐郡　三　金澤領

寺前村　郡の南にあり。往古は金澤とのみ唱へ、稱名寺領分なりし由、御入國の後寺領もせばまり、彼寺の大門前となりし故に名とせり。江戸日本橋より十二里餘。民戸七十五、南方町屋村に續き、海道の左右に連住し、谷津村入會せし邊にも住せり。東は柴村及び海面に傍ひし處もあり。西は入海若くは泥龜新田に接し、南は町屋村、北より西に亙りては谷津、町屋等の地犬牙せり。東西へ十四五町、南北へ十町餘。北より艮は山にて不平なれど、東南は平地なり。此餘谷津村の内に當村飛地の新田三町許あり。水田少く陸田多し。水旱共にさせる患はなし。されどまれ〳〵には高波の患あり。村民多くは鹽を燒き、又薪を伐り出して生産の資となせり。村内浦賀への往來係れり。これ鎌倉古街道なりと云ふ。北方稱名寺山續きに當村及び洲崎、町屋、谷津、柴五村入會の秣場あり。又御井戸、小井戸、龜井、白井と唱ふる四所の井あり。谷津村内の染井を合せ金澤五井と云ふ。御入國の後正保の頃は八木次郎右衞門御代官所の外、高百石稱名寺領及び鹽三百三十八俵餘を出せし由、鄕帳に載せたり。其後元祿九年御料の地を米倉氏に賜ひ、今子孫米倉丹後守の領分稱名寺領入會の村なり。庄は六浦に屬せり。

高札場　海道の内地藏堂の前にあり。

小名　上　北の方を云ふ。　中　中程なり。　下　南方なり。　君ヶ崎　西方なり。爰に二圍許の老松一樹あり。木の樣よろし。

君ヶ崎の一ッ松と云ふ。　和田　君ヶ崎の北を云ふ。　關谷　谷津。洲崎。柴。町屋等入會の地なり。　や古　古の刑罪場と云ふ。

走川　龜井及び稱名寺蓮池より出づる二水合して細流となり。後南方の入海泥龜新田に落つ。古は稱名寺の御手洗とて餘程の川なれば通船もありしと。文庫ヶ谷よりも清水湧出せし由今は涸れたりと。

谷津川　五ヶ村入會。小名關谷より出て末は瀨戸の入海に入る。

白井ヶ崎　一ッ松の西赤井村境入海を望む所なり。

八幡社　〔除地〕村の未の方にあり。前に鳥居たてり。覆屋三間半に二間半。内に小なる社あり。拜殿二間に三間餘。南向。神體八寸許の座像。村内報恩寺の持。覆屋の内に藏王權現。山王。稻荷。太神宮。天王等の小社竝べり。

神明社　〔除地〕小名上にあり。村の鎭守なり。覆屋二間に三間。西向なり。中に小なる社を安ぜり。藥王寺の持。　末社　稻荷社　龍神社

稻荷社　〔除地〕君ヶ崎一ッ松の本にあり。君ヶ崎稻荷と稱す。寶光院の持なり。

淺間社　〔除地〕白井ヶ崎の北にあたり。石階十町許を上り山端にあり。二間に三間の覆屋あり。南向。當社は谷津村の地に接して彼村の鎭守なり。されば造營等のことも多くは彼村にて司れり。藥王寺持。

子權現社　〔除地〕字中ぞうしにあり。小社にて七尺の覆屋を造れり。これも藥王寺の持。

稱名寺　〔境内六萬八千百四十六坪餘〕金澤山彌勒院と號す。古義眞言律宗にて南都西大寺の末なり。當寺草創緣起に云『金澤稱名寺は人皇八十九代龜山帝御宇。北條時政四代の末孫北條越後守平朝臣實時の本願にて其子入道正五位下行前越後守平顯時。文永中に力を戮せて七堂伽藍の大梵刹を創建云々。開山審海上人妙性律師と號す。師の行德律家には棟梁となり。密家には名匠となり。朝昏の勤業怠ることなく。若干の靈驗ありしかば龜山帝叡慮淺からず。寶祚萬歲の勅願所となれり。唐船三艘著岸せし時持來りし今の本尊一切經及び佛

圖版二十一　稱名寺古圖

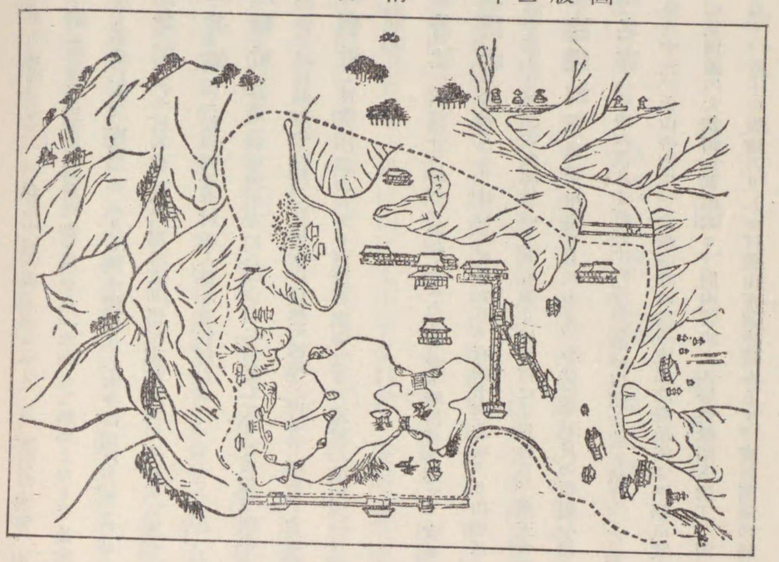

繪佛道具等勅命により。悉くこの靈場に納めしと。』云々。本願主實時は建治二年十月二十三日卒し。稱名寺殿正惠大禪門と稱す。其子顯時家號を金澤と改め。正安三年三月廿八日卒す。法名慧日大禪定門。開山審海は正安の頃六月三日の寂とのみ傳ふ。當寺所藏文書の內。元弘三年寺領免許の狀にも『當寺自元爲勅願寺之上當殿殊可被祈禱之誠精就中寺領等當知行地領掌不可有相違者云々』と見えたり。されば寺領も古くより數多ありしなるべけれど。その寄附せられし始を悉くには詳にせず。今姑く文書に出でたるものをいはゞ。正和四年二月一日實時の後家慈性尼。下總國埴生庄內山口鄉幷に南すだちの村を寄附し。元享三年六月二十日相模守高時。修理權太夫貞顯奉りて多胡平二郎四郎氏家所領を附せられ。正慶元年二月十六日武藏守貞將。下總國下河邊庄內赤岩鄉〔永享十一年寄進狀には赤岩十四ヶ村とあり〕信濃國石村鄉。武藏國六浦庄宮田鄉〔今者稱蒲里谷〕を附し。正平二十六年二月廿七日。右馬頭某六浦庄內釜里谷〔前の富田鄉の事なるべし〕金澤兩鄉を寄附すとあり。此餘建武二年四月の文書に『下總國東庄上代鄉內田八段半云々。去正和三年九月十八日東六郎盛義沽却。同十一月二日安堵下知狀。同四年十月十五日沽券狀。同五年七月廿三日下知狀。無相違之間送知行年序之處云々。』と載せ。及び永德元年八月三日の狀に『金澤稱名寺領加賀國輕海鄉。與刑部少輔長康所領上總國金田保內高柳鄉。同國佐貫鄉內百貫文下地相轉事。互證文分明之上者。領掌不可有相違云々。』とあり。殊に輕海鄉は別に貞和四年。御年貢結解と云ふもの添へたれば。是等皆往古よりの寺領なる事明けし。小田原役帳には『金澤稱名寺領七十七貫文。久良岐郡金澤に伏す。其餘幻庵御新造知行分百三十六貫九百五十文。久良岐郡金澤稱名寺分壬寅檢地辻。』と載せたり。これによれば當時寺領の外幻庵內室の知行をも抱持しこと知らる。天正十九年御朱印寺領百石を賜はりしは。全く七十七貫文の地を石高に改めて賜ひしならん。元亨三年癸亥二月二十四日。第三世律師湛容。結界の作法を行ふ時記せし圖あり。圖面門を入りて向ひに池あり。池中に島あり。橋を二所に架す。その向ひに金堂建てり。此金堂は文保元年五月十五日。木作始せし由。末に載する文書に見えたり。金堂の向ひに講堂あり。右に方丈。左に兩界堂と云ふもの見ゆ。池の左の方に本堂あり。本堂の右に五重の塔聳え。左に新宮あり。其傍に別當坊建つ。五重塔の後の方に顯時貞時の石塔あり。其後の山間に文庫あり。又講堂の左にすこしき流を帶びて僧房竝び立てり。又其左に善光寺殿御廟とあり。山を隔てゝ富士權現の社など見ゆ。又方丈の後の左方に本願同谷殿といへる石塔三基あり。裏面に記して曰く。

大德僧聽我比丘爲僧唱四方大界相從當寺東南角鷄冠木中心旁山根繩外畔隨屈曲西下至渠南岸標木旁渠南岸猶西下至山根西岩稜旁岸隨屈曲南下至標木旁繩外畔隨屈曲猶南下至墻東頭內甬旁墻西下至水門東岸繩頭旁繩外畔隨屈曲西下通水門至墻內畔旁墻西下至土門東墻形內甬旁墻形隨屈曲南出至門限內甬旁門限隨屈曲西下至西墻形旁墻形北入至墻形內甬旁墻形南出至東柱穿柱西下至地輻東頭內甬旁地輻西下穿柱至門限東頭內甬旁門限西下穿柱至西地輻東頭內甬旁地輻西下穿柱至西墻形旁檐形北入至墻形內甬旁墻猶西下至棟門東墻形內甬旁墻形隨屈曲南出至門限內甬旁門限隨屈曲西下至西墻形旁墻形北入至垣杉內甬旁墻西下至水門東岸繩頭旁外畔隨屈曲通水門西下至墻內畔旁墻猶西下至西南甬標木從此旁繩外畔隨屈曲北下至標木旁繩東下至標木旁繩隨屈曲猶北下至

圖版二十二　稱名寺境内其一

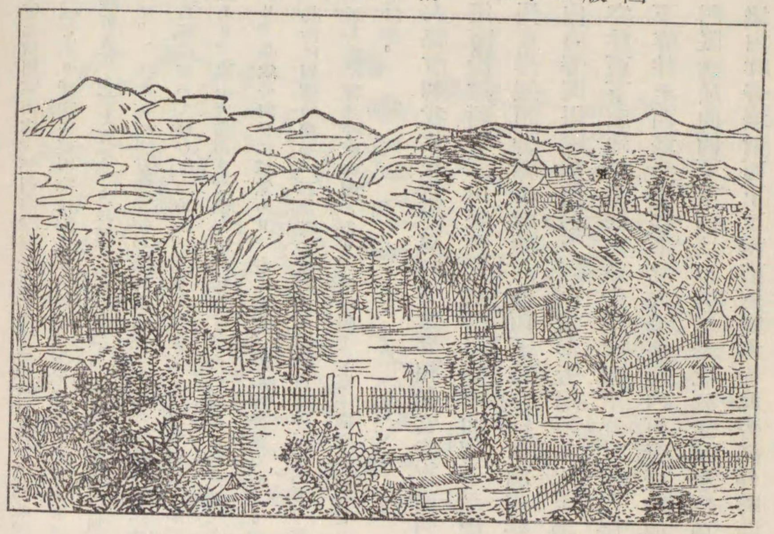

標木旁繩西下至標木旁繩北下人至標木旁繩東下至標木旁繩隨屈曲北下至壁西頭內甬旁壁隨屈曲東下至壁東頭標木旁繩外畔隨屈曲越山北下穿入西北甬椎木中心從此穿出至東繩頭旁繩外畔東下至木又旁繩越山猶東下至東北甬標木從此旁山根繩外畔隨屈曲南下至岩稜旁繩東下至標木旁隨屈曲南下還穿入東南甬鷄冠木中心此是大界外相第一周訖第二第三如是

元亨三年癸亥二月廿四日

羯摩師　極樂寺長老忍公大德
答法　多寶寺長老佊海律師
唱相　湛睿

又山を隔てゝ左方にも石塔二基あり。先代一門次郎入道殿と云ふ。方丈の右の方に經藏あり。經藏の左に行堂あり。雲堂。庫院。無常院など續きて建てり。無常院の右に地藏院あり。其傍に檀那南殿御廟と云ふもの建てり。其餘浴室。僧庫等あり。今洲崎橋の前に地藏堂あり。古く其處に當寺の大門ありて夫より內は境內の町屋なりしと云ふ。されば瀨戸內海殺生禁斷の文書もあり。且彼地

圖版二十三　稱名寺境内其二

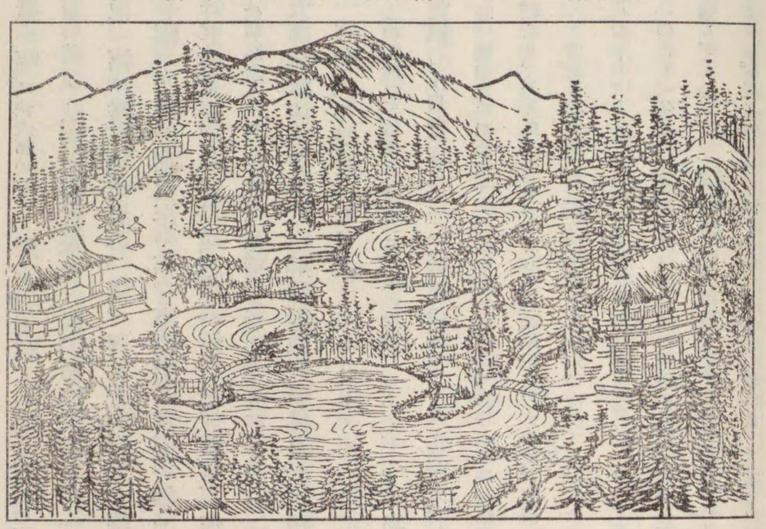

藏に金澤山稱名寺と彫刻せりと。　寺寶　地藏二軀 共に座像なり。運慶の作なり。　釋迦像一軀 五尺許の立像なり。西大寺開山興正の作。嵯峨の釋迦を寫せしなりと云ふ。　十大弟子像十軀 立像。作知れず。　四天王像四軀 是も立像。作詳ならず。　聖德太子像一軀 太子の三歲の御像なり。立像一尺七寸許。運慶の作。　開山審海像一軀 審海自作と云ふ。三尊阿彌陀像三軀 三寸餘の木像。惠心の作。　同畫像一幅 同じ人の筆。　愛染銅像一軀 長三寸五分程。吉備丸の作なりと云ふ。龜山帝御守本尊なり。　不動像一軀 長二寸五分。弘法大師一刀三禮の作。　彌勒像一軀 三寸許の泥塑の像なり。弘法大師の作。　涅槃像一軀 唐畫なり。　三尊阿彌陀畫像一幅 惠心僧都筆。　三千佛一幅 是も唐畫なり。　五字文殊畫像一幅 弘法大師筆。　十二神變相十二幅 僧願行の筆。　十六羅漢畫像十六幅 僧禪月の筆なり。この人渡天の時畫きしゆゑ。天竺の繪と云傳ふ。　羅睺羅畫像一幅。閻魔曼荼羅一幅。十王變相一幅 陸信忠筆。　十二天十二幅 弘法大師の筆なり。　十六善神畫像一幅。兩界

曼荼羅一幅 弘法大師の筆。 愛染明王種字一幅 龜山院の宸筆。 八幡畫像一幅 仁德天皇宸筆。 三十番神畫像一幅 慈覺大師の筆。 弘法大師自畫像一幅。南山大師眞影一幅。靈芝律師眞影一幅。香象大師畫像一幅。慈恩大師畫像一幅。鑑眞和尙眞影一幅。興正菩薩眞影一幅。當寺開山畫像一幅。劒阿上人眞影一幅。湛容和尙眞影一幅。顯辨僧正眞影一幅。東明上人眞影一幅 自讃あり。 北條實時影像一幅 下二影共に入道の形あり。 北條顯時影像一幅。北條貞顯影像一幅。北條貞時影像一幅 是は束帶の形を畫けり。 信解品一卷 弘法大師の筆。當寺第二代明忍上人預りしと云ふ。其時の文書あり。左に載す。

大師御筆法華經第二信解品奉預置明忍上人畢相具傳受聖敎能々可致守護之狀如件

正和元年二月十五日　　沙門判

寺傳にこの添狀は下河原宮益性二品親王の御筆ならんと云ふ。

丸輪鐃鈔 以上唐物と云ふ。 一切經 宋板なり。後年過半失ひて全たからずと。 蜀紅錦幡三十六流 名所和歌物語に大幡とあり。 珠華蔓 幷小下向の時。御相承の聖敎十一合赤漆の唐櫃に入れ。其外本尊曼荼羅等悉く鄙河に傳授し爰に納む。』と。 眞言聖敎 古記云『下河原の宮益性二品親王關東る一切經なり。是も多く失ひて全からず。此餘經文古文書反古等四つの長持に藏し。又舊き唐櫃類許多ありて其内にも悉く古記錄あり。世に傳へて當所の藏本儒書には黑印。佛書には朱印を押すと云ふは誤りにて何れも黑印なり。 古圖 元亨三年の圖なり。全圖及び裏書等は前に載せり。 瑜伽論 菅丞相筆。長さ二寸五分。一行二十五字を書す。此論は一部百卷の物なり。然るを十卷に書つゞめらる。其内の一卷なり。餘は鎌倉極樂寺に三卷。荏柄天神に二卷。高野金剛三昧院に一卷。竹生島に一卷。合せて八卷今猶存し。其餘の二卷は所在を知らずと云ふ。 請雨經 菅丞相の筆。今は下卷のみ殘れり。 佛舍利 八祖相承の舍利として祖師より代々相傳へ。弘法大師に至りて大和國室生山に納め置きしを。龜山帝の勅に依りて當寺に移せり。昔は勅封ありしと云ふ。名所和歌物語に山の半腹に當りて三寶の寶塔あり。此内に佛舍利を籠めおけりと云ふ是なり。 牛玉一顆。揚貴妃珠簾一聯 初は尾州熱田の寶物なりしを。龜山帝の勅に因りて爰に納め給ふと云ふ。硝子の細き竿を色絲を以て龜甲に編みたる物なり。簾の長さ三尺四寸。廣さ四尺許此簾のことは梅花無盡藏に水晶簾と云ふ。又廻國雜記に『水精のほそさ世の常の簾よりも猶ほそく。形はみえ侍らず。王妃の其古へに九花帳にかけ侍りけんことなど思ひやり侍れば。千古の感緒今更肝に銘じてみな人そでをぬらし侍り云々。』と記せり。 開山目筆定規一 其文左の如し。

定當寺條々規式之事

一毎月不闕四分說戒廣誦の事隨現住の地丘(比歟)之數當其臘次之位可誦比丘戒本 但白月は十四日也黑月には末必しも定 若在比丘の位不暗誦戒本人は不許共住 夏中毎日可有同誦

一現在之沙彌今夏以前暗誦沙彌經安居九旬之間毎日可同誦若今夏以前不暗誦畢沙彌不簡舊住新住不可許住寺

一毎月八日諸比共集一處可同誦比丘戒本沙彌衆同雲集別堂可被誦沙彌經

一僧徒他行時必可用如法同伴行者淨人爲伴不許遊行

一除寺中公役輙召行者淨人或遣他處若爲出行之所徒不可妨庫裏雜務也

右五个條規式所定置如此所以然者第一二三式目者爲順戒律之意備自行增進第四制意者爲除在家之譏嫌遁犯戒之惡緣第五禁制者爲且止知事之憂且成僧家之作務所儲憲章也仍二科條除不可違失

弘安七年二月日　　住持　比丘審海

金澤山草創緣起一卷 年代詳ならず。足利季世或は御當代始のものと見ゆ。 古文書六十六通 其文左の如し。

一、寄進

武藏國金澤稱名寺之內寺外敷地事

右敷地者任所副進繪圖之際目可令領知給之狀如件

文永六年十一月三日　　越後守顯時（實歟）在判

一、世堤內入海殺生禁斷事下知狀令事全以若違犯輩仍者可被賜仰政所候也恐惶謹言

文永十年三月廿九日　　北條越後守實時拜

一、六浦庄世戶堤內入海殺生事自今以後所被停止也早存知其旨固可加禁斷若有違犯之輩者可注了交名由事謹承候了守被仰下候旨可致其沙汰候以此旨可令披露給候恐惶謹言

文永十年四月二日　　左衞門尉□□□

一、所授賜尊法（自下河原宮）作法等事　有御記請文事

一不漏一紙半紙可奉返御門跡事

一雖奉返正本若有寫本同可別進事

一假名注同可返事

一縱爲一事一言不可抄留事

一雖一兩說以御流口決不可授門弟事

右五箇條趣任敎命之起請如斯若雖織芥違嚴旨之兩部諸屬三國高祖金剛天等護法善神必加速疾之證罰可失現當之利益敬白

延慶二年五月廿二日　　小比丘劒阿　花押

一、金澤瀨戶橋內海殺生禁斷事々書一通遣之上存知其旨上相觸金澤富田給主等可被致嚴制之由所候也仍執達如件

延慶四年三月廿二日　　金澤左馬權頭貞顯　花押

兼雄奉

富谷左衞門入道殿

一、下つさのくにむふのーやうのうち山くちの郷おらひにミおみすたくのむらこひやうこのかミさたひてかハヽにゆつるといへとゞもさきたつによりてこいかへーてかねさハの寺へゑいたいきーんする所也さたひてのハかのゑたいをもとふらひこれのゝちをも念ころゝとふらハるへーもーいらんをなすーそんあらハふけうゝものとーてあとをーるへらすよて狀くたんのこと一

正和四年二月一日　　花押

前の文書裏書

一、此狀日付二寺□不分明爲摺字之由修理大夫代長慶□□仍所封□者也

貞和三年十月廿四日　　道□　花押

□　□　花押

一、　金堂木作始番匠事

大工

大夫次郎銀劒二衣一信滿

引頭

一 左衞門大夫 衣一 吉廣
二 彌次郎 銀劒一 正音
三 左衞門次郎 衣一 國持
四 右馬四郎 銀劒一 守重
五 次郎太郎 衣一 守信

長

大夫三郎 小袖一 信吉
雜掌斷錢 五貫 寶□沙汰

文保元年五月十五日

引平

賀島又郎 治部又六

一、當寺祈禱事蝦夷已靜謐之間法驗之至殊感悅候謹言
文保二年 五月廿一日 北條相模守 高時 花押

稱名寺長老

一、表寄
金澤稱名寺

多胡平三郎四郎氏家所領事
右爲小笠原彥次郎入道道圓跡之替所致寄進也者依鎌倉殿仰奉寄狀如件
元亨三年六月廿日 北條高時 相模守平朝臣 花押 金澤貞顯 修理權太夫平朝臣 花押

一、遠江國天龍河下總國高野川兩所橋事所被仰付也早任先例可致沙汰之狀依仰執達如件
元亨四年八月廿五日 北條高時 相模守 花押 金澤貞顯 修理權大夫 花押

稱名寺長老

一、長日不斷護摩供御卷數一枝給候畢特悅存候恐惶謹言
元德元年 十二月廿一日 金澤修理大夫貞顯法名なり 崇顯 花押

稱名寺方丈 御報

一、長日不斷不動護摩御卷數一枝給了特悅存候兼又御內御□數一枝同給被遣奉行方可執達御返事恐惶謹言
元德三 十二月廿一日 崇顯 花押

稱名寺方丈 御報

一、下總國下河邊庄內赤岩鄕信濃國石村鄕武藏國六浦庄富田鄕 今者稱蒲里谷 此所之者爲不輸之地永代奉寄附當寺候此外父祖三代之間寄附之所々者如本知行御管領下可有相違候天下泰平希之御祈念可被致精誠候

恐恐謹言

正慶元年二月十六日　　武藏守貞將 花押

稱名寺長老

以下の文書三通は皆是より先の物なり。其地所の名貞將が寄附狀に載る所とあへば貞將が寄進の地に添へる狀なるべし。故に左に附載す。

一、信濃國大田庄大倉石村兩郷

下總國下河邊庄前林河妻兩郷幷平野村

右件所々所讓與藤原氏也但於下河邊郷村等者一期之後可付惣領之狀如件

文永十二年四月廿七日　　北條實時なり 越後守平 花押

一、請取信濃國太田庄大藏石村兩郷檢注

居合請料幷神祇佛事人給以下勘料錢事

合百六貫漆拾文

右任先例所請取也此外更不可有別子細但於神祇以寺人給等者永可令停止預所濟之狀如件

弘安七年十二月廿六日　　右馬權助惟宗朝臣 花押

一、信濃國太田庄內大倉□村兩郷八□領家御年貢事

右以見絹可檢納之由雜掌雖經訴訟以和與之儀如元兩郷分每年可請取錢貳拾貫文者也仍止訴訟□和與之狀如件

永仁三年三月廿五日　　太田庄雜掌道念 花押

一　太守禪閤御卷數給了但御札兩通□之上御□數不□□□了間旁不審候兼又御卷數給之（畢歟）登此內候歟悅存候恐惶謹言

正慶元　十二月廿日　　金澤修理大夫貞顯法名なり 崇顯 花押

稱名寺方丈 御報

一、□□

當寺自元爲　勅願寺之上當郷殊可被祈禱之誠精就中寺領等當知行地領掌不可有相違者　天氣如此仍執達如件

元弘三年□□十五日　　左中將忠顯

謹上□□□□　　頭中將

一、稱名寺之內山木山畠幷金澤瀨戸內海殺生禁斷事之書一通進之可令致嚴密沙汰給候且於殺生禁斷者相觸政所給主等御了不可有緩怠之儀候歟恐々謹言

三月廿二日　　右馬權頭 花押

謹上稱名寺長老

右花押に據れば金澤貞顯なり。此人元弘三年討死せし故にこゝに載す。

一、當寺住持職事如元不可有相違之狀如件

建武元年十一月十六日　　足利直義なり 左馬頭 花押

金澤稱名寺長老

一、誨上中務入道理一女子尼蓮一言上
欲早任蓮一相傳證文幷安堵下知狀蒙御成敗金澤稱名寺代官光信非分知行下總國東庄上代鄉內田八段半在家一宇事
副進　二通沽券狀案　二通安堵下知狀案
石田在家等者去正和三年九月十八日東六郎盛義沽却同十一月二日安堵下知狀同四年十月十五日沽券狀同五年七月廿三日下知狀無相違之間送知行年序之處依盛義罪科所領三分一盛義被收召之被寄進稱名寺之處稱有盛義渡淺田地致光信濫訴閣盛義當知行以蓮一沽却安堵地掠申御使及光信非分知行之間爲齋藤九郎兵衞尉基連奉行可被返渡之由被經沙汰最中基連死去之間爲安威左衞門尉奉行有其沙汰之剩依世上動亂未落居也結句又始而在家一宇自去年十月押領之條旁以無謂次第也然則被任沙汰任蓮一相傳證文下知狀等不日仰御使被打渡彼田在家爲蒙御裁許恐々言上如件
建武二年四月　日
一、御札委細拜見候畢抑東庄上代鄉內寺領事鎌倉御敎書給候畢任被仰下候旨可致其沙汰候之處如此事□參州御方御敎書在不可致沙汰旨先日被仰下之間雖送行候□間子細僧可謝申候歟恐惶謹言
八月廿三日　左衞門尉宗兼 花押
一、稱名寺領因幡國千土師鄉雜掌光信申東六郎□義家人彥次郎以下輩濫妨事任被仰下候之旨可人々遂其節候之處當國甑山城內以無勢警固之最中御敵連々出向候之間無行時雖候可爲何樣候哉以此旨可有御披露候恐惶謹言
建武四年　月四日　平貞泰 上
進上御奉行所
一、因幡千土師鄉上村東方三分一分帳幷御使海老名五郎請文等相副目六進入之候
一當所代官東五郎罷出候之時文書等悉令隨身畢而無文書候之間召寄百姓等面々候以起請文相尋之分進候了且彼起請文三通入候當鄉內旱野能所候之間撰取之了
一於山內者無指用水候之間兩方寄合隨用要可有其□之由且裁了□了
一漆事每年漆かき廻候以壹升二合請之了依三分一分可爲四合候也以此旨可有御披露候恐惶謹言
八月廿二日　左衞門尉顯元 花押
一、金澤稱名寺住持職事管領不可有相違之狀如件　足利直義なり　左兵衞督 花押
曆應二年三月六日
本如上人
一、金澤稱名寺住持職事如極樂寺長老去二月十一日擧狀者先師本如上人令讓補眞俗云々者早任先例可被執務之狀如件　左兵衞督 花押
貞和三年四月十九日　觀蓮上人御房
一、祈禱事尤以感悅候子細申使者僧し恐々敬白
四月廿日　惠　源 花押

一、卷數給候訖祈禱精誠之至喜入候恐々謹言　稱名寺長老御返事

貞和五年二月六日　高階播磨守なり　師冬　花押

稱名寺長老

一、　進上　御文書目錄事

一　輕海郷分

關東御寄附狀　嘉暦四年二月廿二日

同御教書　元德二年三月十三日

已上二通

一　智土師分

關東御下知二通　元德元年十二月二日　同二年六月二日

東六郎盛義請文　元德二年三月二日

已上參通

右進上如件

文和二年三月廿八日　□　□　花押

此目錄に載る所の文書。嘉暦四年關東御寄附狀。元德二年同御教書。元德元年。同二年關東御下知狀。元德二年東六郎盛義請文は今亡失す。又文中にいへる輕海郷年貢の文書。文和以前のものあり。又文和後のものもあれど。便に從ひて下に附す。及び上總國高柳佐賀の事に及ぶものも其因あるはつられ載す。

一、註進　輕海郷貞和四年年貢給解事

合

色々

現錢

貳佰拾貫陸佰肆拾玖文　名別色々錢

貳拾壹貫漆佰捌拾文　散田春成

肆貫漆佰貳拾伍文　桑代綿參拾壹兩貳分代

已上錢貳佰參拾漆貫佰伍拾捌文

現米

貳佰貳拾肆石伍升漆合陸夕五才　散口米納斗定

貳拾壹石貳斗漆升五合　佃米同斗定

拾五石陸升五合　加徵米縮納斗拾肆石伍斗玖升二合　加徵斗定

花押

一、註進輕海郷永和元年御年貢濟物事

合

花押

見錢

佰玖拾壹貫肆佰陸文名々色々

拾貫文　山口錢

參貫佰伍拾文　綿代

貳拾貳貫漆佰拾文　散田日負錢

漆直納　垂一

以上錢

去九月十七日貴報謹拜見仕候訖其後不得便宜候不言上候恐存候

一御文書等持圓房令持參□京□御分國兩所者留置候仍請水狀進上之候

智土師事山名豆州被成御敵候伯州雲州因州作州四ヶ國既□□在候任靜謐左衞門佐入道□去月十日發向いき但未備前在國之由同日所詮可依彼落居候哉無力次第候凡勢州宮方鋒起將又南方別倍坊候攝州神崎尼崎等亂入之間佐々木近江守昨日十二向いき都鄙之難義上下之牢籠周章之外無他事候一輕海事不可有無沙汰候每事持圓房令申入候歟以此旨可有御披露候恐惶謹言

十一月十三日　僧　實花押

進上　稱名寺侍者御中

一、金澤稱名寺領加賀國輕海鄉與刑部少輔長康所領上總國金田保內高柳鄉同國佐貫鄉內百貫文下地坪付有之相轉事相奉證文等分明之上者不及異儀領掌不可有相違之狀依仰執進候訖

康曆二年八月三日　斯波義持なり　左衞門佐花押

一、金澤稱名寺領加賀國輕海鄉與刑部少輔長康所領上總國金田保內高柳鄉同國佐貫鄉內百貫文下地坪付有之相轉事互講文分明之上者領掌不可有相違候條如件

永德元年八月三日　花押　金澤稱名寺長老　當寺長老

一、金澤稱名寺領上總國金田保內高柳鄉同國佐貫鄉內百貫文下地坪付在之事任去永德元年八月三日至德元年六月廿五日都鄙安堵之旨不可有相違之狀如件

應永九年三月廿三日　足利滿兼なり　左兵衞督花押　當寺長老

一、天下靜謐御祈禱事近日殊可致精誠之狀如件

文和四年卯月十七日　足利直義なり　花押　稱名寺長老

一、天下靜謐祈禱事先日被仰之處重以傳承之條神妙也彌可被抽點丹之狀□□

文和四年五月六日　足利尊氏なり　花押　金澤稱名寺長老

一、稱名寺雜掌光信申當寺內阿彌陀堂敷地并鹽場事任去月廿九日御施行之旨古尾谷刑部大輔入道代官相

共沙汰付下地於寺家候了依渡狀如件

康安二年卯月廿日　兵部大輔代左衞門尉信斗 花押

一、武藏國六浦庄內金澤稱名寺領任被仰下御奉書旨阿彌陀堂敷地幷鹽場高坂兵部大輔殿使相共渡申候處也仍渡狀如件

康安二年卯月廿日　中間五郎兵衞入道員正 花押

一、制札

金澤阿彌陀堂稱名寺領數地幷鹽場等事

右於當所軍勢幷甲乙人等不可致濫妨狼藉若於令違犯輩者爲被處罪科可致註申交名之狀依仰執達如件

康和二年五月廿四日　上杉憲英なり　陸奥守 花押

一、金澤瀨戸內海殺生禁斷事

早任先例嚴密可被禁制之若有違犯輩者爲處罪科可致注進交名之狀如件

貞治二年四月十六日　足利基氏なり　左兵衞督 花押

稱名寺長老

一、金澤稱名□□□□□申下總國東庄上代鄉內土持河島原井再渡野邊源內兵衞入道等□□行狀如此東彌六海上八郎入道押領ニ候太無謂所詮大須賀越後守相共荷彼所任觀應元年五月十九日御下知幷奉書渡越等之嚴密沙汰付下地於寺家雜掌可執懸請取之狀若及承引者載起請之詞可被注申使節□□可有候者各々狀依仰執達如件

貞治四年十二月廿六日　沙彌 花押

國分遠江守 㐂

一、此前破紙なり郡幷六浦庄內釜里谷金澤兩鄉蟲喰

右爲所願成就天下靜謐所令寄進當寺也者□□□可被所務之狀如件

正平廿六年二月廿七日　右馬頭 花押

一、武藏國金澤稱名寺領內外敷地鹽垂場等事早任觀應三年三月三日御寄進狀之分可令領掌之狀如件

永和二年六月廿二日　當寺長老

一、金澤稱名寺領越後國奧山庄內金山鄉事所被成安堵也早可被遵行寺家雜掌之狀依仰執達如件

至德元年八月廿一日　上杉左馬助 㐂

一、金澤稱名寺造營用脚勸進開事

右於六浦庄內常福寺門前人別二文駄別三文充宛應之可被修其功之狀如件

應永廿九年七月十七日　左衞門佐 花押

一、武藏國六浦庄釜利屋鄉白山堂事任去建武二年六月十一日幷貞和六年二月廿一日寄附之旨稱名寺末寺如元領掌不可有相違之狀如件

應永卅一年五月二日　沙彌 花押

足利持氏なり　花押

一、武藏國六浦庄釜利屋郷白山堂事早任御判之有可沙汰付下地稱名寺末寺白山堂雜掌之狀依仰執達如件
　應永卅一年五月二日　上杉憲實なり　藤原　花押

一、目安　大石遠江入道殿
　稱名寺雜掌光信謹言上
右當寺修造用脚六浦庄大道開事自管領方雖有寄附御判未申給之所詮爲當所御沙汰如法公物進納仕安堵御判於給爲致彌御祈禱精誠恐々言上如件
　應永卅二年十一月

一、禁制
　金澤稱名寺造營開所事
右甲乙人等不可有濫妨狼藉若有違犯之輩者可有其科依執達如件
　應永卅四年十二月廿六日　長尾芳傳なり　沙彌　花押

一、六浦大道開所事
自明年二月三ヶ年間所寄附也若背以前事書之旨者可破却開所之條如件
　永享四年十二月廿三日　足利左兵衛督持氏なり　花押

一、於瀨戸社頭本護摩數日社修卷數給候目出候尙以於寺家可被致祈禱精誠候恐々謹言
　八月十二日　足利左兵衛督なり　持氏　花押　稱名寺長老

一、註進
　稱名寺領赤岩十四ヶ村御年貢錢悇享結懈狀事
　合八十貫文內
六十九貫六百文　寺納
八貫文　代官給
一貫文　德妙衣料
八百文　夫領路錢兩度四人分年貢運上時
三百文　今津間方酒直
三百文　六浦六郎方禮儀替錢之時
　已上八十貫文
右所勘定狀如件
　永享十一年三月三日　政所憲意　花押

一、註進
　稱名寺領上總國佐貫郷御年貢米嘉吉元結懈狀事
　合五十七石六斗八升內

三十九石四斗一升六合　寺納　此内一石三斗七升六合分ニ付代一貫三百七十六文納之
六石　損□

國下行

二斗　斗□頭
六斗　井料
八斗　百姓税
八斗　屋敷立替
二斗　□雜用
二石八斗　國雜用
一石　唯道給分
五石一斗六升　代官給
七斗四合　國未進此内六斗定使立狀一斗四合竹内方

已上五十七石六斗八升
二石五斗　大豆　寺納
右所勘定狀如件
嘉吉元年辛酉十月一日　政所文聖　花押

一、金澤寺領□山郷事時雜掌依罪科相違之由歎申候事實候者急速如元可致沙汰□寺家代官候也謹言

八月十五日　□　花押

一、爲當鎭守之御造營六浦大道之開事自明年重一廻可有御知所之由被仰出候御判之事者重可被遣候先月豐前入道殿私可進狀之旨　上意候恐々謹言

八月十三日　謹上　稱名寺侍者御中　前川内藏助　花押

以下十一通の文書は絶えて當寺にあづからざるに似たり。されど今藏して交割中に入るときは由緒なきには非ざるべけれど。今考ふるに由なし。姑く記して後考を俟つ。

一、まいらせしゝ
かつさの國よ〳〵田の郷の所に庄はむにんまけちか方後家あま御前にはからひまいらせしゝ由也あふかゝこ
應長元年十月廿四日　さた茂え

一、　伊勢國守護領庄田方地頭代淨慶申太神宮領同國殿村住人西蓮又四郎□□□地田地貳段餘□午□所當公事由事
右彼西蓮又四郎等乍耕作田地貳段餘三箇年分所當公事拾三貫五百文不致辨之旨事被□訴申今年三月
同四月二箇度付祭主三位雖𨻶遣不事行之間同年六月廿九日仰使者佐竹四郎五郎入道義念栢原九郎次

郎貞秀相鐲祭主可執進請文之旨重下日限□符于爰如義念貞秀同七月廿日連署請文者任被仰下之旨相鐲祭主三位准之處不及請文□（起請詞裁之）者本所不申散伏之上彼輩背三箇度召符于今無音無理之所領然則於彼田地貳段餘下地者停止耕作之儀至西所當公事等者任員數可令糺返于淨慶之狀下知如件

正和三年八月廿七日　　越後守平朝臣（時敦なり）　花押
武藏守平朝臣（貞顯なり）　花押

一、賣渡相模國山內庄岩瀨鄕事

合陌貫文者

右所者自明年甲戌正月一日至于明後年乙亥十二月晦日貳ヶ年貳作買主可令知行上爲御所修造料足止公私萬雜事可被沽却也但未實檢候間假令一年中得分佰參拾貫文（注文別紙在々）實檢以後令不足者可被延年記有□者重可被乍錢貨仍沽券如件

元弘三年十一月廿四日　　左　眼　花押
重　能　花押

一、申組しゐかつきゑふのゝくにれかハのゑやうれの山のかうの事

右せんれいにまらせてあいくま丸いちゑんに申組行しゐちきやうつかまつりしつゝよへんのためーの

ためにゆつり狀如件

正慶元年十二月廿八日　　道吟意　花押

あいくま丸とのへ

一、御書御返事取□□又沙汰人請取□候

如仰一日召初者罷入見參候恐悦候き　抑衣一領甕料代憚□□毎事□忝申候恐々謹言

六月二日　　□　定　花押

一、女らうの注文事

合

ゑう十八本　　代二貫百六十文

六二十丁（古ぬき大しらぬきうりゆ）　代二貫二百文

丁（けたむねひしぎの軒）　代二貫文

五六五十七十（たるきの料軒）　代六貫文

五六十二丁（のやおほねの料）　代一貫二百文

五六五丁（ゆうのそこのぬきの料）　代五百文

六七二丁□との　料　代五百文

□□□うのかた（二□ばふの料）　代三百文

いゑのいた百五十軒　代

ーらいたの料

くれ卅□□（けん）軒

の七生のくき十五連　代七百文

うり七寸卅連　代七百六十文
以下紙やぶれ

一、圓覺寺爲住持職宜致佛法之興隆奉祝王道之泰平者
天氣如此仍執達如件
建武二年五月十八日　大膳大夫 在判
大川上人禪室

一、祈禱事可令致精誠之狀如件
建武三年七月廿日　足利尊氏なり 花押
報恩寺長老

山內報恩寺敷地等事爲御沙汰任先規被渡付之由承候之各目出以彼寺事者旁由緒之御事候上者有寺務可令致眞塔之興行給候也恐々謹言
四月二日　沙門明賢 花押
謹上　圓日御房

一、入□ 右筆ほんし間加判形斗候知眞房緣者大夫□□員并申物ニ諸事申置□定申
定業無所道之間雖取向臨終候只今最後候急々候抑當年得分事雖非可申入候遺跡牢籠散々遣狂而半分□ゝハゝ負物等事可致其辨候委細は置文と書置文候定可申入候歟恐惶謹言
後正月十四日　實有 花押

一、河布里保內馬角村爲八幡宮神領自前々曾以不致役夫工米沙汰候之由討歟申暫沙汰落居候間可被閣入部候此段大使方へも可被申謹言
七月十日　光昌
岡田兵庫助入とのへ

本堂 六間四面。南向。本尊彌勒菩薩。運慶の作。立像長五尺三寸。草創緣起に『大檀那執權職北條武藏大守修理大夫平朝臣貞顯。後に彌勒堂を構へて後本尊當來慈氏尊を安置し奉る。』と是なり。本堂の艮の山に本願塔と云ふあり。そこをりんのり谷と云ふ。又同じ邊に谷殿と云ふ塔あり。寺僧は龜ヶ殿の塔と云ふ。元亨の圖にはこの脇に塔一つあり。この外今は本願塔の右に二基。左に一基見ゆ。前の一基を合せ四基は何人の塔なるを傳へざれど。とにかく金澤支族にてこの餘は茶毘せしものにや。されば近き頃金澤大藏少輔千秋が母の願により埋りし碑を直せし時。すやきの壺の類を掘出せしことあり。骨を入れしものなるべしといひつとふ。　あかざ堂 二間四方。本堂の西方山の中腹にあり。前に二間餘の石階あり。これは唐木を用ひて飛驒の工が作りし三重塔の一なりと云ふ。其さま堂に似たり。尋常多寶塔とは形異れり。瑜珉堂とも稱し。草創以來遺りしものはこれのみにて。それもわづかに一重なり。既に鎌倉紀行にも昔三重塔ありしが。寛永の頃より一重となれりと云ふ。爰より西方の山上に經塚あり。古へ舊き旗舊き經文等を埋めし塚なりと云ふ。　池 仁王門と本堂の間にあり。中間細き處に橋を架す。仁王門より本堂に通ず。　鐘樓 本堂に向ひて右にあり。古鐘は文永六年越後守實時の寄附にて。正安三年其子越後守顯時改鑄せし由の銘を鐫れり。其文左に載す。

大日本國武州六浦庄鐘銘
降伏魔力怨。除結盡無餘。露地擊椎槌。菩薩聞當集。諸欲聞法人。度流生死海。聞此妙響音。盡當

雲集此。諸行無常。是生滅法。生滅滅已。寂滅爲樂。一切衆生。悉有佛性。如來常住。無有變易。一聽鐘聲。當願衆生。斷三界苦。頓證菩提。文永己巳仲冬七日。奉爲先考先妣。結緣人等。同成正覺鑄之。大檀那越後守平朝臣實時。

改鑄鐘銘幷序 入宋沙彌圓種逆宋小比丘慈洪書

此鐘成乎文永。虧乎正應。寺而不可無鐘矣。因勵微力。幷募士女。更捨赤金。重營靑鑄者也。伏乞先考。超越三有。同德於寶應聲。逍遙十地。幷位於光世音。曁乎四生九類。與于一種餘響。銘曰。

洪鐘之起。其始眇焉。載于周典。稱于竺編。質備九乳。形象圓天。聲々觸處。聞々入玄。三界五趣。八定四禪。醒長夜夢。驚無明眠。之朝之夕。無愚無賢。凡厥聽者。同見金仙。

正安辛丑仲秋九日。大檀那。入道正五位下行前越後守平朝臣顯時法名慧日。

當寺住持沙門審海。行事比丘源阿。大工大和權守物部國光。山城權守同依光。

寶藏 本堂に向ひて右に竝べり。三間四方。 **八幡社** 池の西に安ず。境內鎭守なり。社は九尺に一間半餘。前に鳥居あり。又其所に石階あり。元亨圖新宮とあるは當社のことにて。神體は僧形の座像なり。社背の山に老松一株あり。その本のうろに小社を安ず。前に鳥居あり。私にばゞあ神と稱す。 **辨天社** 西側池の嶼中にあり。 **荒神社** これも四方の嶼中にあり。 **天神社** 東方池の嶼中にあり。 **淺間社** 乾の方山上にあり。境內中尤も高きところなり。 **稻荷社** 本堂後の山上にあり。 **手引地藏** 寶藏の前にあり。銅佛の座像なり。 **加持水** 鐘樓の下にあり。法要の時これを用ゆ。 **惣門** 仁王門の正面にあり。 **仁王門** 三間に四間半。本堂の正面にあり。仁王は長一丈五尺。運慶の作。又湛慶ともいふ。 **越後守顯時墓** 阿彌陀院の後にあり。顯時は越後守實時の男なり。幼名を五郎といへり。この人始て家號を金澤と改む。正安三年辛丑三月二十八日死す。法名慧日大禪定門。この外本堂巽の方。山麓に南殿御廟と云ふ五輪塔あり。寺傳には實時が寶塔ならんと云へり。 **修理大夫貞顯墓** 同所にあり。是も五輪の石塔なり。貞顯は卽ち顯時の子なり。將軍執權次第に『乾元元年壬寅七月二十六日。貞顯入洛。中務大輔に任じ。金澤大夫殿と號す。德治元年丙午越後守と成り。延慶三年庚戌左馬權頭。正和元年壬子武藏守。元亨二年壬戌修理權大夫。嘉曆元年丙寅修理大夫。同年四月廿四日出家。法名宗顯。』と載せたり。又家譜に據れば『貞顯幼名五郎と稱し。初め右馬頭。後修理大夫と云ふ。乾元元年正月六波羅探題となる。延慶二年正月職を辭し。應長四年七月北條基時執權となりし時貞顯も連署に加はる。嘉曆元年四月剃髮。法號宗胤。世に金澤殿と稱す。元弘三年五月廿二日北條高時と同時相模國鎌倉郡葛西ヶ谷東勝寺にて自害す。』と云ふ。按ずるに太平記に『金澤大夫入道崇顯』と載せ。及び前の文書に崇顯とあれば。家譜宗胤と記し。執權次第宗顯と書きしは共に誤なり。 **開山塔** 本堂より乾の方山の中腹にあり。世代の碑十一基左右に竝べり。何れも五輪にて文字はなし。又其前に善光寺殿廟と稱せる五輪の石塔あり。 **次郎塔** 本願塔の東。山續きの田圃中にあり。元亨古圖この所に五輪塔二基を圖せり。今は一基となれり。次郎と云ふは何人なる事をしらず。 **千葉介墓** 本堂の巽方。これも五輪塔にて由來は詳にせずと。 **靑葉楓** 堂の西方にあり。僧堯惠が北國紀行に『金澤に至りて稱名寺といへる律の寺あり。昔爲相卿「いかにして此一本のしぐれけん山に先だつ庭のもみぢ葉」と侍りしより後は。この木靑葉にて玄冬まで侍る由。閒ゆる楓樹朽殘りて佛殿の軒にあり。「先だゝばこの一本も殘らじとかたみの時雨靑葉にぞふる」』と。按ずるに鎌倉志『藤原爲相石塔の條に「爲相は爲家遺跡の爭論にて。母阿佛と鎌倉へ訟へに下り二人共に鎌倉にて終る。」事は十六夜日記に見えたり。』とあり。此日記は永仁六年三月筆をとゞめし由奧書あり。又公卿傳に『爲相卿嘉曆三年七月十七日。關東にて六十五歲逝す。』とあれば。靑葉楓の名の起りしは古き事なり。又六浦の謠にもこの紅葉のことあり。此謠曲は日吉四郎次郎の作なりと云ふ。 **西湖梅** 堂の前西方の池邊にあり。八重の花にて色白し。僧萬里が梅花無盡藏に詩及び序あり。左に載す。文中丙午は文明十八年丙午。丁未は長享元年なるべし。

貼西湖梅詩序

卷百四十三　村里部　久良岐郡　三

丙午小春。余入相州金澤稱名寺。西湖梅以未開爲遺恨。富士則本邦之山。而斯梅則支那之名產也。唯見蓓蕾。而雖未見其花。豈非東遊第一之奇觀乎哉。金澤蓋先代好是事之主。屬南舶移抗州西湖之梅花於稱名之庭背。以西湖呼之。余作詩云。前朝金澤古招提。遊十年遲雖噬臍。梅有西湖指枝拜。未開遺恨翠禽啼。及今餘恨未盡。巨福山有識面。丁未之春摘其花數十片。爲一包見惠焉。己酉夏五。余歸濃之舊廬。奉獻彼一包於春澤梅心。翁之借余指。措枝條貼其花。近而見之。則造化所設。遠而見之。則趙昌所畫。竝以出於春翁之新意矣。掛高堂一日招余令觀焉之以要作贅語題軸上。漫從揚水之末章云。

一横枝上粘西糊。名宇斯花別不呼。意外春風臭假合。傍人定道畫成圖。

文殊櫻　堂の前東方にあり。昔の櫻は枯れて別に植ゑ繼ぎしものなり。　普賢像櫻　堂の前西方にあり。花は千葉なり。花の芯より又一葉を出す。鎌倉志云『開大暦に延文二年三月廿九日南庭に櫻樹を渡しうゆ。殊絶の美花なり。鎌倉櫻と號すとあり。蓋し稱名寺に在る處の櫻樹か云々。』と見えたり。　黑梅　今はなし。　櫻梅　本堂の前東方西湖梅の北にあり。花は八重なりしと云ふ。是も今はなし。以上六種の木の外。瀨戸明神社地蛇混柏。雀浦一ッ松と云ふを合せて昔より金澤の八木と稱す。　美女石。姥石　共に堂の前なる池中の西岸にあり。此二石及び郡内引越村金龍院なる飛石。瀨戸辨天に通ずる橋下なる福石をも合せて。金澤の四石と稱す。　塔頭　光明院　仁王門に向ひて左にあり。五院の第一薦なり。本尊地藏。春日の作なり。　阿彌陀院　第二薦なり。本堂に向ひて左傍池の西にあり。本尊阿彌陀。惠心僧都の作。外に不動明王像一軀あり。智證大師の作と云ふ。古へはこの寺を奥の院と云ふ。則ち開山住居の所にて古圖には爰に稱名寺と記せり。又當院の後の切通しに出づる畠を御所ヶ谷と云ふ。里俗に龜山院昔稱名寺御幸の時假に御所を作りし跡なり。切通しは車駕の過させ給ひし古道なりと云傳ふ。されど金澤御幸のこと舊記等に載せざれば。きよせつなることならん。　大寶院　第三薦なり。光明院の向にあり。本尊正觀音。行基の作。外に千手觀音あり。これも行基の作。金澤札所の一なり。又維摩像あり。宋陳和卿作と云ふ。この人は建保四年歸化す。古文書あり。左に載す。

寄進武州金澤大寶院（稱名寺末寺）下總國大須賀保柴村之內田壹町在家壹宇（島田方）并奈土郷內下坊別當職事（以別儀寄附仕候畢）

右彼所者爲院家領永代所奉寄進之也違此儀子孫等者爲不孝仁不可知行聖應跡者也於公方可被召安堵狀寄附之狀如件

沙彌座應

應安四年四月十五日

左馬助憲宗

天下安全祈禱事被致精誠之狀如件

應永卅年四月廿八日

金澤大寶院

判

禁　制

右於金澤大寶院并當院領等甲乙人等不可致亂妨狼藉若有違輩者可處罪科之狀如件

永享十年十月十二日

一之室　本堂の東にあり。第四薦なり。本尊不動。願行の作。又大威德像。辨天像あり。共に弘法大師の作。　海岸寺　第五薦なり。本尊十一面觀音。唐佛と云ふ。これも札所の一なり。鎌倉年中行事海岸寺あり。昔は尼寺にて上杉持朝の女理等この寺に居す。今は稱名寺の內に屬すと云ふ。則ちこの寺なり。又不動及び毘沙門の像あり。此像の腹內に書付あり。『宅間美作法眼床應作相州鎌倉大佛入知足寺

律尼寺比丘尼實名春忍法名了信』とあり。外に地藏一軀あり。弘法大師の作。

觀音堂 總門の東に竝べり。昔は『長濱山慈眼院福衆海寺』と號せし由。今は當寺の境内に屬し堂のみとなれり。これを『長濱觀音』と唱ふ。其故は郡内柴。富岡兩村の境に長濱といへる地あり。民戸も千軒程にて賑へる地なりしが。應長の頃高波の災に罹り。かの民屋漁家等悉く流失して其蹟は海となれり。其頃まではそこにありし寺なりしと。斯かる大災のをりしも此觀音は萬民の身に代りて海中に沈みしかば。一人として溺死の者もなかりしと。この後三歲の程夜は海中に光を放ち。又は鳴動などありしかば柴村の民怪み。其の光をたよりて此觀音を網し得たりなどつたへり。

寶光院 〔除地〕町屋村境にあり。海東山と號す。古義眞言宗洲崎村龍源寺の末。本山下同。本堂四間四方。東向。本尊は地藏の座像なり。

東福院 〔除地〕本堂二間半に三間半。梅養山と號す。本尊不動。立像。長一尺五寸許。

報恩寺 〔除地〕村の中程にあり。八幡山と稱す。本堂三間に二間半。東向。本尊阿彌陀。一尺七寸ばかりなり。

常樂院 〔除地〕君ヶ崎の北にあり。天中山と號す。本堂三間半に二間半。西向。本尊大日。座像。一尺許。

榮泉院 〔除地〕小名そふしにあり。千兩山と號す。本尊觀音。立像。二尺五寸。假小屋に安ず。

藥王寺 〔除地〕小名上にあり。三療山醫王院と號す。開山尊譽。本堂五間に八間。西向。本尊大日。座像。一尺六寸。又蒲冠者範頼の位牌在り。『太寧寺殿道悟大禪門建久四年八月二十四日』傍に『天文九年六月十三日修理す』とあり。

藥師堂 本堂に向ひて右にあり。三間に四間。藥師は三尺許の立像。行基の作と云ふ。

金毘羅社 稻荷社 以上二社小社なり。藥師堂の左にあり。

寶泉寺 〔除地〕法華宗相模國比企谷妙本寺の末。稱養山と號す。本堂は三間に四間。東向。本尊三寶。

地藏堂 〔除地〕村の中程にあり。堂は南向。二間半四方。藥王寺持。下同。

十王堂 〔除地〕字上にあり。近き頃回祿に罹りていまだ再建に及ばず。像は假に前の地藏堂に安ず。

地藏堂 〔除地〕小名君ヶ崎の北にあり。西向の堂にて三間に二間。

舊蹟金澤文庫蹟 鎌倉志云『阿彌陀院の切通し其前の畑文庫の蹟なり。昔北條越後守平顯時この處に文庫を建て和漢の群書を納め。儒書には黑印。佛書には朱印を押す。印文は楷書にて「金澤文庫」の四字を竪に書す。』とあり。されど今殘れる書籍を見るに。儒佛二書共に黑印にして朱印を押せしものなし。後上杉安房守憲實執事の時再興す。鎌倉大草子『武州金澤の學校は北條九代の繁昌の昔學問ありし舊蹟なり』と。義堂が空華集に詩あり。『觀金澤藏書而作』と題し。詩に『玉帳修文補武餘。遺人來覓舊藏書。牙籤映日窮蝌斗。縹帙乘晴走蠹魚。圯上一編看不足。鄴侯三萬欲何如。照心古敎君家有。收在胸中脽五車。』又古へは二季の釋奠をもこの學校にて行はれしならん。墓景集に『二月の釋菜金澤の文庫にて行ふ由。三好日向守勝元の許よりもふしこされければ。隣家梅花と云ふ題にて聖供にそへてつかはし侍るとて歌。「春なれや世々友垣の近きには遠くもかよふ梅の下風」』と見ゆ。さればこの頃は常に釋菜など行はれしことしるべし。後の世には此文庫も頽破し。ことにしば〳〵兵革の厄にあひて書籍も多く散失せり。慶長の頃にや五山の僧に仰せてこの文庫を開き。書籍共を一閲せしめ全本をば公へ納め給ひ。殘りし書どもは人間に出づと云ふ。丙辰紀行云『北條氏天下の權を執る時に文庫を建つ云々。越後守平貞顯此所にて清原敎隆に群書治要を讀せける。余が見侍りしも文選。清原師光が左傳。敎隆が群書治要。齊民要術。律令義解。本朝文粹。續日本紀などの類。その外人家に所々ありけるも一部と丶のひたるは稀なり。一切經も取こぼして僅殘りて今に金澤に在りと云ふ。』

大塚 村の北。臺上にあり。塚の大さ五間四方。高さは三間許。この邊より君ヶ崎の一ッ松の邊につゞき。塚百八ありて其内に經文を納めしもありしと云ふ。されど今は其數も減ぜり。この塚大なればこの名を負へり。

卷百四十四　村里部

久良岐郡　四　金澤領

谷津村　郡の南にあり。六浦庄に屬す。江戸日本橋より十二里餘。民戸二十軒。東より南にわたりては寺前、町屋、柴の三村、西は赤井村、北は富岡村なり。東西へ十町、南北十二三町。西北は山谷打交り土地不平なり。土性は赤土、山によりし處は、へな岩もあり。水陸の田圃は等分、谷津川及び所々の谷水を用水となせど旱損あり。村内に一條の往還あり。鎌倉及び浦賀への街道にて、これ鎌倉の古街道なり。北方田圃の傍に染井と云ふ井あり、水いと濁り赤き色なり。古くは此水にて物を染めしに、かき色となれり。故に名とす。土人の話なり。又弘法大師の掘りし井とも云ふ。金澤五井の一なり。村民農業の暇には薪を伐り、鹽燒場に持行きて鬻げり。御入國の後御料所となり、正保の頃は八木次郎右衞門が支配となり、寛文の初久世大和守廣之に賜ひ、後倉橋某に替へ賜はり、子孫内匠が知る所なり。

高札場　村の北方小名谷にあり。

小名　**白井ヶ崎**　赤井村さかひを云ふ。　**白方**　東方なり。　**蘆苅戸**　北を云ふ。　**ごうし谷**　北よりなり。　**關ノ谷**　これも前に續けり。　**染井**　北よりなり。　**越くるみ**　北方なり。　**六段目**　西北の方なり。　**とげ山**　前に竝べり。　**寺山**　北方なり。

谷津川　村内北方の山間より涌出づ。南流して瀨戸の入海に沃げり。

山王社　〔除地〕北方の山上にあり。小社。洲崎村小名野島善應寺の持。

淺間社　〔年貢地〕當村及び赤井村の境にあり。村の鎭守なり。寺前村藥王寺持。

子ノ權現社　〔年貢地〕街道の左にあり。小社。持同。

能見堂　〔除地〕村北を通ずる街道の傍なる山上にあり。禪宗曹洞派江戸千駄ヶ谷瑞圓寺末。鄕筆山地藏院と號す。本堂二間半四方。南向。本尊地藏。此地は往昔關白道長卿開基せられし由云傳ふ。按ずるに僧萬里梅花無盡藏文明十八年十月廿七日己亥詩序に『出金澤〔上文に據るに稱名寺なり〕七八里許攀最高頂則山々水々面々之佳致昔畫師金岡絕倒鄕筆之處有名無基但其名不甚佳相傳曰濃見堂也』と見ゆ。當時既に堂宇廢せし事知るべし。今の堂は寛永の頃地頭久世氏江戸芝增上寺子院地藏院と云ふ廢院を引移して再興し。今より十三世前眞達と云ふ僧を中興開山とす。後一旦高輪泉岳寺預となり。又今の如く瑞圓寺の末に轉ぜしは五代前僧俊達が時なりと云ふ。能見の字異說樣々あり。正保國圖にはのげんだう坂と記し。元祿圖に堂の形を畫き傍に能見堂と記す。此より先き再興せし事しらる。巨勢金岡此佳景を圖せんとせしが筆力及ばざりしかば。のつけにそりし故の名なりと云ふ。寛明日記正保二年二月十九日條に云『夜於御前御傍衆を召して林道春を呼出し。世俗申傳ふる處の世話を尋問へとの上意なり。內田信濃守尋て曰「鎌倉の金澤にはのつけ堂と云ふあり。昔金岡大納言と云ふ繪の上手彼所に至り。金澤の景を畫くといへども筆跡には書盡すに及ばず。故に筆を捨てのつけに反りたり。仍りて筆捨松と云うて今に存す。」と云へり。實か虛か。のつけとは如何書くやらんと。道春曰「金岡が筆を捨て仰に反りたりと云ふ事證說なし。彼堂は金澤より帷子の宿へ山越にする處の坂の右の高き所に辻堂あり。濱邊より彼坂に上る者は彼堂を仰ぎ見る故に仰見堂と云ふなり。」と申す。』云々。名所和歌物語に曰『此浦の景風聞きしより見て目を驚かす。故に當代の名畫狩野右京江戸の御殿に是を寫されたり。其御ましを金澤の間と申すとかや。誠に當地の景見所多かりけりといへば。翁聞て當浦の景天下無雙に依りて寫されたるも斷りなり。然りといへども古を傳聞しに。金岡と云ふ繪師此金澤山に上り湊の有樣の心を盡し寫しける處に。時もいつしか引汐に跡は干潟となり平地と成りて面影更に一もなし。其時金岡筆を捨てのけにかへる。此いはれ候ひしにより此山に堂を建置き是をのけ堂と名付く。又一說此堂にて能く見て寫しける故能見堂と書くとも云ふ。〔中略〕金岡は仁明天皇の御時の人。承知の頃ほひなり。慶長十九當年迄は七百八十一年に成りぬ。〔中

圖版二十四　能見堂

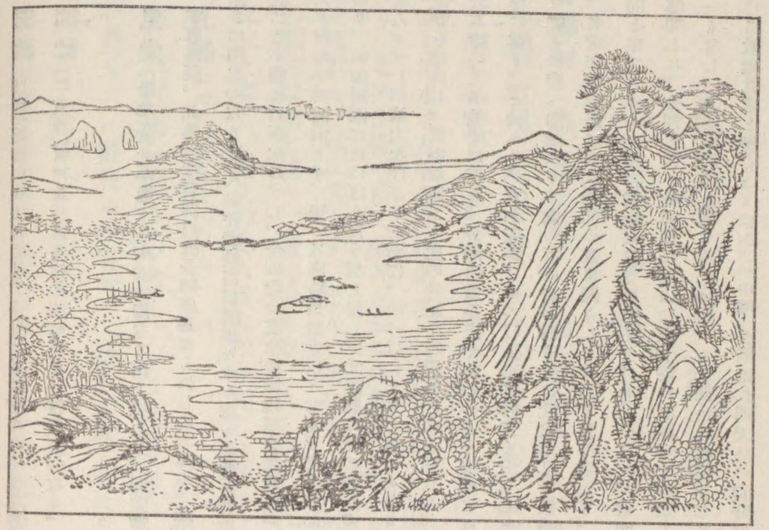

略〕傳聞く金岡は此湊秋の氣色汐滿ちたる所を見て。興に乘じて寫されしに干潟と成りて愈地形勝れたり。故に此金岡は筆を捨てたれ。〔中略〕狩野は陽春の磯邊汐の干潟を寫されしに常に小島限りなく出來。入江島根に汐殘り岩のはざまさゞれ石間に。にし榮螺蛆ふくたみがせしたゝみの類取付き。磯菜には靑苔甘苔神馬草をこづくも藻鹽草わかめあらめ海鹿藻見るめの類茂りあひ。爰彼所の潦水池にすはしり鮗こち小比目魚海老交りの雜魚うろくづ浮び。平々たる眞砂の上にへなだり蛤千鳥貝みるくひぼら貝帆立貝蜆蛤蛸櫻貝大蝦小蝦家を出で我時得顏に橫走して遊ぶ有樣。心詞も及ばれず。其上鹽縷に滿ち來る體を書けり。』と云々。今堂前より望むに金澤の風景一瞬の間にあり。又土人の話に昔は堂もなく。瀨戸の海道殘らず能く見ゆる故能見堂とも書くと云ふ。梅花無盡藏に濃見堂と記するは佳景を濃に見るの義なるべし。鎌倉根源記には能見堂と書く。眺望の中西湖八景に擬して八景を定む。和歌物語に『金澤八景の詩歌と號し皆人賞ひ給へり。八景は何所を指して名付くやらん。翁答へて八景の詩歌隱れなし。瀟湘夜雨はあれに見えたる小泉と云ふ在所なり。晴天の夜も必ず雨灑ぐ〔今も夜雨の名勝とす〕。洞庭秋月は向ひの原〔今稱名寺の田芝村の南邊なり〕漁村の夕照は瀨戸〔明神洞邊なり〕江天暮雪は野島〔洲崎村の內〕遠浦歸帆は室ノ木〔六浦平分村の內〕山市晴嵐は峠〔今六浦の西

に相州峠村あり〕平潟落雁は平方〔今も同じ〕遠寺晚鐘は稱名寺〔是亦今同じ〕是を八景と號す。』云々。是に據れば慶長の頃八景の詩歌有りしならん。今は傳へず。今此庵に傳ふる所は元祿の頃心越禪師の詩及び京極兵部高門の和歌あり。八景の諸勝も小異あり。洲崎晴嵐。瀨戸秋月。小泉夜雨。乙艫歸帆。稱名晚鐘。平潟落雁。野島夕照。內川暮雪是なり。其方位は勝景圖と照し覽て今古の違を知るべし。心越高門の詩歌左に載す。

洲崎晴嵐

滔々驟浪斂餘暉。滾々狂波遶竹扉。市後日斜人靜悄。行雲流水自依々。
賑へるすさきの里の朝けぶり晴るゝ嵐にたてる市人

瀨戸秋月

淸瀨涓々不繫舟。風傳虛籟正中秋。廣寒桂子香飄處。共看氷輪島際浮。
よる浪の瀨戸の秋風小夜ふけて千里の沖にすめる月影

小泉夜雨

暮雨凄涼夢亦驚。甘泉汨日聽分明。蓬窓淹蹇無相識。腸斷君山鐵笛聲。
かぢまくらとまもる雨も袖かけて涙ふる江のむかしをぞ思ふ

乙艫歸帆

朝宗萬派遠連天。無恙輕帆掛日邊。欸乃高歌落雲外。依稀數艇到洲崎。
沖津船ほのかに見しもとる梶のおともの浦にかへる夕なみ

稱名晚鐘

夙昔名藍成覺地、華鐘晩扣若鯨音。幽明聞者咸生悟。一片迷離祇樹林。
はるけしな山の名におふかね澤の霧よりもるゝ入あひの聲

平潟落雁

列陣冲冥堪入塞。荻蘆蕭瑟幾成隊。飛鳴宿食恁棲遲。千里傳書誰不愛。
跡とむる眞砂に文字の數そへて鹽の干潟に落つる雁がね

野島夕照

猶羨漁翁是作家。持竿盪槳日西斜。網得魚來沽酒飲。披簑高臥任堪誇。
夕日さす野島の浦にほすあみのめならぶ里のあまの家々。

内川暮雪

廣陌長堤竟沒潛。奇花六出似鋪縑。渾然玉砌山河色。遍覆奇峯露些尖
木陰なく松にむもれてくるゝともいさしら雪のみなと江のそら

寶物　心越禪師自畫讃一軸 醫師多喜安長納めり。其語左にのす。

落魄巖阿愚且痴。那堪東後作人師。一翰荷玉分流去。便是轉功就位時。新豐曲舊生涯得得還須獅子兒。

金澤八景詩歌卷一軸 詩歌。上に出す。　澤庵和尚和歌一軸『島々や幾浦かけてやまと哥いかに詠めん三十字一文字。』　閻魔像一軀 久世大和守廣之の寄附なり。長五寸程。　千手觀音一軀 この像は播州明石城主松平左兵衞督が領分人丸社に和歌を奉納せし時。當寺の住僧も歌を捧げしにより。その筆勢を感じこの觀音を左兵衞督より與へしと。明石人丸社の額もこの僧の筆なりと云ふ。

正觀音 二尺許の立像なり。金澤札所三十三所の一なり。　筆捨松 堂の前一段高く其上平なる所にあり。三圍許にて其樣よき松なり。眺望この處を第一とす。相傳ふ巨勢金岡この松下にて金澤の佳景を寫さんと筆を採りしが。筆に及ばぬとて筆を捨てしよりの名なりと。元祿國圖には狩野筆捨松と記せり。僧萬里が梅花無盡藏に畫師擲筆之峯の詩あり。文明十八年の作なり。

登登甸匐路攀高。景集大成忘却勞。秀水奇山靈不裏。畫師絶倒擲秋毫。

阿彌陀堂 村の東よりにあり。村持。

夫婦松 筆捨松より東方一町許を經て海道の南傍なり。古松二株あり。土人村君太夫が夫婦松とも云ふ。來由詳ならず。されど古墳などにてあるべし。　**塚** 村の北の方山上にあり。塚上に古松一株たてり。其所を道明山と呼ぶ。來由詳ならず。

柴村 郡の東方に寄り、庄名前に同じ。江戸より十二里。或は小柴村とも云ふ。東南は海に濱し、其内南より西によりては寺前村、又東北は富岡村、西には谷津村少しく係れり。東西十四町許、南北は一里に及べり。この内小名長濱といへる處、若干の地海面に張出せる山なり。山上は路嶇嶇たれば潮干たる時は山裾を往來せり。民戸五十軒。土性は眞土砂交り、野土の所もあり。水陸の田圃等分、水旱共に患あり。御入國の後御料所にて、正保の頃は八木次郎右衞門支配せり。後私領となり、今は荒川新右衞門知行す。

高札場 山より居村の方へ下る坂下にあり。

小名　おどり坂 居村の方の坂を云ふ。　長濱 東南の濱通りを云ふ。　西　東 共に在所文字の如し。

熊野權現社（除地）小名西にあり。村の鎭守なり。石階十五間程を上りて社に至る。社は二間四方。南向。社邊神木の古松樹一

株あり。例祭十一月九日。村内寶藏院持。　末社　辨財天、稻荷相殿　坂上向ひて左にあり。小社。

神明社〔除地〕居村の東方なり。此邊を小名上ノ山或は東山とも云ふ。小社なり。西南向。是も同寺の持。下同。

御靈社〔除地〕寶藏院の後にあり。小社。西向。近き頃金毘羅を相殿とす。

水神社〔除地〕海道の内權現社の前にあり。小社。

稻荷社〔除地〕神明社の傍にあり。小社。南向。

寶藏院〔除地〕居村の内にあり。古義眞言宗洲崎村龍源寺の末。柴木山西方寺と號す。本堂五間に七間。南向。本尊大日。座像長二尺許。元は三尊阿彌陀。行基の作を本尊とせしが元祿年中別に堂を構へて安ず。開山を傳へず。中興開山傳宥。寶永七年十月十三日寂す。當寺元祿年中の記錄あり。左に鈔錄す。『天文之頃傳惠歎靈容朽損欲加修營其後傳宥借近里之力再修功畢〔元祿第二年事〕寶藏院初號貞光坊中古改之寶藏院其後法印欲點寺院於今地〔此迄傳惠より六代〕今寺地本御靈之社地〔此後今の地に移す〕阿彌陀依當院養窄寺之南邊開兩島之地別建之〔元祿年中傳宥之記と云ふ〕今尋村里古老記。元祿三年孟陽日。』　阿彌陀堂　本堂の南にあり。三間四方。前に云ふ阿彌陀なり。座像二尺五寸許。

舊蹟山王社跡〔除地〕居村の東北にあり。小名山王山と云ふ。今は社跡のみのこり。たゞ神木の古松一株あり。

山神社跡〔除地〕山王社蹟のもよりにあり。爰も社はなく松のみあり。

富岡村　郡の東にて少く巽よりにあり。庄名及び江戸日本橋よりの行程前に同じ。四境東は海涯に限り、南は柴村に隣り、坤は谷津村にて、西は中里、氷取澤の二村に錯り、北は杉田村なり。三方共、接堺は山々連りて定かならず。東西凡二十町。南北二十四町餘　村の形、菱の如くにて艮の方斜に海中へさし出でたる山あり。是杉田村境の山續なり。地形海涯より居村の邊までは、平地にて其餘は總て山丘なり。東の方海岸は波荒くして、やゝもすれば岸を打崩せり。土性は白眞土或は赤野土又砂交の所あり。水陸の田大抵等しといへど、陸田の方少しく多し。水利不便にて旱損あり。民戸八十五軒、所々に散住せり。此邊の海路御用の船通行せる時は、村民浦觸等の役を勤めり。又村内に往還あり。金澤往來にして中里、氷取澤兩村の境を過ぎ、谷津村内能見堂の前より金澤に達す。村に係ること五六町、幅三間或は二間。又海涯を行きて杉田村に出づる道あれど、潮盈ちたるときは往來をせず。村民農耕の隙には薪をとり、又は漁獵をなして生產を資く。村内に古くより船六艘を免許ありて稅を出さず。北條役帳に『富岡の内百貫文關新次郎知行』とあり。御打入の後文祿四年豐島刑部少輔に賜はりしが、寛永五年八月沒收せられし後八木勘十郎に賜ひ、正保の鄕帳には既に勘十郎が知行と載せたり。其後八木十三郎が時、元祿十一年五月二十六日上りて御料所となり、伊奈半左衞門、辻源五郎、久保田十左衞門、池田新八郎、飯塚伊兵衞等相續きて支配し、後稻葉某、杉浦某の二人に賜はり、今其子孫稻葉遠江守、杉浦八郎五郎知行す。檢地は寛文七年八木勘十郎糺せり。

高札場二ヶ所　一は小名馬場にあり。一は村の中央にあり。

小名　小屋場　西の方なる山中を云ふ。文祿二年安房。上總兩國より盜賊數十人押渡りて亂暴に及びしかば。土人等此山中に逝れ來り。小屋を設けて居りしより此名ありと云ふ。爰に錢金塚と呼べる塚あり。　榎戸　西の方なり。　瀧　同じ邊を云ふ。下同じ。

伊勢山　谷　地藏山　北の方にあり。　大戸山　同じ方なり。　中尾　南の方を云ふ。此所に古塚あり。富士塚と呼ぶ。　堀口　同じ方なり。爰にも塚あり。寒念佛と呼ぶ。　しず　同じ邊を云ふ。　長濱　同じ方にて柴村につゞける濱邊を云ふ。　八幡山

巽の方なり。　**板橋** 北の方を云ふ。　**曲リ松**　**鐘掛松** 前に云ふ安房上總兩國より强盜來りし時。何れの寺院にや鐘を此所の松に掛けてかくし置きしより名づく。其時の松は枯れて今植ゑ繼ぎし木あり。

八幡社 〔除地〕小名八幡山にあり。本社一丈四方。上屋四間四方。拜殿三間に四間。東向。前に僅の石階あり。石の鳥居を建つ。村の鎭守なり。緣起を見るに建久二年右大將頼朝卿。富岡庄民家鎭護のため攝津國難波蛭子尊を勸請す。則ち當社なり。其後安貞元年六月十五日村民の家へ僧來りて食を求めしに。今日鎭守祭禮に供する麥酒ありとてこれをすゝむ。僧のいはく吾は八幡大菩薩なり。今よりして吾を祀らば惡魔を退け加護すべしとて去りぬ。是よりして當社を八幡と崇め祀れり。其後明應以來兵亂によりて社頭荒廢せしを慶長十五年。當所の地頭豐島刑部少輔社頭を造營す。其時の棟札今に藏せり。例祭六月十五日。八月二十五日の兩度にて瀨戸明神の下社家佐野肥後執行す。　**鐘樓** 本社に向ひて右にあり。地頭八木氏の造立にして鐘銘はなく。朝臣八木但馬守宗直。同十三郎。明暦二年霜月吉日とのみ刻す。　**末社**　**稻荷社**　**御靈社**

若宮八幡社 〔除地〕小名伊勢山の下にあり。社は二間四方。巽に向ふ。時の地頭八木十三郎高豐。台德院殿の御木像を爰に置き若宮八幡と崇め奉る。其後御木像を小社に置き奉ること恐ありとて村内慶珊寺に移し奉れり。御前立に太神宮と大日の像あり。太神宮は立像。大日は座像にて共に長二寸許。御本地佛は愛染明王なり。御祭禮正月廿四日。此日八木氏より今も供物を奉ると云ふ。慶珊寺持。

神明社 同じ邊にあり。小社。巽に向ふ。例祭六月十六日。持前に同じ。

芋明神社 小名板橋にあり。疱瘡神なり。疱瘡をいもと訓するより假借して芋明神と書すなるべし。小社にして上屋二間に三間。前に石の鳥居を建つ。緣起を閲するに寛永年中村内慶珊寺に仕へし茂右衞門といへる者。寺邊にて丈二間許なる蛇を打殺せり。慶珊寺の住僧傳雅是を憐みて經文を授け門外に埋めしむ。其夜蛇の靈童子となり。傳雅の夢に入りて告げゝるは。我經文の功德によりて天に生ずる事を得たり。今より世に疱瘡を患ふ者を守護すべし。此上の芳志に我爲に一社を造營して與へよと云ふとみて夢覺めたり。明る朝枕の邊に蛇蛻のありしを見て傳雅彌奇異の思をなし。即ち一社を造立し疱瘡神と崇め。揚柳觀音を本地佛とす。長六寸許。是よりして靈驗著しく參詣のもの多しと云ふ。尤も信すべき說ならねど其略を記せり。是に據れば慶珊寺持たるべきに。いかなる故にや村内長昌庵の持となれり。例祭二月五日。　**靈芋** 社前の池中にあり。池は僅に一間四方。中央の小嶼に柳一株たてり。其水中に生じ。形狀は白芋〔俗に蓮芋といふ〕に似たれど四時枯れず。これ神號によりて後是を植ゑしものにや。されど霜雪を冒して青葉凋まざる殊に奇と云ふべし。もし此芋を折取りなどするものあれば立所に祟ありと。疱瘡を病ふ者に池水を飲ましめ祈願すれば必ず恙なしといへり。池邊に圍垣あり。

熊野權現社 小名八幡山の後にあり。小祠にて西に向ふ。例祭九月十五日。村民持。

女體權現社 是も村民の持にて。則ち宅地にあり。小社。巽向。神體は祕して開扉せず。例祭十一月十五日なり。此邊に住する民戸十一軒の鎭守なり。

慶珊寺 〔境内山林除地〕村の西方山の中腹にあり。古義眞言宗洲崎村龍源寺末。花翁山と號す。寛永元年地頭豐島刑部少輔信滿其父母菩提のため建立する所にて開山を傳槃法印と云ふ。同四年示寂。當寺もとは海岸によりてありしが。其地次第に打崩されし故何の頃か今の所に移れり。其頃は不動院寶龍寺と號す。紀伊國高野山の直末なりしが。後龍源寺末となり寺號を改めしと云ふ。今の寺號は信滿母の法名瑚村慶珊と云ふにとれり。此人慶長十八年十月六日死す。其墓は村の北方地藏山にありて村内長昌庵の持なり。本堂七間半に五間。東向。本尊不動を安置す。願行上人の作と云ふ。　**天神社** 本堂より巽にあり。　**今宮太神宮** 境内北の方にあり。　**豐島刑部少輔信滿墓** 境内西北の方にあり。五輪の石塔にて文字漫滅す。信滿は或は明重とあり。豐島四郎兵衞信貞の子なり。文祿三年初めて御當家へ召出され旗下の士に列す。元和元年大坂の役に御使番を勤め。同じき三年御目付役を命ぜらる。采地千七百石を賜ひて寛永五年八月十日營中に於て井上主計頭正就を害せし故。其座にして青木久左衞門義清に討たる。法名越祖素英と云ふ。

寶樹院 〔除地〕村の中程にあり。同末。知福山と號す。本堂六間に五間。巽向。本尊大日の立像を安ず。開山隆成法印。寛永四年寂す。當寺も開基は豐島刑部少輔なりといふ。　**聖天社** 本堂の東北の方石窟中にあり。

持明院 〔除地〕小名谷にあり。是も同末。海照山と號す。本堂五間に六間。巽向。本尊大日。開山開基詳ならず。　**聖天社** 本堂

より西の方にあり。　**藥師堂** 境内南の方にあり。藥師は立像にて長一尺五寸。行基の作と云ふ。

長昌庵〔除地〕村の東にあり。土人東の寺と呼ぶ。禪宗臨濟派鎌倉建長寺末。富岡山と號す。開山仙溪。慶長十六年八月四日寂す。開基は村民太左衞門が先祖柳下豐後守なり。文祿二年閏九月十七日死す。本堂五間に六間。東向。本尊阿彌陀の立像。臺座共二尺三寸餘。此本尊は前に云ふ文祿二年盜賊亂妨せし時奪ひ去りしが。果ありしを以て再び當庵へ返し安置すと云ふ。今は住僧なくして詳なることを知らず。猶舊家太左衞門が條并せ見るべし。　**天神社** 社は破壞して未だ再建せず。

悟心庵〔除地〕村の西にあり。同末。楞伽山と號す。開山龍州。明暦三年四月十日寂す。本堂五間に四間。巽向。本尊は地藏にて立像。臺座共長一尺五寸。當庵も今は無住なり。　**十王堂** 本堂の南にあり。堂中に地藏をも安ぜり。

西源庵〔除地〕同じ方にあり。同末。稻荷山と號す。開山擔月。寛文六年二月二十七日寂す。本堂三間に五間。巽向。本尊阿彌陀。臺座共長二尺一寸。

阿彌陀堂〔除地〕村の中程にあり。西向。三間半四方。彌陀は立像長一尺四寸。悟心庵持。

舊蹟陣屋跡 村の中程にあり。豐島刑部少輔の陣屋跡なり。今其邊を藪と呼ぶ。

舊家者百姓太左衞門 柳下氏なり。祖先を柳下豐後守と云ふ。文祿二年安房上總の盜賊此邊を亂妨せし時。村内長昌庵は豐後守が開基の庵室なれば其本尊を守護してありしに。賊大勢來り鎗を以て豐後守に手疵を負せ本尊を奪ひ去りしを。此時豐後守賊の鎗を取りとゞめしとて今に家藏す。大身の鎗なり。其由來を記せし一卷を添へ置けり。豐後守は其時の手疵にて同じき閏九月十七日死すと云ふ。夫より代々連綿として今の太左衞門に至る。

宿村 郡の南の方瀨戸入海の邊にあり。庄名前に同じ。郷は釜利谷に屬す。江戸日本橋より十二里。古は當村及び赤井、坂本三村を合せ釜利谷郷と唱へ一村なりしを、後三村に分てり。正保改定の國圖には釜利谷郷と載せ、元祿の國圖に始めて三村を載せたれば、此間分村せしこと知るべし。釜利谷郷を往古富田郷と稱せしよしは、郡の總説郷名の條に辨じたれば併せみるべし。釜利谷の本郷何の所なるを知らざれど、爰を宿村といへば、もと宿驛などありて古く開けし所ならん。且當村には文祿年中の水帳を持傳ふれば、かた〴〵此村其本郷にてありしとおもはる。土地のさま彼三村鼎足の如くにして、中央に坂本、東南に赤井村ありて、其地犬牙して接堺定かに分ちがたし。故に四隣廣狹等は三村を合せて爰に辨ず。東は谷津、中里の二村に接し、南は六浦平分、寺分、社家分の三村に續き、巽は入海に限り、艮は氷取澤村にて、北は相模國鎌倉郡上之村、西も同郡峠村に隣り、山の絶頂を境とす。東西三十町許、南北も大抵是に同じ。土性は眞土砂交り或は赤土等なり。陸田多く水田少し。水利不便にして旱損あり。民家八十一軒。農隙には薪をとり町屋、洲崎等の村々に持出で、鹽燒料となして生産をたすく。村内にも鹽竈ありて鹽を製すといへど、もとより僅なれば他所へは販かず。此邊の地形東より南によりて瀨戸入海あり、西南北の三方は山丘連り、其内北の方なる山は尤も高し。隣村谷津村能見堂より眺望すれば曠濶として風景勝れたり。古人西湖の趣ありと賞して八景を撰す。村内鹽濱の邊を小泉の夜雨と稱し、則ち八景の一なり。八景のことは谷津村能見堂の條に詳なり。此村古の領主は傳へざれど、稱名寺所藏、正慶元年正月十六日武藏守貞將の文書及び正平二十六年（正平は二十四年にして建德と改元。二十六年といふは建德二年なり。）二月二十七日右馬頭某の文書に、釜利谷郷を稱名寺へ寄附せしことを載せたれば、古は彼寺領なること知るべし。小田原役帳に『伊丹右衞門大夫二百五十五貫四百六十二文。久良岐郡釜利谷二十三貫五百五十文。同所壬寅檢地增。』とあり。御打入の後御料所にして御代官原田佐左衞門支配し、正保の頃

は八木次郎右衞門支配せしこと物に見ゆ。其後元祿九年米倉丹後守に賜はりしより今子孫丹後守が領分なり。檢地は原田佐左衞門支配の時糺せりと云ふ。近頃村の東入海の邊に少しの新田を開きしが、海に近ければ自然潮の氣ありて五穀は生殖せずと云ふ。

高札場 小名宮ノ前にあり。

小名 **白山** 爰に白山東光寺と云ふ寺ある故呼べり。稱名寺所藏應永年中の文書に此寺のことを載せたれば。小名に唱ふるも古くよりのことなるべし。此所の東よりに佛井。戸女房井など呼べる廢井二つあり。共に弘法大師の加持せし井なりと云傳ふ。又小名北谷の中程にも廢井一つあり。二ッ井戸と名づく。　**宿**　**北谷** 北の方にて山間の地なればかく唱ふ。以上三の小名は村内を三區に分ち。南の方を白山と云ひ。中央を宿と呼び。北の方を北谷と唱へ。土人は別村の如くなして北谷村など稱すれど。全く私の唱へにて公に聞えしことに非ず。此小名の内に又小名あり。左に載す。　**宮ノ前** 宿の内なり。赤井村手子明神社に近き所なれば此名あり。　**小泉** 巽の方にあり。八景の内なり。　**六郎谷** 白山の内なり。坂本村に畠山六郎重保の墓あり。それに近き邊りなればかく呼ぶ。　**ほし山** 北谷の内なり。下同。　**夏山**　**三本松**

林 白山にあり。地頭林なり。

海 巽の方にて入海なり。土人内川と唱ふ。

下元川 村内西の方より流れ出づ。二町許にして東の方入海に落つ。川幅三間許。

中溝川 北谷の内より流れ出て五町許東流し廳濱の邊にて下元川に合す。幅三間。他村にては釜利谷川ともよぶ。

溜井二ヶ所 一は白山にあり。當村及び赤井。坂本三村の用水なり。一は北谷の内夏山にあり。

堤 下元川。中溝川の落合ふ所より入海の邊まで川に傍ひて續けり。

山王社 〔除地〕白山にあり。小社。村持。

白山社 〔除地〕是も白山にあり。其所の鎭守なり。小社。巽に向ふ。前に鳥居を建つ。石階あり。例祭九月九日。村内東光寺持。

日月社 〔除地〕同じ邊なり。山崖を削りて階をなし。其上に穴を穿ち是に置けり。村持。　**淺間社** 〔除地〕宿にあり。小社。東向。坂本村滿藏院持。　**神明社** 〔除地〕北谷にあり。是も小社にて東向。例祭九月十六日。村内金藏院持。

龍神社 〔除地〕同じ邊山の中腹にあり。小社なり。傳へ云ふ社地の樹木に手を觸れば必ず神罰ありとて里人等恐れて伐りとることを得ずと。村持。

東光寺 〔除地二畝二十歩〕白山にあり。禪宗臨濟派鎌倉建長寺末。白山と號す。古は眞言宗にて寺前村稱名寺末なりしが。建長寺六世大興禪師中興して禪宗に改め同寺の末となせりと云ふ。按ずるに稱名寺に藏する應永三十一年五月二日足利持氏の文書に『武藏國六浦庄釜利屋郷白山堂事。任去建武二年六月十一日竝貞和六年二月二十一日寄附之旨。爲稱各寺末寺如元領掌不可有相違云々。』とあり。白山堂はすなはち當寺のことなれば。應永の頃は未だ稱名寺末たりしこと明けし。しかるに大興禪師は應永三十一年より百廿四年の前。正安三年十二月六日示寂したれば年代齟齬す。こは應永以後他の僧改宗して禪師を勸請し。中興開山と稱せしを後世誤りて禪師在世のこととせしなるべし。本堂六間に五間。東向。額に東光寺とあり。門には白山の二字を扁せり。木尊藥師は座像にして長一尺三寸。定朝の作と云ふ。前立の像は長九寸。湛慶の作なり。此本尊三十年に一度開扉すと云ふ。　**寺寶**　**鞍一口** 海なしなり。總青貝砂子。前後の輪に酸漿の實を蒔繪にし。前輪は文字と花押あれど文字は滅す。畠山重忠の鞍と云ふ。其頃の物には非ざるべけれど古物と見ゆ。圖上に出す。　**鐙一足** 菊水又は七

圖版二十五　鞍

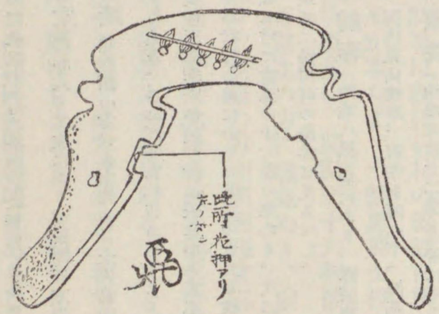

寶等の銀象眼あり。『金澤住氏賢作』と銘ぜり。　轡一口　普通の物に似たり。左右に銘あり。一は市口求馬作。一は藤原清重と彫れり。

觀音堂　門を入りて左にあり。三間四方の堂にて觀音は立像長二尺餘。惠心の作と云ふ。金澤札所の内第十六番なり。　**畠山重忠戰死舊蹟**　境内西の方なる山なり。土人畠山次郎重忠此山中にして自害せしと云ふ。既に愚管抄にも『重忠は武士の方はのぞみたりて。第一にきこえき。さればうたれけるにもよりつく人もなく。終に我とこそ死にける。』とあり。されど東鑑には武藏國二俣川の邊鶴ヶ峯の麓にて愛甲三郎季隆が發つ所の矢に中り重忠死せしことを記す。二俣川は都筑郡にあり。今其邊に二俣川と稱せる地あり。鶴ヶ峯は其村に隣れる今宿村の内にあり。其邊の土人も彼所を重忠が戰死の地なりといへば。重忠は都筑郡二俣川にして戰死せしこと明けし。おもふに隣村坂本村に重忠の子六郎の墓あり。又二俣川と云ふも其村に在れば是等に因りて爰に附會して。當所を重忠自害の地といへるなるべし。猶都筑郡二俣川村の條幷せ見るべし。

海前寺〔除地八畝〕宿にあり。禪宗曹洞派坂本村禪林寺末。洞松山と號す。本堂四間四方。東向。本尊地藏。石の座像にて長一尺二寸許。開山見山峻暾。寂年を傳へず。開基瑞觀淨本沙彌俗稱及び卒年詳ならず。

金藏院〔除地四畝十二歩〕北谷にあり。古義眞言宗洲崎村龍源寺末。北嶺山多門寺と號す。本堂は六間四方。巽向。本尊大日の座像長四尺許。開山弘畔法印。永正四年十二月十八日寂す。古き草創の寺なれど寺傳を失ひ詳なることを知らず。　**毘沙門堂**　本堂に向ひて右にあり。三間四方の堂なり。

能滿寺〔年貢地〕北谷にあり。同末。本堂五間に四間。巽向。本尊虛空藏。座像にして長二尺餘。今は住職の僧なければ開山開基すべて詳ならず。

春昌寺〔除地一畝十五歩〕宿にあり。是も同末。本堂三間半に四間。南向。本尊阿彌陀。座像にて長二尺許。開山開基詳ならず。

地藏堂〔年貢地〕白山にあり。九尺四方の堂にて東向。地藏は長三尺許の立像を置けり。村内東光寺持。

舊家者百姓藤右衞門　氏を市川と稱す。畠山六郎重保が庶流なりと云ふ。家系は祝融に罹りて失ひ。兵器は今故ありて親族の家に藏すと云ふ。　**同兵四郎**　村の名主を勤む。森氏なり。祖先は由緒ある者なりと云ふ。當時の古文書を今に藏せり。其文に

四國之人數□□候條最前如申付諸浦船相著人數渡海へ趣無(池)由斷可申付事專一ゝ也

八月四日　　森兵吉との　祖父江久内との

右に云ふ兵吉は祖先の名なるべしと。文中載する所に據れば中國以西の人にして子孫當所に來寓せしこと知るべし。

坂本村　郡の坤の隅にあり。古當村と宿、赤井の三村を合せて釜利谷一郷なりしこと、及び村の廣狹四隣等は既に宿村の總說に辨ぜり。郷庄の唱、江戸日本橋よりの行程は宿村に同じ。村内總て山丘ありて平かならず。土性黑眞土砂交り赤土等なり。水陸の田相半し、二俣川の水を用水とすれど、不便なれば旱損多し。民家三十六軒散住し、農隙には薪をとりて鹽燒料に町屋村へ鬻ぎて少く生産を資く。村内にも東北の方に鹽竈あり。宿村と入會の所なり。村に係る一條の往還は、鎌倉道にて北の方赤井村より入り、西南の方相模國鎌倉郡上之村に達す。當所は往古畠山二郎の領地なりしと云傳ふれど正しきことを知らず。其後寺前村稱名寺領となり、又伊丹右衞門大夫が知行となりしことは、宿村の條に云へる如し。御打入後御所料なりしを、紅葉山東照宮御別當權僧正忠尊が願に依りて、寛永年中紅葉山御神領に附せらる。忠尊は伊丹三河守永親　江戸淺草寺の傳には三河守正富とあり。　の子にて、當所は伊丹氏の舊領なるを以て願ひしとなり。永親がことは村内禪林寺の條にあり。此時より御神領たる故村役等は總て免許せらる。檢地は正保の頃糺ありしと云へど詳なることを傳へず。村の東北の方に僅の新田を開きしが、土

に潮氣ありて立毛繁殖しがたし。

高札場 四ヶ所にあり。御神領たるにより當村にては殺生禁斷の高札を立置けり。

小名 かなくそ 東の方を云ふ。古鍛冶など業とせしものの住せし所にや。土中より鐵屎を掘出すことまゝありと云ふ。

松橋 村の中程を云ふ。

坂本 西の方にあり。

小貫山 西北の方を云ふ。

堀之内 同じ方なり。古伊丹氏の居住せし所と云ふ。

文珠澤 古此所に文珠會下 西南の方を云ふ。

宮ヶ谷 北の方なり。

横手山 同じ方なり。

大丸 西の方なる山を云ふ。

の像ありしが。大風雨の時前なる小流中に吹落されしを土人引上げて村内禪林寺へ持行き。同寺の持なる觀音堂中へ安置す。其後江戸淺草寺別當は禪林寺中興開基伊丹氏に因みあるを以て。公にきこえあげて寛永九年九月此像を淺草寺へ移し。今に淺草觀音堂の中右の方に安じ。あらいたの文珠と稱す。此像は小流中へ吹落されしを鳶口を以て引上げしに。木像摩をはなつてあらいたやと叫びしによつてなど云傳ふ。もとよりとるべき說ならねど。姑く傳のまゝを記せり。

御林 横手山。堀之内山。文珠澤。德壽軒の四ヶ所にあり。

德壽軒 村の中程を云ふ。

川 水元は横手山の邊より流出す。又南の方宿村入會の地より出づる水と小名松橋の邊にて合し。村内を經ること一里許にして赤井村に達す。川幅二間許。土人二俣川と唱ふ。此川に長四間の橋を架す。松橋と呼べり。

宇賀山王社 〔年貢地〕小名堀之内字福松と云ふ山の上にあり。社は九尺に二間。巽に向ふ。前に鳥居あり。本地佛は藥師にして座像長一尺ばかりなるを安ず。例祭九月二十一日なり。近き頃大久保主水夢想の告ありて靈驗を蒙りしとて社を造營すと云ふ。村内自性院持。

豐玉稻荷社 〔年貢地〕是も堀之内にて村民利右衞門が持地の内にあり。小社。東向。村内禪林寺持。

八幡宮 〔除地三畝〕宮ヶ谷にあり。小社。南に向ふ。赤井村滿藏院持。

禪林寺 〔除地〕會下にあり。禪宗曹洞派下總國關宿東昌寺末。竹畠山と號す。當寺は源持氏の建立にて開山を禪藝と云ふ。本寺開山長庵禪師の上足なり。永正九年十一月二十六日示寂す。中興開基伊丹三河守永親は永祿六年閏六月。長曆に閏月は十二月とあり。十八日卒す。禪林寺雲岸宗悅大居士と諡せりと云ふ。又江戸淺草寺の傳へに云『智樂院權僧正忠尊は伊丹三河守永富〔當寺の傳に政富は永親の子と云ふ〕が子にて紅葉山東照宮の御別當を兼帶し。寛永年中當村御神領となりし後其父菩提の爲め禪林寺を草創し十石の地を寄附せし。』と云ふ。當寺の傳と異なる。按ずるに當寺は忠尊が父祖の菩提所なるを以て修理など加へしを。傳へ誤りて此時草創せしといへるならん。永親が事跡詳ならず。伊丹家譜には三河守永親及び三河守政富と稱せしもの所見なし。但因幡守永親といへるものあれど。台德院殿に奉仕すといへば年代違へり。おもふに三河守永親は北條役帳に載せし當所の地頭伊丹右衞門大夫と同時の人と見ゆれば此人の親族などなるべし。本堂八間半に六間。南向。本尊華嚴釋迦長一尺五寸。行基の作と云ふ。本堂の内に東照宮の御畫像を安置し奉れり。御束帶の御姿なり。こは御神領なる故何の頃よりか置き奉ると云ふ。四月十七日御祭事あり。

鐘 本堂の軒に掛く。もとは上總國眞陀郡藏波村八幡社の鐘なりしを。何の頃よりか當寺のものとなれり。應永二十年の銘文あれど享保七年に鑄直し。殊に文中考證とすべきことなければ爰に略す。

衆寮 本堂に向ひて左にあり。六間に四間半。

白山社 境内の鎭守なり。門に向へば右にあり。前に鳥居を立つ。

自性院 〔除地〕西の方にあり。古義眞言宗洲崎村龍源寺末。福松山と號す。本堂六間に五間。西向。阿彌陀は立像にて長一尺許。信濃國善光寺の阿彌陀を摸せしものと云ふ。開山開基詳ならず。

觀音堂 〔年貢地〕堀之内にて村民利右衞門が持地の内にあり。堂は三間四方。十一面觀音の立像長三尺許なるを安ず。金澤札所の内第十七番なり。富ヶ岡村慶珊寺持なり。

畠山重保墓 北の方宿村の境にあり。五輪の石塔にて文字あれど磨滅せり。土人云ふ畠山六郎重保此邊の山中にて自害せしを爰に葬れりと。按ずるに東鑑元久二年六月二十二日の條に『寅刻鎌倉中。驚遽軍兵競走于由比濱之邊。可被誅謀叛之輩。畠山六郎云々。依之奉仰以佐久間太郎等。相圍重保之處難爭。雖雄不能破多勢。主從共被誅云々。』又北條九代記に載る所も是に同くして主從十五人同じ枕に討死すとあり。今鎌倉由比濱の邊に畠山屋敷と稱する所あり。土人は重保の父重忠の居跡なりといへど。重忠の屋敷跡は鎌倉筋替橋の西北の方にあれば。由比濱なるは重保が居跡にして則ち其所にて戰死せしと見えたり。されば當所にて自害せりと云ふは誤なるべし。こ

の地往古畠山重忠の領地なりしと云ふこと正しからんには。其因みもて重保戰死の後爰に葬りしも知るべからず。又由比濱に重保の墓あれど。明德四年道友と云ふものの立てし石塔にて重保戰死より遙に後のものなり。伊豆國田方郡加殿村にも畠山重保の墓と傳ふるものあれど。こは畠山修理大夫國清が氏族の墳墓ならんと云へり。

赤井村　郡の南にあり。鄕庄の唱、江戸日本橋への里數前村に異ならず。當村及び宿、坂本の三村古は釜利谷の一鄕なりしこと、又村の廣狹四隣等は前村の條に辨ぜり。村の名義は村内正法院境内に赤井と稱する名水あるに因りて起れりと云ふ。地形高低ありて山間に水田を開き、山上に陸田あり。田畑相半し、土性は赤土砂交り或は野土等あり。用水は宿村の溜井より引沃げど、不便にして旱損多し。又水損することもありと云ふ。民家七十軒。爰も農耕の暇には薪を伐出して生産をたすく。村内に係る一條の往還あり。宿村より入り、十町許を經て谷津村に達す。幅一間半より二間に及ぶ。此道谷津村境の所を追分と呼べり。この所より丑寅の方は眼界うちひらけ、眺望いとよろし。領主の遷替前村に同く、今は米倉丹後守が領分なり。

高札場　小名大橋にあり。

小名　赤坂　村の中程を云ふ。　赤井　東の端なり。　御中井　中程なり。爰に御中井と呼べる井あり。名義詳ならず。　宮谷　西の方を云ふ。　和田　同じ方にあり。　大橋　中程を云ふ。爰に大橋と呼ぶ橋ある故此名あり。　瀧　長の方を云ふ。此所に不動山と稱する山あり。山上に不動堂ありて長二尺許の石佛を安ず。此山は則ち不動堂の除地なり。正法院持。

川　西南の方坂本村より村内に入る。川幅二間許。手子神明の前にては宮川と呼べり。

圖版二十六　谷津村境眺望

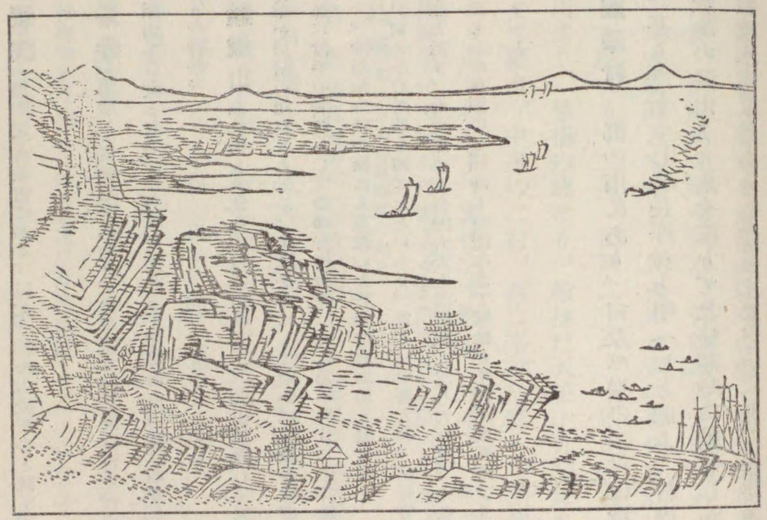

手子明神社　〔除地二畝〕南の方宿村と入會ひし所にあり。本社西方。拜殿三間に六間。社前に石階を設け石の鳥居をたつ。其前に宮川の流あり。是に長五間の橋を架す。本地佛は藥師にて立像長一尺許なるを安ず。釜利谷三村の鎭守にして例祭六月。十一月共に初酉の日なり。村内滿藏院持。　末社　稻荷社　本社の左の後にあり。小社。　庚申社　同じ邊にて小社なり。又社後の山上に小社あり。祭神詳ならず。土人は此社を上の山とのみ稱せり。

稻荷社　〔年貢地〕小名赤井にあり。小社。南に向ふ。前に鳥居を建つ。社邊に圍み三丈餘の楠あり。其餘老樹數株繁茂せり。村内正法院持。

正法院　〔免除〕小名赤井にあり。赤井山と號す。眞言宗洲崎村龍源寺末。本堂六間四方。南向。本尊觀音の立像を安置す。長二尺許。金澤札所の内第十九番なり。　赤井　本堂の右の脇にあり。金澤五井の一なり。井の徑り一間計。深さは量り難し。古へ弘法大師加持せし井にて此水井中にては赤く見ゆれど。汲む時は清水にして尋常の水に勝れりと。村名及び當寺山號も此井に因て得たりと云ふ。

らず。

滿藏院〔免除〕小名和田にあり。同末。護法山般若寺と號す。本堂六間半に五間。東向。本尊正觀音。座像長二尺許。開山開基詳な

眞淨寺〔免除〕小名御中井にあり。法華宗六浦社家分村上行寺末。御嶽山と號す。本堂六間四方。本尊三寶祖師を安ず。應永六年草創にて開山を日實と云ふ。示寂年代詳ならず。境内に御嶽社ありしが。何の頃か廢して未だ再建せず。

阿彌陀堂〔年貢地〕小名宮谷にあり。村持。

舊蹟城山 高札場より北の方なる山を云ふ。此山相對して二つあり。都て青野臺と唱へ。又東青野。西青野と分ちて呼べり。古金澤右馬助が居城の地なりと云ふ。山上平かにしていかにも城壘など構へし所と見えたり。右馬助がこと其傳へ定かならざれど。太平記笠置軍の條に討手の大將として金澤右馬助等。元弘元年九月二十日鎌倉を出發せし由を記し。又宮方敗北の條に關東の兩大將大佛奥州金澤典廐云々。赤坂城合戰の條にも東條の大將金澤右馬助と載せたり。當所に云傳ふるは此人のことにや。或說に金澤越後守顯時が子修理大夫貞顯が初名を右馬助と稱せしといへり。此人は中務大輔。越後守。右馬權頭。武藏守。修理大大など經て。嘉暦元年四月廿六日剃髮し。法名崇顯と號す。太平記にも金澤大夫入道崇顯と記したれば。元弘の頃は入道せし後にて同書に載する右馬助とは自から別人なること明けし。おもふに貞顯の父顯時も金澤を以て稱號とすれば此顯時より代々の居跡にはあらずや。貞顯が傳は寺前村稱名寺の條に載せたれば并せ見るべし。

氷取澤村 郡の南にあり。宿及び峯の二村に境ひて山麓なれば多くは汚下の地なり。往古其山麓に傍ひ、長き澤ありし後長澤村と唱へしと云ふ。村内寶生寺主僧の話に、後醍醐帝の御宇某年六月、高倉明神社地の深山より氷を取りて北條高時に獻ぜしかば、高時賞美の餘り今の名に改めし由を傳ふ。されば其頃は氷室などありしならんなどいへど、無稽の說なり。如何と云ふに東鑑建暦三年癸酉九月二十二日戊午條に云『將軍令逍遙火取澤邊給。是依覽草花秋興也。武藏守修理亮。出雲守三浦左衞門尉。結城左衞門尉。内藤馬允等令供奉。皆携歌道之輩也云々。』火の字今用ふる所とは異なれど、全く此地の事にして昔時火取澤とも記し、且火氷音訓の響似たれば、互に用ひしこともしらる。當村笹下郷六浦庄に屬す。日本橋より十二里。民戸二十八。土地山々連り高低打交り、土性は眞土へな赤土砂交り、水田は少く陸田多く、旱損の地なり。檢地は天正十九年にありし後は改めなしと云ふ。東は富岡村、夫より北にわたりて栗木、中里の二村、西は峯村に隣り、相州鎌倉郡上之村につゞけり。南は郡中宿村にて爰より東により赤井村なり。東西二十町程、南北五十町餘。村内一條の往來あり。古の甲州道と云ふ。御入國以來御料所にていつの頃よりか間宮氏に賜ひ、今子孫縫殿助の知行なり。

高札場 東の方小名東海道にあり。

小名 東海道 東方川へりの道を云ふ。　能見堂 村の中程寶勝寺の向を云ふ。　二本松 西北の方なり。小き塚あり。庚申塚 同じ邊。こゝにも小なる塚あり。　富士塚 上に同じ。わづかの塚あり。淺間を祀る。　雪ノ澤 西方高倉明神の下なり。袋澤 同じ邊を云ふ。　やなか澤 西南の方なり。　大谷 同じ邊を云ふ。　金くそ澤 西方なり。下同。　とけた 前明澤 爰にも塚あり。　小谷 みそか谷 西南の方を云ふ。　堂庭 南方なり。古へこの所堂ありしと云ふ。三段許の平地あり。上耕地 西なり。下同。　堀合 中澤 南を云ふ。　長野坂 北よりにて長野山に上る坂なり。　げんだ坂 西方なり。下同。經ノ前 上橋戸 矢倉前 西南なり。　星山 南方を云ふ。

川 村内小名宮ノ澤よりの清水及び近き邊宿村よりの一流合して一條の川となる。これ大岡川の源流なり。幅は總に九尺許。此水をせき上げて所々水田の用水となせり。

荒神社〔免除〕小名宮ノ下にあり。村の鎭守なり。小社。東向。例祭九月十九日。祭事は瀨戸明神の神主來りて司れり。神體は二尺許の立像。村内寶勝寺持。

寶勝寺〔除地三段〕村の中程なり。淨土眞宗東本願寺末。飯盛山大音院と號す。寺域山の半腹にありて喬木枝葉茂り極めて幽邃の梵刹なり。古此所に天台の寺院ありしが。久く廢跡となりしを應永年中に相州鎌倉五山の一稻荷山淨妙禪寺の住僧守政隱棲の爲に直心庵を造り。又後に當寺を開基して此所に移り。飯盛山寶積寺と號して濟家の法燈を揭ぐ。政は同三十年十一月晦日化す。年六十。後享祿天文の頃の住僧某。本願寺證如に歸依し禪家を改めて眞宗となり。釋空眞と改名し。寺號をも寶勝に改む。是を中興開祖とす。十九年庚戌三月十日眞寂す。二世を了應と云ふ。永祿五年寂す。三世順應天正四年三月廿一日寂す。四世寂雅慶長二年十一月一日寂す。其頃北條氏家人問宮若狹守綱信寺僧に歸依し。檀越として中興すと云ふ。寺傳には空眞改宗の頃の事ならんといへど。綱信は應永四年に生れたれば年代少しく合はず。二世以下に中興せしが。或は綱信當村を賜はりて後に改宗し。堂宇以下を造立せしを地頭なるを以て中興開基とせしも知るべからず。綱信が事跡は下に詳なり。これより先巨細のことは傳へざれど。淨妙寺天瑞守政禪師位牌の裏書に『於武之寶積爲示寂矣云々。因舊雖有寶積之靈鐘逢天正庚寅騷亂爲賊徒奪房州就中當處金子某甲永祿年中於彼州視之。』銘の年號正に應永と謂ふと古老傳へて云ふ。爾耳自註に云『小田原滅亡亦於當山釋寂雅寺務之時也』と是亦當寺の考證に備ふるに足れり。四世寂雅化して後久しく中絶し又其後に至りて回祿にかゝりし時。記錄をも失ひたればにや傳へを失ひし事も多かるべしと云ふ。堂中に中興開基故地頭問宮若狹守綱信入道の位牌あり。表に『綱信院殿朝與一宗居士。慶長十一酉年霜月十日。俗名問宮若狹守。』とあり。背面に『夫當山者往古有精舍之舊跡礎而已無三寶良久破壞不知謂人皆昔時何宗或者幽有傳說合宗人越相州稻荷山前淨妙寺守政師開基直心庵將移當山建立一宇號飯盛山寶積寺爲禪宗濟家紹隆之道場于時應永三十稔龍集癸卯十一月晦日午刻頹齡六十歲於當院爲示寂』と制せり。綱信院は則ち問宮家傳に問宮若狹守綱信と云ひ同姓豐前守盛賴二男なり。北條陸奥守氏照に仕へ後氏政の時命を受けて信長の許に使す。路三州岡崎を經始めて東照宮に謁し奉り後御入國の時。西尾隱岐守に命じて辟命あるにより出てて旗下に屬し。慶長十四年七十四歲にて死す。法名休庵。又同流の家譜に天正十八年北條氏沒落後東照宮應綱信を召す。綱信想へらく一度北條家に仕へて高祿を得。今其舊祿に復さば出てて旗下に屬するも可なり。然らざれば出仕すべからず。と遂に其召に應ぜず。北條沒落後一朝の間其臣の本領を復するは諸臣の面目如何と思しけるや。其子忠左衞門重信を召す。重信は未だ佗家へも仕へざりしかば則ち祿の多少を論ぜず。召に應じて幕府に歸す。爰に於て俸給若干を賜はり。父綱信には隱居の料として當村一圓を賜ふと云ふ。事跡異同あれど彼此傳ふる處の儘を記せり。

雷松　境内山の頂にあり。この松梢へ雷落ちしことありしより名とせりと云ふ。尤も喬木にて東方の海上を往來せる船人の目あてとなれり。枯れしのちは元雷杭松と呼ぶ。樹下に飯盛童子の社を安じ。鎭守とせし由。寬永の頃廢せり。當寺を飯盛山と號せしはこの故なるべし。

問宮綱信陣屋蹟　境内の西方にあり。綱信隱居の宅地ともいへり。廣さ五六町。今は畑となれり。又問宮縫殿助が家の記錄には村中に問宮氏の舊臣岡本次右衞門といへるあり。村民藤左衞門は其子孫にてかれが宅地の邊問宮氏陣屋跡ありなどいへど定かならず。

乳母がふところ　境内西北の山を七八町上る所を云ふ。綱信の末子忠左衞門重信彊祿の中にありしを乳母が此所にて養育せしと云ふ。今縫殿助信淸が家にて年毎に乳母が靈を祀るはこの故なる由。信淸家藏文書三通あり。左に載す。

普請之儀ニ付細谷と以ゆ越しゟ何も得心存分書付と以ゆしゟ肝要ニしゟ普請庭ニてハ一日も早く出來しゟ樣ニ少も無油斷奉行衆就之普請庭ニ付有て可被ゆ付事肝要しゟ久々謹言

二月廿三日　　氏照花押

大石筑前守殿
横地與三郎殿
問宮若狹守殿

請取申候知行役金子之事
金三朱之中糸□

右百十石の御やくの積りニうけ取ゆ所實正也仍如件

辰十二月廿七日　　日下部兵右衞門
　　淺井鷹兵衞
　　藤田彌七
　　成瀨吉右衞門

遠路之處鷹二到來御祝著被思食旨西尾可ゆしゆ也

三月五日　　間宮若狹守殿

御　判

間宮若狹守とのへ

この三通共にいつの頃のものなりや詳ならず。されど『辰十二月二十七日』とあるは間宮家譜を合せ見るに。若狹守綱信は慶長十四年の卒といひ。且宛名も未だ入道せざる前に似たれば。北條沒落後の辰ならんには文祿元。慶長九。二年の內。恐くは文祿元辰にてこの後入道せしものなるべし。三月五日と記せる御書は綱信この村に隱居せし頃。彼品を上りしことありて其時賜ひし御書なるべし。

地藏堂〔除地二間四方〕地藏は立像にて長四尺程。小名經ノ前にあり。寶勝寺の持。半四方。千手觀音なり。長三尺程。弘法大師の作。持前に同じ。

觀音堂〔免除〕字中島にあり。堂は二間

舊蹟高倉明神遺蹟字大山にあり。又西方に楠の如き木あり。おほ木と云ふ。故に大木山とも呼ぶ。其樹下を高倉明神遺跡と傳ふ。かの社は鎌倉將軍の時代は當所の鎭守にて。門前には下馬札もありてたふとき境地なりし由。されど今もこの邊乘馬して過ればあやまちあるものゝまゝありと云ふ。

宮ヶ谷村　郡の坤にあり。庄名前に同じ。此邊元日野郷と唱へ、一郷にて今も郷名に殘れり。則ち郷庄の唱、以下吉原村まで同じ。小田原役帳『幻庵御知行百十貫三百六十文。久良岐郡日野。』この外『御新造知行分八十五貫九百六十二文。久良岐郡日野癸卯檢地增分。』とあればこの邊なるべし。後金井及び當村と二つに分れ、再び金井を分ちて吉原村とし、又當村を分ちて宮下村となし、この四村を日野四ヶ村と呼ぶ。正保の頃までも日野宮ヶ谷村、日野宮下村、日野金井村、日野吉原村と唱へり。されば地形も犬牙して定かには分ちがたく、且北條役帳日野といへるは今の四村の內なるべけれど、正しくさす所の地は詳ならず。江戸日本橋より十一里、東は峯村及び相州鎌倉郡上之村、西は郡內金井村、南は相州鎌倉郡中野、鍛冶谷の二村、則ち國境にて其疆は山上を以て分てり。山上の雨水左右に流落つるを以て、土人水流境又水走り境とも呼べり。北方は郡中宮下、吉原二村の飛地なり。畑多く田少く、水利の便宜しからず。旱損あり。土性は野土赤土砂交れり。東西十四五町、南北へ七八町なり。民戸四十二。村內西北を貫きて鎌倉街道係れり。又爰も御入國の後御料所にて寛文四年四月、久世大和守廣之に賜ひしより、今も久世氏知行せり。檢地は天正十九年彥坂小刑部糺せり。

高札場小名谷にあり。

小名　大久保谷南の方。下同じ。　西ノ谷　女郎田同じ續なり。　五段田西方なり。　小坪同じ邊にて金井村の境なり。　下馬橋是も同じ邊なり。金井村御所谷などに對せし名なりや。　向谷北方なり。　臼杵澤東北方なり。　峯澤長の方を云ふ。　太神谷中程なり。下同じ。　榎戸　横田東なり。　谷西北なり。　中村西の方なり。　もて松中程なり。　日峯東北にあれり。

川 小名大久保谷邊の山間より涌出せる清水西方に流れ。又小名榎戸より出づる清水一流是も西方に流れ。小名下馬橋にて二流合し金井村に通じ始めて日野川の名を得。村内にては細流なれば唱もなく田間の用水となれり。

神明社 〔除地五畝〕小名臼杵にあり。村内安養寺の持。下同じ。 **白山社** 〔除地四歩〕小名もて松にあり。 **白山社** 〔除地十五歩〕小名小坪にあり。 **白山社** 〔除地十五歩〕同じ邊にあり。宮下村得音寺持。右四宇何れも小社にて社地山上なれば古木多く生ひ立てり。

安養寺 〔除地八畝〕小名中村にあり。古義眞言宗石川寶生寺の末。東宮山無量院と號す。本堂五間半に六間半。南向。本尊阿彌陀。長二尺程。傍に地藏を安ず。立像一尺許。行基の作。當寺は舊き地にて鎌倉治世には大伽藍なりし由。大永元年祝融に罹り堂舍はさらなり舊記まで悉く烏有となり。同き二年光順法印力を盡して再興の事をなせしかば。これを中興開山と仰げり。この僧は同年六月二十一日示寂す。

十王堂 安養寺より一町許南なり。四間に三間半。宮下村得音寺持。 **阿彌陀堂** 字前にあり。白山の麓なり。堂は四間に三間半。東南向。阿彌陀は一尺程。これも得音寺の持。

金井村 郡の坤の方相州境によれり。この邊もと日野郷とて一郷なりし由、後分村せし等のことは前村に辨ぜり。もとより四境入會たれば細かには分ち難し。大略東は宮ヶ谷、宮下、雜色の三村、南は相州鎌倉郡鍛冶、中野の二村、北は郡中吉原村及び鎌倉郡下野庭、永谷上の二村に續き、西も同郡上野庭、下野庭の二村にて、東西五町、南北二十町餘。民戸四十二。この山堺に七里堀と云ふあり。爰より吉原、松本、久保、最戸、別所、中里の六ヶ村を經て、引越村に通ずる里程七里許あるを以て七里堀と唱ふ。この道古は鎌倉街道なりしが、東海道闢けてよりこの道は廢し、今は小徑殘れり。村に係ること二十町餘、幅は五六尺なり。土地山谷多く不平なり。田畑等分、旱損あり。村民農業の暇には薪を伐り出し或は篠竹を切り、是を燗ぎて生業のたすけとなせり。御入國の後御料所にて、前村と同時久世大和守廣之に賜はり、夫より丹後守に分地し、子孫引續き政吉知行せり。檢地は彦坂小刑部、間宮佐左衞門等糺せり。後寛文年中久世大和守が改めしこともありと傳ふ。江戸日本橋よりの行程十里餘。

高札場 小名本町にあり。

小名 **御所ヶ谷** 中程より北によれり。 **本町** 西方を云ふ。 **大たら谷** 西南方を云ふ。下同じ。 **池ノ谷** **古畑谷** **堅炭** 坤の方によれり。下同じ。 **柳谷** **殿山** 中程なり。鎌倉治世の頃何人か居住せし由。其名を傳へず。土地高く眺望よろし。**殿田** 中程より南方なり。 **平ヶ谷** 南方なり。下同じ。 **尻切** **東谷** 前の續なり。 **鶴卷** 北方なり。下同じ。 **柏ヶ谷** **くぞつた** 中程なり。 **眞南臺** 西方相州境にあり。村内第一の高山なり。織部屋敷又古陣屋跡とも云ふ。鎌倉治世の頃は陣屋などありし所なるべしと云ふ。 **金井** 中程より巽によれり。この處の崖穴九つ竝びてあり。廣さは四方二間餘なるもあり。穴内天井に天德元年とほりたる岩あり。文字の大さは八寸四方程。字樣殊に古體に見ゆ。或は岩をほりぬきくさり或は繩などを通じ。牛馬を繫ぎたるさまに見ゆる所あり。又入口の兩傍に柱の如く切立ちて建具をつけしと思はるゝ跡も見ゆ。小田原落城の頃かりにひそみし所ならんなど土人の傳へり。

日野川 宮ヶ谷村より流れ來り。又村の小名大たら谷より流れ出づる清水合して村の中程を西より東に屈曲し吉原村に達す。村内を通ずること二十町程。幅は二間或は三間の處あり。

殿田橋 日野川に架す。四間許の小橋なり。地頭より修理す。 **明神橋** 是も日野川に架す。長さも前に同じ。

山王社 村の卯の方字山王山にあり。吾妻を相殿とす。光明寺の持。 **山王社** 小名殿山にあり。持前に同じ。 **羽黑社** 村

の中程字權現谷にあり。以上三社共に小社なり。淨岸寺持。

光明寺〔免除三畝〕吉原村の境にあり。古義眞言宗石川寶生寺の末。福壽山慈眼院と號す。本堂は六間に五間半。本尊彌陀。長二尺五寸の立像なり。寶德二年の中興とのみ傳へ。其佗のことは更に傳へず。寺寶　不動畫一軸　弘法大師の筆。　地藏畫一軸　古畫なり。筆者を傳へず。

正福寺〔年貢地〕是も吉原村境にあり。禪宗曹洞派町谷村傳心寺の末。金剛山と號す。金澤札所の內二十五番なり。本堂六間に四間半。本尊正觀音。長二尺五寸餘。行基の作。相傳ふ鎌倉由井長者染屋太郎時忠の守本尊にて引手の觀音と云ふ。外に惠心の作なる藥師を安ず。立像長一尺五寸。開山連恕。寂年を傳へず。中興開山生蓮社得譽唯村。元文四年四月十二日示寂。按ずるに淨家の法諡に似たり。さはあれこの僧は分部若狹守の家老分部圖書の子にして後僧となり。當寺の第九世にて中興開山せる由寺僧の傳へり。今も分部氏の藩に同姓見ゆ。それ等の內なるべし。　**道了、白山合社**　堂の南方にあり。小社。

淨岸寺〔年貢地〕村の中程字がけの下にあり。淨土宗松本村正覺寺の末。金井山と號す。開山東蓮社一譽長徹。延寶八年八月六日寂す。本堂四間半に二間。本尊三尊彌陀。鐵佛立像長二尺五寸。古色に見ゆ。

舊家者里正林右衞門　高梨氏なり。先祖は小田原の浪人にて帶刀と稱し元相州高梨町にあり。在名を以て氏とし。高梨六郎高信と云ふ。脇差一腰を所藏す。備前國長船勝光の銘あり。地頭より苗字を許し。且鄕目付の役を承れり。今役帳を閲するに高梨氏を載せず。

宮下村　郡の坤の方にあり。當村元宮ヶ谷村に屬せしことは前に辨ぜり。江戸日本橋より十里半に餘り、東は雜色、矢部野の二村、東より北は吉原村、西は宮ヶ谷村にて夫より北に亙りては金井村にも交れり。南は峯村及び宮ヶ谷村も少しく係れり。東西二十五町、南北三十町程。水田は多く陸田少く旱損あり。土性眞土赤土砂交れり。民戸三十四。農隙には薪など伐り出し生產の資となせり。村內に宮ヶ谷、金井、吉原等の飛地あり。村の北界を西北より東北に貫きて一條の往來あり。これ鎌倉街道なり。村に係れること十四五町、幅六尺程。外に小徑あれど載せず。御入國の後御料所となり、前村と同時寬文四年四月久世大和守廣之に賜はり、今分家久世政吉の知る所なり。

高札場　中程より少しく東によりてあり。

小名　六本松　巽なり。下同じ。　觀音臺　澤谷臺　細田　さる田　東方なり。　大つき　東よりなり。下同じ。　みのわ田　峯澤　南方なり。下同じ。　宮田　がんみやう少く南によれり。下同じ。　澤ヶ谷　關下　中程なり。　いかり　西なり。　藥師前　東北を云ふ。下同じ。　臺ヶ谷　宮せき　北なり。下同じ。　越畑　びやく　向谷　西寄なり。　山神　中程なり。爰に金堀塚と云ふあり。三間四方程。高さは二間餘。　西ヶ谷　西の方なり。下同じ。　大いかり　向山少し西よりなり。下同じ。　舟木　尻切　岩崎　南よりなり。

川　小名岸澤より流れ出づる一條及び宮ヶ谷村內臼杵より涌出せる一條の水流。村の中程を南より北に流れ。流末金井村に至りて一流となり。日野川と呼ぶ。

高橋　日野川に架す。長五間。幅四尺程。

春日社〔除地三段〕字春日の山上にあり。石階數十級を上り平土あり。爰に土俵をめぐらし八月朔日。九月九日の二度相撲を興行し。且鶴岡八幡社人來りて湯立をなせり。爰より又石階あり。左右に老杉竝び立てり。社は一間半餘に一間餘。神體は二軀ある由。見ることを許さず。廚子に長一尺四寸五分と記せり。前立に文殊を置く。獅子に乘れり。日野四村の惣鎭守なり。村內得音寺持。社內に圓き額の如きもの三枚あり。古物と見ゆれど文字もなければ其圖は載せず。　**御手洗池**　社後にあり。水を湛ふる處五六尺に九尺程。諸人この

水を飲む時は萬病を治すと云ふ。　**御靈權現社** 向ひて右にあり。小社。下同じ。棟札あり。表の中央に奉新建立御靈位山宮神御社。左の下邊に鄕中惣宇治子中。裏に寛永十四丁丑歲極月二十九日とあり。　**稻荷社** 向ひて左にあり。

太神宮 西北の方山頂にあり。小社。西向。古松立てり。得音寺の持。　**山王社** 東南の境山上にあり。南向の小社。鳥居あり。村民の持。

金仙寺 〔除地二畝〕小名みのわ田にあり。村松山と號す。淨土宗鎌倉光明寺の末なりしが。今は鎌倉郡笠間村法安寺の預りとなれり。堂は三間半に三間。本尊觀音。座像長一尺餘。爰も金澤札所にて第二十三番。土人は觀音堂と稱し却つて寺號を唱へず。

得音寺 前に云ふ春日明神社下にあり。古義眞言宗石川寶生寺の末。日野山眞如院と稱す。本堂七間に五間。西南向。本尊阿彌陀。立像長一尺三寸。

藥師堂 小名藥師前にあり。堂は三間半に四間。藥師は長一尺二寸。得音寺の持。

吉原村　郡の西にあり。江戸日本橋より十里。村の廣さ東西六七町、南北八九町。宮ヶ谷、宮下、金井及び當村と犬牙したることは前に辨ぜり。凡南より西にわたりては矢部野、金井の二村、東は關村にて雜色村も少しく係れり。北は松本村及び相模國鎌倉郡永谷上村、西も同郡下野庭村なり。この邊すべて山々連り、峯通りを以て國境とす。田圃多くは東北の方に闢き、水陸の田半し、旱損の地なり。民戸四十軒。村内北の方に一條の往來を通ず。松本村より金井村に達す。御入國の後御代官所なりしが、何の頃よりか上原氏に賜ひ、今子孫藤三郎に至れり。檢地は寛文十三年とのみ傳へり。

高札場 小名寺尾にあり。

小名　寺尾 南方なり。下同じ。　大橋 關ヶ谷中程を云ふ。　鍛冶屋敷 西北の方なり。　陣がどふ 巽の方にあり。鎌倉時代爰に陣をとりしことありし故に陣ヶ臺と唱へしをいつの頃よりか今の如く唱へり。爰に塚あり。塚上一間半四方もあるべし。この外小名山王山に塚三つ竝べり。又小名大橋にも塚一つあり。いづれも小塚にて來由を傳へず。　大北 西よりなり。　中北 西南の方を云ふ。　下吉原 北の方なり。下同じ。　三本松　一本松 相州境七里堀の傍鍛冶屋敷の内に則ち一本松ありし故名とせり。鎌倉古街道一里塚に植ゑし木ならんと。今は枯れてなし。

日野川 金井村の方より入り。松本村に達す。村に係ること十二三町。幅二三間。此川に橋を架す。報身寺前橋と唱ふ。幅四間程。

諏訪社 小名大北にあり。小社。東南向。村民の持。下同じ。　**御嶽社** 小名下吉原にあり。東向。是も小社。　**御嶽社** 東方字しやうし畑にあり。西向。小社。　**白山社** 字御林の東南にあり。石の小社。東向。

滿藏寺 小名寺尾にあり。禪宗曹洞派相模國高座郡大庭村宗賢院の末。泉流山と號す。古は宮下村得音寺を泉流山と號し。當寺を日野山と號せしが。當村旱魃の患多しとて今の如く山號を互に替改めしより村内旱損なき由。いかゞはあらん。姑く傳ふる儘を記せり。本堂四間半に七間。西北向。本尊十一面觀音。長一尺五寸。春日の作なり。金澤札所三十三番の内第二十四番にあたれり。開山の年歷を傳へず。鎌倉治世の頃は二十一石の寄附地ありし由。或は百石程の地とも云へば舊き蘭若なるべし。中興開山曉堂元龍。元祿元年五月十二日示寂と云ふ。かたゝ舊き地なること知らる。　**毘沙門堂** 門を入りて左にあり。堂は九尺四方。毘沙門は四尺五寸許の立像なり。行基の作と云ふ。この像戰國の頃兵火に罹りて紛失せしか。近き頃當寺の門前なる畠中より掘り得。新に堂を建て再び此に安ず。彼像を掘出せし地を今毘沙門畠と呼べり。

報身寺 小名下吉原にあり。淨土宗松本村正覺寺の末。吉原山一心院と號す。本堂四間半に三間半。巽に向ふ。本尊阿彌陀。立像三尺餘。開山運譽とのみ傳へり。

卷百四十五　村里部

久良岐郡　五　本牧領

本牧領は郡の中程より北にかゝり、郡中凡三分の二に居れり。本牧の唱の古き事は既に鄕名の條に辨ぜり。此領内の界域、東北海に添ひ、西は都筑郡及び相模國鎌倉郡にて、北へよりたる方は是も海に邊したり。南は郡中金澤領に境ふ。土地の形勝以下は、詳に村々の條下に出せり。

本鄕村　郡の東よりにあり。此村は本牧の本鄕にして、元祿の國圖に本牧本鄕村と在去と正保の古圖には本鄕村とのみ載せたれば、當時却つて本牧の名は冠らざりしと見ゆ。江戸より十里、船路にては十里に足らず。平子庄なり。民戸四百三十。東西十五六町、南北二十七町。東より巽に亙りては、海面にて内海ヶ浦と呼ぶ。南は郡中根岸村、西は中村、北は北方村なり。東方の海面は岸より十三町。南北三里程は近村漁獵のことをなし、專ら熬海鼠など製するを以て生産の資とせり。土地田畑等分、旱損の地なり。往古は小田原北條氏の領地にて、御入國の後は御料所なり。元祿の頃藤本筑後守、大久保大隅守、松浦造酒之丞等に賜はり、金子藤本主計、大久保甚四郎、松浦隼人等知行す。

高札場　村の中程にあり。外に海岸中ほどに浦高札建てり。

小名　牛込　巳の方なり。　宮原　寅の方なり。　箕輪　亥の方なり。　間門　申の方なり。　原　東を云ふ。　臺　戌の方なり。　局崎　村の東。伊勢宮の荒にて田地の名に呼べり。

圖版二十七　十二天社地

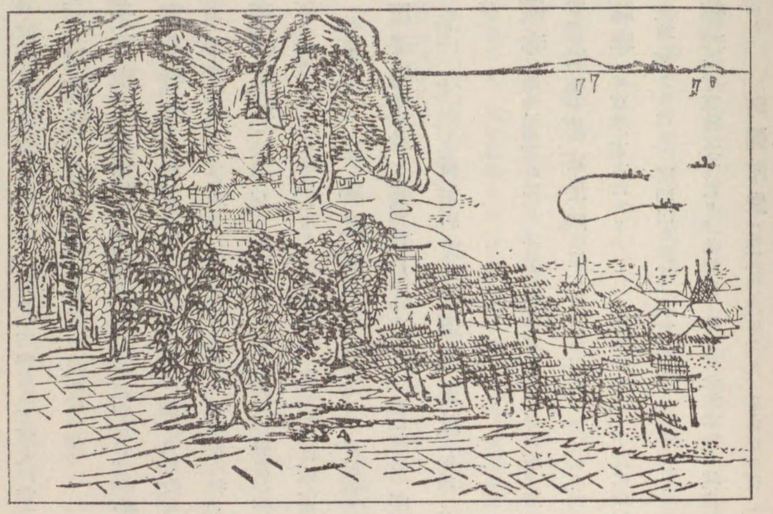

十二天社　丑の方にて村の惣鎭守なり。相傳ふ神體は永祿年中今神主豐後が先祖松本次郎左衞門と云ふもの當所海面にて漁網中に得たり。依りて爰に社を建て祀る。小田原役帳に『十八天領二十貫文。奈古谷に伏。』とあり。豐後が話に昔小名間門に第六天鎭座す。故に今も其跡を第六天山とも後彼第六天を移し合祀して十八天と云ひしにやといへり。御朱印社領十二石は天正十九年十一月當所に於て賜へり。本社三間四方。幣殿二間四方。拜殿二間に四間。前に鳥居二基たてり。　末社　天神社　本社に向ひて右にあり。下竝に同じ。　稲荷社、天照太神、熊野龍王權現合社　若宮八幡社　この社はいまの本社より舊く鎭座すといへり。北方村の鎭守なり。元祿五年再建の棟札存す。

神主　松本豐後　吉田家の配下なり。前に次郎左衞門が子孫と云ふ是なり。今別當多門院所藏古記の内。十二天領の内五石次郎左衞門抱の分多門院に讓り渡すと云ふことを載せ。末に『文祿三年午二月十六日多門院殿江神主次郎左衞門』と記し花押を載す。

別當　多聞院　村の中程。本社よりは八町を隔つ。古義眞言宗石川寶生寺の末。醫王山成願寺と號す。開山觀譽。天正十三年十一月二十四日寂。中興清尊。寛永九年四月十九日寂す。客殿に不

動を安じ。本尊藥師は別堂に安置す。藥師は古佛なれど何人の作なるを傳へず。十二天領の御朱印は當院に藏せり。　影堂　當院の代々を安ず。

淺間社〔除地一畝〕坤の方なり。東福院の持。

王子權現社〔除地一畝〕同じ方なり。持前におなじ。

第六天社〔除地十五歩〕申の方なり。多聞院の持。

若宮八幡社〔除地一畝〕未の方なり。白馬に乘りたる像なり。依りて村内白馬に乘ることを禁ずと云ふ。眞福寺の持。

稻荷社〔除地二十歩〕午未の方にあり。矢野稻荷と云ふ。多聞院の持。

伊勢宮〔除地二畝〕中程なり。これも多聞院の持。

吾妻權現社〔除地五畝八歩〕巽の方なり。神體は甲冑を穿ち劍を持ちたる像なり。いつの頃か此浦に漂著せり。此像もと上總國木更津吾妻村吾妻權現の神體なりしと云傳ふ。小兒の病或は癪を煩ふもの祈れば驗あり。快復の後は栗の餅を供するを例とす。天德寺持。

末社　稻荷社　天神社〔除地四畝〕東方なり。多聞院の持。

八王子權現社〔除地四畝〕巳午の方なり。元は村内の鎭守なりしと云ふ。權現は海中出現なればとて舟人等殊に信仰すとなり。千藏寺の持。

末社　愛宕社　牛頭天王社〔除地一畝〕寅の方なり。天德寺の持。

山王社〔除地二歩〕南方にあり。千藏寺の持。

千藏寺〔除地〕南方にあり。古義眞言宗石川寶生寺の末。東光山醫王院と號す。中興開山長雲。寂年詳ならず。本尊藥師を安ず。又不動の畫像を寺寶とす。弘法大師の筆なりと云ふ。

眞福寺〔年貢地〕東方にあり。これも寶生寺の末。下竝におなじ。配鄕山と號す。開山道音。寂年を傳へず。本尊不動。

東福寺〔年貢地〕西よりなり。間門山と號す。本尊大日。

天德寺〔年貢地〕北方なり。佛海山と稱す。本尊不動。境内に飯綱權現の社あり。

阿彌陀堂〔除地十五歩〕小名箕輪にあり。千藏寺の持。

阿彌陀堂〔年貢地〕西寄なり。東福院の持。

阿彌陀堂〔除地三畝〕南方の山端にあり。故に尾崎堂とも云ふ。多聞院持。

阿彌陀堂〔除地一畝〕東方にあり。土人此堂を養源寺と呼ぶ。往古は養源寺とて一寺なりしが廢寺となりし後。其本尊彌陀を此所に安ずるならんと云ふ。持前におなじ。

十王堂〔除地二十歩〕坤の方なり。東福院の持。

地藏堂〔除地三畝〕寅の方にあり。天德寺の持。

舊家者百姓勘右衞門　橋本氏なり。先祖伊賀守は小田原北條家に屬せし由なれど家系は失へり。村内十二天別當多聞院古過去帳に『常鎭俗名橋本伊賀守元和六年正月八日』と載す。又村内小名上屋敷と云ふ所は此伊賀守が居跡なる由。今も小田原北條氏より當所に與へし文書あり。文中葛網と云ふは鯛を捕る網なる由。文書は左に載す。

葛網行□□□本牧浦ニ被指置由□□今日□□ゟ納物之儀者嚴密可被申付ゟ仍如件
北條氏虎印あり
天正十五年丁□卯月十八日　　塀和伯耆守　奉之
左衞門□殿

北方村　郡の東北によれり。江戸よりの里程、庄名前に同じ。本牧の内にありて、本鄕村より北方に當れる故此村名あり。民戸七十。東より艮の方は海面に至り、西は根岸村、南は本鄕村、北は横濱村なり。東西二十九町、南北二十六町餘。土地高低交れり。水陸の田等分にて、用水不便なれば旱損を患ふと云ふ。農隙には漁獵し、熬海鼠など製して餘業とす。御入國以來御料所なり。檢地は文祿四年原田佐左衞門糺す。

高札場　村の中程なり。

小名 小湊 東なり。　梅田 同邊なり。　泉谷 中程なり。　中里 是も同邊。　天沼 北なり。此邊に淵さ一段程の溜井あり。　西谷戸 西南なり。　上野 西なり。

太神宮 〔除地五段〕村の中程なり。東漸寺の持。　**辨天社** 〔見捨地〕村の長にあり。村持。　**諏訪社** 〔年貢地〕西方なり。東漸寺の持。

妙香寺 村の西の方なり。法華宗下總國葛飾郡中山法華經寺の末。蓮昌寺と號す。開山日高。正和元年四月二十六日寂す。本尊三寶を安ぜり。寺領十石の御朱印は天正十九年本牧の内にて賜はれり。中興開山日英。應永三十年八月十日寂す。相傳ふ古は眞言宗にて大寺なりしが衰廢に至りければ。寺跡に教宗の梵刹を再建せしなりしと。　鐘樓 正德五年鑄造せし鐘を掛く。　番神堂

東漸寺 村の北にあり。古義眞言宗石川寶生寺の末。天沼山威德院と號す。中興深開は享保中の人なりと云ふ。本尊不動。長二尺程。立像なり。弘法大師の作なりとも又は智證大師の作なりとも云ふ。　藥師堂 藥師は長一尺五寸。座像なり。惠心の作。十二神の像あり。皆運慶の作なりと云ふ。藥師堂領四石九斗餘の御朱印は慶長二年賜へり。

善行寺 〔除地六畝。山五段二十九歩〕坤の方なり。法華宗下總國平賀本土寺の末。西谷山順孝院と號す。開山日隨。慶長十九年寂。本尊三寶を安ず。　番神堂

阿彌陀堂 〔除地二畝〕村の中程なり。東漸寺の持。

横濱村　郡の北にあり。江戸よりの行程庄名等は前村に同じ。以下竝に同じ。昔は當村及び中村、堀之内三村を合せて石川村と唱へしを、後に分村せしと云ふ。正保の國圖等に既に三村を記せば、正保前に分村せしこと知るべし。石川の村名は堀之内村寶生寺に藏する康應元年の文書に見えたれば古き村名なり。此村郷名を傳へざれど、同寺應永二十一年及び文明十年の文書に平子郷石川村と載せ、天文十四年の文書には本牧郷に繫げたり。但平子は今此邊の庄名、本牧は領名に唱ふれど當時は郷名なりしにや。民戸八十七。東北は海岸に傍ひ、西は洲乾の湊にて、南は中村、北方の二村に隣れり。東西十町又は十七八町の處もあり、南北も大抵十八町程なり。水田少く陸田多し。爰も天水にて耕植す。正保中の改に御料所にて、外に『六石一斗五合秀閑寺領』と見ゆ。元祿十一年荒川丹後守に賜はり、今子孫荒川三郎兵衞が知行所なり。檢地は延寶二年八木仁兵衞糺せり。其餘海面に傍ひたる十六町餘の地新墾せしを文化九年大貫次右衞門檢地して高入とす。

高札場 中程にあり。

小名 濱田 清水辨天社邊より本村水田のある所を云ふ。北條役帳に『十貫文久良岐郡濱田』と見ゆ。此處なるべし。　北口 村の北を云ふ。　原 西の方なり。　谷 東の方を云ふ。　馬場 南の方なり。　内浦 西南を云ふ。

洲乾湊 村の西北なり。東西十二町。南北四町餘の入江にて當村及び戸部村。吉田新田等にかゝれり。古はいと廣き所にて船がゝりよかりしが。次第に干潟となりしにより若干の田地となれり。吉田新田に傳ふる古繪圖に此邊を宗閑湊と記し。且前に云ふ正保中の郷帳に『六石一斗五合秀閑寺領』と見えたるに據れば此寺號によりて湊に名付けしか。又地名を以て寺に名付けしかにて有るべし。秀閑洲乾は相通にて何か假借ならん。因に云ふ秀閑寺今は廢せしか。又按ずるに今村内辨天社領六石一斗餘にして秀閑寺領と。其數全く同じければ若しくは辨天別當增德院の舊號なるも知る可からず。

辨天社 〔社地一町一段十五歩〕洲乾の出洲にあり。土人清水辨天と呼ぶ。慶安二年社領六石一斗五合の御朱印を賜はれり。村の鎭守なり。社中には前立の像のみを置く。神體は元祿中より別當增德院境内假殿に安じ。彼所にては杉山辨天と唱ふ。座像長二尺程。弘法大

圖版二十八　辨天社地眺望

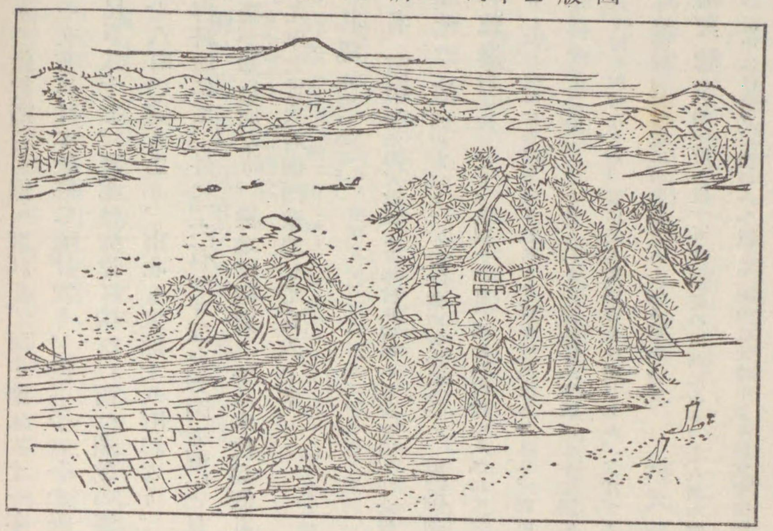

師の作。この社地は海面に望み勝景の地なれば遊客神奈川驛より乘船して至るもの多し。　**別當**　**增德院**　村の東南の方にあり。社地を距ること十二三町。境内二千七百坪餘。古義眞言宗石川寶生寺末。海龍山本泉寺と號す。中興長尊。正保二年二月二十日寂す。本尊不動。　**寺寶**　**般若心經一卷**　紺紙金泥なり。最も古色に見ゆ。奥に明德三年二月二十三日左兵衞督源朝臣氏滿と記し。花押あり。　**羅漢像二軸**　兆殿司の筆と云ふ。　**五大尊像一軸**　弘法大師の筆なり。　**若宮權現社**　天神社　稻荷社　以上元祿年中辨天社地より當所に引く。　**藥師堂**　藥師は聖德太子御歳四十二の時作り給ひし像なりと云ふ。往昔は堂免の田畠もありしならん。嘉吉年中の寄進狀ありし由。本書は失ひて寫を藏せり。文は後に載す。其内に石河寶金剛院とあり。金剛院は石川寶生寺の院號なれば。當時は此堂彼寺にて進退せしも知るべからず。

寄進　藥師堂

武州久良岐郡横濱村藥師堂免田畠等事田大貳百文畠二百文任由緒依正□儀限永代寄進所也

然者任由緒上者後世之代官不可及是非し為後

日仍執達如件

嘉吉二年辛酉卯月廿六日

比留間範政　花押

市川季氏　花押

石川寶金剛院

太神宮　村の南にあり。　**淺間社**　西の方にあり。　**稻荷社**　同邊にあり。　**第六天社**　巽にあり。　**駒形明神社**　乾の方にあり。以上增德院の持にて何れも見捨地に建てり。

阿彌陀堂　〔年貢地〕村の北にあり。增德院の持。　**觀音堂**　〔除地二十歩〕東南にあり。持前に同じ。

中村　郡の北にて江戸より九里を隔て、庄名前に同じ。石川郷に屬す。土人或は石川村とも呼ぶ。古は堀之内、横濱及び當村を合せて、石川村と稱せし故因循せるならん。民戸七十。東は横濱及び北方の二村にて其間海面を望む所あり。是を内浦と唱ふ。巽より南の方は山を隔てゝ根岸村、西は堀之内、蒔田の二村、乾より北に亙りては吉田新田なり。東西十八町、南北十町程。田少く畑多し。天水を待ちて耕せり。其土は黑砂土交れり。御入國の後御料所にして、間宮權三郎代々支配す。元祿四年村内を裂きて佐野氏に賜ひしより御料私領入會となり、今大貫次右衞門支配所及び佐野肥後守が知行所なり。この餘纔に一石餘の地は、中古大岡川堀割の時潰地の代地として、荒川某に村内にて賜へるもの、今子孫荒川三郎兵衞が采邑なり。檢地は延寶二年八木仁兵衞糺し、後又新墾の地少許寶曆八年志村多宮糺せり。

高札場　村の東によりてあり。

小名 内壺 西の方なり。下同じ。　原田　西ノ下　上大畠　津さ田　古新田 西北を云ふ。　坂ノ谷 西南なり。　たゝ谷 東方を云ふ。下同じ。　上間谷　並押　平野　東谷　諏訪町　うな小路　味噌谷 南なり。下同じ。　柳久保　から澤　打越 巽の方を云ふ。　中居谷 中程なり。　道場 北の方なり。下同じ。　道下

大岡川 北の方。吉田新田の境にあり。蒔田村より入れり。川幅十二間。川に傍ひて堤あり。

溜井 二 一は古内壺といひ。一は古池と呼ぶ。共に西よりにあり。

八幡社 〔除地二畝二十八歩〕村の中程に建てり。鎭守なり。伍丹明神を相殿とす。是伍丹大王を祀れるなり。玉泉寺持。

第六天社 〔除地二畝五歩〕巳午の方にあり。持前に同じ。所在及び持下同じ。　**稻荷社** 〔除地二畝二十歩〕　**諏訪社** 〔除地四畝二十五歩〕　**山神社** 〔除地六歩〕

玉泉寺 〔除地二段十八歩〕東の方なり。古義眞言宗石川寶生寺の末。大應山瑠璃光院と號す。開山空賢。天正十年二月十二日寂す。本尊藥師。

弘誓院 〔除地二畝十八歩〕村の西にあり。同宗同末にて妙法山觀音寺と號す。本尊不動を安ぜり。

觀音堂 〔見捨地〕村の中程にあり。十一面觀音なり。長一尺二寸。座像。行基の作。玉泉寺の持。　**釋迦堂** 〔見捨地〕村の中程より少く西にあり。弘誓院のもち。

堀之内村　郡の北にあり。東海道保土ヶ谷宿より二十三町餘を隔つ。江戸日本橋より行程前村に同じ。古は當村及び中、横濱の三村を合せて石川村と唱へしことは横濱の條に辨ずる如し。郷庄の唱前村に同じ。村の四境東は中村に隣り、南は瀧頭、岡の二村に接し、西北の二方は蒔田村に續けり。東西五

圖版二十九　寶生寺境内

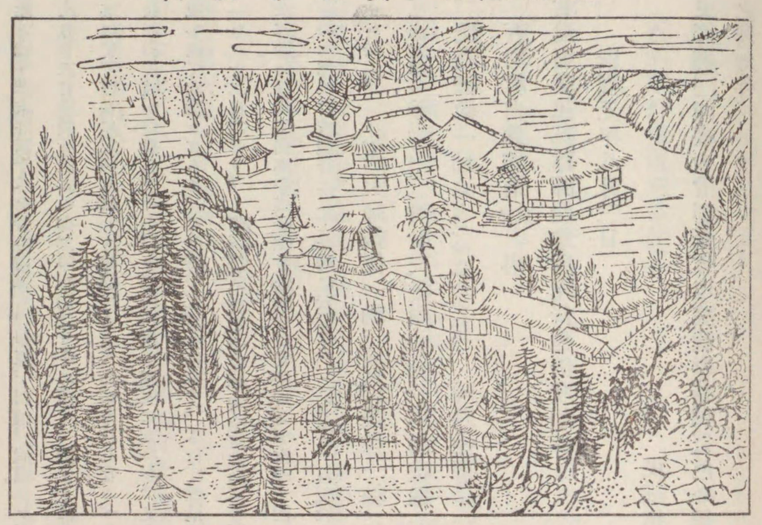

町、南北四町餘。民戸二十軒。土地平かにして南の方のみ少く山あり。陸田多く水田少し。天水を以て耕作すればしば〳〵旱損す。御入國の後今に至るまで御代官所にして、久しく間宮權三郎世々支配せしこと物に見ゆ。後遷替有りて今は大貫次右衞門支配せり。檢地は前村に同じ。新田の檢地も亦然り。

高札場 村の北方にあり。

小名 門前 東の方を云ふ。下四ヶ所同じ。　柿ヶ谷戸　女坂　荒畑　姥ヶ懐　大谷戸 東南の方にあり。　臺田 西にあり。　雜色 西北の方にあり。　中谷戸 南にあり。下五ヶ所同じ。　いの木谷　社谷戸　丸山　清水谷戸　堂免　石畑 北の方を云ふ。下同じ。　門田

子ノ神社 〔除地七畝〕西の方にあり。村の鎭守なり。寶生寺持。　**杉山明神社** 〔除地五畝〕東の方にあり。持同じ。

寶生寺 〔境内千四百坪餘〕村の東よりにあり。寺領十石の御朱印は天正十九年に賜へり。古義眞言宗紀伊國高野山末。青龍山

寶金剛院と號す。末寺四十八ヶ寺を指揮し。伊豆。相模。武藏三ヶ國の古義眞言宗法談所三十四院の一なり。慶長十四年公より定められし同き八月十五日法談所法式の御黑印を賜はり今に藏す。按ずるに寺寶の內文明十年の文書に『石川談義所』とあれば。法談所たりしは古よりの事にて。慶長に定められしも先規によりて命ぜられしなるべし。當寺もと熊野權現の別當寺にして。承安年中法印覺淸開基せり。熊野社はいつの頃か衰微し。今小祠を境內に建て鎭座せるのみ。又應永十六年住僧覺尊が時。京都仁和寺門主の命により御室の闕坊寶金剛院の號を以て院號とせらる。その時の文書今に藏す。されば覺淸を始祖とし覺尊を開山と稱す。覺淸が寂年詳ならず。覺尊は應永二十四年十一月二十二日寂せり。

灌頂堂　天文十五年智堯阿闍梨造立する所にて則ち本堂なり。本尊大日の座像長二尺。運慶の作なり。相傳ふ此本尊始めは北條相模守貞時鎌倉覺園寺に安置せしを當時十世の僧覺雄が時爰に移し。後慶長六年十月間宮彥次郎直元彩色を加へたり。もとの本尊は白衣觀音にして今傍に安置す。

寺寶　涅槃像一軸。十六羅漢畫像一軸。文珠畫像一軸　以上三種兆殿司の筆と云ふ。

弘法大師畫像一軸。普賢畫像一軸。尊勝曼荼羅一軸。觀智曼荼羅一軸。文珠畫像一軸　以上六種弘法大師の筆なり。

辨財天畫像一軸。不動畫像一軸　以上二軸智證大師の筆。

釋迦畫像一軸。五大尊畫像一軸。愛染畫像一軸　以上三軸惠心の筆。

兩界曼荼羅一軸。青磁香爐一箇。古文書十三通　其文左の如し。

一、石川村內爲坊地畠一反事

右爲祈禱民部律師覺尊所宛行也仍狀如件

康應元年八月三日　民部律師御房　行者　花押

一、民部卿□印權少僧都覺尊申院號事請御氣色令補任仁和寺闕坊寶金剛院也任先法可被行時義之由補與之狀如件

應永十六年卯月十五日　權大僧都覺尊　別當法印大和尙位玄範　花押

一、補任

石河熊野權現別當職事

右以彼人所補任之也任先例之可有執務之狀如件

應永廿年極月十一日　權大僧都快尊　花押

一、補任

熊野堂領武州久良郡平子郷內石川村寶生寺別當職目錄在別事

右以彼人所補任之也任先例可有執務之狀如件

應永廿一年五月十三日　法印權大僧都覺尊

一、蒔田郷彥四郎在家事

右花の木かいと畠一反幷ニ田二反御年貢任先例至沙汰付寶生寺後中永代可爲耕作處也仍執達如件

應永廿四年□酉九月三日　權大僧都快尊　花押

一、寄進　寶光菴

武州久良岐郡平子郷內禪馬之村寶光庵領田九段畠八百文代幷根岸村田一段事爲現當限永代所寄附也　□　祐　花押

早東隣書記弟子東□□寺爲庵主可被執務之狀如件

寶德二年七月二日　　寶光菴主

石河寶生寺住持法印圓鎭 花押

右に載る寶光庵は所在詳ならず。後廢せしにや。今此邊に其聞えなし。

一、武州石河寶生寺事爲當所末寺可有御扶持之狀如件

享德四年九月二日　　宮內卿法印 花押

一、寄附

平子鄕根岸村三分一方百姓藤內五郎 平子次郎 事

右彼在家之田畠年貢七貫三百五十文此內壹貫文者夏畠分六貫文者秋年貢合七貫文爲圓鎭法印二親燒香分寶生寺江永代致寄進處也餘三百五十文者每年眞照寺江可納者也次彼在家之佃公事之分同年々ニ眞照寺江可納所也然者於後代圓鎭遺跡不可有違亂者也仍證文如件

寬正四年癸未五月九日　　眞照寺法印圓鎭 花押

石河寶生寺圓眞僧都

一、禁制

武州久良木郡平子鄕於石川談義所當手軍勢濫妨狼藉事

右有違犯之輩者可被處罪科之狀如件

文明十年二月日　　沙彌 花押

一、爲當陣御祈禱卷數一枝羽苗者預贈給ハ祝着之至ハ也恐々謹言

癸月十日　　沙彌道灌 花押

謹上　寶生寺

一、寶生寺門前之者共垣端公事之儀其外諸公事等高源寺依御ゆ御赦免候於向後誰人兎角不可ゆ也爲其兩人以判形ゆ入也仍如件

天文十一年壬寅十一月十日　　江戶攝津守淨仙 花押

景福軒呂胤 花押

寶生寺御同宿中

一　本牧鄕石河村之內於寶生寺門前中郡代以下諸役堅可停止之同於門中出家橫合非分之儀不可ゆ懸者也仍執達如件

天文十四年六月三日　　花押

一、御札委曲之拜見ハ了抑爲御籠居御登山之由示給ハ御本意之至祝著ハ今夏過ハ者早速御下向目出ハ諸篇其時分可ゆ事□投筆ハ恐々敬白

二月廿三日　　前三河守之季 花押

謹上　寶生寺房下

この餘天正十八年太閤秀吉より出せし制札あれど爰に略す。

鐘樓 鐘は元祿八年の鑄造にて銘文あり。　熊野權現社 小社なり。勸

請の年代詳ならざれど。前に云ふ如く當寺却つて此社の別當寺にて。承安年中基立すといへば。古社たること明けし。且寺寶の內應永二十一年の文書に『熊野堂領。武州久良郡平子郷內石河村云々。』とあれば舊くは社領もありしと知るべし。

辨天社 小祠にて濕頂堂の右にあり。

根岸村 郡の東に當り東海道保土ヶ谷宿より南一里九町を隔つ。土人平之庄に屬すと傳ふれど、この庄名は當村而已にて外にこの唱なく、且近村平子庄多ければ、爰もさ有るべきをかく傳へ訛りしなるべし。此地西北山にして其根岸なれば、則ち村名とすと云ふ。石川寶生寺所藏、寶德二年の文書にも此村名を載せたり。江戸日本橋より行程九里半。家數百八十。南は海濱に傍ひ、西は瀧頭村に接し、北は小山を界ひて堀之內に續き、東も山を隔てゝ横濱村に隣れり。東西二十町、南北三十町。地形高くして土性は眞土黑土砂小石交れり。畑多く田少し。天水を仰ぎて耕植す。此村古の領主は詳ならず。石川寶生寺所藏の文書に據るに、同寺の住僧圓鎭寶德二年、當村の內田一段寶光庵所在詳ならず。に寄附し、寬正四年に當所にて七貫文を寶生寺に寄附すとあり。又同僧文明五年、磯子村眞照寺境內阿彌陀堂領として、禪馬、根岸兩村の內を寄進せしこと、眞照寺に藏する寄附狀に見えたり。御入國の後御料所たりしが、何の頃にや小濱佐右衞門、同三郎四郎、菅谷平八郎、藤本主計、松浦隼人等が祖先に分ち賜はり、今に替らず。檢地の年代詳ならず。

高札場 村の中程にあり。

小名 上　馬場　下 以上。北の方にあり。　芝生 南の方を云ふ。　加曾 東の方にあり。　立野 東北の方にあり。

山 村の東北に續けり。高十五六丈。此山に坂八ヶ所あり。上坂。入ノ坂。下坂。馬場坂。權現坂。芝生坂。加曾坂。七曲坂等の名あり。皆登り四五町許。

海 村の南にあり。海邊の民漁獵を專となすこと近村に同じ。

八幡社 〔除地一段歩〕村の北の方にあり。村の鎭守なり。社は二間半に三間半。寶積寺の持。下二社同持なり。　末社　稻荷祠　金毘羅祠

王子權現社 〔除地二十歩〕村の東にあり。以下十五字何れも小社なり。　**社護子社** 〔除地二十歩〕村の東にあり。　**稻荷社二宇** 一は除地六歩。村の北にあり。寶積寺持。一は除地一段五歩。村の丑の方にあり。大聖院持。　**白山社二宇** 一は除地六歩。同じ。寶積寺持。　**熊野社** 〔除地十八歩〕海照寺持。下同じ。　**第六天社** 〔除地六歩〕村の北にあり。下四社。所在支配ぜり。其頃勸請せしにや。

宇佐八幡宮 〔除地二十四歩〕當社は成瀨五左衞門尉重能建立すと云ふ。重能は東照宮。台德院殿に仕へ奉り。御代官にて此邊を

太神宮 〔除地五畝十五歩〕　**淺間社** 〔除地一畝十八歩〕　**御嶽社二宇** 共に村の東方にて年貢地に立てり。村民持。

諏訪社 〔除地一段餘〕村の東にあり。　**山王社** 〔除地一畝二十歩〕村の艮にあり。大聖院持。下同じ。

寶積寺 〔除地二段〕村の北にあり。古義眞言宗石川寶生寺末。明王山不動院と號す。本堂六間に五間。開山の年代を傳へず。永正元年時の住僧中興し。其後永祿年中賴順と云ふ僧再び中興すと云ふ。本尊不動の立像。長二尺餘。智證大師の作なり。　**太子堂** 四間に二間の堂にて門前にあり。

海照寺 〔除地一段二畝十八歩〕是も村の北にあり。同宗同末。泉久山と號す。本堂六間に五間半。本尊地藏の立像。長四尺二寸。聖

德太子の作。寛永八年僧某中興すと云ふ。是も開山の年代を傳へず。

大聖院〔除地一段二畝〕村の艮にあり。同宗同末にて根岸山と號す。天文五年の起立と云ふ。開山の僧詳ならず。本堂は七間に五間半。本尊三尊の彌陀。立像にて長三尺五寸。安阿彌の作なり。　寺寶　不動畫像一幅　智證大師の筆と云ふ。

觀音堂〔除地一畝六歩〕村の申酉の方にあり。堂は四間半に六間半。大聖院の持。　**地藏堂**〔除地二畝〕村の東の方にあり。三間に三間半。海照寺の持。

不動堂〔除地六歩〕是も同邊にあり。堂は四間に二間半。不動は元祿三年海中より出現の像にて智證大師の作と云ふ。同寺持。

藥師堂〔見捨地〕村の北にあり。寶積寺の持。堂は六間に三間。

戸部村　郡の北橘樹郡の界にあり。東海道保土ヶ谷宿より二十八町を隔つ。古當所に戸部民部といへる者居住せし故、村名起りしならんといへど、却つて此人在名を稱號とせしも知るべからず。其居蹟は村の字御所ノ上と云ふ所、今陸田となり、僅の古塚存するのみ。其事跡年代都べて詳ならず。又村名の文字舊くは富部とも書せり。北條役帳に『久良岐郡富部』とあり。永祿の頃北條氏より出せし文書には、富部とも或は戸部とも記せり。下の文書證すべし。又都筑郡市尾村に傳ふる天文十二年、同き十七年の文書、皆戸部と見ゆ。戸、富通用せし事知るべし。六浦庄に屬し、江戸日本橋より行程八里。村の四境東は海濱に限り、南は山を界として太田村に隣り、西は橘樹郡保土ヶ谷宿の内岩間町に錯り、北は入海を隔てゝ同郡神奈川宿に對し、巽の方は洲乾の湊にて對岸は當郡横濱村、それより南によりては大岡川を限として吉田新田なり。東西十五町餘、南北十一町許。地形南の方高くして其餘平地なり。土性野土にて、陸田多く水田少し。天水を湛へて耕作すれば旱損多し。家數百五十一。農隙には海濱に出で纔に漁獵及び海草など採りて生産の資とす。此村古の領主は傳へざれど、前に云ふ市尾の文書の内、天文十七年五月七日北條氏康より上原出羽守に與へし文書に『武州之内戸部之郷七十貫文之地進之候可有御知行候』云々。又同年八月十日の文書に『戸部郷末年之年貢之内中村平四郎給二十貫文此内兩度に十五貫文請取殘て五貫文請取殘て五貫文未進早々被申付可被相渡候』とあれば、此年出羽守に與へ、且其以前中村平四郎が給地ありしこと知らる。北條役帳に『上原出羽守が所領六十七貫七百八十文。久良岐郡富部大鏡寺分。』と載せ、又『柚井領七十二貫四百二十三文。富部臨江寺分。』とあれば、北條陸奥守氏照も當村の内を領せしこと知るべし。役帳に云ふ大鏡寺は、何の頃廢せしにや。臨江寺は今の林光寺なるべし。御打入の後より御料所にして、今は御代官大貫次右衞門支配す。檢地は文祿三年原田佐左衞門、承應三年八木次郎右衞門、貞享三年八木仁兵衞、元祿七年細井九右衞門、同十三年阿部飛驒守、享保十八年筧播磨守、寶曆八年志村多宮、寛政九年野田文藏糺せり。

高札場二ヶ所　一は村の東にあり。一は浦高札にて巽の方小名野毛にあり。

小名　野毛　村の巽の方。洲乾湊に傍ひし所を云ふ。元祿改定の國圖には戸部の内野毛村と。別に一村名に記したれど今は全く小名となれり。されど民戸五十家許爰に居住して自から一區をなせり。　西　方位文字の如し。　石崎　北の方を云ふ。　羽澤　中程にあり。

山　南の方にて本牧に通ずる往還此山にかゝれり。登二町許の坂あり。野毛坂と呼ぶ。

海　村の東の方なり。

洲乾湊　巽の方にあり。江戸まで船路八里なり。此湊の入口に大石二つあり。一は水面を出づること高七尺許。一は七八寸出てたり。元は二石同じ大さなりしが。一石は近き頃荒浪に碎けて僅に殘れり。是を姥島と呼ぶ。又夫婦石とも唱ふ。猶湊のことは横濱村の條に詳なり。

大岡川　南の方太田村より來り巽の方吉田新田の境にて洲乾湊へ入る。川幅十間許。

溜井　六ヶ所にあり。村の中程に一。西の方に二。巽の方に三。すべて段別一町四段九畝。

杉山明神社〔除地五畝十二歩〕西の方にあり。小社。南向。上屋二間に三間。拜殿二間に四間。本地藥師を神體とす。村の鎭守。例祭九月廿日。村内願成寺持。　**社宮司社**〔除地二畝餘〕　**稻荷社**〔除地少許〕　**第六天社**〔除地二畝〕以上三社も同じ邊にあり。皆願成寺持。　**太神宮**〔除地三畝許〕村内延命寺持。　**第六天社**〔除地少許〕村内東光寺の持。下同じ。　**山王社**〔除地少許〕

子神社〔除地三畝〕野毛の鎭守なり。村内大聖院持。以上四社皆東の方にあり。　**天神社**〔除地少許〕東北の方にあり。延命寺持。　**稻荷社**〔除地少許〕南の方にあり。太田村善門院持。

姥神社〔除地少許〕野毛の内にて海邊にあり。本地佛十一面觀音。此像は洲乾湊姥島の邊より出現せしと云ふ。大聖院持。

林光寺〔除地五畝二十六歩〕南の方字寺山にあり。禪宗臨濟派相州鎌倉建長寺末。橘樹郡保土ヶ谷宿の内岩間町福壽寺隱居所なり。通峯山と號す。北條役帳に『富部臨江寺』とあれば。永祿の頃は臨江の文字を用ひしにや。又もとより林光と書きしなれど。字音同きを以て役帳にかく記せしも知るべからず。或說に當寺開山は明心和尙と云ふ。開基は八木九兵衞正重なり。此人今川氏眞に仕へ彼家沒落の後浪人となり。御入國の時長谷川七左衞門長綱に屬して關東に下り。其後召出され金澤の御代官を命ぜらると云ふ。若し然らば天正十八年以後の造立なれば役帳に載する臨江寺にはあらず。今住僧もなければ搜糾に由なし。本堂二間に三間。本尊地藏を安置す。

願成寺〔除地一段許〕西の方にあり。古義眞言宗太田村東福寺末。此下三ヶ寺同寺の末なり。法龜山地福院と號す。開山元祐。天文七年十二月二十五日化す。本堂六間に七間。本尊地藏を安ぜり。

大聖院〔除地一段許〕南の方にあり。日明山寶泉寺と號す。本堂五間に六間。本尊不動。開山秀嚴。寂年詳ならず。

東光寺〔除地五畝二十歩〕東の方にあり。藥王山法藏院と號す。開山開基詳ならず。中興開山快傳は貞享三年四月二十九日化す。本堂五間に六間。本尊藥師を置く。

聖天社

延命寺〔除地八畝十歩〕北の方にあり。岸柳山地藏院と號す。客殿二間に三間。本尊十一面觀音を安ず。開山開基詳ならず。　辨天社

地藏堂〔見捨地〕町の中程にあり。三間四方の堂なり。願成寺持。

不動堂二宇〔除地各少許〕共に東の方にあり。一は延命寺持。一は大聖院持。

舊蹟大鏡寺跡　今所在を傳へず。北條役帳に『上原出羽守所領久良岐郡富部大鏡寺分』と載せ。又當村百姓平兵衞所藏北條家より出せし己巳七月七日の文書に『戸部大經寺百姓中』とあり。己巳は永祿十二年なれば其頃既に寺領等ありし寺なること知るべし。されど起立及び廢せし年代詳ならず。按ずるに都筑郡市尾町朝光寺の傳に。天文十二年上原勘解由左衞門と云へる者。久良岐郡戸部村に一寺を建立すと云へど。今村内の寺院にては其傳なければ當寺のことなるにや。

舊家者百姓平兵衞　綿貫氏なり。本苗は三浦なりと云ふ。祖先は法名を道忠と云ふ。俗稱卒年等詳ならず。されど小田原北條氏より當所の小代官名主等に與へし文書を今に藏すれば當時小代官など勤めしものにや。村内字幡切或は元屋敷など唱ふる所是道忠が居跡なりと云傳ふ。其子孫内膳宗重と云ひしもの名主を勤め。延寶年中に死す。夫より今の平兵衞迄七代に及ぶと云ふ。家に十文字の鎗一筋。捻一本及び古文書五通を藏す。其文左の如し。

一、注文

一貳百ない　　あまこ

一五十枚　　たい

一卅盃　　たこ

右當月中早々相調栗橋へ可相屆しゝ就無沙汰者可有御成敗者恐々謹言

瀧山北條氏如意成就印あり
十一月十九日

富部鄕船方中

一、巳上蟲食
經詰可致直此□□□□□□□□□□□□□□さる樣にし節者覆繩詰可致□事肝要し

一塀之人手間一間ニ四人宛三間ニハ十二人六人宛□□罷出二日出來し樣可然事

但此人足其□之節請之しを以可□請事

以上

右如此定末代不可有相違然者五年一度宛可仕直猶善九郎隨觸可走廻此上致無沙汰付而者諸百姓一々ニ可被爲頸切旨被仰出處仍如件

北條氏虎印あり
己巳七月七日

戸部大經寺

百姓中

一、戸部蟲喰

右當鄕於三□上原甚次郎仕□就不足被相押し當年□領主へ相渡只今鄕中ニ殘□分明白ニ書立來三日小田原江參可申上し少も致用捨虛お書付申上し者後日御耳ニ入次第百姓頭可被爲切頸者也仍如件

北條氏虎印あり
巳十月廿六日

山角刑部左衞門尉　奉之

大草左近大夫

一、一當鄕人改之儀者信玄相豆武之間ニ出張し者途ニ可遂一戰事人數ニ相極し間御扶助之□悉一頭ニ可被召仕其時者三ケ國之城々留守可爲不足此度可爲是非弓箭間御出陣御留守番其摸寄之城爲可被仰付し在城之間者兵粮可被下し御國ニ有之役一廻可走廻事　付此度張面御披見上有之指引摸樣ハ重而以御印判可被仰付事

一さかーく走廻者ニし者隨望何樣之儀成共可被仰付事

一當鄕ニ有之者一人も隱置此帳ニ不付者後日聞出次第小代官名主可切頸事

一若々此帳ニ不載者ゆ出者大忠也何にても永代望し儀可被仰付し田地成共可被下又者當分御褒美成共可被任望事

以上

北條氏虎印あり
未三月七日

一、禁制

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一放火之事

安藤豐前守　奉之

富部兩分　小代官名主

一對土民百姓等非分之儀申掛事
右條々堅令停止訖若於違犯之輩者忽可被處嚴科者也
太閤秀吉印あり
天正十八年四月日

尾張屋新田 郡の西南の端にて、東海道保土ヶ谷宿の東十一町を隔てゝあり。此地はもと入海の內寄洲なりしを、橘樹郡大師河原村の民池上太郎左衞門、所を見て新墾せんと海水を埋め築立て、村民武平次が曾祖父太仲と云へる者をして開發せしめ、其子武平次が時に至り、新田の四方に高五尺敷四間の水除堤を築きて開墾の功を全うせり。其年代詳ならざれど、池上太郎左衞門が子孫太郎右衞門が家の傳に、寶曆十三年池上太郎左衞門幸豐をして、荏原郡麴谷村邊より久良岐戸部村邊に至るまでの間、海濱にて新墾すべき地を求めしめらるといへば、當所開墾も此時なるべし。太仲が家を尾張屋と呼べる故新田の名とす。此人一旦尾張殿に仕へしが、致仕せし後深川築地の錢座となり、又甲斐國に至り、御普請の御用など勤め、其地にて死せりと云ふ。當所開發の後安永八年、飯塚伊兵衞檢地して高入とす。高四石七斗九升六合、段別二町七段二畝二十一歩なり。江戸日本橋より行程八里餘。家數二軒。四境東北によりては入海に限り、東南に亙りて戸部村及び橘樹郡保土ヶ谷宿の內岩間町に隣り、西は帷子川を隔て同郡芝生村なり。東西南北共に二町許。地形低くして砂地なり。水田少く陸田多し。水旱共に患あり。開墾以來御料所にして今は御代官大貫次右衞門支配す。

稻荷社 〔除地四歩〕北の方にあり。小祠。村民持。

卷百四十六　村里部

久良岐郡　六　本牧領

瀧頭村 郡の巽の方にて、東海道保土ヶ谷宿より一里九町を隔てり。禪馬郷平子庄と呼ぶ。古は當村及び岡、磯子の村々を合せて一村とし、禪馬郷と唱へしと云ふ。正保改定の國圖此三村を載せたれば、其前既に分村せしこと知るべし。按ずるに石川寶生寺所藏、寶德二年の文書に禪馬之村と記し、及び磯子村眞照寺文明年間の寄進狀に據れば、はやく禪馬を村名に呼びしなり。又當時禪馬は村にして小に、平子かへりて郷名にして大なりし由見えたり。四界東は根岸村に交はり、南は海濱にして、西は磯子村に隣り、戌の方は岡村に續き、北は山丘にて女坂といへる山道を越ゆれば堀之內村なり。東西六町餘、南北十七町許。平地にして土性砂利、眞土等交れり。田畑相半し、用水不便なれば旱損の患あり。家數四十八。江戸日本橋より行程十里。眞照寺文明五年の寄進狀に『久良岐郡平子郷內禪馬根岸兩村三分一之所領依爲圓鎭之亡父師道道久禪定門譜代知行嫡子圓鎭法印相續之仍以此所帶爲亡父道久并簾綱簾提同先祖之菩提永代當寺之阿彌陀三尊奉寄進』云々とあれば、禪馬三村の內當時僧圓鎭が所領ありて、それを阿彌陀堂領に寄進せしなり。圓鎭は石川寶生寺第三世の住僧なり。其父何人なることを知らず。御入國の後御料所なりしが、寶永七年小濱志摩守に賜はり、今子孫佐右衞門が知る所なり。

高札場 海濱によりてあり。

小名 玄蕃屋敷 村の戌の方にあり。來由詳ならず。 砥石 同邊にあり。 曲り松 亥の方にあり。古屈曲せし老松ありし故此名あり。其本根の跡今に五間四方の見捨地あり。 供養塚 戌の方を云ふ。 月見塚 未の方を云ふ。 畑塚 巳の方を云ふ。 經塚 海濱なり。四ヶ所の塚共に高六七尺。 瀧頭塚 中程を云ふ。爰にも小塚あり。來由詳ならず。或は村名の起りし所ならん。 平右馬允井戸 同邊なり。廢井戸にて平子平右馬允が汲みし井なりと云ふ。此人の傳は眞照寺の條に載す。

山 北の方堀之内村界にあり。登り一町許。坂を女坂と云ふ。

海 南の方なり。村民漁獵をして生産を資く。

八幡川 當町及び岡。根岸等の村々より出づる水一條の流となり村の中程を經て海に入る。幅三間半。板橋を架す。

三島、八幡、氷川合社 〔除地二段〕巽の方にあり。社は三間半に二間。社内に東照宮を祀り奉る。安永五年地頭小濱某勸請し奉れりと云ふ。密藏院持。下の六社同じ。 末社 稲荷社 辨天社 神明社 〔年貢地〕

稲荷社 〔年貢地〕以上二社西の方にあり。 貴船社 〔見捨地廿四歩〕村の申の方にあり。 山王、八幡合社 〔見捨地二十歩〕同邊にあり。 神明社 〔見捨地十四歩〕中程にあり。 子神社 〔見捨地二十歩〕北の方にあり。

密藏院 〔年貢地〕北の方にあり。古義眞言宗石川寶生寺末。瀧頭山と號す。客殿六間半に六間。本尊不動を安置せり。開山開基詳ならず。中興開山長慶。慶安五年四月十三日化す。

地藏堂 〔除地五畝〕北の方にあり。三間半に三間。密藏院持。 毘沙門堂 西の方にあり。小堂なり。持同じ。

磯子村 郡の艮の方に當る。東海道保土ヶ谷宿よりは南にて一里九町を隔てり。此村古は岡、瀧頭の村々と一村なりしこと、及び郷庄の唱、江戸日本橋よりの行程等前村に同じ。家數八十五。東は瀧頭村に隣り、西は上大岡村、南は森公田村、此西南の二方は山を以て村界とす。巽の方は海濱に至り、北は岡村に錯れり。地形高く土性は砂利、赤土、眞土の三種交れり。岡村より流れ來る水を田間に沃げども、水少なくして旱損の患あり。御打入の後御料所なりしが、寶永七年、御代官樋口又兵衞支配せしと き星合攝津守、小濱志摩守二人に賜はり、今子孫星合鍋五郎、小濱佐左衞門知行す。檢地は文祿四年糺しありし後、寛文十三年成瀨五左衞門再び檢地せりと云ふ。當村の飛地瀧頭、岡兩村の内にあり。

高札場 村の巽の方にあり。

小名 堺堀 へにとり 鳩打 間坂 數谷 大久保 山王前 磯口 山田谷 入之谷 以上十ヶ所は南の方にあり。 室ノ木 東の方を云ふ。 峯 城堀 德なぎ 馬渡り なこう 以上五ヶ所は西の方なり。 腰越 北の方を云ふ。下同じ。 小谷

山 南より乾の方まで續きてあり。登り二町許。山上所々に秣場あり。總て段別六町四畝一歩。又南の方なる山上に地頭林あり。段別三段三畝十歩。

海 巽の方なり。此海岸を磯子濱と唱ふ。爰より江戸まで海路十里。村民等此海に出て地引網或は手操網などいへるを以て漁獵す。村内に極印の獵船十六艘。藻草船四艘を定數とす。此邊海岸の村々はすべて漁獵して生業の資とすれど。當村は最も盛なりと云ふ。

山王社 〔除地一段七畝十八歩〕坤の方山の中腹にあり。村内の鎭守なり。社は四間に二間半。前に石階を設く。本地阿彌陀の像を安ず。萬治三年九月七日御代官島田太郎兵衞社造立の棟札あり。村内金藏院持。下四社同じ。 神明社 〔年貢地〕未の方にあり。小祠。

御嶽社 〔年貢地〕同方にあり。 遮愚儞社 〔年貢地〕是も同方にあり。 稲荷社 〔年貢地〕東の方海岸にあり。村内眞照寺持。 第六天社 〔年貢地〕西の方村界にあり。

眞照寺 東北の方にあり。古義眞言宗石川寶生寺末。禪馬山三郷院と號す。古禪馬郷を三村に分ちしを以て院をかく號すと云ふ。寛永三年五月當所の御代官樋口又兵衞より當寺開基のことを尋ねし時書上りし草稿を藏す。其略に當寺は元暦元年平子平右馬丞再興する所にて。其後文明五年に圓鎭といへる僧造營を加へしと云ふ。されど此舊記の外考證とすべきものなく。且平子平右馬丞が事跡等其傳へを失へり。按ずるに當國七黨の内横山黨に廣長が子。平子野平右馬允有長と云ふものあり。又東鑑建久四年五月二十八日の條に『爲祐成等多以被疵。所謂平子野平右馬允。愛甲三郎云々。』曾我物語十番切の條に武藏國住人たいらの〻へいまのすけ〔一本に平樂野とあり〕名のりて出でしに。祐成がために疵を被りし由見えたり。是すなはち當寺を再興せし人なるべし。今當郡に平子庄あり。圓鎭は本寺開山より三世の住僧にて文明五年十一月三日寂すと云ふ。寶生寺に藏する寛正四年圓鎭が寄附狀に。平子郷根岸村三分一七貫三百五十文の内七貫文は寶生寺に寄附し。三百五十文は毎年眞照寺に納むべし。次役在家の佃公事の分同く年々に眞照寺へ納むべき由を載せ。末に『眞照寺法印圓鎭』と記したれば。後年當寺に隱栖せしならん。又此僧當寺境内阿彌陀堂領を寄附せしことあり。其寄進狀は阿彌陀堂の條に出せり。寺領四石九斗餘の御朱印は慶安二年に賜はりたれど。前に云ふ寛永三年の書上に既に四石九斗餘の御朱印ある由載せたれば慶安には先規によりて賜はりしこと知るべし。客殿八間に五間半。本尊不動を安ず。　**三島明神社** 客殿の西にあり。　**阿彌陀堂** 客殿の左に續けり。三間半に三間。三尊彌陀を安じ。外に天神。多聞天の像あり。又平子平右馬允が像とて長四尺餘の木像あれど。毘沙門天などの如くにて平右馬允が像とも思れず。文明五年中興開山圓鎭。禪馬。根岸兩村の内にて此阿彌陀堂領を寄附せし由。其時の寄進狀を藏す。去れど料紙墨色等當時のものとは見えず。本書を失ひて寫を傳へしなるべし。其文如左。

眞照寺

武州久良岐郡平子郷内禪馬根岸兩村三分一之所領依爲圓鎭之亡父師道ニ久禪定門譜代知行嫡子圓鎭法印相續之仍以此所帶爲亡父道久幷簾綱簾提同先祖之菩提永代當寺之阿彌陀三尊奉寄進處實正也若於譜代諸縁類他人以下於彼所帶致競望及違亂之輩ニ者相伴于惡神善神而爲其身作大鐘等若爾者弓矢員加永絶子孫悉滅已爲出家人者疾病七難忽起法命頓損失矣變時剋到來而彼本尊可奉修理再興間如彼寄進狀別而一通認之可奉納本尊頭頂者也爾者付寺領仁故障尋有輩者蒙本寺御罪於現世者得種々之災難於後生者隨無間獄者也依之圓鎭志願之旨定本尊哀愍納受不可有疑兼又地中之諸神天上之諸天悉皆可有守護當寺者也仍爲後代寄進狀如件

文明五癸巳年五月十四日　　眞照寺法印圓鎭 花押

鐘樓 門を入りて右にあり。寶暦五年四月再鑄の鐘をかく。　**門** 四足の門なり。一間半に一間二尺。　**金藏院** 〔除地境内三畝。山一段七畝廿一歩〕南の方にあり。同宗同末。海向山岩松寺と號す。本堂六間半に五間半。本尊藥師は安阿彌の作にして祕佛なり。當寺は嘉暦三年理空といへる僧造立し。後僧頼嚴天正四年中興せりと云ふ。

不動堂 〔年貢地〕未の方にあり。金藏院持。下同じ。　**阿彌陀堂** 〔除地一畝五歩〕同方にあり。　**阿彌陀堂** 〔年貢地〕金藏院の向ひなる墓所にあり。故に土人向堂と呼ぶ。

岡村 もと瀧頭、磯子と一村なり。されば郷庄の唱、檢地の年代等すべて彼の村々に同じ。郡の中より辰の方に在りて、東海道保土ヶ谷宿よりは巳の方一里七町餘を隔つ。江戸日本橋より九里半。村名は土地高くして岡なるを以て呼べりと云ふ。家數五十三。東は瀧頭村、西は上大岡村、南は森公田村、北は蒔田村なり。又巳の方に磯子村かゝれり。東西十八町、南北十九町。土性砂地に眞土交れり。用水は谷合の細流を引用ゆ。田畑山皆等分なり。天正以來御代官所にて間宮權三郎世々支配し、其後細井九左衞門代りしが元祿九年七月、藤川庄右衞門、竹尾戸市郎に頒賜ひ、其餘も同十一年久世平九郎に賜はり、

今子孫藤川甚之丞、竹尾平右衞門、久世丹波守等が知行所なり。瀧頭村内に飛地三段許あり。

高札場二ヶ所 一は南の方小名小谷にあり。一は西の方小名竹ノ谷にあり。

小名 堀込谷　竹ノ谷　石長谷 以上皆西の方にあり。　矢久保谷　小谷　泉谷　山下　未明田 以上共に南の方を云ふ。　砥石　曲田 以上東の方を云ふ。　傳馬坂 北の方にあり。　奥谷 西北の間を云ふ。

山 巽の方磯子瀧頭の接地のみ平地に連り。其餘は山々幷立す。いづれも登り六町餘。

溜池 南の方泉谷にあり。長三十間。横二十間。

杉山明神社 〔除地一畝五歩〕村の東の方にあり。村内の鎭守なり。本社二間に三間。村持。

太神宮 〔除地十六歩〕村の南山上にあり。一間に八尺。村持。

天滿宮 〔除地一畝十五歩〕村の東南山上にあり。本社三間に二間。龍珠院持。

龍珠院 〔境内年貢地〕禪宗曹洞派郡内町屋村傳心寺末。泉谷山と號す。本尊十一面觀音を安ず。本堂七間に五間。開山ゐ蔡拙宗牧と號す。天文四年十月四日化す。開基は北條氏にて大永二年造立すと云ふ。常陸介氏繁が文書に據りて考ふるに其父上總介綱成が開基せしにや。氏繁及び其子左衞門大夫氏勝が文書凡三通あり。常陸介氏繁は上總介綱成の子にして母は北條氏綱の女なり。天正八年十月三日卒す。歳四十三。法名龍寶。　寺寶　古文書三通 其文左の如し。

龍珠院自前々相付ゐ寺領幷寺中竹木以下地頭代官百姓横合不可有之ゐ次與樂庵末寺之由ゐ是又當寺可爲御同意ゐ恐々敬白

元龜三年壬申正月廿六日　　北條常陸介なり氏繁花押

龍珠院衣鉢閣下

當寺寺領之儀老父被付之始末不可有横合御證文被進之間於拙者同前之由申屆只今領主違亂之由一段之非分老父御直々御寄附殊更拙夫行肥へ當郷進置高辻之外ニゐ之間彼於寺領分者領主綺一圓不可有之ゐ爲後日委細書認ゐ猶相違之儀有之ゐハヽ年々可及其理ゐ者也仍如件

天正六戊寅年二月廿六日　　氏繁花押

龍珠院

龍珠院寺中從前代御證文被任置ゐ於當代其分一點被□不可有相違ゐ如御證文可然ゐ若々從横合相違ゐ者此方江可承ゐ爲自今以後當代之證文遣ゐ者也仍如件

天正十一年癸未十二月廿四日　　北條左衞門大夫なり氏勝花押

龍珠院

與樂庵 〔境内年貢地〕龍珠院文書に『與樂庵末寺之由』といへる是なり。今も龍珠院末寺に屬せり。延命山と號す。本尊地藏。開山は本寺二世の僧異相一無。天文二十年三月化す。客殿四間。

金剛院 〔境内年貢地〕古義眞言宗石川寶生寺の末。瑠璃山と號す。開山長譽。元祿九年正月十五日化す。古老或は古刹にして長譽は中興なりと云ふ。本尊藥師置く。

阿彌陀堂 〔境内年貢地〕村の北にあり。三間半に三間。龍珠院の持。

吉田新田　郡の北にあり。東海道保土ヶ谷宿を去ること三十町、江戸日本橋より行程九里。此地も入海なり。萬治二年江戸材木町の商勘兵衞願ひ上げて大丸、小丸二山の土を以て、四方に長三千五百と

五十間餘の堤を築き、入海を埋めて新田を開けり。大丸は中村、小丸は太田村にあり。功畢りて後己が苗字吉田といへるを以て、すなはち新田の名とす。勘兵衞此功によりて苗字を名乘り帶刀することを許さる。四隣東は洲乾湊にて對岸は横濱村、南は蒔田、中の二村に及び、西は太田村、北は戸部村に接せり。此三方共に大岡川を境とす。東西六町許、南北八町許。土性砂地にて、水田多く陸田少し。大岡川の水を引きて用水とす。水旱共に患あり。村高千三十石は勘兵衞が子孫二人に賜はり、其餘民家八十軒餘に及べど、皆俗に小作百姓と稱するものにて、田畑に至りては勘兵衞が子孫の持なり。開發以來御料所にして今は大貫次右衞門支配す。檢地は延寶二年八木仁兵衞糺すと云ふ。

高札場 北の方にあり。

小名 町屋 北の方を云ふ。　太田前 西北の方にあり。　上新田 南の方を云ふ。　中新田 東南の間を云ふ。　下新田 東にあり。

大岡川 南西北三方の村境を流る。蒔田村より來り西南の方にて二流に分れ。一は南を流れて海に入る。一は西より北を廻りて海に入る。川幅十二間。橋七ヶ所なり。

洲乾湊 東の方なり。說は横濱。戸部二村の條に出せり。

山王社 〔除地〕西の方にあり。村の鎭守なり。常清寺持。　**稻荷社** 〔除地〕同じ方にあり。持同じ。

常清寺 〔除地三段五畝十歩〕東北の間にあり。法華宗甲州身延山久遠寺末。榮玉山と號す。開山は本山三十一世日脫なり。元祿十一年九月二十二日寂す。開基は吉田勘兵衞にて貞享三年七月二十六日死す。法名日涼と云ふ。本尊三寶祖師を置く。

太田村　郡の西端橘樹郡の堺にあり。古は六浦庄を唱へしと云ふ。今は庄名を稱せず。村内に昔太田持資入道道灌の屋敷ありし故、太田の地名起りしと云ふのみにて明據なし。日本橋より行程前村に同じ。四隣巽の方大岡川を隔てゝ吉田新田に隣り、南も同川を隔てゝ蒔田村に對し、坤の方井戸ヶ谷村に續き、西は永田村、乾の方橘樹郡保土ヶ谷宿、北は戸部村に交はれり。東西二十二町、南北六町餘。陸田多く水田少し。地形西に山丘重り、麓に陸田あり。東は川邊に添ひて水田連り、高低多き村なり。溜井三ヶ所用水とすれどやゝもすれば旱損すと云ふ。吉田新田開墾せざりし頃は、此邊海濱にして鹽竈ありしと云ふ。今も鹽たれ坂など云ふは其遺名なりとぞ。村内二條の道あり。一は保土ヶ谷より入りて井戸ヶ谷村に達す。村にかゝること十町許、幅二間より三間に至る。是を金澤道と云ふ。一は東の方より入り、西の方井ヶ戸谷村堺にて前の道に合す。道幅九尺より二間に至る。村にかゝること二十町許。民家八十三、多く西の方山麓に住す。當村古の事は傳へず。御入國の後は御料所にて八木次郎右衞門等支配し、其後しば〳〵遷替有りて今は大貫次右衞門光豐が支配に屬し、其餘東福寺領三石あり。檢地は文祿三年原田佐左衞門改め、其後寛永十八年八木次郎右衞門、承應三年、延寶二年八木仁兵衞、享保十八年篭播磨守、寶曆八年志村多宮新墾の地を糺すと云ふ。

高札場 村の西。井戸ヶ谷村境の道傍にあり。

小名 上組　中組　西組　原組 村内を四區に分ちて斯く唱ふ。中と西とは文字の如く。上は中央より少し西により。原は中央より東によれり。此四區の内各小名あり。左の如し。　渡戸 東南の方を云ふ。　岸ノ前 渡戸の東につゞく。　谷前 東福寺の邊を云ふ。　くねさは 同邊なり。　天神下 東の方天神山の下を云ふ。　町田 前のつゞきなり。　池上 東北の方によれり。

塔崎 村の中央蓮華院の前を云ふ。　富士下 此所に道灌富士見の山あり。故に斯く稱すと云ふ。　清水下 富士下の東南に當れり。

猿田 西北の方永田村堺を云ふ。　松葉 蓮華院の北の方。太田道灌屋敷ありし所なり。的場跡なれば小名に呼びしを轉訛して松葉となりしならんと云ふ。　大臺 松葉の北方なり。　獅子くね 同じ續きを云ふ。　夜見 東北の方なり。　塔腰 東の方。　清水臺 御林ありし所なり。　清水上 前のつゞきなり。　富士塚 北の方を云ふ。

富士見山 淺間社の側にあり。相傳ふ昔太田道灌此に登りて富士を眺望せし處なりと。

大丸山 村の西方にあり。萬治年中吉田新田築立の時。土を此山に取りしと云ふ。

天神山 東の方にあり。天神鎭座の地なれば名とす。松の御林あり。廣さ六段二畝二十歩。

富士塚 北の方戸部村の境にあり。こゝにも松。雜樹の御林あり。一町二段六畝二十歩。

大岡山 西南の方井戸ヶ谷。蒔田二村の境より流れ來り。南の方村界を經て吉田新田及び戸部村の方に達す。當村にかゝること千四百六十六間。川幅八九間より十二三間に及ぶ。

溜井三ヶ所 一は字上ノ谷と云ふ所にあり。廣さ十五間に二十五間。一は村の中ほどより少し西によれり。廣さ十間に十五間。一は東の方にあり。廣さ二十二間に二十間許。此三溜井を引きて所々の水田に注ぐ。

川除堤 村の南方吉田新田。蒔田村の境大岡川の邊に設く。高さ八九尺。長千四百六十六間。

杉山明神社〔除地五間に九間〕往還の西山の麓にあり。村の鎭守なり。前に鳥居を建つ。本社五尺に四尺五寸。上屋四間に三間。巽向。神體は束帶の形にて長五寸許。本地は藥師なり。長一尺二寸。例祭九月十二日。按ずるに都筑郡吉田村杉山神社は延喜式神名帳に載する所なりと云ふ。近郷同祭神の社多し。皆彼神を勸請せしなるべし。村内大光院持。本社の左右に天神。稻荷の二社あり。又社後の山に太神宮。金毘羅の二字あり。

淺間社〔除地十五間に二十間〕村の中央より少し南にあり。當社あるを以て其處を富士塚と云ふ。小社にして覆屋あり。東福寺持。下同じ。

天神社〔除地十八間に十二間〕中央より少し東によりてあり。其地の字を天神山と云ふ。小社。南向。覆屋あり。

稻荷社〔除地二間四方〕南の方によれり。是も小社にて覆屋を設く。下四社も同じ。大光院持。

第六天社〔除地十三間に九間〕東の方にあり。是も大光院持。　稻荷社〔除地七間に九間〕同邊にあり。東福寺持。　山王社〔除地五間に六間〕乾の方にあり。蓮華院持。　太神宮〔除地五間四方〕南にあり。小社。　稻荷社〔除地二十間四方〕艮の方によりてあり。普門院持。

東福寺〔除地九段六畝七歩〕原組の内にあり。古義眞言宗紀州高野山末。光明山遍照院と號す。開山玄心法印。十一月朔日寂すと云ふのみにて年代を失ふ。當寺は後嵯峨院の勅願所なりと云傳ふれど明證なし。古は海邊によりてありしが盜賊に燒亡せられて後當所に移轉す。よりて今も舊地を元屋敷といへりと。中興開山は太田持資入道道灌なりとて今も堂舍に桔梗の紋を付く。寺領御朱印三石は天正十九年賜ふ處なり。本尊十一面觀音。立像長二尺餘。本堂五間に四間。巽向。　寺寶　短刀一腰 長一尺餘。太田道灌の守刀なりと云ふ。古物と見ゆれど作者及び寄納由來を傳へず。　佛像三軀 製作泥塑の如くみゆ。弘法大師護摩の餘灰を以て作れりと云傳ふ。一は長四寸許の座身。後光あり。一は同形にて長三寸八分。一は二寸許。共に古佛なり。此餘塔の形の如きもの一あり。彌陀の種字を彫る。門 四足門なり。堂の正面に建つ。　鐘樓 門の右にあり。萬治二年鑄造の鐘にて銘文なし。　大日堂 本堂に向ひて左にあり。大日の長二尺。　羽黑社 本堂後の山上にあり。　塔頭　西福院　長溫院　成勝院　松南院　大元寺 五支院皆廢跡と成りて再建に及ばれず。

普門院〔永引三畝一歩〕中組の内にあり。同宗東福寺末。福智山不動寺と號す。本堂七間に五間半。巽向。本尊不動。立身長二尺許。

藥王寺〔永引三畝〕西組にあり。同宗同末。瑠璃光山と號す。本堂六間に四間半。巽向。本尊藥師。座像長一尺四五寸。

蓮華院〔永引二畝二十歩〕これも西組にあり。同宗同末。東光山と號す。本堂六間に四間半。巽向。本尊十一面觀音。長二尺許。藥師堂本堂に向ひて右にあり。座身長八寸許。春日の作と云ふ。この藥師の除地別に五畝許村の西方にあり。昔は其所に堂ありしなるべし。

大光寺〔永引一畝二十歩〕上組にあり。同末。松吟山寶樹院と號す。本堂五間半に六間半。本尊阿彌陀。立像長三尺許。

觀音堂上組にあり。二間四方。巽向。本尊二尺許の立像なり。大光寺持。

地藏堂〔除地十三間に十一間〕西組にあり。三間に四間。巽向。東福寺持。本尊立身長二尺。

舊跡太田道灌別業蹟西組の内にあり。土人こゝを松葉と稱す。此處昔道灌別業なりし頃。射場の地なれば的場と唱ふべきを轉訛してかく呼べるならんと云ふ。廣さ五六段。垛の跡四ヶ所あり。二は相對してあり。一は一町許を隔つ。一は其間にあり。別業の所は全く畠となれり。

吉祥寺跡村の長にあり。廢せし年代等詳ならず。本尊は本寺東福寺に置く。

舊家者名主勘七氏を櫻井と稱す。家譜を按ずるに先祖は櫻井玄蕃重政と云ふ。永正十六年櫻井〔三州にや〕より當村に移り。大永元年北條氏綱に仕へ。元龜三年四月六日七十歳にして死す。其子孫將監重信は北條氏康に仕へ。天正十一年五月二十九日死す。重信の子將監宗信は北條氏政に仕へ。宗信の子將監宗重も氏政に仕へしが。天正十八年小田原落城の時民間に下り。終に土著して當村に住し。其孫勘七郎重喜慶長元和年間江戸御城小買物御用を勤め。正保三年三月七日死す。是より後は仕官せず。今の勘七まですべて十五代に及ぶ。家に小買物御用を勤めし時用ひし小轍及び鈴一筋短刀一口あり。鈴は金剛兵衞盛孝と銘す。こは北條氏より與へしものと云傳ふ。短刀は吉久の作なり。

井戸ヶ谷村郡の西方にあり。多々久郷小机庄に屬す。古は當村及び弘明寺、中里、完戸、久保五ヶ村を通じて多々久郷と唱ふ。此地殊に地窪なるゆゑ井戸ヶ谷の名起りしと云ふ。或は云ふ鎌倉將軍時代、村内に清冽の井二ありしゆゑ村名起りしと。小田原北條の頃は其臣森氏の知行所なり。北條役帳に『五十八貫三百二十九文久良岐郡井戸谷。十八貫六百文同郡井戸谷癸卯增共森新三郎。』と見えたり。東西十町、南北五町許。東は大岡川に添ひて對岸は蒔田村、西は永田村に接し、南は弘明寺村、北は太田村に隣れり。地形平衍にして土性は、赤黑の砂地及び眞土も雜れり。水田多く陸田少し。引越村の溜井を引きて用水とす。江戸までの行程前村に同じ。民家四十七、外長吏小屋五。村内三條の道あり。一は北の方より東に通ず。是金澤道なり。村にかゝること四町許、幅二間餘。一は鎌倉道と云ふ。是も北より入りて南に達す。村内を過ぐること七八町、幅二間許。一は小徑なり。南より入り西の方に達す。長四町許、幅九尺程。御入國の後は御料所にて間宮權三郎等支配し、其後元祿四年より聖堂領となり、今御代官大貫次右衞門支配す。檢地は天正十九年八月改めしと云ふ。

高札場小名下ノ前にあり。

小名　西方山村の中央より少し太田村の方によりてあり。　下ノ前巽の方を云ふ。　蒔田橋前のつゞきなり。　いわし袋蒔田橋より少しく南方にあり。　鶴卷南の方。　大界南の村界なり。　鳥井戸中央より西によれり。　坂本同邊なり。　順禮橋これも同じ。　川田乾の方を云ふ。　八段目上に同じ。下同じ。　沖田　久傳田中ほどなり。　宿前同上。

法心下何の頃にや隣村永田村に法心坊と云ふ僧居りし由。居跡に穴あり。今も法心坊矢倉と呼ぶ。此所其下に當るを以て此名ありといへり。

山 西南の方にあり。高一町程。雜木たてり。

大岡川 下大岡。弘明寺兩村の界より流れ來り東北の方蒔田村に達す。村を歷ること三四町。川幅六七間。川に傍ひて水除堤あり。高五尺許。

住吉社 乘蓮寺御朱印地の內にあり。山上に社あり。前に石階八十五級を設く。中腹に石鳥居を立つ。本社七尺に八尺。上屋三間に四間。巽向。村の鎭守なり。例祭九月十四日。乘蓮寺持。下同じ。　**末社**　**稻荷社** 本社に向ひ右にあり。小社。　**秋葉社** 左にあり。是も小社。

太神宮 是も乘蓮寺御朱印地の內にあり。こゝも山上にて前の住吉より一層高し。中腹に鳥居を立つ。小社にして上屋あり。東向。

十二天社 〔除地一畝〕小名宮ノ前にあり。是も小社にて上屋を立つ。常福寺持。

第六天社 〔除地十歩〕小名宿ノ前にあり。小社。巽向。村民持。下同。　**稻荷社** 〔除地七歩〕同邊にあり。是も小社にて巽向。

白山社 〔除地七歩〕小名下ノ前にあり。小社。其邊長吏の鎭守とす。

乘運寺 永田村の境にあり。古義眞言宗石川寶生寺末。西向山と號す。本堂六間に五間。西向。本尊不動を安置す。當寺は平政子の建立なりと云傳ふ。寬永十年三月十一日再興。棟札の銘に『奉造立鎌倉二位尼御影堂一宇云々大檀那間宮彥次郎忠次。』裏面に『二位尼者北條四郎時政息女則右大將北御方頼家實朝兩公之爲慈母頼朝公逝去之後經二十六年嘉祿元乙酉年七月十二日卒法名如實世人號尼將軍則是也井土谷鄕依爲尼公分領存日立影堂號乘蓮寺雖然度々兵亂破滅今秀譽法印發分信憑他力令建立者也伏願以此功德尊靈登上品蓮臺六趣群類同開覺眼矣。』と記す。開山は照淸法印と云ふ。寂年詳ならず。慶安二年十月十七日寺領三石六升の御朱印を賜へり。　**寺寶**　**卷物一軸** 尼將軍の一代記なり。古き物とは見えず。　**掛物二軸** 表題には二軸ともに尼將軍緣起繪とあれど。一は北條時政江ノ島參籠より尼將軍臨終までのことを記し。一は和田義盛謀叛一條の圖を繪がく。　**尼將軍堂** 本堂に向ひて右にあり。二間に二間半。政子の像は木の座身にて長二尺五寸許。玉眼を入れて威嚴ある姿なり。此堂は政子在世の時造立ありしを。中頃兵亂の爲に破壞せられしが。遙の後寬永十年再建すと云ふ。前に記す棟札は此堂のものなるべし。

常福寺 〔餘地八畝〕小名西方山にあり。同宗同末。西法山と號す。本堂六間に二間半。巽向。本尊不動。立像長七寸許。開山開基の由緒詳ならず。　**熊野社** 本堂に向ひて左の方にあり。七尺に三尺五寸。上屋二間に二間半。木の鳥居を立つ。例祭九月十四日。村內住吉と隔年に執行ふ。　**末社**　**稻荷社** 本社に向ひて右にあり。

地藏堂 永田村境にあり。木像なり。日限地藏と號す。三間四方の堂なり。側に碑あり。面に『開山佛譽淸心法印延享甲子年』と刻す。永田村西光寺持。

尼將軍墓 太田村境にあり。五輪塔なり。語傳のみにて文字は更に彫らず。鎌倉志に據るに二位尼の位牌は壽福寺開山堂にあり。如實妙觀と題す。墳墓の事は載せざれど御堂御所の地にて火葬すと東鑑に載せたれば恐らくは勝長壽院に葬せしならん。然らば當所の墳は遙拜の爲に建てしなるべし。

古蹟尼將軍化粧井 小名宮ノ下に二あり。一は水涸れて廢井となる。一は石にて疊む。大さ直徑五尺許。淸冽の水なり。相傳ふ二品尼遙に此水を汲ませ。常に化粧の料に充てしと。一說に村名の起ると云ふもの是なり。

塚四ヶ所 小名順禮橋にあり。直徑二間半餘。高六尺許。又一は澁谷の勘解由塚と稱す。村民直右衞門が先祖隱棲の地にて。其子に親菩提の爲に築きしものと云ふ。此者の家號澁谷氏なればかく呼べり。一は齋藤塚と云ふ。由來詳ならず。

蒔田村　郡の北にて東海道保土ヶ谷宿より八町餘を隔つ。江戸日本橋より行程八里半。鄕庄の唱を傳へず。石川寶生寺應永二十年の文書に『蒔田鄕彥四郎在家事。右花の木かいと畠一段田二段云々。』とありて國郡の名に及ばされど、村の小名に花ノ木と呼ぶ所あれば、是當所の地名なること知るべし。當村は昔世田ヶ谷吉良氏の所領たりと云ふ。按ずるに蒔田家譜に『吉良左兵衞佐成高關東の公方 或說に持氏

なりと云ふ。より武州世田谷相州蒔田を賜ふ。』と云ふ。又荏原郡世田ヶ谷村豪德寺開基の碑字には、成高が父吉良左京大夫政忠の時此兩所を賜ふとあり。何れか是なる事を知らず。但蒔田を相州に繫げしは誤にて、則ち此所の事なり。相州の內には蒔田と稱する地名古より聞えず、且村內には吉良氏の居蹟あり、又軍記等に當所に吉良住せしこと著し。國境の地此彼混雜して記すこと其例少からず。御入國の後御料所にして間宮彥次郎支配し、正保の頃は八木次郎右衞門が支配たりしこと物に見ゆ。後正德二年、村內を裂きて大久保大隅守に賜はりしより御料私領入會となり、今御料は大貫次右衞門支配し、私領は大隅守が子孫大久保甚四郎知行す。民家三十餘。地形平かにして水田多く陸田少し。大岡川の水を引きて用水とすれど、不便にて旱損多し。又水溢の患もまゝありと云ふ。村の廣狹東西四五町、南北七八町。東は堀ノ內村に界ひ、南は岡村に接し、西は下大岡村にて、北は大岡川を境ひて井戸ヶ谷村及び吉田新田に隣り、檢地は文祿三年原田佐左衞門改む。其後開墾の新田は享保十八年杉庄右衞門、糟谷金右衞門等糺せり。

高札場 西北の方にあり。

小名 **花ノ木** 北の方にあり。前に云ふ應永十四年の文書に載せし花ノ木かいとは此所なるべし。　**西** 西寄を云ふ。　**城根原** **花畑** 以上四ヶ所は村の中程を云ふ。此內原と花畑とを合せて城山とも。或は淸水臺とも呼べり。　**宿** 西北の方金澤往還の邊を云ふ。　**馬場谷** 東の方にあり。

大岡川 北の方村境を流る。下大岡村より來りて吉田新田に達す。川幅七八間より十間に及ぶ。此川に長九間の板橋を架す。蒔田橋と呼ぶ。御普請所なり。

杉山明神社〔除地三畝〕村の中程にあり。村內の鎭守なり。　**太神宮**〔除地十歩〕東の方にあり。　**淺間社**〔除地七歩〕艮の方にあり。　**稻荷社**〔除地四歩〕西南の方にあり。以上四社村內無量寺持。

勝國寺〔除地三段〕巽の方にあり。禪宗曹洞派多磨郡下恩方村心源院末。龍祥山と號す。文明十一年吉良左京大夫政忠〔蒔田家譜に政正に作る〕が開基なり。此人文龜二年六月十七日卒す。境內に墳墓あり。法名勝國寺殿照岳道旭大居士。或は洞春院殿とも稱せりと云ふ。荏原郡世田ヶ谷村豪德寺にも此人の墓あり。その碑面には『洞春院殿』と刻す。又云ふ政忠後年名を勝國と改む。よりてこれを寺號とせしと云ふ。されど家譜等には所見なし。開山は本寺七世天永琳連なり。元和二年八月十一日寂すと云ふ。當寺草創と年代齟齬するに似たれど。此宗門のならひ寺格賤き時は開山と稱することを得ず。此寺若しくは當寺格賤かりしに胎天廣脫と云ふ僧住職たりし時。寺格進みしかば琳連を請ひて開山とせしならん。初の開山は詳ならず。過去帳に『當寺前住一透無關禪室天文十年九月十日』とあるを古しとす。本尊華嚴釋迦を安置し。又傍に地藏一軀を置く。政忠の孫吉良左兵衞佐頼康の納むる所と云ふ。　**鐘樓** 門を入りて左にあり。元祿四年鑄造の鐘を掛く。　**白山社** これも左の方にあり。小祠。　**吉良政忠墓** 本堂より西の山上にあり。五輪の石塔にして高二尺五寸許。正面祖師西來の四字を刻し。臺石に『政忠』塔背面に『照岳道旭大居士文龜二年六月十七日』と彫る。政忠は足利左馬頭義氏九代の孫にて吉良左京大夫頼高の子なり。事蹟詳ならず。此人其伯母弘德院菩提の爲に荏原郡世田ヶ谷村に一寺を建立す。今の豪德寺是なり。その境內にも政忠の墓あり。遙拜のために建てしにや。猶世田ヶ谷村豪德寺の條併せ見るべし。此餘これに等しき五輪の石塔五基あれど。何れも文字なければ何人の墳墓なることを知らず。想ふに政忠の孫左兵衞佐頼康も當寺に葬りしといへば。其墓五基の內にあることは知るべし。

傘松 境內山中にあり。開基政忠の植ゑし樹なりしと云ふ。圍八尺許。其形傘に似たるを以て名づく。又門外の岳上に稻荷松と云ふあり。昔此樹下に稻荷社ありしが今は廢せり。

無量寺〔年貢地〕村の中程にあり。古義眞言宗石川寶生寺末。南龍山と號す。本尊不動を置く。

阿彌陀堂〔年貢地〕是も中程にあり。村持。

圖版三十　蒔田村館蹟

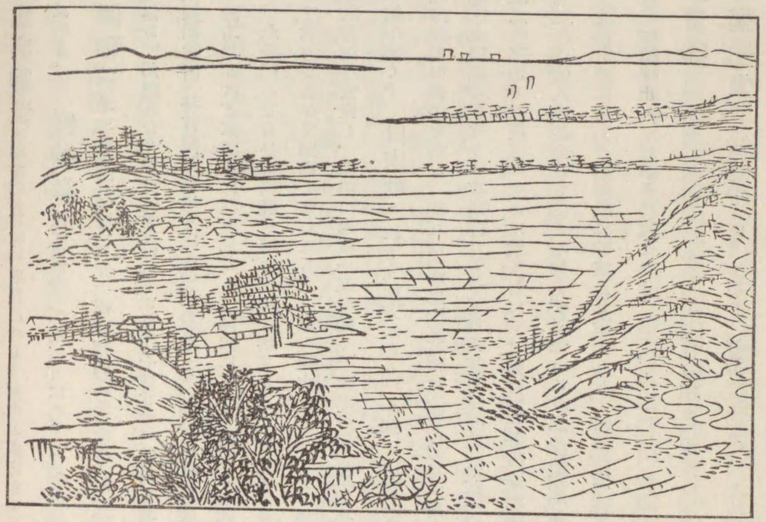

古跡館蹟 東南の方にあり。土人城山と呼ぶ。或は清水臺とも云ふ。又此内を別けて原。花畑など唱へり。吉良左兵衞佐頼康の居蹟なり。廣二町餘。今都べて陸田となれり。頼康は右京大夫政忠には孫にて左京大夫成高の子北條左京大夫氏綱の婿なり。父成高は上州飽間郡に住せしが。關東の公方より荏原郡世田ヶ谷及び當所を賜はりし故。世田ヶ谷に移住す。是を世田ヶ谷の吉良と稱せり。頼康も初は世田ヶ谷に住し。後當所に移る。是を蒔田の吉良とも稱し。又蒔田の御所とも云へり。小田原記に『永祿十二年武田信玄小田原出張の時。信玄片倉神太寺山をすぢかへにかたひらと云ふ所に出勢す。此近所蒔田と云ふ所に吉良左兵衞佐殿居住也。左兵衞佐殿は其頃大橋山城守北見關加賀守など相具して小田原に在城あり。此吉良殿は氏康の御妹聟也。』按ずるに同書又氏康の女蒔田殿とありて其細註にせたがいの御所蒔田殿の御前と記す。爰に云ふ所と齟齬せり。北條家譜にも氏綱の女蒔田御所の室とあれば氏康の女を頼康の室とするは誤なり。』多目周防守其頃青木と云ふ所に居住したりけるが。まえだ殿の御所を燒せては甲斐なき命生きて專なしとて。我がまえを捨て栗田藤卷など云ふ同心共を召つれ蒔田を守護す。輕部豐前守折節蒔田にありしが各吉良殿屋敷の前なる山に上り鐵炮をしかけ待りければ敵是へも來らず

云々。』とあり。或説に此舊跡正保の頃までは正しく在りしが何の頃かこぼたれしと云ふ。頼康は永祿四年十二月五日卒す。法名勝光院脱山淨森大居士と云ふ。村内勝國寺に葬せり。

舊家者百姓又左衞門 村の名主を勤む。並木氏なり。祖先は並木伊賀守高連と稱す。吉良氏に從ひ荏原郡世田ヶ谷に住し。後當所に移りて土著す。卒年等詳ならず。**同太郎兵衞** 菊部氏なり。祖先を菊部長門守と稱す。是も吉良氏の家臣たり。卒年詳ならず。法名榮久宗清居士と云ふ。小田原記に載する輕部豐前守はこの人の一族などなるべし。**同安左衞門** 森氏なり。是も祖先は吉良氏の家人にして森豐前守と號し。永祿六年正月朔日死す。卽森院高岳鏡心庵主と諡す。村内勝國寺に墓あり。

卷百四十七　村里部

久良岐郡　七　本牧領

上大岡村 郡の中程にあり。保土ヶ谷宿より南一里餘。平子庄と號す。小田役帳に『荻野が知行九十九貫四百三十二文。久良岐郡大賀郷七十八貫三百文。同所癸卯檢地增。』とみえたり。今も土人は多くおほが村と稱す。又正保改めには上下の別なし。元祿郷帳より二村に分ち記す。江戸日本橋より行程九里餘。家數五十一。村の四境東は山を隔てゝ磯子村、南は關村、西は松本、久保、最戸の三村にて、北は下大岡村、巽は山を越えて森公田村に隣る。東西の徑十五町餘、南北十三町許。天水を待ちて耕す。水田多く陸田少し。溜井二ヶ所あれど水乏しければしば〳〵旱損す。村の西に金澤道係る。下大岡村より入りて松本村に達す。幅二間許。御入國後は御料所なりしを元祿十一年、荒川丹波守に賜ひ、又何の

年にや倉橋某にも賜ひ、今子孫荒川三郎兵衞、倉橋惣三郎知行す。檢地は文祿三年七月六日、近郷を押しなべて寺田右京改む。今當村には水帳の寫のみあり。上書に『大岡郷』と記す。元祿年間上下に分ちし時、村民持地の雜揉ありし故、今も飛地多くして境界定かならず。

高札場二ヶ所 一は村の中程。一は南に寄りてあり。

小名 **大入** 村の南を云ふ。 **臺村** 同邊山の麓を云ふ。 **表村** 中ほどを云ふ。下同じ。 **宮地** **北ノ入** 少し北によれり。 **八郎ヶ谷** 村の北を云ふ。 **宮之前** 村の南鎭守森の邊を云ふ。此以下の地名土人は字とも呼ぶ。 **中之町** 中程なり。下同じ。 **櫻町** **堂下** 十王堂の下なり。 **岐ノ宮下** 岐ノ宮の邊を云ふ。 **竹ノ下** 村の北よりなり。

山 村の東にて民家より登り四町餘。段別四町七段九畝十八歩。村民持の雜木林あり。又同邊に秣場あり。一町三段八畝十七歩。

大岡川 西の方久保村界を流る。當村より上流を新川。當村より下流を大岡川と呼ぶ。關村より來りて下大岡村に達す。幅三間許より十間餘に至る。長十間の板橋を架す。久保村持。

鹿島社 〔免田一段五畝十九歩。見捨地六段四畝〕南の方山上にあり。本社二間に三間半。拜殿二間に三間。本地十一面觀音を安ず。眞光寺持。下同じ。 **末社** **辨天社** **白幡明神社** 〔見捨地〕村の南にあり。小社。

眞光寺 〔境内見捨地二畝〕外〔境内付山四畝〕村の東南にあり。古義眞言宗石川寶生寺末。大岡山蓮乘院と號す。本堂五間半に七間。本尊阿彌陀。開山及び起立の年歷は傳へざれど。中興僧諒賢。壽永二年十月五日寂す。是より現在まで數十代。法號命日過去帳に連綿たり。古刹なること論なし。 **神明社** **稲荷社** 共に境内にあり。

安樂院 〔境内見捨地三段三畝十歩〕村の中程にあり。當院も寶生寺の末。本堂四間に六間。大日を本尊とす。 **山王社** 境内にあり。下同。 **白山社** **岐ノ宮社** 方一尺許の石室にて四面に佛像を彫りたり。覆屋を建つ。土人は愛宕なりといへり。按ずるに當院より北を小名岐ノ宮下と唱ふ。又岐ノ宮の號他に聞かざる所なり。若くは久良岐宮の上略なるにや。さもあらんには故ある古社なるべし。

十王堂 〔見捨地二段一畝〕村の中程にあり。二間に三間。眞光寺持。下同じ。

地藏堂 〔年貢地二畝許〕村の北にあり。二間に三間。

十三坊塚 東の方なる山上にあり。中央の塚は高五六尺。敷三四間許。其餘は形小にして高さ或は二尺。或は三尺。相傳ふ昔此地に東ぜん寺と云ふ古刹ありし頃の坊舍の跡なりと。杉田村東漸寺古へ大伽藍なるべければ當時此處まで坊舍建ちつゞきしにや。又關村東樹院の緣起に『彌陀堂東漸坊傳聞屋布跡大岡境に有之』とみゆ。もし東ぜん寺と云ふは此東漸坊の誤にや。兩寺の條合せ考ふべし。

下大岡村 大岡郷と唱ふ。庄名前に同じ。沿革及び江戸行程等既に上村に辨ず。家數六十八。東は山を隔てゝ岡村に隣り、南は上大岡村に竝び、西は中里、弘明寺の二村に續き、北は蒔田、井土ヶ谷の二村なり。東西は僅に四町半、南北二十町餘。土地高くして山畑は赤土、田方は黑きねは土にて田は少く畑多し。溜井は村の南小名岩ノ谷に一ヶ所、小谷に二箇所あれど、埋もれて形のみ存して用ゆべからざれば、今別に上村内より大岡川を引來りて水田に注ぐ。故にしば〳〵旱損すと云ふ。村の中程に金澤道あり。北の方蒔田村より入りて南の方上大岡村に達す。幅二間餘。當村も古くは御料所なるべし。何の頃よりか佐野某に賜ひ、今も子孫肥後守知行す。檢地は上村に同じ。

高札場 村の中程にあり。

小名 **下** 北の方を云ふ。 **小谷** 南の方なり。 **千保** 同邊なり。 **岩ノ谷** 同上。 **久能** 東の方をいへり。 **岸谷**（ヤト） 東北の方なり。 **竹ノ内** 中程にあり。 **寺ノ下町** **中ノ町** 此二名北の方にあり。土人或は字なりとも云ふ。

山 東南北の三方にあり。東南の方は高七丈餘。北は高五丈許なり。東の山に村民の林十二町一段三畝十五歩。東北の山に秣場あり。一町三段許。

大岡川 村の西北界を流る。上大岡村より來り蕗田村に達す。幅四間。

神明社 〔除地一段五歩〕村の西南にあり。二間に二間半。萬福寺持。下同じ。

鹿島社 〔除地一段七畝〕村の南なり。社は二間に二間半。

若宮社 〔除地二段三畝〕村の東にあり。社の大さ上に同じ。吉祥寺持。以上三社。皆村の鎭守なり。

諏訪社二宇 一は村の南にあり。〔除地一畝十歩〕。一は東にあり。〔除地一畝〕。共に小社にて萬福寺持。下同。

熊野社 〔除地一畝十二歩〕同じ邊なり。不動院の持。

第六天社 〔除地一畝〕村の南にあり。

吉祥寺 〔境内見捨地〕村の北寄にあり。古義眞言宗石川寶生寺末。地雲山如意珠院と號す。本堂八間に五間。開山僧覺眞。文安五年十一月十三日寂。開基は平戸大藏則ち里正清八が先祖なり。文安元年十二月朔日死す。法名覺榮と號す。本尊十一面觀音。長一尺八寸許。

淺間社 〔除地一畝二十歩〕中程にあり。法積院持。以上三社も小社なり。

萬福寺 〔境内見捨地〕村の南なり。同寺の末。瑠璃山と號す。開山僧長雄。寛永元年三月五日寂す。村民藤七が先祖平戸大學が開基せし處なり。本堂五間半に四間半。藥師を本尊とす。

法積院 〔境内年貢地〕北の方にあり。當山派修驗。相模國高座郡吉岡村龍光寺配下。開祖秀天。永祿七年正月十三日寂。本尊不動を安置す。

不動院 〔境内年貢地〕羽黑行人派修驗。江戸日本橋元大工町仙壽院配下。開祖秀榮。正德二年七月五日寂。不動を本尊とす。護摩堂あり。

千日堂 〔年貢地〕村の西金澤道の側にあり。彌陀を本尊とす。萬福寺持。

兒塚 村の南山上にあり。高三四尺。幅二間許。由來詳ならず。下同じ。

行人塚 東の方小名久能に山あり。上に二塚あり。一は高五尺。徑二間餘。塚上に圍一丈許の松一株植ゑ置けり。一は高四尺。徑九尺許。是も上に圍八尺許の松あり。

物見塚 東北の方小名岸ノ谷の山上にあり。高徑六尺許。上に小松あり。

森公田村（クデン） 巽の海濱にあり。東海道保土ヶ谷宿より巳午の方二里半餘。江戸日本橋より行程十一里を隔つ。昔は當村及び森中原、森雜色の三村を合せて森村と號す。文祿三年の水帳に『武州久良岐郡杉田森村』と記す。是より此邊は山麓に村落をなし、樹木特に繁茂せるを以て起りし名なりと云ふ。正保の改にも森村と載せ、寛文四年の水帳に至りて森郷公田村と記す。此頃より漸く分れし事知るべし。元祿の國圖には既に當村及び中原、雜色の三村に分ち皆森の字を傍標す。又同時の郷帳には今の如く『森』の字をかき續けたりと。當時區々に記せしこと知らる。今はすべて三ともに書連ぬるを常とす。公田、中原、雜色の名は、土地の中央にて平衍なれば中原と名づけ、水田多くして貢稅に充つるに宜しきを以て公田といひ、其餘を雜色と名づけるは貢稻を出さしめずして、課役の諸色雜費に充てし所なれば此名ありと云ふ。當村今も森郷と唱ふ。庄名は六浦、平子、杉田等の唱あり。戸數六十。村の四隣東は海濱にして上總浦まで海上七里、南は森雜色村、巳午の方は森中原村、坤の方は田中村、西は山を隔てゝ上大岡、關の兩村、北も山を隔てゝ磯子及び岡村なり。東西九町許、南北十町餘。西北に山を負ひて其餘は平衍なり。土性は赤黑の砂眞土にて、山畑はをぼこ土と云ふ最も下品の土なり。田は四分、畑は六分、

天水を仰ぎて耕せばしば〳〵旱損あり。されば村内二ヶ所に溜井を設く。一は小名清水坂にあり、長三十間、横二十七間。一は荻久保にあり、段別三畝十八歩。共に當村と森雜色村入會の溜井なり。又當村西方の山上所々に小塚あり。百八塚と云ふ。此外大塚、經塚など云ふあり。大塚は東南にて高五六間、經塚は乾にて高三四間、皆雜木生茂れり。當村古より御料にして御代官しば〳〵代り、正德二年に至りて大久保甚四郎に賜はり、今子孫甚四郎知行す。檢地は文祿三年十月寺田右京糺せり。其後の新墾は寛文四年十月改むと云ふ。

高札場 村の中央より少しく北の方にあり。

小名 御屋敷　陣屋川 幅三四尺の惡水堀なり。この土名は古へ間宮豐前守康俊此地を領せし時の陣屋跡なれば此唱ありと云ふ。御屋敷と唱ふる地も今は陸田となれり。村の中程に當る。　北ヶ谷　南向坂　松之内　富士之越　鹽汲坂　京塚　赤穗　峯岸　かいと 以上の小名は村の北に當る。　大塚　馬飼ヶ谷　長畑　鹿島脇　鳥打　百八塚　一本榎　稲荷谷　清水坂　東谷　西之谷 以上は村の西を云ふ。　向ヶ谷　御嶽前　八臺　左藤内　逸見　岩井土　荻久保　荒神臺　臺之下　出口　飛鳥谷　ぶたい　越之浪　白幡　橋川通 以上は南方の唱なり。

山 村の西北にあり。北の方を幡落山。淺間山など唱へ。西を清水坂山と云ふ。此坂を上り關村。上大岡村に至る。登り三町許。又北の方に南向坂と云ふあり。登り二町許。磯子村に通ず。山中所々に秣場あり。段別合九段二畝二歩。

林 村の坤に當る。小名荒神山と唱ふ。段別九段三畝六歩。

海 村の東にあり。海濱を屏風ヶ浦と呼ぶ。南の方富ヶ岡の出崎より北の方本牧の鼻まで海岸のさま屏風を立てたる如し。故に此唱ありと云ふ。爰より江戸まで海上九里。潮干凡三町餘。此濱にて村民等魚獵を專とす。夏はかつら網又手操網。冬はけたと云ふ縄網を下す。

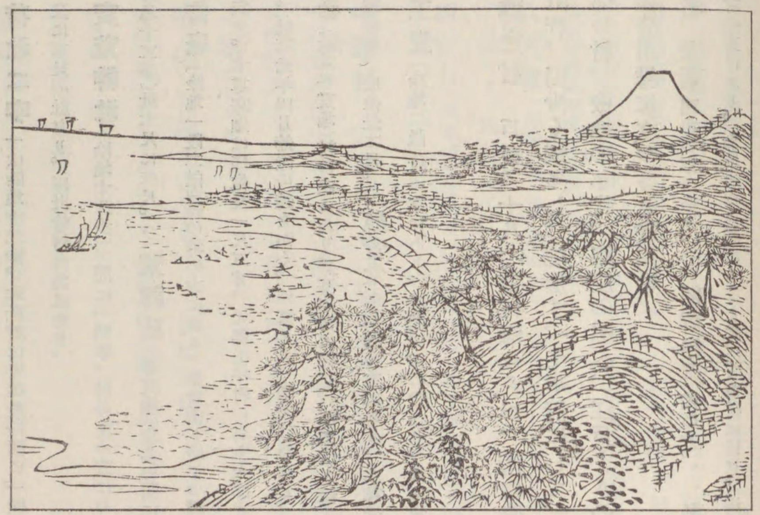

けたは海鼠を捕ふるの具なり。

淺間社 〔除地五畝歩〕村の北の方山上にあり。社二間に二間半。我羅山の額を掛く。森三村の鎭守なり。松本村修驗權現堂の持。故に本地藥師像は常に權現堂に安ず。相傳ふ此本地の金像は聖德太子の御作にして座像長三寸七分。守邦親王の守護佛なり。建武年中親王當社を造立して安置せられしと云ふ。建武は親王薨御の後なれば年代誤りあるべし。又寺傳に其後房州里見氏此邊亂妨の時堂宇以下燒失せしと云ふ。本社より北の方一町餘を下りて石小祠あり。下淺間と號す。前に御手洗池と號して細流あり。此淺間山は海濱に張出てたる高山にて眺望開け。上總の嶂巒天際に連りて波濤の如し。右に當りては富ヶ岡の鼻張出し夫より二里餘を隔てゝ本牧の出崎突出し。又遙に富ヶ岡の先に張出したるは相州三浦郡觀音崎走水の出崎にしてこの山の眺望殊に美なり。圖上に載す。

天照太神宮 〔除地十五歩〕村の西南の方にあり。九尺に六尺。元祿十年造立の棟札あり。神體は石像長一尺一寸。

明神社 〔除地二畝二十歩〕村の西北にあり。社二間に二間半。明暦二年の棟札あり。神體は立像長五寸。

牛頭天王社 〔除地六歩〕村の北にあり。社は二間に一間半。貞享二年の造立なり。

稲荷社二宇 一は除地十二歩。本社石にて拜殿一間に一間半。神體は立像長四寸七分。貞享二年造立の棟札を納む。一は除地六歩。五尺に三尺の社なり。兩社皆村の北にあり。

三寶荒神社〔除地十八歩〕二間に一間半。村の南の方にあり。貞享二年造立の棟札あり。神體は立像長一尺三寸。

御嶽社〔除地十五歩〕社六尺に五尺。

荒神社〔年貢地〕東北の間にあり。六尺に七尺。以上の數社皆松本村修驗權現堂の持。

篁修庵〔除地一段二畝〕村の坤の方に在り。荒貴山と號す。禪宗臨濟派杉田村東漸寺末。本堂五間半に四間。開山光室。永德元年九月三日寂す。本尊釋迦は座像長一尺五寸。元祿七年村の名主太郎左衞門の寄附する所なり。其前の本尊は詳ならず。

鐘樓 境内巽の方にあり。延享元年四月鑄造の鐘をかく。銘文あり。考證に益なし。

林香庵〔年貢地〕村の西にあり。本山前に同じ。雨峯山と號す。本堂六間半に四間半。開山聖溪龍公。應永二十三年五月二十九日化す。本尊釋迦。座像長二尺。

觀音堂 境内巽の方にあり。本尊千手觀音。長二尺八寸。

十王堂〔除地二畝〕村の東にあり。三間四方の堂なり。本地地藏。傍に如意輪觀音を安ず。林香庵持。

森雜色村　戸數三十八。東は海にそひ、南は森中原村、西北の方は森公田村なり。東西二町許、南北四町程。田少く畑多し。地形すべて平衍にして、天水を仰ぎて耕せり。村名の義は前村に辨ぜり。方位及び分村、檢地の年代、郷庄の唱へ、江戸よりの里數、土性、御代官の遷替等すべて前村に同じ。高札は森公田村に立つるを兼用ゆ。

小名 赤穗 西北の方にあり。　稲荷谷戸 西の方。　臺ノ下 坤の方。　柳作 南の方。下同じ。　腰根　白幡

海 村の東にあり。土民魚獵の利あること總べて前村に同じ。海岸より五六町を隔てゝ水底に石あり。旗立石と號す。年々三月潮退頃其形あらはる。春白の如く海底より四尺程も起出す。圓徑五尺許。凹き處圓徑一尺許。相傳ふ源氏の旗竿を立てし石なりと。其實は此邊の石にまゝ天然此形に似たる物あり。土風造化の然らしむるならん。

白旗明神社〔除地六畝〕村の巽にあり。二間に二間半。村の鎭守なり。鎌倉將軍頼朝を祀る。神體木にて作る。座像長五寸五分。天照太神。稲荷の二座を合祀す。長各四寸三分。太神宮は元來字臺原と云ふ所に別にありしを。近頃當社に合祀せり。貞享三年の棟札を納む。松本村修驗權現堂の持。

第六天社〔除地一畝〕村の乾にあり。五尺に七尺。正德三年造立の棟札あり。持前に同じ。

子ノ權現社〔除地十五歩〕村の巽にあり。石祠なり。同じ持。

神明宮 村の西北の方にあり。白旗に合祀せる太神宮の舊地なり。今は石祠のみ存す。

森中原村　戸數四十九。名義は森公田村に辨ず。東は海邊にして、西は山を隔てゝ栗木、田中の二村、北は森雜色、森公田の兩村なり。東西五町餘、南北四町餘。田少く畑多し。天水を仰ぎて耕す。故に往々旱損あり。村内二ヶ所に溜井を設く。一は段別二段十五歩、一は段別一段一畝、共に西寄にあり。

高札場 村の中程にあり。

小名 桐ヶ谷前 南の方を云ふ。　谷田入口 西の方なり。　出口 北の方。　離山 丑の方に當れり。

山 村の西南にあり。小山なり。又栗木村に通ずる坂を鳥居坂と唱ふ。登一町餘。山上に秣場あり。栗木。田中。當村入會の地なり。段別一町七畝二十歩。

海 村の東なり。漁獵等のこと前村に同じ。

諏訪社〔除地一畝五歩〕村の鎭守なり。中程より巽の方にあり。二間に二間半。神體は座像にて長八寸七分。松本村修驗權現堂の持。

熊野社〔除地五畝〕村の乾にあり。山上に社を建つ。九尺に二間。泉藏院持。緣起の文は正應二年別當祐賢が記を正德年中改寫せしものなり。當社は泉藏院智覺。建久三年十一月造立すと見ゆ。其餘採用すべきものなし。社中に太神宮。貴布禰。稻荷。八幡。牛頭天王。船玉神の六座を合祀す。

願行寺〔除地一段五畝〕村の中程にあり。淨土宗橘樹郡神奈川宿成佛寺末。海照山海藏院と號す。本尊阿彌陀は長二尺一寸餘。脇士觀音。勢至各一尺二寸餘。當寺古は禪宗にて開山法燈國師。永仁六年十月十四日寂す。夫より三百餘年の後まで猶禪家たりしが。諦譽存廓の時淨土に歸依して改宗すと云ふ。此僧は延寶三年四月十九日寂す。本堂八間に六間半。東向。

寺寶　涅盤像一幅。出山釋迦畫像一幅。十三佛畫像一幅　以上何れも筆者詳ならず。

鐘樓　境內にあり。一間餘四方。元祿五年鑄造の鐘を掛く。序銘あれど考證に益なければ載せず。

太神宮、天滿宮合社　境內の鎭守なり。

如來寺〔除地二畝歩〕村の中程にあり。松風山と號す。本山前に同じ。本堂五間に四間。本尊阿彌陀は信州善光寺四十八體の第七體なり。是海中出現の像にて祕佛なり。往古此所荒神の社なりしが如來の出現の後廢して此寺を創立すと云ふ。今も境內に荒神の小祠あり。

寺寶　祐天僧正名號一幅。彈誓上人名號一幅。觀智國師名號一幅。

荒神社　境內にあり。

泉藏院〔年貢地〕本山修驗京都聖護院の末。大靈山桐谷寺と號す。桐ヶ谷は此所の小名なり。山號古は紀州山と號せしが三代以前の僧。今の山號に改むと云ふ。元祿三年七月二十六日年行事職の免許あり。尤も郡中八ヶ村の修驗は松本村權現堂の支配にして。其餘は郡中すべて當院にて支配せり。緣起の略に當山は右大將頼朝の建立四所祈願所の一にて。本鎌倉山崎鄕に道場を構へしに。爭亂の世廢して道場所領たるを以て此地に遷せしと云ふ。南方年行事の古跡なりと載す。開山大僧都智覺法印。正治元年六月朔日寂す。當住まて凡三十世連綿す。本尊不動は座像にして長一尺二寸五分。弘法大師の作。二童子長各一尺二寸。同作なり。又祖師神變菩薩の立像一軀を置く。長一尺三寸餘。運慶の作。四天王立像各一尺二寸餘。同作なり。本堂は南向。五間半に五間。

寺寶　不動畫像一幅　兆殿司筆。如意輪觀音畫像一幅　覺彥比丘筆。釋迦涅槃像一幅。十六善神畫像一幅。東坡居士畫像一幅。兩界曼陀羅二幅　右何れも筆者詳ならず。大般若經全部。一切經全部。舞扇一具　靜女の舞扇と云ふ。檜扇にて雲鶴の模樣あり。されど近來造りし物とみゆ。法螺一口　鎌倉傳來源家寄附の品なりと云傳ふ。鎗一筋　駿河安西住貞國作。直鑓にて柄ともに七尺許。長刀一振　以上の二品は笹下間宮氏所持のものなり。子孫より當寺に寄附せしと云傳ふ。

觀音堂　門を入りて正面にあり。金澤札所第二十九番なり。二間に二間半。本尊正觀音。立像長一寸八分。淺草寺感得の尊像と云ふ。前立は行基の作。長一尺六寸。其餘安置するもの出山釋迦立像長一尺。仲算大德の作。地藏立像長一尺六寸。惠心の作。

金毘羅社　境內に續きたる西の山上にあり。拜殿二間に三間。本社六尺に八尺。

大鐘　今はなし。古鐘の銘文の寫のみあり。左に載す。

武藏國紀州山桐谷乘寺鐘銘幷序

夫鐘也者。以音聲爲佛事也。所以懸於給孤之園。開覺八萬大衆。扣於須彌之頂。結集十二分敎。業林禮樂。自此以興隆。地獄辛酸。賴是而解脫。凡佛祖示生說法。靡不用之。況此方敎體。實在于音聞也。武藏州紀州山桐谷乘寺者。蓋智覺僧都所創之基。而鎌倉右幕下歸依之道場也。然岳師不肯自居開山之位。乃請眞淨榮源僧都爲第二世。蓋德厚而守之以謙也。建久丁巳春。遭鬱攸之變。幕下輙重新輪奐。殿堂門廡無不備矣。但未有巨鐘。甲子冬。寺主榮公。募衆檀聚赤金而範之。重若干斤。晨昏考擊貴乎。妙音常住。廣演大千之敎。圓根淸淨。頓脫萬劫之機。情與無情。同證寂滅者矣。予適寓鄰寺。開講楞嚴。寺主請予銘。爲之銘曰。

桐谷淨刹　紀州梵筵　分天台敎　輝四明燈　範成巨器　永鎭山川　虛空□豁　金剛體堅
長鯨吼浪　神龍出淵　遠徹三世　普及大千　本閒常住　妙音密圓　旣離動靜　豈藉因緣
三昧成就　般若現前　得一生果　脫萬劫纏　頓起苦趣　高遊義天　佛日果々　聖曆緜々

維時建永元年丙寅三月吉旦

洛陽賜紫沙門　賢道謹誌
當山第二世傳燈佛子
榮源造建
鑄物師
園井和泉守春宣

六境 境内の名勝なり。下の五名水も同じ。 **凌雲巘** 後背の山頂を云ふ。金毘羅社あり。故に名づく。 **踊躍峯** 北の方にあり。 **觀海臺** 西の山なる絶頂なり。 **觀梅亭** 西方山の半腹にあり。門前より杉田の邊をみやり彼地の梅花を一望す。故に此名を得るか。されど今亭なし。 **熊野社** 熊野社ある所を云ふ。 **五名水** **華嚴水** 五世の僧華嚴經講談の時偶旱魃の患あり。里人の憂患を休めんとて岩を穿ち呪誦せしかば甘泉湧出す。故に此名ありと云ふ。 **白露泉** 水勢白露の如し。故に此名あり。山麓より湧出す。 **蘸梧池** 前の山にあり。今は跡ばかり殘れり。 **岩間井** 北の山麓にあり。水常に湧出す。 **琴絲瀧** 本堂の後にあり。今はたゆ。以上六境。五名水は共に三世の僧佑仙の時造りしと云ふ。今より前三世の僧の時に全く成れり。 **不動堂**〔除地四畝〕村の乾にあり。二間に二間半。泉藏院持。

杉田村 東の方海濱にあり。正保元祿二圖は寺家村と記す。杉田は古名にて妙法寺大寺なりし故、中頃寺家と號し、今又古名に復せり。彼寺緣起に古此地杉多し、故に杉田の名起れり。今此邊二十二ケ

圖版三十二　杉田村梅林

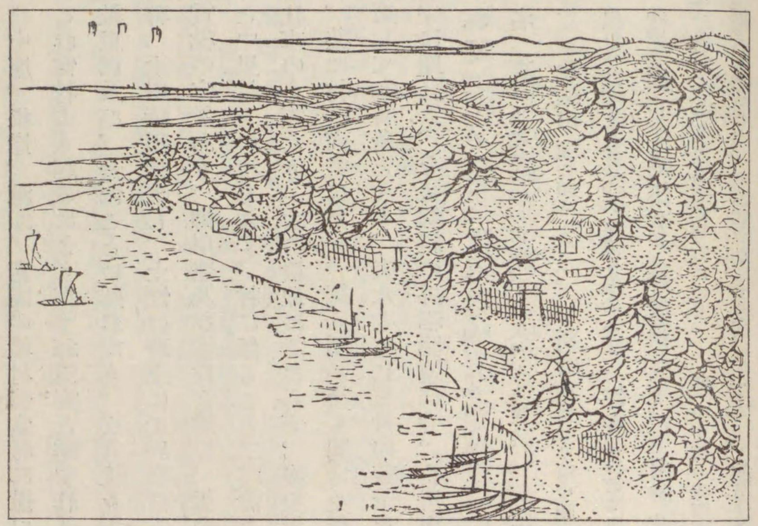

村皆其地なりしといへり。又小田原役帳に『間宮豐前守三百貫文久良岐郡杉田云々。但杉田鄕丑年之增分は惣檢地上改可被仰付又鶴岡領五十貫文久良岐郡杉田之内。』と載せたり。江戸日本橋より行程十二里。東は海岸に添ひ、西は保土ヶ谷宿より金澤、鎌倉に達する往來を隔てゝ中里村に隣り、南は富岡村に接し、北は中原村に界ふ。東西南北皆其徑十二町に餘る。土地多く斥鹵なれば、穀類野菜相應せざるを以て殊に梅樹を多く植ゑて其子を採る。今江戸の人杉田梅とて花時觀賞の遊客至るものは卽ち此所なり。初め梅樹を植ゑしは百餘年前の事なれど、六七十年前迄は畠の周廻にすべて竹藪ありて梅花の賞今の如く盛ならず。年を逐ひて多く種樹しもて行ふほどに土地の應ぜしにや、皆能く繁茂して梅林をなし、近き頃は其數幾千株と云ふことを知らず。其中もとよりの老樹も多しと云ふ。此梅なべて單瓣の白花にて能く實のれり。

後々は中原、根岸、瀧頭、富岡の數村皆當村に倣ひて梅林を闢き、年々梅實數百石を採りてこれを鬻ぐ。もとこれ當村より起るにより都て杉田梅と稱すれど、其味は當所の產に及ばずと云ふ。されば花時には芳香數里に及び、景色ことに勝れたり。文人往々雪霜を侵して遊賞し、今は梅花の一名區となれり。民家百軒。水田陸田相半し、土性は野土にて砂交れり。生產は梅實の外漁獵を事とす。海鼠腸殊に佳品にして貢稅の定數あり。御用船及び浦役を勤む。村內四條の道あり。其一は金澤、浦賀、鎌倉の街道にて當村と中里村との境を達す。村に係ること二町餘、幅二三間。是古道なるべしと云ふ。三條の道は農夫作場往來の小徑なり。古の檢地は詳ならず。後の新田は寶永九年志村多宮、明和四年辻源五郎改めしと云ふ。共に村の南寄にあり。御入國の後も間宮左衞門信繁が知行なりしに、寛保元年子孫左衞門信勝の時家廢して御料所となり、安永七年に又村內若干を割きて稻葉某に賜ひ、文化十四年又少許の處を古川山城守に賜はり、今も御料の外稻葉遠江守、古川山城守知行入會の地なり。

高札場 御料は小名辻にあり。遠江守知行は小名大戸にあり。

小名 **青戸** 海邊妙法寺の前を云ふ。大戸とも書す。　**宮原** 村の中央を云ふ。　**辻** 同邊なり。　**門前** 北の方にて中原村の境なり。　**北原田** 前の續きを云ふ。　**新田** 門前より南の續きなり。　**中ノ町** 南の方。　**尾崎** 中ノ町より少し海邊によれり。　**向谷** 中町より巽の方妙法寺の裏通りを云ふ。　**坪呑** 中ノ町より西南によれり。　**宮田** 北の方。　**堂ノ前** 妙法寺山の竝びなり。　**桑原** 坪呑に續く。　**長作** 宮田と坪呑の間にあり。　**山神** 宮田の西によれり。　**大谷** 堂ノ前の續きなり。　**雜子ヶ谷** 坪呑の西に添へり。　**かちみ田** 西の方にあり。　**臺** 中里村の境西南の方なり。　**郷戸** 是も中里村の境にて南によれり。　**北風松**（ナライ）　郷戸と臺との間にあり。　**大どう** 青戸の邊にあり。　**前田** 妙法寺の前通りを云ふ。

御林山 小名かちみにあり。御林の廣さ九畝六歩。又此山の續きに稻葉遠江守が林二十七歩許あり。　**遠藤山** 大般若塚より少しく南によれり。由來詳ならず。

大般若塚 小名內山にあり。村內東漸寺庫內に大般若經の蠹魚に食まれてありしを埋みて築きし塚なり。

屏風浦 東の海邊を云ふ。南は富岡の出崎北は本牧の海崖張出でて其形屏風を立てし如し。故に此名あり。一名うつみが浦とも云ふ。內海ヶ浦の義なるにや。

溜井二ヶ所 一は小名坪呑にあり。一は小名大谷にあり。此餘山間の淸水をも引注げり。

八幡社 〔除地一町四方〕小名宮原にあり。村の鎭守なり。石階數級の上に石の鳥居を立つ。本社一間四方。上屋五間に三間。東向。神體座像長八寸五分許。法體の姿にて右手に軍扇を持つ。勸請の年代詳ならず。問宮某納めたる像と云ふ。例祭六月十五日。九月廿五日。社後の山上より眼下に梅林を臨み花時其景尤も美なり。　**末社** **稻荷社** 本社の右にあり。地頭稻葉氏の靈を祀るにやと云ふ。　**別當** **妙觀寺** 本社に向ひて右にあり。法華宗江戸丸山本妙寺末。問宮山と號す。問宮氏開基とのみ云傳ふ。本堂五間に四間。本尊三寶を安ず。開山詳ならず。

東漸寺 〔境內除地三町に二町〕小名門前にあり。禪宗臨濟派關東十刹の一なり。靈桐山と號す。惣門を入ること凡十八九間にして中門を立つ。靈桐山の額を揭ぐ。落款に『見圓覺峻衛碩書』とあり。又五六間にして池あり。小橋を架す。又二三十間にして本堂に至る。中門の內左右に塔頭ならべり。下に出す。相傳ふ正安三年北條備前守宗長開基檀越として。開山宏覺禪師をして當寺を創建せしむと。寺記宗長〔按ずるに宗長普通の北條系圖には載せず。若くは定長の誤にや。猶追考すべし。〕を時長或は定長に作る。相模守時政が五代の孫なりと云ふ。按ずるに北條系圖に遠江守朝時が子に備前守時長あり。東鑑に據れば此人建長四年八月二十六日卒せしなれば。年代三十餘年上れり。時長の子備前太郎定長は正安の頃の人なれば。此人亡父時長菩提の爲に當寺を開きしなるべし。故に父子の名を混じてかく傳ふるにや。此人時政五代の孫なれば世數は符合せり。忌日を七月二十三日とするもの東鑑時長の卒日と合はざれば。恐くは定長の卒日にて

紀年を失せしなるべし。開山宏覺禪師は鎌倉建長寺開山大覺禪師の高弟にして嘉元四年十二月六日寂す。

延寶傳燈錄云。釋德悟開武之東漸寺。山號靈桐 爲開山祖。本朝高僧傳釋德悟字桃溪。晚依檀越之請。閑居武之東漸寺。其地臨海。風景鮮也。一時名宿。多以題贈。溪亦作偈曰。冥心丘壑絕追攀。放曠希夷宇宙寬。重疊山遮名利路。渺々海隔是非關。蒼松翠竹煙籠淡。古岸平沙月照寒。卽此逍遙無外事。白雲饒得伴淸閑。釋德詮字無及。弘安壬午春。與佛光無家諸師遊東漸寺。各有賦詠。詮所賦曰。峭壁嵯峨碧浪深。樓臺倒景蘸波心。目前盡是普門境。時聽海潮鼓梵音。釋宗鑑字明窗。不詳其姓其許。弘安四年住武之東漸寺。嘗題偈曰。此地分形隣少林。二株嫩桂緣陰深。前村不斷漁歌曲。遠谷遙聞石磬音。親話古頭無昧話。全提鼻祖正傳心。但仰聖加頻懇禱。締構速成容衆襟。釋文岑字象先。桃溪悟公弟子。有東漸寺作曰。徑邇幽處海天寬。潮落沙汀鷗鷺閑。憶得高秋淸夜景。寒濤搗月浸欄干。釋月翁元規禪師。嘗遊東漸寺作曰。滄溟渺々接天遠。月落波心鏡樣新。夜靜扁舟歌宛轉。蓬窗多有不眠人。元規禪師康元元年十一月五日寂 釋道通字大川。有題東漸寺作曰。山圍平海小坤維。白鳥衝潮映落暉。空盡十霜飄泊浪。水天上下碧瑠璃。大川和尙曆應二年二月朔日寂 釋道昭子靈巖。嘗遊東漸寺賦曰。水遶山腰碧似藍。月離雲嶠落波瀾。數聲欸乃漁歌外。風捲蘆花洲渚寒。釋德瓊字林叟。遊東漸寺偈曰。寺在江濱馴白鷗。石屏如畫入幽眸。釣船一曲漁歌曉。明月蘆花天地秋。釋德紹字無絃。題東漸寺作曰。一節扶過幾重山。歷盡崎嶇沙際寬。興未兮回首去。松風帶波海風寒。釋本立號千峯。嘗題東漸寺曰。千載桃翁舊典刑。焚修繼續德帷馨。門庭臨岸接蛟室。殿閣倚空對石屏。氣霽前灘煙浪濶。風回別海水雲腥。奇蹤恰類焦山景。只闕沙頭瘞鶴銘。釋祖裔字竺芳。東漸寺作曰。傑出東州仙境地。千峯環拱鎖雲煙。杖頭活落生平眼。月卯海心玉一痕。竺芳和尙應永元年七月二十七日寂年八十三。『校正者曰。竺方之詩。蓋有錯簡。起句當爲轉句。今姑從稿本。』

これ等の作に據れば當時寺域のこと推して知るべし。小田原役帳に『五十五貫文東漸寺分』と記す。頗る大寺なりしことしらる。天正の始め房州里見氏渡海して。戰爭の地に當りしかば伽藍も衰廢に及びしと。又寺傳に中興開基間宮左衞門尉敎信なりと云ふ。間宮系圖に敎信なし。恐らくは左衞門敎信の誤り歟。敎信は寬永の頃の人にて當時の地頭なり。地域今も結界淸寂にして殊勝の靈場なり。

本堂 六間に五間。東向。本尊釋迦。座身長二尺四寸許。運慶作。阿難。迦葉も同作。立像にて長二尺四寸許。又誕生佛をも安ず。長四寸。

開山堂 本堂の後にあり。二尺四方。堂內扁額に『勅諡宏覺禪師』と書す。花園院の宸翰なりと云ふ。又外簷に『見性』の二字を扁す。是開山宏覺の筆と云ふ。宏覺の像は椅子に倚る狀なり。長二尺餘。傍に開基北條備前守宗長の像あり。座身長二尺餘。名字異同の說既に前に辨ぜり。

觀音堂 二間四方。中門の內池の傍にあり。十一面觀音なり。立身長四尺餘。

辨財天社 池中の嶼にあり。二尺四方。辨天は座像長一尺八寸。池濶凡二百坪。

天神社 本堂の右にあり。小社。

稻荷社 開山堂の後にあり。是も小社。

鐘樓 本堂の左にあり。鐘高三尺四寸。周回七尺。銘文左の如し。

久良岐古招提。號曰東漸。前主山僧宗鑑緣契檀門。掃蟻窟蜂房。革爲禪刹。幢々雲水。交武於途。然視諸方叢林。所宜有者闕典。住山了欽獨病無洪鐘諭晦明。自知一力難成。旁募衆緣。得辨大器既成矣。無銘其可乎。

銘曰

大器圓成。遐邇匐匐。覺夢孤客。息苦幽生。聲不到耳。耳奚到聲。無來無去。非虧非盈。根塵消殞。自他齊平。圓通三昧。觸處洞明。烏回免轉。海晏河淸。板圖傳遠。帝基不傾。

時永仁六年戊戌孟春望日　　住山比丘了欽謹